令和６年度

整備主任者・自動車検査員研修資料
【地域教材】

北陸信越運輸局　自動車技術安全部

《北陸信越ブロック版》

Ⅰ　最近改正された法令・通達等

1　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第51次改正）
（令和５年８月25日　自動車技術総合機構）…… 114

2　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第52次改正）
（令和５年９月22日　自動車技術総合機構）…… 188

3　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第54次改正）
（令和５年11月30日　自動車技術総合機構）…… 191

4　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第56次改正）
（令和６年３月28日　自動車技術総合機構）…… 233

5　独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第57次改正）
（令和６年６月27日　自動車技術総合機構）…… 286

6　幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！
～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～
（令和６年３月19日　国土交通省）…… 306

7　来年４月より、車検を受けられる期間が延びます
～年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします～
（令和６年６月25日　国土交通省）…… 334

8　特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について
（令和６年７月30日　国自整第98号の２）…… 336

9　「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について
（令和６年８月６日　国自整第105号）…… 341

10　「整備工場における平成10年９月１日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の
一部改正について
（令和６年８月６日　国自整第106号）…… 348

Ⅱ　参考資料

1　「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」について
（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）…… 355

2　令和５年度北陸信越運輸局管内における自動車整備事業者の処分概要…… 363

Ⅲ　統計資料

1　管内自動車保有車両数の推移（過去５年）…… 365

2　管内継続検査件数の推移（過去５年）…… 366

3　管内ユーザー車検受検件数の推移（過去５年）…… 367

4　管内認証・指定工場数及び指定整備率（過去10年）…… 368

5　管内認証・指定工場の実態（令和５年度末）…… 368

Ⅳ　その他資料（連絡先等一覧）

1　北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所…… 369
2　独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所…… 369
3　軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所…… 370
4　自動車整備振興会…… 370
5　管内出張検査場…… 370

令和５年８月25日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第51次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

①　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　歩行者保護に係る協定規則へARHSS(Adjustable Ride Height Suspension System)を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]

○　乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]

○　乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]

②　OBD検査に係る取扱い等の新設

OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。[4-10、9-15等]

※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。

③　その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(令和５年６月５日国土交通省令第45号)

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和２年８月５日国土交通省告示第788号、令和５年６月５日国土交通省告示第572号）

・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和２年８月５日国土交通省告示第788号、令和５年１月４日国土交通省告示第１号、令和５年６月５日国土交通省告示第572号）

３．施行日

令和５年９月１日

新旧対照表主要部分抜粋

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 51 次改正新旧対照表

令和 5 年 8 月 25 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
え	（略）	（略）
	エルボー点	カットオフライン上における当該すれ違い用ビームの照射部分の中心又はその近傍にある最大の屈曲点をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
け	（略）	（略）
	検査用スキャンツール	車載式故障診断装置との通信により当該装置に記録された特定 DTC 等を読み出すための機器であって、「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」（平成 7 年運輸省告示第 375 号）に適合することを、適切な技術的能力を有する者が「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成 7 年 6 月 14 日付け自整第 121 号）により公正に試験を実施して確認しているものをいう。
	検知装置	自動車に隣接する領域にある障害物を運転者が検知するために信号を用いる装置をいう。
	（略）	（略）
こ	（略）	（略）
	高度化システム	法第 76 条の 30 に基づく軽自動車の検査事務の実施に関する規程で定義するシステムをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①　空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
え	（略）	（略）
	エルボー点	カットオフライン上における当該すれ違い用ビームの照射部分の中心及びその近傍にある最大の屈曲点をいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
け	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
こ	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①　空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者

新

1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態であること。

なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。

②～④（略）

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
て	（略）	（略）
	データリンクコネクタ	スキャンツールとの通信を目的として自動車に設けられた外部接続用端子をいう。
	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	特定 DTC	OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードのうち、当該コードのみで OBD 検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるものをいう。（OBD 検査対象装置のうち、排出ガス発散防止装置以外の装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。） （DTC：Diagnostic Trouble Code）
	特定 DTC 照会アプリ	車両が OBD 検査の対象であるか確認を行い、検査用スキャンツール及び OBD 検査用サーバと通信して OBD 検査を行うための自動車技術総合機構が開発・管理しているアプリケーションをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

旧

1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、運転者 1 名が乗車した牽引自動車と上昇している車軸を強制的に下降させた状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。

なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。

②～④（略）

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
て	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
と	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新				旧			
	れ	レディネスコード	細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」による故障診断が過去に実施されたことを示す記録情報であって、最後の消去時から当該監視が作動したかを検査用スキャンツールからの要求により読み出せるものをいう。		れ	（新設）	（新設）
		（略）	（略）			（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	O	（略）	（略）		O	（略）	（略）
		OBD 検査	目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。（OBD：On-Board Diagnostics）			OBD 検査	細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める継続検査用 OBD を用いた電子的な検査をいう。
		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① かじ取装置（UN R79 の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。） ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS） ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC） ④ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC） ⑤ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS） ⑥ 衝突被害軽減制動制御装置（AEBS） ⑦ 排出ガス発散防止装置 ⑧ 電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS） ⑨ 自動運行装置			（新設）	（新設）
		OBD 検査用サーバ	審査用技術情報管理事務を行うために必要な技術情報等を蓄積し一元管理している自動車技術総合機構が開発・管理しているサーバをいう。			（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
	U	（略）	（略）		U	（略）	（略）
		UN R161	施錠装置に係る協定規則をいう。			UN R161	施錠装置に係る協定規則
		UN R162	イモビライザに係る協定規則をいう。			UN R162	イモビライザに係る協定規則

新				旧			
		UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則をいう。			UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則
		UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則をいう。			（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）
第２章～第３章（略）

第４章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1　敷地等における秩序維持等
（1）（略）
（2）受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
ア～ソ（略）
タ　OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
②～⑯（略）
⑰　検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。
（3）～（6）（略）
4-2～4-3（略）

4-4　不適切な補修等
（1）第６章から第９章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。
①～②（略）
③ 装置又は部品の補修
ア～カ（略）
キ　前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
④（略）
（2）（略）
4-5～4-6（略）

4-7　審査の実施方法等

1-3-1（略）
1-4～1-6（略）
第２章～第３章（略）

第４章　自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1　敷地等における秩序維持等
（1）（略）
（2）受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
ア～ソ（略）
（新設）
②～⑯（略）
（新設）
（3）～（6）（略）
4-2～4-3（略）

4-4　不適切な補修等
（1）第６章から第８章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。
①～②（略）
③ 装置又は部品の補修
ア～カ（略）
（新設）
④（略）
（2）（略）
4-5～4-6（略）

4-7　審査の実施方法等

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
4-7-1　審査の実施方法 （1）自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。 （2）～（5）（略） **4-7-2～4-7-3**（略）	**4-7-1　審査の実施方法** （1）自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。 この場合において、審査を行う項目は別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。 （2）～（5）（略） **4-7-2～4-7-3**（略）
4-8　審査状況等の電磁的な記録 **4-8-1**（略） **4-8-2　画像の取得及び保存** （1）（略） （2）次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 ①（略） ②　7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（ア又はイの自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。） ア　7-107-1（2）及び（3）が適用される自動車 イ（略） ③（略） （3）～（5）（略） **4-8-3**（略） **4-9**（略）	**4-8　審査状況等の電磁的な記録** **4-8-1**（略） **4-8-2　画像の取得及び保存** （1）（略） （2）次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 ①（略） ②　7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（ア又はイの自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。） ア　7-107-1（2）が適用される自動車 イ（略） ③（略） （3）～（5）（略） **4-8-3**（略） **4-9**（略）
4-10　車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査） 細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。 ①　自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。 ②　照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。 ③　原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READY の状態）にする。） ④　OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。 なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READY の状態））を維持する。 ⑤　OBD 検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。 ⑥　原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。	**4-10 欠番** （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）
4-11～4-17（略）	**4-11～4-17**（略）
4-18　破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-2（3）、7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）、7-32-1（1）、7-33-1（2）②及び 7-34-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 （1）～（2）（略）	**4-18　破壊試験** この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3（3）、7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）、7-32-1（1）、7-33-1（2）②及び 7-34-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 （1）～（2）（略）
4-19（略）	**4-19**（略）
4-20　架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第 6 章及び第 7 章によるほか、次により取扱うものとする。 （1）次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ①　7-16-2-2（1）又は 7-15-2-2（2）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの ②　7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）及び 7-32-1（1）に規定する技術基準等若しくは	**4-20　架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査** 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第 6 章及び第 7 章によるほか、次により取扱うものとする。 （1）次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ①　7-16-2-3（1）又は 7-15-2-3（2）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの ②　7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2（2）①から⑤まで及び⑧、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）及び 7-32-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ① 7-16-2-2 (1) 又は 7-15-2-2 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの ア～ウ（略） ② 7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1) 及び 7-32-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの ア（略）	規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの ア～ウ（略） ② 7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2 (2) ①から⑤まで及び⑧、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1) 及び 7-32-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの ア（略）
4-21　自動運行装置を備える自動車の審査 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 **4-21-1　走行環境条件付与書の適用** 走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、4-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、4-12-1 (1)⑧に基づく自動運行装置に係る 7-113-2 (1) の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。 なお、4-21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求め、事務所等において写しに原本と照合済みである旨を表示することをいう。 **4-21-2**（略） **4-21-3　走行環境条件付与書の提示等** (1) 4-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。 ① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、7-113-2 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。	**4-21　自動運行装置を備える自動車の審査** 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 **4-21-1　走行環境条件付与書の適用** 走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、4-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、4-12-1 (1) ⑧に基づく自動運行装置に係る 7-113-2-3 (1) の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。 なお、4-21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求め、事務所等において写しに原本と照合済みである旨を表示することをいう。 **4-21-2**（略） **4-21-3　走行環境条件付与書の提示等** (1) 4-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。 ① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、7-113-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

新	旧
②（略） (2)（略） **4-21-4**（略） **4-22～4-27**（略） **第 5 章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法** **5-1～5-2**（略） **5-3　審査結果通知情報** 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 **5-3-1～5-3-14**（略） **5-3-15　備考欄** (1)（略） (2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。 装置の性能等 ／ 適用した規定 ／ 備考欄の記録内容 ／ 備考欄コード 衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等 ／ 7-13-1-2 (5) ／ (略) ／ (略) (略) ／ (略) ／ (略) ／ (略) (3) ～ (5)（略） **5-3-16～5-3-17**（略） **5-4**（略） **第 6 章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）** **6-1～6-12**（略） **6-13　かじ取装置** 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) ～ (4)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、7-13-1-2 (3) の規定にかかわらず、UN R12-05 の 5.（5.5. を除く。）及び 6. に適合するものであればよい。	②（略） (2)（略） **4-21-4**（略） **4-22～4-27**（略） **第 5 章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法** **5-1～5-2**（略） **5-3　審査結果通知情報** 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 **5-3-1～5-3-14**（略） **5-3-15　備考欄** (1)（略） (2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。 装置の性能等 ／ 適用した規定 ／ 備考欄の記録内容 ／ 備考欄コード 衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等 ／ 7-13-1-3 (5) ／ (略) ／ (略) (略) ／ (略) ／ (略) ／ (略) (3) ～ (5)（略） **5-3-16～5-3-17**（略） **5-4**（略） **第 6 章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）** **6-1～6-12**（略） **6-13　かじ取装置** 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) ～ (4)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (5) 量産型超小型モビリティのかじ取装置は、7-13-1-3 (3) の規定にかかわらず、UN R12-05 の 5.（5.5. を除く。）及び 6. に適合するものであればよい。

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
6-108　後退時車両直後確認装置 7-108 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 ［UN R158-00］ (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R158-00-S2 の 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④　運転者の直接視界により UN R158-00-S2 の 15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-S2 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。） (2)（略） **6-109～6-125**（略）	**6-108　後退時車両直後確認装置** 7-108 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 ［UN R158-00］ (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R158-00-S1 の 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④　運転者の直接視界により UN R158-00-S1 の 15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-S1 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。） (2)（略） **6-109～6-125**（略）
第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 **7-1～7-12**（略） **7-13　かじ取装置** **7-13-1　性能要件** （削除） **7-13-1-1　視認等による審査** 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 3 項関係、細目告示第 91 条第 3 項関係） ①～⑤（略） **7-13-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S3 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-S3 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2.3.4.5.に定める機能を有するものであって、5.1.6.3.1.(a)に適合するものに限る。）を備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S3 の 5.及び 6.に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係） ①～②（略） ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 (2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、緊急操舵機能及び運転者異常時対応システムに係る部分を除き（1）③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。 (3) ～ (5)（略） **7-13-2～7-13-3**（略） **7-13-4　適用関係の整理** (1) ～ (7)（略） (8) 次の自動車については、7-13-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 10 項関係） ①～②（略） ③　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。 ア（略） イ　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの ウ（略） ④～⑤（略） (9) ～ (10)（略） **7-13-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 1 項関係） **7-13-5-1　性能要件（視認等による審査）** （削除） 自動車のかじ取装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～⑤（略） **7-13-6　従前規定の適用②** 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する	**第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-12**（略） **7-13　かじ取装置** **7-13-1　性能要件** **7-13-1-1　テスタ等による審査** 9-2 の規定による。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 3 項第 1 号リ関係、細目告示第 91 条第 3 項第 1 号ル関係） **7-13-1-2　視認等による審査** 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 3 項関係、細目告示第 91 条第 3 項関係） ①～⑤（略） **7-13-1-3　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S3 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-S3 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2.3.4.5.に定める機能を有するものであって、5.1.6.3.1.(a)に適合するものに限る。）を備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S3 の 5.及び 6.に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係） ①～②（略） ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきかじ取装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 (2) 7-13-1-1 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能及び補正操舵機能に係る部分を除き（1）③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。 (3) ～ (5)（略） **7-13-2～7-13-3**（略） **7-13-4　適用関係の整理** (1) ～ (7)（略） (8) 次の自動車については、7-13-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 10 項関係） ①～②（略） ③　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。 ア（略） イ　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの ウ（略） ④～⑤（略） (9) ～ (10)（略） **7-13-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 1 項関係） **7-13-5-1　性能要件** (1) 9-2 の規定による。 (2) 自動車のかじ取装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～⑤（略） **7-13-6　従前規定の適用②** 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
じ取装置」とする。 (3) 7-13-1-2 (3) に同じ。 (4) 7-13-1-2 (4) に同じ。 (5) 7-13-1-2 (5) に同じ。	(3) 7-13-1-3 (3) に同じ。 (4) 7-13-1-3 (4) に同じ。 (5) 7-13-1-3 (5) に同じ。
7-14　施錠装置等 **7-14-1**（略） **7-14-2　性能要件** **7-14-2-1**（略） **7-14-2-2　書面等による審査** (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S4 の 5.（5.4.及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2)（略） **7-14-3～7-14-7**（略）	**7-14　施錠装置等** **7-14-1**（略） **7-14-2　性能要件** **7-14-2-1**（略） **7-14-2-2　書面等による審査** (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S3 の 5.（5.4.及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2)（略） **7-14-3～7-14-7**（略）
7-15　トラック・バスの制動装置 **7-15-1**（略） **7-15-2　性能要件** （削除） **7-15-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2)（略） **7-15-2-2　書面等による審査** (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ①　②から④に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係	**7-15　トラック・バスの制動装置** **7-15-1**（略） **7-15-2　性能要件** **7-15-2-1　テスタ等による審査** 9-3 の規定による。(細目告示第 93 条第 7 項関係) **7-15-2-2　視認等による審査** (1) ～ (2)（略） **7-15-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる自動車 (7-15 に規定する自動車に限る。) の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ①　②から④に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-12-S1 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係

新	旧
る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。 ②　貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア　7-15-2-2 (2) ①の基準 イ　7-16-2-2 (1) ①から④までの基準（7-16-2-1 (2) の基準に適合するものに限る。） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。 ④（略） (3)（略） **7-15-3～7-15-5**（略） **7-15-6　従前規定の適用②** 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係) ①～②（略） **7-15-6-1**（略） **7-15-6-2　性能要件** （削除） **7-15-6-2-1　視認等による審査** 7-15-7-2-1 に同じ。 **7-15-6-2-2　書面等による審査** (1) 制動装置は、平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け	る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則 21 に適合すること。ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。 ②　貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア　7-15-2-3 (2) ①の基準 イ　7-16-2-3 (1) ①から④までの基準（7-16-2-2 (2) の基準に適合するものに限る。） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-12-S1 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-12-S1 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。 ④（略） (3)（略） **7-15-3～7-15-5**（略） **7-15-6　従前規定の適用②** 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係) ①～②（略） **7-15-6-1**（略） **7-15-6-2　性能要件** **7-15-6-2-1　テスタ等による審査** 9-3 の規定による。 **7-15-6-2-2　視認等による審査** 7-15-7-2-2 に同じ。 **7-15-6-2-3　書面等による審査** (1) 制動装置は、平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) ①～④（略） **7-15-15-1**（略） **7-15-15-2　性能要件** （削除） **7-15-15-2-1　視認等による審査** 7-15-2-1に同じ。 **7-15-15-2-2　書面等による審査** (1) 7-15-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ①（略） ②　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア　7-15-15-2-2 (2) ①の基準 イ　7-16-2-2 (1) ①から④までの基準（7-16-2-1 (2) の基準に適合するものに限る。） ③～④（略） (3) 7-15-2-2 (3) に同じ。 **7-16　乗用車の制動装置** **7-16-1**（略） **7-16-2　性能要件** （削除） **7-16-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2)（略） **7-16-2-2　書面等による審査** (1) ～ (2)（略） **7-16-3～7-16-5**（略） **7-16-6　従前規定の適用②** 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第2号関係) **7-16-6-1**（略） **7-16-6-2　性能要件** （削除）	するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) ①～④（略） **7-15-15-1**（略） **7-15-15-2　性能要件** **7-15-15-2-1　テスタ等による審査** 9-3の規定による。 **7-15-15-2-2　視認等による審査** 7-15-2-2に同じ。 **7-15-15-2-3　書面等による審査** (1) 7-15-2-3 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ①（略） ②　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア　7-15-15-2-3 (2) ①の基準 イ　7-16-2-3 (1) ①から④までの基準（7-16-2-2 (2) の基準に適合するものに限る。） ③～④（略） (3) 7-15-2-3 (3) に同じ。 **7-16　乗用車の制動装置** **7-16-1**（略） **7-16-2　性能要件** **7-16-2-1　テスタ等による審査** 9-3の規定による。(細目告示第93条第7項関係) **7-16-2-2　視認等による審査** (1) ～ (2)（略） **7-16-2-3　書面等による審査** (1) ～ (2)（略） **7-16-3～7-16-5**（略） **7-16-6　従前規定の適用②** 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第2号関係) **7-16-6-1**（略） **7-16-6-2　性能要件** **7-16-6-2-1　テスタ等による審査** (1) 9-3の規定による。

新	旧
7-16-6-2-1　視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、7-15-7-2-1①から⑤までの基準に適合すること。 ②　7-16-6-2-2 (2) ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 **7-16-6-2-2　書面等による審査** (1)（略） (2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ①　制動装置は7-15-7-2-2 (2) ②及び③の基準に適合すること。 ②～⑤（略） (3)（略） **7-16-7　従前規定の適用③** 平成16年1月1日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第9条第6項関係) ①～③（略） **7-16-7-1**（略） **7-16-7-2　性能要件** （削除） **7-16-7-2-1　視認等による審査** 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、7-15-7-2-1①から⑤までの基準に適合すること。 ②　7-16-7-2-2 (2) ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者	(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。 なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ②　主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 **7-16-6-2-2　視認等による審査** 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、7-15-7-2-2①から③までの基準に適合すること。 ②　7-16-6-2-3 (2) ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 **7-16-6-2-3　書面等による審査** (1)（略） (2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ①　制動装置は7-15-7-2-3 (2) ②及び③の基準に適合すること。 ②～⑤（略） (3)（略） **7-16-7　従前規定の適用③** 平成16年1月1日以降に製作された自動車であって①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第9条第6項関係) ①～③（略） **7-16-7-1**（略） **7-16-7-2　性能要件** **7-16-7-2-1　テスタ等による審査** (1) 9-3の規定による。 (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。 なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ②　主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 **7-16-7-2-2　視認等による審査** 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、7-15-7-2-2①から③までの基準に適合すること。 ②　7-16-7-2-3 (2) ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者

（略）

新	旧
② 7-16-2-1（2）②に同じ。 ③ 7-16-2-1（2）③に同じ。 ④ 7-16-2-1（2）④に同じ。 ⑤ 7-16-2-1（2）⑤に同じ。 **7-16-13-2-2 書面等による審査** （1）～（3）（略） **［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **7-16-14 従前規定の適用⑩** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 49 項関係） **7-16-14-1**（略） **7-16-14-2 性能要件** （削除） **7-16-14-2-1 視認等による審査** （1）7-16-2-1（1）に同じ。 （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-16-2-1（2）①に同じ。 ② 7-16-2-1（2）②に同じ。 ③ 7-16-2-1（2）③に同じ。 ④ 7-16-2-1（2）④に同じ。 ⑤ 7-16-2-1（2）⑤に同じ。 **7-16-14-2-2 書面等による審査** 7-16-2-2 に同じ。 **7-17 二輪車の制動装置** **7-17-1**（略） **7-17-2 性能要件** （削除） **7-17-2-1 視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-17-2-2 書面等による審査** （1）～（4）（略） **7-17-3～7-17-4**（略） **7-17-5 従前規定の適用①** 平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準（二輪自動車にあっては 7-18-14-2-1⑤、7-18-14-2-1⑥、7-18-14-2-2（2）及び（3）に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-18-14-2-1⑥及び 7-18-14-2-2（2）	② 7-16-2-2（2）②に同じ。 ③ 7-16-2-2（2）③に同じ。 ④ 7-16-2-2（2）④に同じ。 ⑤ 7-16-2-2（2）⑤に同じ。 **7-16-13-2-3 書面等による審査** （1）～（3）（略） **［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **7-16-14 従前規定の適用⑩** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 49 項関係） **7-16-14-1**（略） **7-16-14-2 性能要件** **7-16-14-2-1 テスタ等による審査** 9-3 の規定による。 **7-16-14-2-2 視認等による審査** （1）7-16-2-2（1）に同じ。 （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-16-2-2（2）①に同じ。 ② 7-16-2-2（2）②に同じ。 ③ 7-16-2-2（2）③に同じ。 ④ 7-16-2-2（2）④に同じ。 ⑤ 7-16-2-2（2）⑤に同じ。 **7-16-14-2-3 書面等による審査** 7-16-2-3 に同じ。 **7-17 二輪車の制動装置** **7-17-1**（略） **7-17-2 性能要件** **7-17-2-1 テスタ等による審査** 9-3 の規定による。（細目告示第 93 条第 7 項関係） **7-17-2-2 視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-17-2-3 書面等による審査** （1）～（4）（略） **7-17-3～7-17-4**（略） **7-17-5 従前規定の適用①** 平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準（二輪自動車にあっては 7-18-14-2-1（2）④、7-18-14-2-2②、7-18-14-2-3（2）及び（3）に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3

新	旧
に係る部分を除く。）に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 5 項第 6 号関係） **7-17-6 従前規定の適用②** 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係） **7-17-6-1**（略） **7-17-6-2 性能要件** （削除） **7-17-6-2-1 視認等による審査** 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、7-15-7-2-1①、②及び⑥の基準に適合すること。 ② 主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。 ただし、側車付二輪自動車（トライク型）であって、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。 ③（略） **7-17-6-2-2 書面等による審査** （1）（略） （2）（1）に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 制動装置は、7-15-7-2-2（2）②の基準に適合すること。 ②～④（略） （3）（略） **7-17-7 従前規定の適用③** 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 12 項関係） ①～③（略） **7-17-7-1**（略） **7-17-7-2 性能要件** （削除）	（2）に係る部分を除く。）に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 5 項第 6 号関係） **7-17-6 従前規定の適用②** 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 3 号関係） **7-17-6-1**（略） **7-17-6-2 性能要件** **7-17-6-2-1 テスタ等による審査** （1）9-3 の規定による。 （2）制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものでなければならない。 なお、ブレーキ・テスタを用いて（1）の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 **7-17-6-2-2 視認等による審査** 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、7-15-7-2-2①及び④の基準に適合すること。 ② 主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。 この場合において、7-15-7-2-1（2）②後段の規定を準用する。 ただし、側車付二輪自動車（トライク型）であって、1 個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。 ③（略） **7-17-6-2-3 書面等による審査** （1）（略） （2）（1）に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 制動装置は、7-15-7-2-3（2）②の基準に適合すること。 ②～④（略） （3）（略） **7-17-7 従前規定の適用③** 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 12 項関係） ①～③（略） **7-17-7-1**（略） **7-17-7-2 性能要件** **7-17-7-2-1 テスタ等による審査** （1）9-3 の規定による。 （2）制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすことがないものでなければならない。 なお、ブレーキ・テスタを用いて（1）の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
③　7-17-8-2-1（2）③に同じ。 ④　7-17-8-2-1（2）④に同じ。 ⑤　7-17-8-2-1（2）⑤に同じ。 ⑥　7-17-8-2-1（2）⑥に同じ。 **7-17-9-2-2　書面等による審査** 7-17-8-2-2 に同じ。 **7-17-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係） ①～④（略） **7-17-10-1**（略） **7-17-10-2　性能要件** （削除） **7-17-10-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-17-10-2-2　書面等による審査** （1）～（4）（略） **7-18　大型特殊自動車等の制動装置** **7-18-1**（略） **7-18-2　性能要件** （削除）	③　7-17-8-2-2（2）③に同じ。 ④　7-17-8-2-2（2）④に同じ。 ⑤　7-17-8-2-2（2）⑤に同じ。 ⑥　7-17-8-2-2（2）⑥に同じ。 **7-17-9-2-3　書面等による審査** 7-17-8-2-3 に同じ。 **7-17-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 57 項関係） ①～④（略） **7-17-10-1**（略） **7-17-10-2　性能要件** **7-17-10-2-1　テスタ等による審査** 9-3 の規定による。 **7-17-10-2-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-17-10-2-3　書面等による審査** （1）～（4）（略） **7-18　大型特殊自動車等の制動装置** **7-18-1**（略） **7-18-2　性能要件** **7-18-2-1　テスタ等による審査** （1）9-3 の規定による。（細目告示第 93 条第 7 項関係） （2）制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて（1）の基準に適合している制動装置は、①、③及び④の基準に適合するものとする。 ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。（細目告示第 93 条第 5 項第 2 号関係） ②　主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第 93 条第 5 項第 3 号関係） ③　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 300N 以下とする。（細目告示第 93 条第 5 項第 4 号） 最高速度（km/h）　制動初速度（km/h）　停止距離（m）

新	旧
	80 以上　50　22 以下 35 以上 80 未満　35　14 以下 20 以上 35 未満　20　5 以下 20 未満　その最高速度　5 以下 ④　制動装置（制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 93 条第 5 項第 6 号）
7-18-2-1　視認等による審査 （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、①、④、⑦及び⑨の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 15 条第 5 項関係、細目告示第 93 条第 5 項関係） ①（略） ②　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 93 条第 5 項第 1 号関係） ア～ク（略） ③　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 5 項第 2 号関係） ④　主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第 93 条第 5 項第 3 号関係） ⑤　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 300N 以下とする。 最高速度（km/h）　制動初速度（km/h）　停止距離（m） 80 以上　50　22 以下 35 以上 80 未満　35　14 以下 20 以上 35 未満　20　5 以下 20 未満　その最高速度　5 以下 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この	**7-18-2-2　視認等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、①、③及び⑤の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 15 条第 5 項関係、細目告示第 93 条第 5 項関係） ①（略） ②　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 93 条第 5 項第 1 号関係） ア～ク（略） （新設） （新設） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 5 項第 4 号) ⑥　制動装置（制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 5 項第 6 号) ⑦（略） ⑧　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても⑤に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 93 条第 5 項第 10 号関係) ⑨（略）	（新設） ③（略） ④　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 7-18-2-1 (2) ③に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 93 条第 5 項第 10 号関係) ⑤（略）
7-18-2-2　書面等による審査 (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-2-1 (2) ⑥の基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 5 項第 7 号関係) (5)（略）	**7-18-2-3　書面等による審査** (1) ～ (3)（略） (4) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-2-1 (2) ④の基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 5 項第 7 号関係) (5)（略）
7-18-3～7-18-4（略）	**7-18-3～7-18-4**（略）
7-18-5　従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 1 号、第 4 項関係)	**7-18-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 1 号、第 4 項関係)
7-18-5-1　装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 ただし、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1③の基準に適合することを要しない。 また、車両総重量 2t 未満の自動車（乗車定員 10 人未満の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあっては、これを 1 系統とすることができる。	**7-18-5-1　装備要件** 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 ただし、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1 (2) ②の基準に適合することを要しない。 また、車両総重量 2t 未満の自動車（乗車定員 10 人未満の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあっては、これを 1 系統とすることができる。
7-18-5-2　性能要件 (削除)	**7-18-5-2　性能要件** **7-18-5-2-1　テスタ等による書査** (1) 9-3 の規定による。 (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装

（略）

新	旧
20 未満 ｜ その最高速度 ｜ 5 以下 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ⑤　制動装置（制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 500N 以下とする。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ⑥　液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2 以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) ①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。 ⑦　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 7-18-14-2-1④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。 ⑧（略）	（新設） ②　液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2 以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-3 (2) ①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。 ③　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。 ④（略）
7-18-14-2-2　書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-14-2-1⑤の基準に適合すること。 (4)（略）	**7-18-14-2-3　書面等による審査** (1) ～ (2)（略） (3) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-14-2-1 (2) ④の基準に適合すること。 (4)（略）
7-19　被牽引自動車の制動装置 **7-19-1　装備要件** (1) ～ (2)（略） (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係) ①　当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア　牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-12-S2 附則 4 の 2.1.2. に適合する	**7-19　被牽引自動車の制動装置** **7-19-1　装備要件** (1) ～ (2)（略） (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係) ①　当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア　牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-12-S1 附則 4 の 2.1.2. に適合する

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
こと。 イ（略） ②～③（略） **7-19-2　性能要件** （削除） **7-19-2-1　視認等による審査** （1）制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、（2）及び（3）の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 6 項関係、細目告示第 93 条第 6 項関係） （2）制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号関係） ①～⑨（略）	こと。 イ（略） ②～③（略） **7-19-2　性能要件** **7-19-2-1　テスタ等による審査** （1）9-3 の規定による。（細目告示第 93 条第 7 項関係） （2）最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備えられた制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて（1）の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、①及び④に適合するものであればよい。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号関係） ①　主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 ②　主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。 ③　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあってはア、それ以外の被牽引自動車にあってはイの計算式に適合する制動能力を有すること。 ア　$S \leqq 0.15V + 0.0086V^2$ イ　$S \leqq 0.15V + 0.0077V^2$ この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S は、被牽引自動車単体の停止距離（単位：m） V は、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。） ④　被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、600N 以下とする。 **7-19-2-2　視認等による審査** （1）制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、（2）の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 6 項関係、細目告示第 93 条第 6 項関係） （2）制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号関係） ①～⑨（略）

新	旧
（3）最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備えられた制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、②及び③の基準は適用しない。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号関係） ①　主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 ②　主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ③　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあってはア、それ以外の被牽引自動車にあってはイの計算式に適合する制動能力を有すること。 ア　$S \leqq 0.15V + 0.0086V^2$ イ　$S \leqq 0.15V + 0.0077V^2$ この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S は、被牽引自動車単体の停止距離（単位：m） V は、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。）（単位：km/h） なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ④　被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、600N 以下とする。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 **7-19-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあっては、当分の間、UN R13-12-S2 の 5.1.1.4.後段及び 5.1.5.、附則 13 の 4.4.後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあっては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。（細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係）	（新設） **7-19-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあっては、当分の間、UN R13-12-S1 の 5.1.1.4.後段及び 5.1.5.、附則 13 の 4.4.後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあっては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。（細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
① 制動装置は、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ④（略）	① 制動装置は、UN R13-12-S1 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則 13 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則 21 に適合すること。 ④（略）
(3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係） ① UN R13-12-S2 の 5.及び 6.のうちフェード性能に係る部分 ②（略）	(3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係） ① UN R13-12-S1 の 5.及び 6.のうちフェード性能に係る部分 ②（略）
(4)（略）	(4)（略）
7-19-3～7-19-4（略）	**7-19-3～7-19-4**（略）
7-19-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 2 項第 1 号関係）	**7-19-5 従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 2 項第 1 号関係）
7-19-5-1（略）	**7-19-5-1**（略）
7-19-5-2 性能要件	**7-19-5-2 性能要件**
（削除）	**7-19-5-2-1 テスタ等による書査** (1) 9-3 の規定による。 (2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。
7-19-5-2-1 視認等による書査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。 ② 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。	**7-19-5-2-2 視認等による書査** 7-19-8-2-2 に同じ。 （新設） （新設）
7-19-5-2-2 書面等による書査 なし。	**7-19-5-2-3 書面等による書査** なし。
7-19-6 従前規定の適用② 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 4 号関係）	**7-19-6 従前規定の適用②** 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 4 号関係）
7-19-6-1（略）	**7-19-6-1**（略）
7-19-6-2 性能要件	**7-19-6-2 性能要件**
（削除）	**7-19-6-2-1 テスタ等による書査**

（略）

新	旧
装置の接続は断つこととし、 S は、被牽引自動車単体の停止距離（単位：m） V は、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 60km/h を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60 とする。）（単位：km/h） なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ④ 被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、600N 以下とする。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。	
(4) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1 (3) ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに 7-19-10-2-1 (3) ③及び 7-19-10-2-2 (3) ②の基準は適用しない。 ①～③（略）	(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1 (2) ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに 7-19-10-2-1 (2) ③及び 7-19-10-2-3 (3) ②の基準は適用しない。 ①～③（略）
7-19-10-2-2 書面等による書査 (1) ～ (4)（略）	**7-19-10-2-3 書面等による書査** (1) ～ (4)（略）
7-20（略）	**7-20**（略）
7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 **7-21-1 性能要件** **7-21-1-1 視認等による書査** (1)（略） (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①（略） ② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 (2) ⑤に掲げる基準に適合するものにあってはこの限りでない。（細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係） ③～④（略）	**7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置** **7-21-1 性能要件** **7-21-1-1 視認等による書査** (1)（略） (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①（略） ② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 (2) ③に掲げる基準に適合するものにあってはこの限りでない。（細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係） ③～④（略）
7-21-1-2 書面等による書査 (1) 牽引自動車（最高速度が 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.	**7-21-1-2 書面等による書査** (1) 牽引自動車（最高速度が 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-12-S1 の 5.及び 6.

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係） ①～③（略） (2) ～ (3)（略） **7-21-2～7-21-4**（略） **7-21-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係） **7-21-5-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1②及び 7-18-14-2-1④の基準に適合しなければならない。 この場合において、7-18-14-2-1④及び⑤の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係） (2) 車両総重量 2t 未満の被牽引自動車及び最高速度 25km/h 未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1②及び 7-18-14-2-1④及び⑤の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 この場合において、7-18-14-2-1④及び⑤の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係） (3) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1②の基準及び 7-16-7-2-2 (2) ②アの基準（この場合において、7-16-7-2-2 (2) ②アの規定中「$0.006V_1^2$」とあるのは「$0.0071V_1^2$」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係） **7-21-6　従前規定の適用②** 昭和 38 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 1 号関係） **7-21-6-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1②及び 7-18-14-2-1④の基準に適合しなければならない。 この場合において、7-18-14-2-1④及び⑤の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係） (2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1②及び 7-18-14-2-1④の基準に適	（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-12-S1 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係） ①～③（略） (2) ～ (3)（略） **7-21-2～7-21-4**（略） **7-21-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係） **7-21-5-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合しなければならない。 この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係） (2) 車両総重量 2t 未満の被牽引自動車及び最高速度 25km/h 未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係） (3) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び 7-16-7-2-3 (2) ②アの基準（この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「$0.006V_1^2$」とあるのは「$0.0071V_1^2$」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係） **7-21-6　従前規定の適用②** 昭和 38 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 1 号関係） **7-21-6-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合しなければならない。 この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係） (2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③

（略）

新	旧
(1)（略） (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-10-2-1③の基準及び次の基準に適合しなければならない。 ①　7-15 又は 7-16 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-2-1 (2) ③の基準 ②　7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-18-2-1 (2) ⑧の基準 (3) 7-19-10-2-1 (4) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-10-2-1③及び 7-18-2-1 (2) ⑤の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 (4)（略） (5) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①　7-15 又は 7-16 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-2-1 (2) ②の基準 ②　7-17 の自動車に牽引される場合にあっては、7-17-2-1 (2) ④の基準 ③　7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-18-2-2 (3) 及び 7-18-2-1 (2) ⑦の基準 (6)（略） (7) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①　7-15 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-10-2-2 (3) ③の基準 ②　7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-10-2-1 (2) ⑦の基準 (8) 7-16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車であって、①又は②のいずれかに該当するものにあっては、主制動装置を省略することができる。 ①　連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が平成 26 年 2 月 13 日付け国土交通省告示第 126 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2.に定める基準及び 7-15-10-2-1③の基準に適合するもの ②（略） **7-21-23-1-2**（略） **7-21-24**（略） **7-22**（略） **7-23　燃料装置** **7-23-1　性能要件** **7-23-1-1**（略） **7-23-1-2　書面等による審査** (1) ～ (2)（略）	(1)（略） (2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-10-2-1 (2) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。 ①　7-15 又は 7-16 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-2-2 (2) ③の基準 ②　7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-18-2-2 (2) ④の基準 (3) 7-19-10-2-2 (3) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-10-2-1 (2) ①及び 7-18-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 (4)（略） (5) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①　7-15 又は 7-16 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-2-2 (2) ②の基準 ②　7-17 の自動車に牽引される場合にあっては、7-17-2-2 (2) ④の基準 ③　7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-18-2-3 (3) 及び 7-18-2-2 (2) ③の基準 (6)（略） (7) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。 ①　7-15 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-10-2-3 (3) ③の基準 ②　7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-10-2-2 (2) ⑤の基準 (8) 7-16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車であって、①又は②のいずれかに該当するものにあっては、主制動装置を省略することができる。 ①　連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が平成 26 年 2 月 13 日付け国土交通省告示第 126 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2.に定める基準及び 7-15-10-2-1 (2) ①の基準に適合するもの ②（略） **7-21-23-1-2**（略） **7-21-24**（略） **7-22**（略） **7-23　燃料装置** **7-23-1　性能要件** **7-23-1-1**（略） **7-23-1-2　書面等による審査** (1) ～ (2)（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ①（略） ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）は UN R34-04 の 8.に適合すること。 ③～⑥（略） (4) ～ (5)（略） **7-23-2～7-23-3**（略） **7-23-4 適用関係の整理** (1) ～ (12)（略） [燃料漏れ防止性能に係る適用：UN R34-03-S2 適用] (13) 次に掲げる自動車については、7-23-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 19 項関係) ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの **7-23-5～7-23-16**（略） **[燃料漏れ防止性能に係る適用：UN R34-03-S2 適用]** **7-23-17 従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 19 項関係) ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの	(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8.1.1.は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ①（略） ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）は UN R34-03-S2 の 8.に適合すること。 ③～⑥（略） (4) ～ (5)（略） **7-23-2～7-23-3**（略） **7-23-4 適用関係の整理** (1) ～ (12)（略） （新設） **7-23-5～7-23-16**（略） （新設）

新	旧
ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの **7-23-17-1 性能要件** **7-23-17-1-1 視認等による審査** 7-23-1-1 に同じ。 **7-23-17-1-2 書面等による審査** (1) 7-23-1-2 (1) に同じ。 (2) 7-23-1-2 (2) に同じ。 (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03-S2 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2 の 8.1.1.は適用しない。 ① 7-23-1-2 (3) ①に同じ。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）は UN R34-03-S2 の 8.に適合すること。 ③ 7-23-1-2 (3) ③に同じ。 ④ 7-23-1-2 (3) ④に同じ。 ⑤ 7-23-1-2 (3) ⑤に同じ。 ⑥ 7-23-1-2 (3) ⑥に同じ。 (4) 7-23-1-2 (4) に同じ。 (5) 7-23-1-2 (5) に同じ。 **7-24～7-25**（略） **7-26 電気装置** **7-26-1 性能要件** **7-26-1-1**（略） **7-26-1-2 書面等による審査**	**7-24～7-25**（略） **7-26 電気装置** **7-26-1 性能要件** **7-26-1-1**（略） **7-26-1-2 書面等による審査**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-26-1-2-1　書面等による審査（装置関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係) ①　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、UN R100-03-S2 の 5.及び 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.2.、6.3.及び 6.12.に適合するものとする。 （削除） ②（略） (2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)③の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係) ①　次の全てに該当するもの ア　空車状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量に 55kg を加えた重量が 330kg 以下 イ～ウ（略） ②　①の自動車以外の自動車であって次の全てに該当するもの ア　空車状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量に 55kg を加えた重量が 380kg（貨物自動車にあっては 530kg）以下 イ（略）	**7-26-1-2-1　書面等による審査（装置関係）** (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係) ①　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 5.及び 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.2.、6.3.及び 6.12.に適合するものとする。 ②　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03-S2 の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4.に適合するものであること。 ③（略） (2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)③の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係) ①　次の全てに該当するもの ア　審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が 330kg 以下 イ～ウ（略） ②　①の自動車以外の自動車であって次の全てに該当するもの ア　審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が 380kg（貨物自動車にあっては 530kg）以下 イ（略）
7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係） (1) ～ (2)（略） (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ①～②（略） ③　UN R95-05-S2 の 5.3.7.又は UN R135-02 の 5.6.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 （参考図）（略）	**7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）** (1) ～ (2)（略） (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ①～②（略） ③　UN R95-05-S2 の 5.3.7.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 （参考図）（略）

新	旧
(4) ～ (5)（略） **7-26-2～7-26-3**（略） **7-26-4　適用関係の整理** (1) ～ (11)（略） (12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 32 項) ①　「指定等年月日」以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） ②　「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車 イ～ウ（略） ③～④（略） （略） (13) ～ (16)（略） **7-26-5～7-26-7**（略） **7-26-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係) ①～⑤（略） **7-26-8-1　性能要件** **7-26-8-1-1　視認等による審査** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては (2) の規定にかかわらず、(3) の規定に適合するものであればよい。 ①　次の全てに該当するもの ア　空車状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量に 55kg を加えた重量が 330kg 以下	(4) ～ (5)（略） **7-26-2～7-26-3**（略） **7-26-4　適用関係の整理** (1) ～ (11)（略） (12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 32 項) ①　「指定等年月日」以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） ②　「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車 イ～ウ（略） ③～④（略） （略） (13) ～ (16)（略） **7-26-5～7-26-7**（略） **7-26-8　従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係) ①～⑤（略） **7-26-8-1　性能要件** **7-26-8-1-1　視認等による審査** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては (2) の規定にかかわらず、(3) の規定に適合するものであればよい。 ①　次の全てに該当するもの ア　審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が 330kg 以下

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
よう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。 ①（略） ② 7-26-1-2-2（3）②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2（3）③に同じ。 **7-26-20**（略） **7-27～7-28**（略） **7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-29-1～7-29-3**（略） **7-29-4 適用関係の整理** （1）～（6）（略） ［UN R137-01-S2 適用］ （7）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係） ①（略） ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） （略） **7-29-5～7-29-10**（略） **［UN R137-01-S2 適用］** **7-29-11 従前規定の適用⑦**	よう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。 ①（略） ② 7-26-1-2-2（4）②に同じ。 ③ 7-26-1-2-2（4）③に同じ。 **7-26-20**（略） **7-27～7-28**（略） **7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-29-1～7-29-3**（略） **7-29-4 適用関係の整理** （1）～（6）（略） ［UN R137-01-S2 適用］ （7）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係） ①（略） ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） （略） **7-29-5～7-29-10**（略） **［UN R137-01-S2 適用］** **7-29-11 従前規定の適用⑦**

新	旧
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造の者を除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係） ①（略） ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） （略） **7-29-11-1**（略） **7-30～7-32**（略） **7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能** **7-33-1 性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ①（略） ② UN R127-04 の 5.に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア～イ（略） （3）～（4）（略） **7-33-2～7-33-3**（略） **7-33-4 適用関係の整理** （1）～（5）（略）	次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造の者を除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係） ①（略） ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） （略） **7-29-11-1**（略） **7-30～7-32**（略） **7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能** **7-33-1 性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ①（略） ② UN R127-03 の 5.に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-03 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア～イ（略） （3）～（4）（略） **7-33-2～7-33-3**（略） **7-33-4 適用関係の整理** （1）～（5）（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
［UN R127-03 適用］ (6) 次に掲げる自動車については、7-33-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 42 項関係) ① 令和８年８月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和８年９月１日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和８年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和８年９月１日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和８年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの。	（新設）
7-33-5～7-33-9（略）	**7-33-5～7-33-9**（略）
［UN R127-03 適用］	
7-33-10　従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 42 項関係) ① 令和８年８月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和８年９月１日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和８年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和８年９月１日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和８年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの。	（新設）
7-33-10-1　性能要件（書面等による審査） (1) 7-33-1 (1) に同じ。 (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-33-1 (2) ①に同じ。 ② UN R127-03 の 5.に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。) ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-03 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア 7-33-1 (2) ②アに同じ。 イ 7-33-1 (2) ②イに同じ。 (3) 7-33-1 (3) に同じ。 (4) 7-33-1 (4) に同じ。	
7-34～7-36（略）	**7-34～7-36**（略）
7-37　突入防止装置	**7-37　突入防止装置**

新	旧
7-37-1　装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が１個の被牽引自動車、後車輪が１個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の２第３項関係、細目告示第 24 条第２項関係、細目告示第 102 条第２項関係) (1) ～ (4) （略） (5) (1) の自動車のうち、車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200㎜ を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。	**7-37-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が１個の被牽引自動車、後車輪が１個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の２第３項関係、細目告示第 24 条第２項関係、細目告示第 102 条第２項関係) (1) ～ (4) （略） （新設）
7-37-2～7-37-7（略）	**7-37-2～7-37-7**（略）
7-37-8　従前規定の適用④ 平成 24 年７月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第５項関係、第７項関係)	**7-37-8　従前規定の適用④** 平成 24 年７月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第５項関係、第７項関係)
7-37-8-1　装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-8-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-8-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2) （略） (3) 車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200㎜ を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。	**7-37-8-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-8-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-8-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2) （略） （新設）
7-37-8-2～7-37-8-3（略）	**7-37-8-2～7-37-8-3**（略）
7-37-9　従前規定の適用⑤ 平成 27 年７月 25 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第９項関係)	**7-37-9　従前規定の適用⑤** 平成 27 年７月 25 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第９項関係)

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-37-9-1　装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-9-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-9-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） (3) 車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。 **7-37-9-2～7-37-9-3**（略） **7-37-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ①～④（略） **7-37-10-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-10-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） (3) 車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。 **7-37-10-2～7-37-10-3**（略） **7-38～7-39**（略） **7-40　乗車装置** **7-40-1　性能要件**	**7-37-9-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-9-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-9-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） （新設） **7-37-9-2～7-37-9-3**（略） **7-37-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ①～④（略） **7-37-10-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-10-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） （新設） **7-37-10-2～7-37-10-3**（略） **7-38～7-39**（略） **7-40　乗車装置** **7-40-1　性能要件**

新	旧
7-40-1-1（略） **7-40-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S8 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S18 の 6.1.6.に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8)（略） **7-40-2～7-40-6**（略） **7-41　運転者席** **7-41-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 105 条第 1 項第 1 号イ関係） ①～②（略） ③　①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。 ただし、A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 （条件） ア　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 イ～オ（略） (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影（窓ガラス面への投影を目的としたものに	**7-40-1-1**（略） **7-40-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S7 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S18 の 6.1.6.に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8)（略） **7-40-2～7-40-6**（略） **7-41　運転者席** **7-41-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 105 条第 1 項第 1 号関係） ①～②（略） ③　①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。 ただし、A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 （条件） ア　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 イ～オ（略） (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影（窓ガラス面への投影を目的としたものに

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
限る。）を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（(イ) に限る。）及びオの状態とする。（細目告示第105条第1項第1号ロ関係） ①～⑨（略） ⑩ 7-55-1（1）に掲げるもの (3) (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第105条第1項第2号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ①～④（略） ⑤ 7-55-1（1）⑧に規定するもの ⑥（略） (4) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。（細目告示第105条第1項第3号関係） (5)（略） (6) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (5) の基準に適合するものとする。（細目告示第105条第2項関係） ①～③（略） **7-41-2～7-41-3**（略） **7-41-4　適用関係の整理** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ① 令和7年12月31日以前に製作された自動車 ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和7年12月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転	限る。）を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（(イ) に限る。）及びオの状態とする。（細目告示第105条第1項第2号関係） ①～⑨（略） ⑩ 7-55-1-1（1）に掲げるもの (3) (1) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第105条第1項第3号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ①～④（略） ⑤ 7-55-1-1（1）⑧に規定するもの ⑥（略） （新設） (4)（略） (5) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (4) の基準に適合するものとする。（細目告示第105条第2項関係） ①～③（略） **7-41-2～7-41-3**（略） **7-41-4　適用関係の整理** (1) ～ (3)（略） （新設）

新	旧
者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和10年12月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年12月31日以前のもの **7-41-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第1項関係） ①～②（略） **7-41-5-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 7-41-1 (5) に同じ。 (5) 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (4) の基準に適合するものとする。 **7-41-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第2項関係） ①～④（略） **7-41-6-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、7-41-1 (1) ③エ（(イ) に限る。）及びオの状態とする。 ①～⑧（略）	**7-41-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第1項関係） ①～②（略） **7-41-5-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） （新設） (4) 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (3) の基準に適合するものとする。 **7-41-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第2項関係） ①～④（略） **7-41-6-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、7-41-1 (1) ③エ（(イ) に限る。）及びオの状態とする。 ①～⑧（略）

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 12 月 31 日以前のもの
④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 12 月 31 日以前のもの
7-41-8-1　性能要件（視認等による審査）
自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1) 7-41-1 (1) に同じ。
ただし、当該規定中、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの」とあるのは、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの」と読み替えるものとする。
(2) 7-41-1 (2) に同じ。
(3) 7-41-1 (3) に同じ。
ただし、当該規定中、「(1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車」とあるのは、「(1) に規定する自動車以外の自動車」と読み替えるものとする。
(4) 7-41-1 (4) に同じ。
(5) 7-41-1 (5) に同じ。
(6) 7-41-1 (6) に同じ。</td><td></td></tr>
<tr><td>7-42～7-46（略）</td><td>7-42～7-46（略）</td></tr>
<tr><td>7-47　年少者用補助乗車装置等
7-47-1（略）
7-47-2　性能要件（書面等による審査）
(1)（略）
(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S8 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。
この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）
①～③（略）
(3) ～ (6)（略）
(7) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。）については、(2) 本文中「UN R129-03-S8 の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替</td><td>7-47　年少者用補助乗車装置等
7-47-1（略）
7-47-2　性能要件（書面等による審査）
(1)（略）
(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S7 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。
この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）
①～③（略）
(3) ～ (6)（略）
(7) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。）については、(2) 本文中「UN R129-03-S7 の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>えることができる。（適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係）
①～③（略）
7-47-3～7-47-8（略）
7-48～7-53（略）

7-54　窓ガラス
7-54-1　性能要件（書面等による審査）
(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S10 の 6.、7.、8. 及び附則 24（(4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合する安全ガラスでなければならない。
ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。（保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）
①～④（略）
(2) ～ (3)（略）
(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S10 の 6.、7.、8. 及び附則 24（ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。
ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。（保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）
(5) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S10 の 6.、7.、8. 及び附則 24（運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係）
ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。
(6) ～ (8)（略）
<table><tr><th rowspan="2">窓ガラスの部位</th><th colspan="3">付される記号</th></tr><tr><th>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</th><th>UN R43-01-S10 に基づくもの</th><th>FMVSS No.205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>注 1：UN R43-01-S10 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す</td><td>えることができる。（適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係）
①～③（略）
7-47-3～7-47-8（略）
7-48～7-53（略）

7-54　窓ガラス
7-54-1　性能要件（書面等による審査）
(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S9 の 6.、7.、8. 及び附則 24（(4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合する安全ガラスでなければならない。
ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。（保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）
①～④（略）
(2) ～ (3)（略）
(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S9 の 6.、7.、8. 及び附則 24（ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。
ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。（保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係）
(5) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S9 の 6.、7.、8. 及び附則 24（運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係）
ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。
(6) ～ (8)（略）
<table><tr><th rowspan="2">窓ガラスの部位</th><th colspan="3">付される記号</th></tr><tr><th>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</th><th>UN R43-01-S9 に基づくもの</th><th>FMVSS No.205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>注 1：UN R43-01-S9 に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
Ⅰから XV までの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。 注 2～注 4（略） **7-54-2～7-54-13**（略） **7-55　窓ガラス貼付物等** **7-55-1　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係） ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S2 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） （削除） **7-55-2～7-55-4**（略） **7-55-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 4 項関係） ①～②（略） **7-55-5-1　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）（略） （2）7-55-1（2）に同じ。 （3）7-55-1（3）に同じ。 （削除） **7-55-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①～④（略） **7-55-6-1　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げ	からXVまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。 注 2～注 4（略） **7-54-2～7-54-13**（略） **7-55　窓ガラス貼付物等** **7-55-1　性能要件** **7-55-1-1　視認等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係） ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S1 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） **7-55-1-2　テスタ等による審査** 9-4 の規定による。 **7-55-2～7-55-4**（略） **7-55-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 4 項関係） ①～②（略） **7-55-5-1　性能要件** **7-55-5-1-1　視認等による審査** （1）（略） （2）7-55-1-1（2）に同じ。 （3）7-55-1-1（3）に同じ。 **7-55-5-1-2　テスタ等による審査** 9-4 の規定による。 **7-55-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①～④（略） **7-55-6-1　性能要件** **7-55-6-1-1　視認等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げ

新	旧
る範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S2 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）7-55-1（2）に同じ。 （3）7-55-1（3）に同じ。 （削除） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **7-56-2　性能要件** （削除） **7-56-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-56-2-2　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①（略） ②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S7 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準	る範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S1 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）7-55-1-1（2）に同じ。 （3）7-55-1-1（3）に同じ。 **7-55-6-1-2　テスタ等による審査** 9-4 の規定による。 **7-56　騒音防止装置** **7-56-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **7-56-2　性能要件** **7-56-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） **7-56-2-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-56-2-3　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①（略） ②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S7 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 この場合において、並行輸入自動車にあっては、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準

新旧対照表主要部分抜粋

新

適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。

③　新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S1 の 6.（6.3.及び6.4.を除く。また、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋20kg）の範囲にあればよい。

(2) 9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。

(3) ～ (11)

[UN R51-03-S7 の読み替え適用]

(12) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)

①～④（略）

7-56-3　欠番

7-56-4　適用関係の整理

(1) ～ (10)（略）

(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)

①～③（略）

④　平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの

⑤～⑥（略）

(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)

①（略）

②　平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

ア　令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）

旧

適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。

③　新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S1 の 6.（6.3.及び6.4.を除く。）に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋20kg）の範囲にあればよい。

(2) 7-56-2-1 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。

(3) ～ (11)

[UN R51-03-S7 の読み替え適用]

(12) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-3 の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)

①～④（略）

7-56-3　欠番

7-56-4　適用関係の整理

(1) ～ (10)（略）

(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)

①～③（略）

④　平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの

⑤～⑥（略）

(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)

①（略）

②　平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

ア　令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）

（略）

新

7-58　排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1　性能要件（書面等による審査）

（削除）

（削除）

(1) ～ (3)（略）

(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあっては、7-58-1 の規定に適合するものに限る。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)

7-58-2～7-58-4（略）

7-58-5　従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表①　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ②ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-6　従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表②　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ②ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～8（略）

7-58-7　従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

旧

7-58　排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1　性能要件

7-58-1-1　テスタ等による審査

9-6 又は 9-7 の規定による。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)

7-58-1-2　書面等による審査

(1) ～ (3)（略）

(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあっては、7-58-1-1 の規定に適合するものに限る。(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)

7-58-2～7-58-4（略）

7-58-5　従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表①　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-6　従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表②　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～8（略）

7-58-7　従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-59　排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 **7-59-1　性能要件** **7-59-1-1**（略） **7-59-1-2　書面等による審査** （1）～（2）（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）③及び④の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-59-1（1）④の規定を準用する。（適用関係告示第 28 条第 82 項関係） （4）7-58-1（3）及び（4）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係） **7-59-2～7-59-9**（略） **7-59-10　従前規定の適用⑥** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 114 項関係） **7-59-10-1　性能要件** **7-59-10-1-1**（略） **7-59-10-1-2　書面等による審査** （1）～（2）（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよ	**7-59　排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持** **7-59-1　性能要件** **7-59-1-1**（略） **7-59-1-2　書面等による審査** （1）～（2）（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1-2（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）③及び④の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-59-1（1）④の規定を準用する。（適用関係告示第 28 条第 82 項関係） （4）7-58-1-2（3）及び（4）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）の規定は適用しない。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係） **7-59-2～7-59-9**（略） **7-59-10　従前規定の適用⑥** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 114 項関係） **7-59-10-1　性能要件** **7-59-10-1-1**（略） **7-59-10-1-2　書面等による審査** （1）～（2）（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1-2（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよ

新	旧
い。 なお、この場合には、8-59-1（1）④の規定を準用する。 （4）7-58-1（3）及び（4）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）の規定は適用しない。 **7-59-11**（略） **7-59-12　従前規定の適用⑧** 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係） ①～③（略） **7-59-12-1　性能要件** **7-59-12-1-1**（略） **7-59-12-1-2　書面等による審査** （1）～（2）（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）①の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-59-1（1）④の規定を準用する。 （4）7-58-1（3）及び（4）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）の規定は適用しない。 **7-59-13**（略） **7-60　ブローバイ・ガス還元装置** **7-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動	い。 なお、この場合には、8-59-1（1）④の規定を準用する。 （4）7-58-1-2（3）及び（4）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）の規定は適用しない。 **7-59-11**（略） **7-59-12　従前規定の適用⑧** 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係） ①～③（略） **7-59-12-1　性能要件** **7-59-12-1-1**（略） **7-59-12-1-2　書面等による審査** （1）～（2）（略） ［排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予］ （3）普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（7-58-1-2（3）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）①の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-59-1（1）④の規定を準用する。 （4）7-58-1-2（3）及び（4）の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）の規定は適用しない。 **7-59-13**（略） **7-60　ブローバイ・ガス還元装置** **7-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。(保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係) ①（略） ② ①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 7-58-1 (1) ③の基準に適合するもの ③（略） **7-60-2～7-60-5**（略） **7-61～7-64**（略） **7-65　走行用前照灯** **7-65-1**（略） **7-65-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係) ①～⑤（略） **7-65-3～7-65-4**（略） **7-65-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係) **7-65-5-1**（略） **7-65-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） (1)（略） (2) 7-65-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-5-1 (2) の規定によるほか、7-65-5-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。 (3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-65-5-3**（略） **7-65-6　従前規定の適用②** 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3	車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。(保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係) ①（略） ② ①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 7-58-1-2 (1) ③の基準に適合するもの ③（略） **7-60-2～7-60-5**（略） **7-61～7-64**（略） **7-65　走行用前照灯** **7-65-1**（略） **7-65-2　性能要件** 7-65-2-1　テスタ等による審査 9-8 の規定による。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係) 7-65-2-2　視認等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係) ①～⑤（略） **7-65-3～7-65-4**（略） **7-65-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係) **7-65-5-1**（略） **7-65-5-2　性能要件** (1) 9-8 の規定による。 (2)（略） (3) 7-65-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-5-1 (2) の規定によるほか、7-65-5-2 (2) (②に限る。) の規定を準用する。 (4) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-65-5-3**（略） **7-65-6　従前規定の適用②** 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3

（略）

新	旧
7-66　すれ違い用前照灯 **7-66-1**（略） **7-66-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係) ①～⑥（略） **7-66-3～7-66-8**（略） **7-66-9　従前規定の適用⑤** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) **7-66-9-1**（略） **7-66-9-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） (1)（略） (2) 7-66-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) ①の基準に適合するものであること。 (3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-9 の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-9-3**（略） **7-66-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①～④（略） **7-66-10-1**（略） **7-66-10-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 7-66-2 に同じ。 **7-66-10-3**（略） **7-66-11　従前規定の適用⑦** 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる	**7-66　すれ違い用前照灯** **7-66-1**（略） **7-66-2　性能要件** 7-66-2-1　テスタ等による審査 9-9 の規定による。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係) 7-66-2-2　視認等による審査 すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係) ①～⑥（略） **7-66-3～7-66-8**（略） **7-66-9　従前規定の適用⑤** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) **7-66-9-1**（略） **7-66-9-2　性能要件** (1) 9-9 の規定による。 (2)（略） (3) 7-66-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (2) ①の基準に適合するものであること。 (4) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-9-3**（略） **7-66-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①～④（略） **7-66-10-1**（略） **7-66-10-2　性能要件** 7-66-10-2-1　テスタ等による審査 9-9 の規定による。 7-66-10-2-2　視認等による審査 7-66-2-2 に同じ。 **7-66-10-3**（略） **7-66-11　従前規定の適用⑦** 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ①（略） 7-66-11-1（略） 7-66-11-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （削除） 7-66-2に同じ。 7-66-11-3（略） 7-66-12　従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第25項関係） ①～②（略） 7-66-12-1（略） 7-66-12-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （削除） 7-66-2に同じ。 7-66-12-3（略） 7-66-13　従前規定の適用⑨ 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） 7-66-13-1（略） 7-66-13-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （削除） 7-66-2に同じ。 7-66-13-3（略） 7-67　配光可変型前照灯 7-67-1（略） 7-67-2　性能要件 （削除）	自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ①（略） 7-66-11-1（略） 7-66-11-2　性能要件 7-66-11-2-1　テスタ等による審査 9-9の規定による。 7-66-11-2-2　視認等による審査 7-66-2-2に同じ。 7-66-11-3（略） 7-66-12　従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第25項関係） ①～②（略） 7-66-12-1（略） 7-66-12-2　性能要件 7-66-12-2-1　テスタ等による審査 7-66-2-1に同じ。 7-66-12-2-2　視認等による審査 7-66-2-2に同じ。 7-66-12-3（略） 7-66-13　従前規定の適用⑨ 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） 7-66-13-1（略） 7-66-13-2　性能要件 7-66-13-2-1　テスタ等による審査 7-66-2-1に同じ。 7-66-13-2-2　視認等による審査 7-66-2-2に同じ。 7-66-13-3（略） 7-67　配光可変型前照灯 7-67-1（略） 7-67-2　性能要件 7-67-2-1　テスタ等による審査 9-10の規定による。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細

新	旧
7-67-2-1　視認等による審査 （1）～（2）（略） 7-67-2-2　書面等による審査 （1）～（3）（略） 7-67-3～7-67-7（略） 7-67-8　従前規定の適用④ 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） 7-67-8-1（略） 7-67-8-2　性能要件 （削除） 7-67-8-2-1　視認等による審査 7-67-2-1に同じ。 7-67-8-2-2　書面等による審査 7-67-2-2に同じ。 7-67-8-3（略） 7-67-9　従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第26項関係） ①～②（略） 7-67-9-1（略） 7-67-9-2　性能要件 （削除） 7-67-9-2-1　視認等による審査 7-67-2-1に同じ。 7-67-9-2-2　書面等による審査 （1）7-67-2-2（1）に同じ。 （2）（略） 7-67-9-3（略） 7-68　前照灯照射方向調節装置 7-68-1（略） 7-68-2　性能要件（視認等による審査）	目告示第120条第9項関係） 7-67-2-2　視認等による審査 （1）～（2）（略） 7-67-2-3　書面等による審査 （1）～（3）（略） 7-67-3～7-67-7（略） 7-67-8　従前規定の適用④ 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） 7-67-8-1（略） 7-67-8-2　性能要件 7-67-8-2-1　テスタ等による審査 7-67-2-1に同じ。 7-67-8-2-2　視認等による審査 7-67-2-2に同じ。 7-67-8-2-3　書面等による審査 7-67-2-3に同じ。 7-67-8-3（略） 7-67-9　従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第26項関係） ①～②（略） 7-67-9-1（略） 7-67-9-2　性能要件 7-67-9-2-1　テスタ等による審査 9-10の規定による。 7-67-9-2-2　視認等による審査 7-67-2-2に同じ。 7-67-9-2-3　書面等による審査 （1）7-67-2-3（1）に同じ。 （2）（略） 7-67-9-3（略） 7-68　前照灯照射方向調節装置 7-68-1（略） 7-68-2　性能要件（視認等による審査）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 42 条第 10 項関係、細目告示第 120 条第 13 項関係) ①（略） ② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号により、直進姿勢であり、かつ、空車状態の自動車に運転者１名が乗車した状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。 (2)（略） **7-68-3～7-68-4**（略） **7-68-5 従前規定の適用①** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 8 号関係) **7-68-5-1**（略） **7-68-5-2 性能要件** 前照灯照射方向調節装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、直進姿勢であり、かつ、空車状態の自動車に運転者１名が乗車した状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できる表示をしていないものは、この基準に適合しないものとする。 **7-69～7-70**（略） **7-71 前部霧灯照射方向調節装置** **7-71-1**（略） **7-71-2 性能要件（視認等による審査）** 前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 43 条第 3 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係) ①（略） ② 手動式の前部霧灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに操作できる位置に操作装置が備えられておらず、かつ、空車状態の自動車に運	(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 42 条第 10 項関係、細目告示第 120 条第 13 項関係) ①（略） ② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。 (2)（略） **7-68-3～7-68-4**（略） **7-68-5 従前規定の適用①** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 8 号関係) **7-68-5-1**（略） **7-68-5-2 性能要件** 前照灯照射方向調節装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できる表示をしていないものは、この基準に適合しないものとする。 **7-69～7-70**（略） **7-71 前部霧灯照射方向調節装置** **7-71-1**（略） **7-71-2 性能要件（視認等による審査）** 前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 43 条第 3 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係) ①（略） ② 手動式の前部霧灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに操作できる位置に操作装置が備えられておらず、かつ、審査時車両状態及び乗

新	旧
転者１名が乗車した状態及び乗車状態又は積載状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。 **7-71-3～7-71-4**（略） **7-72**（略） **7-73 低速走行時側方照射灯** **7-73-1 装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。(保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係) **7-73-2**（略） **7-73-3 取付要件（視認等による審査）** (1)（略） (2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係) ①～④ ⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとすること。 ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあっては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が 15km/h 以下の場合 イ 変速装置を後退の位置に操作している場合（被牽引自動車に備えるものにあっては、後退灯が点灯している場合） ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が 15km/h 以下の場合 ⑥～⑨（略） ⑩ 被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。 (3)（略） **7-74 車幅灯** **7-74-1**（略） **7-74-2 性能要件（視認等による審査）**	車状態又は積載状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。 **7-71-3～7-71-4**（略） **7-72**（略） **7-73 低速走行時側方照射灯** **7-73-1 装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。(保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係) **7-73-2**（略） **7-73-3 取付要件（視認等による審査）** (1)（略） (2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係) ①～④ ⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとすること。 ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあっては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が 15km/h 以下の場合 イ 変速装置を後退の位置に操作している場合 ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が 15km/h 以下の場合 ⑥～⑨（略） （新設） (3)（略） **7-74 車幅灯** **7-74-1**（略） **7-74-2 性能要件**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-74-3　取付要件（視認等による審査）** （1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係） この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係） ①～⑬（略） ⑭　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-74-2（1）〔大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-74-2（1）③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては7-74-2（1）③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-74-2（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-74-2（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては7-74-2(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-74-2（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられていること。 ただし、自動車の構造上、7-74-2（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）（略） **7-74-4～7-74-7**（略） **7-74-8　従前規定の適用④** 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第3項第4号関係） **7-74-8-1**（略） **7-74-8-2　性能要件（視認等による審査）** （削除）	**7-74-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-74-2-2　テスタ等による審査** 9-11の規定による。 **7-74-3　取付要件（視認等による審査）** （1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係） この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係） ①～⑬（略） ⑭　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-74-2-1（1）〔大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-74-2-1（1）③に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては7-74-2-1（1）③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-74-2-1（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-74-2-1（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては7-74-2-1（1）③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-74-2-1（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられていること。 ただし、自動車の構造上、7-74-2-1（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）（略） **7-74-4～7-74-7**（略） **7-74-8　従前規定の適用④** 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第3項第4号関係） **7-74-8-1**（略） **7-74-8-2　性能要件** **7-74-8-2-1　視認等による審査**

（略）

新	旧
未満となるように取付けられている場合にあっては7-74-10-2(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-74-10-2（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-74-10-2（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-74-10-2（1）③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの車幅灯の照明部の下縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-74-10-2（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられていること。 ただし、自動車の構造上、7-74-10-2（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）（略） **7-74-11　従前規定の適用⑦** 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第17項関係） ①～②（略） **7-74-11-1**（略） **7-74-11-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-74-2に同じ。 （削除） **7-74-11-3**（略） **7-75～7-77**（略） **7-78　側方灯** **7-78-1**（略） **7-78-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略）	未満となるように取付けられている場合にあっては7-74-10-2-1（1）③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-74-10-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-74-10-2-1（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-74-10-2-1（1）③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの車幅灯の照明部の下縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-74-10-2-1（1）③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられていること。 ただし、自動車の構造上、7-74-10-2-1（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）（略） **7-74-11　従前規定の適用⑦** 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第17項関係） ①～②（略） **7-74-11-1**（略） **7-74-11-2　性能要件** **7-74-11-2-1　視認等による審査** 7-74-2-1に同じ。 **7-74-11-2-2　テスタ等による審査** 9-11の規定による。 **7-74-11-3**（略） **7-75～7-77**（略） **7-78　側方灯** **7-78-1**（略） **7-78-2　性能要件** **7-78-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除） **7-78-3　取付要件（視認等による審査）** （1）側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係） この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係） ①～⑫（略） ⑬　側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-78-2（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-78-2（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-78-2（1）③及び④の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-91-2（1）③表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-78-2（1）③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）（略） **7-78-4～7-78-5**（略） **7-78-6　従前規定の適用②** 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係） **7-78-6-1**（略） **7-78-6-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-78-7-2 に同じ。 （削除） **7-78-6-3　取付要件** （1）側方灯は、7-78-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合する	**7-78-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-78-3　取付要件（視認等による審査）** （1）側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係） この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係） ①～⑫（略） ⑬　側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-78-2-1（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-78-2-1（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-78-2-1（1）③及び④の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-91-2-1（1）③表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-78-2-1（1）③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）（略） **7-78-4～7-78-5**（略） **7-78-6　従前規定の適用②** 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係） **7-78-6-1**（略） **7-78-6-2　性能要件** **7-78-6-2-1　視認等による審査** 7-78-7-2-1 に同じ。 **7-78-6-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-78-6-3　取付要件** （1）側方灯は、7-78-7-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合す

新	旧
ように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-78-7　従前規定の適用③** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係） **7-78-7-1**（略） **7-78-7-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-78-7-3　取付要件** （1）側方灯は、7-78-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-79～7-80**（略） **7-81　尾灯** **7-81-1**（略） **7-81-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-81-3　取付要件（視認等による審査）** （1）尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係） この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係） ①～⑩（略） ⑪　尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-81-2（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-81-2（1）③に係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-81-2（1）③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とし、専ら	るように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-78-7　従前規定の適用③** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係） **7-78-7-1**（略） **7-78-7-2　性能要件** **7-78-7-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-78-7-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-78-7-3　取付要件** （1）側方灯は、7-78-7-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-79～7-80**（略） **7-81　尾灯** **7-81-1**（略） **7-81-2　性能要件** **7-81-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-81-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-81-3　取付要件（視認等による審査）** （1）尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係） この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係） ①～⑩（略） ⑪　尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-81-2-1（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-81-2-1（1）③に係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-81-2-1（1）③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」と

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの後部に取付けられている側方灯が 7-81-2（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-81-2（1）③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-81-2（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、（1）の規定のうち②の基準は適用しない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。 この場合において、尾灯の H 面の高さが地上 2,100㎜ 以上となるように取付けられた尾灯に係る 7-81-2（1）③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。 ア～エ（略） （3）（略） **7-81-4**（略） **7-81-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 2 項第 2 号関係） **7-81-5-1　装備要件** なし。 **7-81-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-81-8-2 に同じ。 （削除） **7-81-5-3　取付要件** 7-81-6-3 に同じ。 **7-81-6　従前規定の適用②** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係） **7-81-6-1**（略） **7-81-6-2　性能要件（視認等による審査）**	し、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの後部に取付けられている側方灯が 7-81-2-1（1）③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-81-2-1（1）③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-81-2-1（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （2）次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、（1）の規定のうち②の基準は適用しない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。 この場合において、尾灯の H 面の高さが地上 2,100㎜ 以上となるように取付けられた尾灯に係る 7-81-2-1（1）③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。 ア～エ（略） （3）（略） **7-81-4**（略） **7-81-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 2 項第 2 号関係） **7-81-5-1　装備要件** なし。 **7-81-5-2　性能要件** **7-81-5-2-1　視認等による審査** 7-81-8-2-1 に同じ。 **7-81-5-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-81-5-3　取付要件** 7-81-6-3 に同じ。 **7-81-6　従前規定の適用②** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係） **7-81-6-1**（略） **7-81-6-2　性能要件**

（略）

新	旧
7-81-9-1（略） **7-81-9-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-81-10-2 に同じ。 （削除） **7-81-9-3　取付要件** （1）尾灯は、7-81-9-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-81-10　従前規定の適用⑥** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 7 号及び第 8 号関係） **7-81-10-1**（略） **7-81-10-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-81-10-3　取付要件** （1）尾灯は、7-81-10-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-81-11　従前規定の適用⑦** 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 16 項関係） ①～②（略） **7-81-11-1**（略） **7-81-11-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-81-2 に同じ。 （削除） **7-81-11-3**（略） **7-82　後部霧灯** **7-82-1**（略）	**7-81-9-1**（略） **7-81-9-2　性能要件** **7-81-9-2-1　視認等による審査** 7-81-10-2-1 に同じ。 **7-81-9-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-81-9-3　取付要件** （1）尾灯は、7-81-9-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-81-10　従前規定の適用⑥** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 1 項、第 2 項第 3 号、第 3 項第 7 号及び第 8 号関係） **7-81-10-1**（略） **7-81-10-2　性能要件** **7-81-10-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-81-10-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-81-10-3　取付要件** （1）尾灯は、7-81-10-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） （2）（略） **7-81-11　従前規定の適用⑦** 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 37 条第 16 項関係） ①～②（略） **7-81-11-1**（略） **7-81-11-2　性能要件** **7-81-11-2-1　視認等による審査** 7-81-2-1 に同じ。 **7-81-11-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-81-11-3**（略） **7-82　後部霧灯** **7-82-1**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-82-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-82-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係） この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係） ①～⑥（略） ⑦　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25°（二輪自動車の後面の両側に備えるものにあっては内側方向 10°）の平面及び後部霧灯の外側方向 25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-82-2（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑧～⑬（略） ⑭　後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-82-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **7-82-4**（略） **7-82-5　従前規定の適用①** 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 38 条第 3 項第 1 号関係） **7-82-5-1**（略） **7-82-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-82-6-2 に同じ。	**7-82-2　性能要件** **7-82-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-82-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-82-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係） この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係） ①～⑥（略） ⑦　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25°（二輪自動車の後面の両側に備えるものにあっては内側方向 10°）の平面及び後部霧灯の外側方向 25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-82-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑧～⑬（略） ⑭　後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-82-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **7-82-4**（略） **7-82-5　従前規定の適用①** 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 38 条第 3 項第 1 号関係） **7-82-5-1**（略） **7-82-5-2　性能要件** **7-82-5-2-1　視認等による審査** 7-82-6-2-1 に同じ。

（略）

新	旧
「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～⑤（略） ⑥　二輪自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25°平面及び後部霧灯の外側方向 25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-82-2（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑦～⑬（略） （2）（略） **7-83　駐車灯** **7-83-1**（略） **7-83-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-83-3　取付要件（視認等による審査）** （1）駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係） この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係） ①～⑧（略） ⑨　駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-83-2（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-2（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-2（1）③及び④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-83-2（1）③及び④に規定する範囲において、全	「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～⑤（略） ⑥　二輪自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25°平面及び後部霧灯の外側方向 25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-82-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑦～⑬（略） （2）（略） **7-83　駐車灯** **7-83-1**（略） **7-83-2　性能要件** **7-83-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-83-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-83-3　取付要件（視認等による審査）** （1）駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係） この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係） ①～⑧（略） ⑨　駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-83-2-1（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-2-1（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の H 面の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-2-1（1）③及び④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-83-2-1（1）③及び④に規定する範囲において、

新	旧
ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑩（略） （2）（略） **7-83-4～7-83-5**（略） **7-83-6　従前規定の適用②** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 39 条第 2 項第 2 号関係） **7-83-6-1**（略） **7-83-6-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（4）（略） （削除） **7-83-6-3　取付要件** （1）駐車灯は、7-83-6-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-6-2（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-6-2（1）③及び④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～⑤（略） （2）（略） **7-83-7　従前規定の適用③** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 39 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項関係） **7-83-7-1**（略） **7-83-7-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（4）（略） （削除） **7-83-7-3　取付要件** （1）駐車灯は、7-83-7-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-7-2（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地	全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑩（略） （2）（略） **7-83-4～7-83-5**（略） **7-83-6　従前規定の適用②** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 39 条第 2 項第 2 号関係） **7-83-6-1**（略） **7-83-6-2　性能要件** 7-83-6-2-1　視認等による審査 （1）～（4）（略） 7-83-6-2-2　テスタ等による審査 9-11 の規定による。 **7-83-6-3　取付要件** （1）駐車灯は、7-83-6-2-1（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-6-2-1（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-6-2-1（1）③及び④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～⑤（略） （2）（略） **7-83-7　従前規定の適用③** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 39 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項関係） **7-83-7-1**（略） **7-83-7-2　性能要件** 7-83-7-2-1　視認等による審査 （1）～（4）（略） 7-83-7-2-2　テスタ等による審査 9-11 の規定による。 **7-83-7-3　取付要件** （1）駐車灯は、7-83-7-2-1（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-83-7-2-1（1）③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁

新	旧
上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-7-2（1）③及び④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～④（略） （2）（略） **7-84　後部上側端灯** **7-84-1**（略） **7-84-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-84-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係） この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面（後部上側端灯の H 面の高さが地上 2,100㎜ を超えるように取付けられている場合にあっては、上方 5°の平面）及び下方 15°の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-84-2（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑥～⑨（略）	の高さが地上 750㎜ 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-83-7-2-1（1）③及び④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～④（略） （2）（略） **7-84　後部上側端灯** **7-84-1**（略） **7-84-2　性能要件** 7-84-2-1　視認等による審査 （1）～（2）（略） 7-84-2-2　テスタ等による審査 9-11 の規定による。 **7-84-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係） この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面（後部上側端灯の H 面の高さが地上 2,100㎜ を超えるように取付けられている場合にあっては、上方 5°の平面）及び下方 15°の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-84-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑥～⑨（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
⑩　後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-84-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。	⑩　後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-84-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。
（2）（略）	（2）（略）
7-84-4（略）	**7-84-4**（略）
7-84-5　従前規定の適用①	**7-84-5　従前規定の適用①**
平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 40 条第 1 項関係）	平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 40 条第 1 項関係）
7-84-5-1（略）	**7-84-5-1**（略）
7-84-5-2　性能要件（視認等による審査）	**7-84-5-2　性能要件**
（削除）	**7-84-5-2-1　視認等による審査**
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
（削除）	**7-84-5-2-2　テスタ等による審査**
	9-11 の規定による。
7-84-5-3　取付要件	**7-84-5-3　取付要件**
（1）後部上側端灯は、7-84-5-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	（1）後部上側端灯は、7-84-5-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
①～⑤（略）	①～⑤（略）
（2）（略）	（2）（略）
7-85～7-87（略）	**7-85～7-87**（略）
7-88　制動灯	**7-88　制動灯**
7-88-1（略）	**7-88-1**（略）
7-88-2　性能要件（視認等による審査）	**7-88-2　性能要件**
（削除）	**7-88-2-1　視認等による審査**
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
（削除）	**7-88-2-2　テスタ等による審査**
	9-11 の規定による。
7-88-3　取付要件（視認等による審査）	**7-88-3　取付要件（視認等による審査）**
（1）制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 39 条第 3 項関係）	（1）制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 39 条第 3 項関係）
この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号）	この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号）
①～⑧（略）	①～⑧（略）
⑨　制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-88-2（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-88-2（1）④に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-88-2（1）に掲げた性能のうち 7-88-2（1）④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。	⑨　制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-88-2-1（1）（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-88-2-1（1）④に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、7-88-2-1（1）に掲げた性能のうち 7-88-2-1（1）④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。
ただし、自動車の構造上、7-88-2（1）④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。	ただし、自動車の構造上、7-88-2-1（1）④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。
（2）次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、（1）の規定のうち②の基準は適用しない。	（2）次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、（1）の規定のうち②の基準は適用しない。
ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。	ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。
この場合において、制動灯の H 面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた制動灯に係る 7-88-2（1）④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。	この場合において、制動灯の H 面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた制動灯に係る 7-88-2-1（1）④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。
ア～エ（略）	ア～エ（略）
（3）（略）	（3）（略）
7-88-4（略）	**7-88-4**（略）
7-88-5　従前規定の適用①	**7-88-5　従前規定の適用①**
昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 2 項第 1 号関係）	昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された軽自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 2 項第 1 号関係）
7-88-5-1（略）	**7-88-5-1**（略）
7-88-5-2　性能要件（視認等による審査）	**7-88-5-2　性能要件**
（削除）	**7-88-5-2-1　視認等による審査**
7-88-6-2 に同じ。	7-88-6-2-1 に同じ。
（削除）	**7-88-5-2-2　テスタ等による審査**
	9-11 の規定による。
7-88-5-3（略）	**7-88-5-3**（略）
7-88-6　従前規定の適用②	**7-88-6　従前規定の適用②**
昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 3 項第 1 号関係）	昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 42 条第 3 項第 1 号関係）
7-88-6-1（略）	**7-88-6-1**（略）
7-88-6-2　性能要件（視認等による審査）	**7-88-6-2　性能要件**
（削除）	**7-88-6-2-1　視認等による審査**
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
（削除）	**7-88-6-2-2　テスタ等による審査**
	9-11 の規定による。
7-88-6-3　取付要件	**7-88-6-3　取付要件**
（1）制動灯は、7-88-6-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、⑨	（1）制動灯は、7-88-6-2-1（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) ～ (2) (略) (削除) **7-88-9-3　取付要件** (1) 制動灯は、7-88-9-2（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、⑤に係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） (2) (略) **7-88-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 18 項関係) ①～②（略） **7-88-10-1**（略） **7-88-10-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) 7-88-2 に同じ。 (削除) **7-88-10-3　取付要件（視認等による審査）** (1) (略) (2) 7-88-3 (2) に同じ。 **7-89　補助制動灯** **7-89-1**（略） **7-89-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) (1) ～ (2) (略) (削除) **7-89-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係) ①～⑧（略） ⑨　補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-89-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。	(1) ～ (2) (略) **7-88-9-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-88-9-3　取付要件** (1) 制動灯は、7-88-9-2-1（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、⑤に係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑥（略） (2) (略) **7-88-10　従前規定の適用⑥** 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 18 項関係) ①～②（略） **7-88-10-1**（略） **7-88-10-2　性能要件** **7-88-10-2-1　視認等による審査** 7-88-2-1 に同じ。 **7-88-10-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-88-10-3　取付要件（視認等による審査）** (1) (略) (3) 7-88-3 (2) に同じ。 **7-89　補助制動灯** **7-89-1**（略） **7-89-2　性能要件** **7-89-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2) (略) **7-89-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-89-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係) ①～⑧（略） ⑨　補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-89-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。

新	旧
ただし、自動車の構造上、7-89-2 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 (2) (略) **7-89-4**（略） **7-89-5 従前規定の適用①** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係) **7-89-5-1**（略） **7-89-5-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) (1) ～ (2) (略) (削除) **7-89-5-3　取付要件** (1) 補助制動灯は、7-89-5-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～④（略） (2) (略) **7-89-6　従前規定の適用②** 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 3 項関係) ①～④（略） **7-89-6-1**（略） **7-89-6-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) 7-89-2 に同じ。 (削除) **7-89-6-3**（略） **7-90**（略）	ただし、自動車の構造上、7-89-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 (2) (略) **7-89-4**（略） **7-89-5 従前規定の適用①** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係) **7-89-5-1**（略） **7-89-5-2　性能要件** **7-89-5-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2) (略) **7-89-5-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-89-5-3　取付要件** (1) 補助制動灯は、7-89-5-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～④（略） (2) (略) **7-89-6　従前規定の適用②** 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 3 項関係) ①～④（略） **7-89-6-1**（略） **7-89-6-2　性能要件** **7-89-6-2-1　視認等による審査** 7-89-2-1 に同じ。 **7-89-6-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-89-6-3**（略） **7-90**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-91　方向指示器 **7-91-1**（略） **7-91-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（3）（略） （削除） **7-91-3　取付要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係） ①～⑮（略） ⑯　方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-91-2（1）〔二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-91-2（1）③の表ア及びイに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては同表ア及びウに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表アに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-91-2（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （3）次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、（2）の規定のうち⑤及び⑫（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。 この場合において、方向指示器のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る 7-91-2（1）③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。	**7-91　方向指示器** **7-91-1**（略） **7-91-2　性能要件** **7-91-2-1　視認等による審査** （1）～（3）（略） **7-91-2-2　テスタ等による審査** 9-11の規定による。 **7-91-3　取付要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係） ①～⑮（略） ⑯　方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-91-2-1（1）〔二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-91-2-1（1）③の表ア及びイに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては同表ア及びウに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表アに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、7-91-2-1（1）③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 （3）次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、（2）の規定のうち⑤及び⑫（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。 この場合において、方向指示器のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る 7-91-2-1（1）③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

新	旧
ア～ウ（略） （4）（略） **7-91-4**（略） **7-91-5　従前規定の適用①** 昭和35年3月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第2項第2号関係） **7-91-5-1**（略） **7-91-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（4）（略） （削除） **7-91-5-3　取付要件** （1）7-91-5-2（1）の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑧（略） （2）7-91-5-2（2）の灯火式方向指示器は、7-91-5-2（2）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～②（略） （3）7-91-5-2（3）の腕木式方向指示器は、7-91-5-2（3）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） （4）（略） **7-91-6　従前規定の適用②** 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第2項第3号関係） **7-91-6-1**（略） **7-91-6-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） 7-91-7-2に同じ。 （削除） **7-91-6-3　取付要件** （1）7-91-6-2（1）の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	ア～ウ（略） （4）（略） **7-91-4**（略） **7-91-5　従前規定の適用①** 昭和35年3月31日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650mm未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第2項第2号関係） **7-91-5-1**（略） **7-91-5-2　性能要件** **7-91-5-2-1　視認等による審査** （1）～（4）（略） **7-91-5-2-2　テスタ等による審査** 9-11の規定による。 **7-91-5-3　取付要件** （1）7-91-5-2-1（1）の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～⑧（略） （2）7-91-5-2-1（2）の灯火式方向指示器は、7-91-5-2-1（2）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～②（略） （3）7-91-5-2-1（3）の腕木式方向指示器は、7-91-5-2-1（3）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） （4）（略） **7-91-6　従前規定の適用②** 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第2項第3号関係） **7-91-6-1**（略） **7-91-6-2　性能要件** **7-91-6-2-1　視認等による審査** 7-91-7-2-1に同じ。 **7-91-6-2-2　テスタ等による審査** 9-11の規定による。 **7-91-6-3　取付要件** （1）7-91-6-2-1（1）の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-92　補助方向指示器 **7-92-1**（略） **7-92-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-92-3**～**7-92-4**（略） **7-92-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 46 条第 2 項関係） **7-92-5-1**（略） **7-92-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-92-5-3**（略） **7-92-6　従前規定の適用②** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 46 条第 1 項関係） **7-92-6-1**（略） **7-92-6-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **7-92-6-3**（略） **7-93　非常点滅表示灯** **7-93-1**（略） **7-93-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-91-2（1）（③の表ウ及びエを除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係） （2）（略）	**7-92　補助方向指示器** **7-92-1**（略） **7-92-2　性能要件** **7-92-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-92-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-92-3**～**7-92-4**（略） **7-92-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 46 条第 2 項関係） **7-92-5-1**（略） **7-92-5-2　性能要件** **7-92-5-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-92-5-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-92-5-3**（略） **7-92-6　従前規定の適用②** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 46 条第 1 項関係） **7-92-6-1**（略） **7-92-6-2　性能要件** **7-92-6-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-92-6-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-92-6-3**（略） **7-93　非常点滅表示灯** **7-93-1**（略） **7-93-2　性能要件** **7-93-2-1　視認等による審査** （1）非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-91-2-1（1）（③の表ウ及びエを除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係） （2）（略）

新	旧
（削除） **7-93-3　取付要件（視認等による審査）** （1）非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係） この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係） ①～③（略） ④　非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、次に掲げる場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ア　緊急制動表示灯の作動が停止した場合 イ　当該自動車が衝突事故にあった場合 ウ　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合 エ　非常灯として作動する場合 オ　自動運行装置により非常点滅表示灯を作動させる信号が発せられた場合 カ　その他協定規則に規定する差し迫った危険を他の交通に対して示す場合 （2）（略） **7-93-4**（略） **7-93-5　従前規定の適用①** 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 47 条第 2 項第 1 号関係） **7-93-5-1**（略） **7-93-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）非常点滅表示灯については、7-91-12-2（1）④（表のイ及びウを除く。）の規定を準用する。 （2）～（4）（略） （削除） **7-93-5-3**（略） **7-93-6　従前規定の適用②** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 47 条第 3 項第 1 号及び第 4 項関係） **7-93-6-1**（略）	**7-93-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-93-3　取付要件（視認等による審査）** （1）非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係） この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係） ①～③（略） ④　非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （2）（略） **7-93-4**（略） **7-93-5　従前規定の適用①** 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 47 条第 2 項第 1 号関係） **7-93-5-1**（略） **7-93-5-2　性能要件** **7-93-5-2-1　視認等による審査** （1）非常点滅表示灯については、7-91-12-2-1（1）④（表のイ及びウを除く。）の規定を準用する。 （2）～（4）（略） **7-93-5-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-93-5-3**（略） **7-93-6　従前規定の適用②** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 47 条第 3 項第 1 号及び第 4 項関係） **7-93-6-1**（略）

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
係、細目告示第 139 条第 1 項関係） （2）（略） （削除） **7-93-9-3**（略） **7-94　緊急制動表示灯** **7-94-1**（略） **7-94-2　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 4 第 3 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 1 項関係) ①　制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-88-2（1）及び 7-89-2（1）の規定を準用する。 ②　方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-2（1）及び 7-92-2（1）の規定を準用する。 （3）（略） **7-94-3**（略） **7-95　後面衝突警告表示灯** **7-95-1**（略） **7-95-2　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）後面衝突警告表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、7-91-2（1）及び 7-92-2（1）に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 61 条の 3 第 1 項関係、細目告示第 139 条の 3 第 1 項関係) （3）（略） **7-95-3**（略） **7-96**（略） **7-97　警音器** **7-97-1**（略） **7-97-2　性能要件（視認等による審査）** （削除）	係、細目告示第 139 条第 1 項関係） （2）（略） **7-93-9-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **7-93-9-3**（略） **7-94　緊急制動表示灯** **7-94-1**（略） **7-94-2　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 4 第 3 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 1 項関係) ①　制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-88-2-1（1）及び 7-89-2-1（1）の規定を準用する。 ②　方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-2-1（1）及び 7-92-2-1（1）の規定を準用する。 （3）（略） **7-94-3**（略） **7-95　後面衝突警告表示灯** **7-95-1**（略） **7-95-2　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）後面衝突警告表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、7-91-2-1（1）及び 7-92-2-1（1）に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 61 条の 3 第 1 項関係、細目告示第 139 条の 3 第 1 項関係) （3）（略） **7-95-3**（略） **7-96**（略） **7-97　警音器** **7-97-1**（略） **7-97-2　性能要件** **7-97-2-1　テスタ等による審査**

新	旧
（削除） （1）～（2）（略） **7-97-3～7-97-4**（略） **7-97-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 2 項関係) **7-97-5-1**（略） **7-97-5-2　性能要件（視認等による審査）** 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）～（3）（略） （削除） **7-97-6　従前規定の適用②** 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係) **7-97-6-1**（略） **7-97-6-2　性能要件（視認等による審査）** 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）～（3）（略） （削除） **7-98～7-100**（略） **7-101　盗難発生警報装置** **7-101-1**（略） **7-101-2　性能要件（書面等による審査）** （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R163-00-S2 の 10. から 12.（同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項関係) （2）（略） **7-101-3～7-101-6**（略）	9-12 の規定による。(保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 141 条第 2 項、第 3 項関係) **7-97-2-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-97-3～7-97-4**（略） **7-97-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 2 項関係) **7-97-5-1**（略） **7-97-5-2　性能要件** 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）～（3）（略） （4）音の大きさが（1）に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて 9-12 の規定により計測するものとする。 **7-97-6　従前規定の適用②** 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条第 1 項関係) **7-97-6-1**（略） **7-97-6-2　性能要件** 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。 （1）～（3）（略） （4）音の大きさが（1）に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて 9-12 の規定により計測するものとする。 **7-98～7-100**（略） **7-101　盗難発生警報装置** **7-101-1**（略） **7-101-2　性能要件（書面等による審査）** （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R163-00-S1 の 10. から 12.（同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項関係) （2）（略） **7-101-3～7-101-6**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-102　車線逸脱警報装置 **7-102-1**（略） **7-102-2　性能要件（書面等による審査）** （1）車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00-S1 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項関係） （2）指定自動車等以外の自動車に備える車線逸脱警報装置は、（1）の規定にかかわらず、自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱していることを検知した場合に運転者に警報するものであり、解除装置を備える場合は、解除装置により作動しない状態となったときに運転者に的確かつ視覚的に警報するものであればよい。（適用関係告示第 51 条の 2 第 9 項関係） （3）（略） **7-102-3～7-102-6**（略） **7-103～7-104**（略）	**7-102　車線逸脱警報装置** **7-102-1**（略） **7-102-2　性能要件** （1）車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00-S1 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項関係） （新設） （2）（略） **7-102-3～7-102-6**（略） **7-103～7-104**（略）
7-105　側方衝突警報装置 **7-105-1**（略） **7-105-2　性能要件（書面等による審査）** （1）側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S4 の 5.（5.2.を除く。）及び 6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R151-00-S4 の 2.16.の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。（細目告示第 145 条の 5 関係） （2）（略） **7-105-3～7-105-5**（略） **7-106**（略）	**7-105　側方衝突警報装置** **7-105-1**（略） **7-105-2　性能要件（書面等による審査）** （1）側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S3 の 5.（5.2.を除く。）及び 6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R151-00-S3 の 2.16.の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。（細目告示第 145 条の 5 関係） （2）（略） **7-105-3～7-105-5**（略） **7-106**（略）
7-107　直前及び側方の視界 **7-107-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 11 項第 12 項関係） （削除）	**7-107　直前及び側方の視界** **7-107-1　装備要件** 次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ 1m 直径 30cm の円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係） 自動車：（1）小型自動車、軽自動車及び普通自動車（（2）の自動車及び三輪自動車を除く。） 障害物：当該自動車の前面から 0.3m 前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの 自動車：（2）車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。） 障害物：当該自動車の前端から 2m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの （参考図）視界の範囲 a）第 1 号関係 b）第 2 号関係 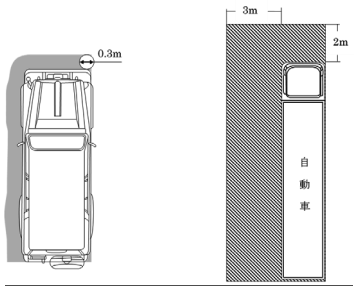
（1）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、次のいずれかの障害物 ①　視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた 7-106 に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 ただし、次に掲げる範囲は除くものとする。 ア　運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲 （参考図）アの範囲を除いた視界の範囲	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
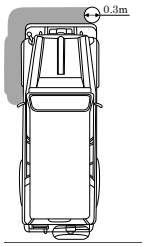 イ　車室外に備えられた 7-106 に適合する後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲 （参考図）ア及びイの範囲を除いた視界の範囲 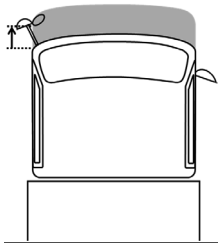 ②　検知装置により確認する場合は、UN R166-00 の 15.3.に定める範囲に設置した UN R166-00 附則 12 の 1.1.に定めるテスト対象物とする。 （参考図）検知範囲	

新	旧
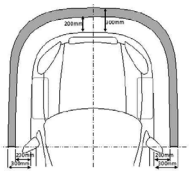 (2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1) 及び (3) の自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 　ただし、(1) の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の視野に係る性能が同一の自動車にあっては、(1) ①又は②に掲げる障害物であってもよい。 （参考図）視界の範囲 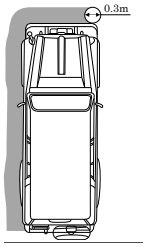 (3) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）にあっては、当該自動車の前端から 2m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 （参考図）視界の範囲	（新設） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
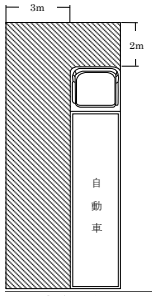 **7-107-2　性能要件** 7-107-1 の鏡その他の装置は、7-107-1（1）から（3）までに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、7-107-2-1 又は 7-107-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項第 12 項関係） **7-107-2-1　視認等による審査** （削除） （1）運転者が①から⑤までに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 7-107-1（1）①、（2）又は（3）に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置（検知装置を除く。）により確認できるものであること。 ただし、運転者が運転者席において、当該障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる範囲にあっては、この限りでない。 ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっ	**7-107-2　性能要件（視認等による審査）** （新設） （1）7-107-1 の鏡その他の装置は、7-107-1 の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 68 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項関係） ① 運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 7-107-1 に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。 ただし、運転者が運転者席において、7-107-1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置に

新	旧
ては、車高が最高となる位置とする。 ④ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。 （2）取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。 （3）カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。 ① 運転者が（1）の状態で画像表示装置に表示された画像により 7-107-1（1）①、（2）又は（3）に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を確認できるものであること。 ② 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。 （4）次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）から（3）までの基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置 **7-107-2-2　書面等による審査**	あっては、車高が最高となる位置とする。 エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 (ｱ) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｲ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｳ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。 ② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。 ③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。 ア 運転者が①の状態で画像表示装置に表示された画像により 7-107-1 に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を確認できるものであること。 イ 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。 （2）指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 12 項関係） （新設） （新設） （新設） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) 7-107-1 (1) の自動車又は 7-107-1 (2) ただし書きの自動車について、7-107-1 (1) ②に掲げる障害物を検知装置により確認する場合は、UN R166-00 の 15.3.、15.4.及び 17. (17.3.を除く。) に適合するものでなければならない。 (2) 7-107-1 (1) の自動車又は 7-107-1 (2) ただし書きの自動車について、7-107-1 (1) に掲げる障害物を視認による確認と検知装置による確認を組み合わせて確認する場合は、UN R166-00 の 15.、16. (16.8.を除く。) 及び 17. (17.3.を除く。) に適合するものでなければならない。 (3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	
7-107-3 取付要件（視認等による審査） (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 7 項関係、細目告示第 146 条第 10 項関係) ①（略） ② カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置は、確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造 (2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)、7-107-2-1 (1) から (3) まで並びに 7-107-2-2 (1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第 146 条第 11 項関係) ①～⑤（略） ⑥ カメラ又は検知装置の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの (3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 12 項関係) ① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	**7-107-3 取付要件（視認等による審査）** (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 7 項関係、細目告示第 146 条第 10 項関係) ①（略） ② カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造 (2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1) 及び 7-107-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第 146 条第 11 項関係) ①～⑤（略） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの (3) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 12 項関係) （新設） （新設）

新	旧
造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	（新設）
7-107-4（略） **7-107-5 従前規定の適用①** 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号及び第 4 項関係) **7-107-5-1 装備要件** 次に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 （削除） (1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車（(2) に掲げる自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物 (2) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物 （参考図）（略） **7-107-5-2**（略） **7-107-6 従前規定の適用②** 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自	**7-107-4**（略） **7-107-5 従前規定の適用①** 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号及び第 4 項関係) **7-107-5-1 装備要件** 次の表の左欄に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 （新設） （新設） （参考図）（略） **7-107-5-2**（略） **7-107-6 従前規定の適用②** 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自

自動車の種別	障害物
(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車（(2) に掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物
(2) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-107-7-3　取付要件（視認等による審査） (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-107-2-1 (1) から (3) まで並びに 7-107-2-2 (1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥　カメラ又は検知装置の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの。 ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。 ア～イ（略） (2) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。	**7-107-7-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-107-7-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの (7-107-7-2 (2) に掲げるものを除く。) 及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの。 ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。 ア～イ（略） （新設）
7-108　後退時車両直後確認装置 **7-108-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④　運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-S2 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） **7-108-2　性能要件** 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係） **7-108-2-1　視認等による審査** (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取	**7-108　後退時車両直後確認装置** **7-108-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④　運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-S1 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） **7-108-2　性能要件** 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係） **7-108-2-1　視認等による審査** (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡若しくはカメラ及び画像表示装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取

新	旧
ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係） ①　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 ②～⑤（略） （削除）	ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係） ①　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 ②～⑤（略） (3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係）
7-108-2-2　書面等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S2 の 15.2.（15.2.1.1. を除く。）又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-S2 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係） ①　指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置 (3) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。	**7-108-2-2　書面等による審査** (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S1 の 15.2.（15.2.1.1. を除く。）又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R158-00-S1 の 2.1.5. に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-S1 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係） ①～②（略） (2) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係） （新設） （新設） （新設） （新設）
7-108-3　取付要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係）	**7-108-3　取付要件（視認等による審査）** (1) ～ (2)（略） (3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
① 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置	（新設）
② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置	（新設）
③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置	（新設）
(4) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。	（新設）
7-108-4～7-108-5（略）	**7-108-4～7-108-5**（略）
7-109　窓ふき器等	**7-109　窓ふき器等**
7-109-1　装備要件	**7-109-1　装備要件**
(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-109-2 (1) の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項関係）	(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-109-2-1 (1) の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項関係）
(2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-109-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第 45 条第 2 項関係）	(2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-109-2-1 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第 45 条第 2 項関係）
7-109-2～7-109-10（略）	**7-109-2～7-109-10**（略）
7-110　速度計等	**7-110　速度計等**
7-110-1（略）	**7-110-1**（略）
7-110-2　性能要件（視認等による審査）	**7-110-2　性能要件**
（削除）	**7-110-2-1　テスタ等による審査** 9-13 の規定による。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係）
（削除）	**7-110-2-2　視認等による審査**
(1) ～ (4)（略）	(1) ～ (4)（略）
7-110-3～7-110-4（略）	**7-110-3～7-110-4**（略）
7-110-5　従前規定の適用①	**7-110-5　従前規定の適用①**
平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造	平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造

新	旧
とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係）	とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係）
7-110-5-1（略）	**7-110-5-1**（略）
7-110-5-2　性能要件（視認等による審査）	**7-110-5-2　性能要件**
（削除）	**7-110-5-2-1　テスタ等による審査** 9-13 の規定による。
（削除） 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。	**7-110-5-2-2　視認等による審査** 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
7-110-6（略）	**7-110-6**（略）
7-110-7　従前規定の適用③	**7-110-7　従前規定の適用③**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ①～②（略）	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ①～②（略）
7-110-7-1（略）	**7-110-7-1**（略）
7-110-7-2　性能要件（視認等による審査）	**7-110-7-2　性能要件**
（削除）	**7-110-7-2-1　テスタ等による審査** 9-13 の規定による。
（削除） (1) 7-110-2 (1) に同じ。 (2) 7-110-2 (2) に同じ。	**7-110-7-2-2　視認等による審査** (1) 7-110-2-2 (1) (2) 7-110-2-2 (2) に同じ。
7-111～7-112（略）	**7-111～7-112**（略）
7-113　自動運行装置	**7-113　自動運行装置**
7-113-1（略）	**7-113-1**（略）
7-113-2　性能要件（書面等による審査）	**7-113-2　性能要件**
（削除）	**7-113-2-1　テスタ等による審査** なし。
（削除）	**7-113-2-2　視認等による審査** なし。
（削除） (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係） ①（略） ② 運転者又は自動運行装置の作動状態を監視する者（以下 7-113-2 において「運転者等」という。）の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動を開始するものであり、かつ、運転者等の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。 ③（略）	**7-113-2-3　書面等による審査** (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係） ①（略） ② 運転者又は自動運行装置の作動状態を監視する者(以下 7-113-2-3 において「運転者等」という。）の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動を開始するものであり、かつ、運転者等の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。 ③（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
④　自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者（以下 7-113-2 において「運転者」という。）を要する自動運行装置を備える自動車にあっては、③の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。 ⑤～⑱（略） （2）（略） **7-113-3～7-113-4**（略） **7-113-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 55 条の 2 第 5 項関係） ①～②（略） **7-113-5-1**（略） **7-113-5-2　性能要件（書面等による審査）** （削除） （削除） （削除） （1）（略） （2）7-113-2（2）に同じ。 **7-113-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 55 条の 2 第 6 項関係） ①～④（略） **7-113-6-1**（略） **7-113-6-2　性能要件（書面等による審査）** （削除） （削除） （削除） （1）～（2）（略） **7-114～7-115**（略） **7-116　緊急自動車**	④　自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者（以下 7-113-2-3 において「運転者」という。）を要する自動運行装置を備える自動車にあっては、③の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。 ⑤～⑱（略） （2）（略） **7-113-3～7-113-4**（略） **7-113-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 55 条の 2 第 5 項関係） ①～②（略） **7-113-5-1**（略） **7-113-5-2　性能要件** **7-113-5-2-1　テスタ等による審査** なし。 **7-113-5-2-2　視認等による審査** なし。 **7-113-5-2-3　書面等による審査** （1）（略） （2）7-113-2-3（2）に同じ。 **7-113-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 55 条の 2 第 6 項関係） ①～④（略） **7-113-6-1**（略） **7-113-6-2　性能要件** **7-113-6-2-1　テスタ等による審査** なし。 **7-113-6-2-2　視認等による審査** なし。 **7-113-6-2-3　書面等による審査** （1）～（2）（略） **7-114～7-115**（略） **7-116　緊急自動車**

新	旧
7-116-1（略） **7-116-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） （1）～（2）（略） **7-116-3～7-116-4**（略） **7-116-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 58 条第 1 項関係） **7-116-5-1**（略） **7-116-5-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係） ①～③（略） **7-117～7-125**（略） **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-12**（略） **8-13　かじ取装置** **8-13-1　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） （1）～（3）（略） **8-13-2～8-13-3**（略） **8-13-4　適用関係の整理** （1）～（7）（略） （8）次の自動車については、8-13-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 10 項関係） ①～②（略）	**7-116-1**（略） **7-116-2　性能要件** **7-116-2-1　テスタ等による審査** 9-14 の規定による。（保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 75 条第 2 号関係、細目告示第 153 条第 2 号関係） **7-116-2-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） **7-116-3～7-116-4**（略） **7-116-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 58 条第 1 項関係） **7-116-5-1**（略） **7-116-5-2　性能要件** **7-116-5-2-1　テスタ等による審査** 9-14 の規定による。 **7-116-5-2-2　視認等による審査** 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係） ①～③（略） **7-117～7-125**（略） **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-12**（略） **8-13　かじ取装置** **8-13-1　性能要件** **8-13-1-1　テスタ等による審査** 9-2 の規定による。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 169 条第 1 項第 1 号ル関係） **8-13-1-2　視認等による審査** （1）～（3）（略） **8-13-2～8-13-3**（略） **8-13-4　適用関係の整理** （1）～（7）（略） （8）次の自動車については、8-13-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 10 項関係） ①～②（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
③　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。 ア（略） イ　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの ウ（略） ④～⑤（略） (9)（略） (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①　令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ　令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの ④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの ⑤　UN R79-04-S2 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 **8-13-5～8-13-10**（略） **［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **8-13-11　従前規定の適用⑦** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 9 項関係）	③　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。 ア（略） イ　令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの ウ（略） ④～⑤（略） (9)（略） （新設） **8-13-5～8-13-10**（略） **［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］** **8-13-11　従前規定の適用⑦** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 9 項関係）

新	旧
8-13-11-1　性能要件（視認等による審査） （削除） （削除） (1) 8-13-1 (1) に同じ。 (2) 8-13-1 (2) に同じ。 (3)（略） **8-13-12～8-13-13**（略） **8-13-14　従前規定の適用⑩** 7-13-14 の規定を適用する。 **8-14**（略） **8-15　トラック・バスの制動装置** **8-15-1**（略） **8-15-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。（細目告示第 171 条第 2 項関係） ①　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 2 項第 1 号関係） ア～コ（略） ②　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。	**8-13-11-1　性能要件** **8-13-11-1-1　テスタ等による審査** 9-2 の規定による。 **8-13-11-1-2　視認等による審査** (1) 8-13-1-2 (1) に同じ。 (2) 8-13-1-2 (2) に同じ。 (3)（略） **8-13-12～8-13-13**（略） （新設） **8-14**（略） **8-15　トラック・バスの制動装置** **8-15-1**（略） **8-15-2　性能要件** **8-15-2-1　テスタ等による審査** (1) 9-3 の規定による。（細目告示第 171 条第 7 項関係） (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 2 号関係） ②　主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 3 号関係） **8-15-2-2　視認等による審査** (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。（細目告示第 171 条第 2 項関係） ①　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 2 項第 1 号関係） ア～コ（略） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 2 項第 2 号関係) ③ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。(細目告示第 171 条第 2 項第 3 号関係) ④～⑧ (略) 【表示】(略) (3) (略) **8-15-3～8-15-12** (略) **[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]** **8-15-13 従前規定の適用⑨** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 48 項、第 49 項関係) ①～② (略) **8-15-13-1** (略) **8-15-13-2 性能要件 (視認等による審査)** (削除) (削除) (1) 8-15-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。 ① 8-15-2 (2) ①に同じ。 ② 8-15-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-15-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-15-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-15-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 8-15-2 (2) ⑥に同じ。 ⑦ 8-15-2 (2) ⑦に同じ。 (3) 8-15-2 (3) に同じ。 **8-15-14～8-15-15** (略) **8-16 乗用車の制動装置** **8-16-1** (略) **8-16-2 性能要件 (視認等による審査)** (削除)	(新設) ②～⑥ (略) 【表示】(略) (3) (略) **8-15-3～8-15-12** (略) **[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]** **8-15-13 従前規定の適用⑨** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 48 項、第 49 項関係) ①～② (略) **8-15-13-1** (略) **8-15-13-2 性能要件** **8-15-13-2-1 テスタ等による審査** 9-3 の規定による。 **8-15-13-2-2 視認等による審査** (1) 8-15-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。 ① 8-15-2-2 (2) ①に同じ。 (新設) (新設) ② 8-15-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-15-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-15-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-15-2-2 (2) ⑤に同じ。 (3) 8-15-2-2 (3) に同じ。 **8-15-14～8-15-15** (略) **8-16 乗用車の制動装置** **8-16-1** (略) **8-16-2 性能要件** **8-16-2-1 テスタ等による審査** (1) 9-3 の規定による。(細目告示第 171 条第 7 項関係) (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3

新	旧
(削除) (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係) ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係) ア～コ (略) ② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係) ③ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。(細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係) ④～⑧ (略) 【表示】(略) (3) (略) **8-16-3～8-16-13** (略) **[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]** **8-16-14 従前規定の適用⑩** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 49 項関係) **8-16-14-1** (略) **8-16-14-2 性能要件 (視認等による審査)** (削除) (削除) (1) 8-16-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	項第 1 号関係) ① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ② 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 **8-16-2-2 視認等による審査** (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係) ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係) ア～コ (略) (新設) (新設) ②～⑥ (略) 【表示】(略) (3) (略) **8-16-3～8-16-13** (略) **[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]** **8-16-14 従前規定の適用⑩** 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 49 項関係) **8-16-14-1** (略) **8-16-14-2 性能要件** **8-16-14-2-1 テスタ等による審査** 9-3 の規定による。 **8-16-14-2-2 視認等による審査** (1) 8-16-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
① 8-16-2 (2) ①に同じ。 ② 8-16-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-16-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-16-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-16-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 8-16-2 (2) ⑥に同じ。 ⑦ 8-16-2 (2) ⑦に同じ。 (3) 8-16-2 (3) に同じ。	① 8-16-2-2 (2) ①に同じ。 (新設) (新設) ② 8-16-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-16-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-16-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-16-2-2 (2) ⑤に同じ。 (3) 8-16-2-2 (3) に同じ。
8-17 二輪車の制動装置 **8-17-1** (略) **8-17-2 性能要件 (視認等による審査)** (削除)	**8-17 二輪車の制動装置** **8-17-1** (略) **8-17-2 性能要件** **8-17-2-1 テスタ等による審査** (1) 9-3 の規定による。(細目告示第 171 条第 7 項関係) (2) 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすことがないものでなければならない。 なお、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 4 項第 2 号関係) **8-17-2-2 視認等による審査**
(削除) (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係) ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第 171 条第 4 項第 1 号関係) ア～コ (略) ② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 4 項第 1 号関係) ③～⑤ (略) (3) (略)	(1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係) ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第 171 条第 4 項第 1 号関係) ア～コ (略) (新設) ②～④ (略) (3) (略)
8-17-3～8-17-8 (略) **[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]** **8-17-9 従前規定の適用⑤** 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係) **8-17-9-1** (略) **8-17-9-2 性能要件 (視認等による審査)** (削除)	**8-17-3～8-17-8** (略) **[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]** **8-17-9 従前規定の適用⑤** 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 50 項関係) **8-17-9-1** (略) **8-17-9-2 性能要件** **8-17-9-2-1 テスタ等による審査**

新	旧
	9-3 の規定による。 **8-17-9-2-2 視認等による審査**
(削除) (1) 8-17-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係) ① 8-17-2 (2) ①に同じ。 ② 8-17-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-17-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-17-2 (2) ④に同じ。 (3) 8-17-2 (3) に同じ。 **8-17-10** (略)	(1) 8-17-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係) ① 8-17-2-2 (2) ①に同じ。 (新設) ② 8-17-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-17-2-2 (2) ③に同じ。 (3) 8-17-2-2 (3) に同じ。 **8-17-10** (略)
8-18 大型特殊自動車等の制動装置 **8-18-1** (略) **8-18-2 性能要件 (視認等による審査)** (削除)	**8-18 大型特殊自動車等の制動装置** **8-18-1** (略) **8-18-2 性能要件** **8-18-2-1 テスタ等による審査** (1) 9-3 の規定による。(細目告示第 171 条第 7 項関係) (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、①、③及び④の基準に適合するものとする。 ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ① 制動装置は、8-15-2-1 (2) ①の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係) ② 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 2 号関係) ③ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 300N 以下とする。(細目告示第 171 条第 5 項第 3 号) ④ 制動装置 (制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統) は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
20 以上 35 未満	20	5 以下
20 未満	その最高速度	5 以下

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 5 号)
(削除)	**8-18-2-2　視認等による審査**
(1) (略)	(1) (略)
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、③、⑥及び⑧の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。(細目告示第 171 条第 5 項関係)	(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、②及び④の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。(細目告示第 171 条第 5 項関係)
① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係) ア～コ (略)	① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係) ア～コ (略)
② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係)	(新設)
③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 2 号関係)	(新設)
④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 300N 以下とする。(細目告示第 171 条第 5 項第 3 号) なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係)	(新設)
⑤ 制動装置(制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統)は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては 900N 以下、手動式のものにあっては 500N 以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制	(新設)

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
20 以上 35 未満	20	5 以下
20 未満	その最高速度	5 以下

新	旧
動装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 5 号) なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係)	
⑥ (略)	② (略)
⑦ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても④に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 171 条第 5 項第 9 号関係)	③ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても 8-18-2-1 (2) ③に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 171 条第 5 項第 9 号関係)
⑧ (略)	④ (略)
(3) (略)	(3) (略)
8-18-3～8-18-4 (略)	**8-18-3～8-18-4** (略)
8-19　被牽引自動車の制動装置	**8-19　被牽引自動車の制動装置**
8-19-1 (略)	**8-19-1** (略)
8-19-2　性能要件 (視認等による審査)	**8-19-2　性能要件**
(削除)	**8-19-2-1　テスタ等による審査**
	(1) 9-3 の規定による。(細目告示第 171 条第 6 項関係)
	(2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、①及び④に適合するものであればよい。
	① 制動装置は、8-15-2-1 (2) ②の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 6 項第 1 号関係)
	② 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。(細目告示第 171 条第 6 項第 2 号)
	③ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあってはア、それ以外の被牽引自動車にあってはイの計算式に適合する制動能力を有すること。(細目告示第 171 条第 6 項第 3 号関係) ア　$S \leqq 0.15V + 0.0086V^2$ イ　$S \leqq 0.15V + 0.0077V^2$ この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S は、被牽引自動車単体の停止距離 (単位：m) V は、制動初速度 (被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とす

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	る。ただし、最高速度が 60km/h を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60 とする。）（単位：km/h）
	④　被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、600N 以下とする。（細目告示第 171 条第 6 項第 5 号関係）
（削除）	**8-19-2-2　視認等による審査**
（1）（略）	（1）（略）
（2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える自動車にあっては、③及び④の基準は適用しない。	（2）制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
①　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 6 項第 1 号関係） ア～ケ（略）	①　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 6 項第 1 号関係） ア～ケ（略）
②　主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第 171 条第 6 項第 1 号関係）	（新設）
③　主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 6 項第 2 号関係）	（新設）
④　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあってはア、それ以外の被牽引自動車にあってはイの計算式に適合する制動能力を有すること。 ア　$S \leqq 0.15V + 0.0086V^2$ イ　$S \leqq 0.15V + 0.0077V^2$ この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S は、被牽引自動車単体の停止距離（単位：m） V は、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 60km/h を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60 とする。）（単位：km/h） なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 6 項第 3 号関係）	（新設）
⑤　被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、乾燥した 50 分の 9 こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。	（新設）

新	旧
この場合において、運転者の操作力は、600N 以下とする。 なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 6 項第 5 号関係）	
⑥（略）	②（略）
（3）（略）	（3）（略）
8-19-3～8-19-4（略）	**8-19-3～8-19-4**（略）
8-20（略）	**8-20**（略）
8-21　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	**8-21　牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置**
8-21-1　性能要件（視認等による審査）	**8-21-1　性能要件（視認等による審査）**
（1）（略）	（1）（略）
（2）牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2（2）②の基準及び次の基準に適合しなければならない。（細目告示第 172 条第 2 項関係）	（2）牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1（3）①の基準及び次の基準に適合しなければならない。（細目告示第 172 条第 2 項関係）
①　8-15 又は 8-16 の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2（2）⑤の基準	①　8-15 又は 8-16 の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2-2（2）③の基準
②　8-18 の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2（2）⑦の基準	②　8-18 の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2-2（2）③の基準
③（略）	③（略）
（3）（略）	（3）（略）
（4）牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 172 条第 5 項関係）	（4）牽引自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 172 条第 5 項関係）
①　8-15 又は 8-16 の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2（2）④の基準	①　8-15 又は 8-16 の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2-2（2）②の基準
②　8-18 の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2（2）⑥の基準	②　8-18 の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2-2（2）②の基準
（5）（略）	（5）（略）
8-21-2～8-21-23（略）	**8-21-2～8-21-23**（略）
［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］	**［テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前］**
8-21-24　従前規定の適用㉑	**8-21-24　従前規定の適用㉑**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係）	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係）
①～③（略）	①～③（略）
8-21-24-1　性能要件（視認等による審査）	**8-21-24-1　性能要件（視認等による審査）**
（1）（略）	（1）（略）
（2）牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2（2）②の基準及び次の基準に適合しなければならない。	（2）牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1（3）①の基準及び次の基準に適合しなければならない。
①～②（略）	①～②（略）
（3）～（5）（略）	（3）～（5）（略）
8-22～8-25（略）	**8-22～8-25**（略）
8-26　電気装置	**8-26　電気装置**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
8-26-1～8-26-3（略） **8-26-4　適用関係の整理** （1）～（11）（略） （12）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第32項） ①　「指定等年月日」以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） ②　「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車 イ（略） ウ（略） ③～④（略） （略） （13）～（16）（略） **8-26-5～8-26-20**（略） **8-27～8-28**（略） **8-29　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-29-1～8-29-3**（略） **8-29-4　適用関係の整理** （1）～（6）（略） ［UN R137-01-S2 適用］ （7）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8tを超え3.5t以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第37項関係）	**8-26-1～8-26-3**（略） **8-26-4　適用関係の整理** 7-26-4の規定を適用する。 （1）～（11）（略） （12）次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第32項） ①　「指定等年月日」以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） ②　「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車 イ（略） ウ（略） ③～④（略） （略） （13）～（16）（略） **8-26-5～8-26-20**（略） **8-27～8-28**（略） **8-29　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **8-29-1～8-29-3**（略） **8-29-4　適用関係の整理** （1）～（6）（略） （新設）

新	旧
①　「指定等年月日」以前に製作された自動車 ②　「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ　「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ　指定自動車等以外の自動車 ③　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの 区分：自動車／指定等年月日：R14.8.31／製作年月日：R16.8.31 **8-29-5～8-29-10**（略） **［UN R137-01-S2 適用］** **8-29-11　従前規定の適用⑦** 7-29-11の規定を適用する。 **8-30～8-36**（略） **8-37　突入防止装置** **8-37-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2の基準に適合する突入防止装置を8-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係） （1）～（4）（略） （5）（1）の自動車のうち、車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させ	**8-29-5～8-29-10**（略） （新設） **8-30～8-36**（略） **8-37　突入防止装置** **8-37-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2の基準に適合する突入防止装置を8-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係） （1）～（4）（略） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。 **8-37-2～8-37-4**（略） **8-38～8-40**（略） **8-41　運転者席** **8-41-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 183 条第 1 項第 1 号イ関係） ①～②（略） ③　①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。 ただし、A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 （条件） ア　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 イ～オ（略） (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影（窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。）を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（(イ) に限る。）及びオの状態とする。（細目告示第 183 条第 1 項第 1 号ロ関係）	**8-37-2～8-37-4**（略） **8-38～8-40**（略） **8-41　運転者席** **8-41-1　性能要件（視認等による審査）** 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 183 条第 1 項第 1 号関係） ①～②（略） ③　①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。 ただし、A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。 （条件） ア　自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 イ～オ（略） (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影（窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。）を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（(イ) に限る。）及びオの状態とする。（細目告示第 183 条第 1 項第 2 号関係）

新	旧
①～⑨（略） ⑩　8-55-1（1）に掲げるもの (3)（1）及び（2）に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 183 条第 1 項第 2 号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ①～④（略） ⑤　8-55-1（1）⑧に規定するもの ⑥（略） (4) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。（細目告示第 183 条第 1 項第 3 号関係） (5)（略） (6) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (5) の基準に適合するものとする。（細目告示第 183 条第 2 項関係） ①～③（略） **8-41-2～8-41-4**（略） **8-42～8-44**（略） **8-45　座席ベルト非装着時警報装置** **8-45-1　装備要件** 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） （略） ①～⑨（略） ⑩　次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-S3 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア～イ（略） **8-45-2～8-45-4**（略） **8-46～8-54**（略）	①～⑨（略） ⑩　8-55-1-1（1）に掲げるもの (3)（1）に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 183 条第 1 項第 3 号関係） ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。 ①～④（略） ⑤　8-55-1-1（1）⑧に規定するもの ⑥（略） （新設） (4)（略） (5) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (4) の基準に適合するものとする。（細目告示第 183 条第 2 項関係） ①～③（略） **8-41-2～8-41-4**（略） **8-42～8-44**（略） **8-45　座席ベルト非装着時警報装置** **8-45-1　装備要件** 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） （略） ①～⑨（略） ⑩　次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-S2 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの ア～イ（略） **8-45-2～8-45-4**（略） **8-46～8-54**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
8-55　窓ガラス貼付物等 **8-55-1　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1（2）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S2 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） （削除） **8-55-2～8-55-4**（略） **8-56　騒音防止装置** **8-56-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **8-56-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） （1）（略） **8-56-3**（略） **8-56-4　適用関係の整理** （1）～（10）（略） （11）次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、8-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～③（略） ④　平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの ⑤（略） （12）次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動	**8-55　窓ガラス貼付物等** **8-55-1　性能要件** **8-55-1-1　視認等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1（2）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S1 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） **8-55-1-2　テスタ等による審査** 9-4 の規定による。 **8-55-2～8-55-4**（略） **8-56　騒音防止装置** **8-56-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **8-56-2　性能要件** **8-56-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係） **8-56-2-2　視認等による審査** （1）（略） **8-56-3**（略） **8-56-4　適用関係の整理** （1）～（10）（略） （11）次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、8-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～③（略） ④　平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの ⑤（略） （12）次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動

新	旧
車を除く。）にあっては、8-56-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①（略） ②　平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア　令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ　令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ　試作車又は組立車 ③～④（略） （12）～（17）（略） **8-56-5～8-56-13**（略） **8-56-14　従前規定の適用⑩** 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） **8-56-14-1**（略） **8-56-14-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 8-56-17-2 に同じ。 **8-56-15　従前規定の適用⑪** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～③（略） ④　平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達	車を除く。）にあっては、8-56-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①（略） ②　平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア　令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ　令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ　試作車又は組立車 ③～④（略） （12）～（17）（略） **8-56-5～8-56-13**（略） **8-56-14　従前規定の適用⑩** 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） **8-56-14-1**（略） **8-56-14-2　性能要件** **8-56-14-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-14-2-2　視認等による審査** 8-56-17-2-2 に同じ。 **8-56-15　従前規定の適用⑪** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～③（略） ④　平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
できる動力伝達装置を備えたもの ⑤（略） **8-56-15-1**（略） **8-56-15-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 8-56-16-2 に同じ。 **8-56-16　従前規定の適用⑫** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①（略） ②　平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア　令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ　令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ　試作車又は組立車 ③～④（略） **8-56-16-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-16-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-16-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） (1)（略）	できる動力伝達装置を備えたもの ⑤（略） **8-56-15-1**（略） **8-56-15-2　性能要件** **8-56-15-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-15-2-2　視認等による審査** 8-56-16-2-2 に同じ。 **8-56-16　従前規定の適用⑫** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①（略） ②　平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア　令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ　令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ　試作車又は組立車 ③～④（略） **8-56-16-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-16-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-16-2　性能要件** **8-56-16-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-16-2-2　視認等による審査** (1)（略）
8-56-17　従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告	**8-56-17　従前規定の適用⑬** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告

新	旧
示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略） **8-56-17-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-17-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-17-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） (1)（略） **8-56-18　従前規定の適用⑭** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） **8-56-18-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-18-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-18-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 8-56-2 に同じ。 **8-56-19　従前規定の適用⑮** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては 8-56-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） **8-56-19-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-19-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-19-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 8-56-2 に同じ。 **8-56-20　従前規定の適用⑯** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係） ①～②（略）	示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略） **8-56-17-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-17-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-17-2　性能要件** **8-56-17-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-17-2-2　視認等による審査** (1)（略） **8-56-18　従前規定の適用⑭** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） **8-56-18-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-18-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-18-2　性能要件** **8-56-18-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-18-2-2　視認等による審査** 8-56-2-2 に同じ。 **8-56-19　従前規定の適用⑮** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては 8-56-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） **8-56-19-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-19-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-19-2　性能要件** **8-56-19-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-19-2-2　視認等による審査** 8-56-2-2 に同じ。 **8-56-20　従前規定の適用⑯** 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係） ①～②（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
8-56-20-1　装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-20-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-20-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 8-56-2 に同じ。 **8-56-21　従前規定の適用⑰** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ①～④（略） **8-56-21-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-21-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-21-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 8-56-2 に同じ。 **8-57**（略） **8-58　排気管からの排出ガス発散防止性能** ［審査事項なし］ （削除） （削除） （削除） （削除） **8-59**（略） **8-60　ブローバイ・ガス還元装置** **8-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。	**8-56-20-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-20-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-20-2　性能要件** **8-56-20-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-20-2-2　視認等による審査** 8-56-2-2 に同じ。 **8-56-21　従前規定の適用⑰** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ①～④（略） **8-56-21-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56-21-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 **8-56-21-2　性能要件** **8-56-21-2-1　テスタ等による審査** 9-5 の規定による。 **8-56-21-2-2　視認等による審査** 8-56-2-2 に同じ。 **8-57**（略） **8-58　排気管からの排出ガス発散防止性能** **8-58-1　性能要件（テスタ等による審査）** 9-6 又は 9-7 の規定による。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係） **8-58-2　欠番** **8-58-3　欠番** **8-58-4　適用関係の整理** 7-58-4 の規定を適用する。 **8-59**（略） **8-60　ブローバイ・ガス還元装置** **8-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。

新	旧
ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係） ①（略） ②　①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 7-58-1（1）③の基準に適合するもの ③（略） **8-60-2～8-60-4**（略） **8-61～8-64**（略） **8-65　走行用前照灯** **8-65-1**（略） **8-65-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （削除） 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係） ①～⑤（略） **8-65-3　取付要件（視認等による審査）** （1）走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8（1）②）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係） ①～⑪（略） （2）（略） **8-65-4**（略） **8-66　すれ違い用前照灯**	ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係） ①（略） ②　①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 7-58-1-2（1）③の基準に適合するもの ③（略） **8-60-2～8-60-4**（略） **8-61～8-64**（略） **8-65　走行用前照灯** **8-65-1**（略） **8-65-2　性能要件** **8-65-2-1　テスタ等による審査** 9-8 の規定による。（保安基準第 32 条第 2 項関係） **8-65-2-2　視認等による審査** 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係） ①～⑤（略） **8-65-3　取付要件（視認等による審査）** （1）走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 8-65-2-1③）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係） ①～⑪（略） （2）（略） **8-65-4**（略） **8-66　すれ違い用前照灯**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
8-66-1（略） 8-66-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （削除） すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 6 項関係） ①～⑥（略） 8-66-3～8-66-4（略） 8-67　配光可変型前照灯 8-67-1（略） 8-67-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （削除） 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項、細目告示第 198 条第 9 項関係） ①～③（略） 8-67-3～8-67-4（略） 8-68～8-72（略） 8-73　低速走行時側方照射灯 8-73-1　装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係） 8-73-2～8-73-3（略） 8-74　車幅灯 8-74-1（略） 8-74-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （1）～（2）（略） （削除）	8-66-1（略） 8-66-2　性能要件 8-66-2-1　テスタ等による審査 9-9 の規定による。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 6 項関係） 8-66-2-2　視認等による審査 すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 6 項関係） ①～⑥（略） 8-66-3～8-66-4（略） 8-67　配光可変型前照灯 8-67-1（略） 8-67-2　性能要件 8-67-2-1　テスタ等による審査 9-10 の規定による。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 198 条第 9 項関係） 8-67-2-2　視認等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項、細目告示第 198 条第 9 項関係） ①～③（略） 8-67-3～8-67-4（略） 8-68～8-72（略） 8-73　低速走行時側方照射灯 8-73-1　装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係） 8-73-2～8-73-3（略） 8-74　車幅灯 8-74-1（略） 8-74-2　性能要件 8-74-2-1　視認等による審査 （1）～（2）（略） 8-74-2-2　テスタ等による審査 9-11 の規定による。

新	旧
8-74-3　取付要件（視認等による審査） （1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 34 条第 3 項関係） この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 201 条第 3 項関係） ①～⑪（略） ⑫　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-74-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 （2）（略） 8-74-4（略） 8-75～8-77（略） 8-78　側方灯 8-78-1（略） 8-78-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （1）～（2）（略） （削除） 8-78-3　取付要件（視認等による審査） （1）側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係） この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 204 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-78-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） 8-78-4（略） 8-79～8-80（略） 8-81　尾灯 8-81-1（略） 8-81-2　性能要件（視認等による審査） （削除） （1）～（2）（略）	8-74-3　取付要件（視認等による審査） （1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 34 条第 3 項関係） この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 201 条第 3 項関係） ①～⑪（略） ⑫　車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-74-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 （2）（略） 8-74-4（略） 8-75～8-77（略） 8-78　側方灯 8-78-1（略） 8-78-2　性能要件 8-78-2-1　視認等による審査 （1）～（2）（略） 8-78-2-2　テスタ等による審査 9-11 の規定による。 8-78-3　取付要件（視認等による審査） （1）側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係） この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 204 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-78-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） 8-78-4（略） 8-79～8-80（略） 8-81　尾灯 8-81-1（略） 8-81-2　性能要件 8-81-2-1　視認等による審査 （1）～（2）（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除） **8-81-3　取付要件（視認等による審査）** （1）尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係） この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 206 条第 3 項関係） ①～⑦（略） ⑧　尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-81-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-81-4**（略） **8-82　後部霧灯** **8-82-1**（略） **8-82-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **8-82-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係） この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 207 条第 3 項関係） ①～⑧（略） ⑨　後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-82-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-82-4**（略） **8-83　駐車灯** **8-83-1**（略） **8-83-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略）	**8-81-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-81-3　取付要件（視認等による審査）** （1）尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係） この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 206 条第 3 項関係） ①～⑦（略） ⑧　尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-81-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-81-4**（略） **8-82　後部霧灯** **8-82-1**（略） **8-82-2　性能要件** **8-82-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **8-82-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-82-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係） この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 207 条第 3 項関係） ①～⑧（略） ⑨　後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-82-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-82-4**（略） **8-83　駐車灯** **8-83-1**（略） **8-83-2　性能要件** **8-83-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略）

新	旧
（削除） **8-83-3　取付要件（視認等による審査）** （1）駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係） この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 208 条第 3 項関係） ①～⑥（略） ⑦　駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-83-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-83-4**（略） **8-84　後部上側端灯** **8-84-1**（略） **8-84-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）～（2）（略） （削除） **8-84-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係） この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 209 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-84-2（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-84-4**（略） **8-85～8-87**（略） **8-88　制動灯** **8-88-1**（略） **8-88-2　性能要件（視認等による審査）** （削除）	**8-83-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-83-3　取付要件（視認等による審査）** （1）駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係） この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 208 条第 3 項関係） ①～⑥（略） ⑦　駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-83-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-83-4**（略） **8-84　後部上側端灯** **8-84-1**（略） **8-84-2　性能要件** **8-84-2-1　視認等による審査** （1）～（2）（略） **8-84-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-84-3　取付要件（視認等による審査）** （1）後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係） この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 209 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-84-2-1（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 （2）（略） **8-84-4**（略） **8-85～8-87**（略） **8-88　制動灯** **8-88-1**（略） **8-88-2　性能要件** **8-88-2-1　視認等による審査**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) ～ (2) (略) (削除) **8-88-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号) ①～⑤ (略) ⑥　制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-88-2 (1) に掲げた性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) (略) **8-88-4** (略) **8-89　補助制動灯** **8-89-1** (略) **8-89-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) (1) ～ (2) (略) (削除) **8-89-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 213 条第 3 項関係) ①～⑥ (略) ⑦　補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-89-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) (略) **8-89-4** (略) **8-90** (略) **8-91　方向指示器** **8-91-1** (略) **8-91-2　性能要件（視認等による審査）**	(1) ～ (2) (略) **8-88-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-88-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号) ①～⑤ (略) ⑥　制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-88-2-1 (1) に掲げた性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) (略) **8-88-4** (略) **8-89　補助制動灯** **8-89-1** (略) **8-89-2　性能要件** **8-89-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2) (略) **8-89-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-89-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 213 条第 3 項関係) ①～⑥ (略) ⑦　補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-89-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) (略) **8-89-4** (略) **8-90** (略) **8-91　方向指示器** **8-91-1** (略) **8-91-2　性能要件**

新	旧
(削除) (1) ～ (2) (略) (削除) **8-91-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条第 3 項関係、細目告示第 215 条第 3 項及び第 4 項関係) ①～⑦ (略) ⑧　方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-91-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) (略) **8-91-4** (略) **8-92　補助方向指示器** **8-92-1** (略) **8-92-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) (1) ～ (2) (略) (削除) **8-92-3～8-92-4** (略) **8-93　非常点滅表示灯** **8-93-1** (略) **8-93-2　性能要件（視認等による審査）** (削除) (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-91-2 (1) の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係) (2) (略) (削除) **8-93-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に	**8-91-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2) (略) **8-91-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-91-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条第 3 項関係、細目告示第 215 条第 3 項及び第 4 項関係) ①～⑦ (略) ⑧　方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-91-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 (2) (略) **8-91-4** (略) **8-92　補助方向指示器** **8-92-1** (略) **8-92-2　性能要件** **8-92-2-1　視認等による審査** (1) ～ (2) (略) **8-92-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-92-3～8-92-4** (略) **8-93　非常点滅表示灯** **8-93-1** (略) **8-93-2　性能要件** **8-93-2-1　視認等による審査** (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-91-2-1 (1) の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係) (2) (略) **8-93-2-2　テスタ等による審査** 9-11 の規定による。 **8-93-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係) この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係) ①～③(略) ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、次に掲げる場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ア 緊急制動表示灯の作動が停止した場合 イ 当該自動車が衝突事故にあった場合 ウ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合 エ 非常灯として作動する場合 オ 自動運行装置により非常点滅表示灯を作動させる信号が発せられた場合 カ その他協定規則に規定する差し迫った危険を他の交通に対して示す場合 (2)(略) **8-93-4**(略) **8-94 緊急制動表示灯** **8-94-1**(略) **8-94-2 性能要件(視認等による審査)** (1)(略) (2) 緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 4 第 3 項関係、細目告示第 217 条の 2 第 1 項関係) ① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-88-2 (1) 及び 8-89-2 (1) の規定を準用する。 ② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-91-2 (1) 及び 8-92-2 (1) の規定を準用する。 (3)(略) **8-94-3**(略) **8-95 後面衝突警告表示灯** **8-95-1**(略) **8-95-2 性能要件(視認等による審査)**	関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係) この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係) ①～③(略) ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2)(略) **8-93-4**(略) **8-94 緊急制動表示灯** **8-94-1**(略) **8-94-2 性能要件(視認等による審査)** (1)(略) (2) 緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 4 第 3 項関係、細目告示第 217 条の 2 第 1 項関係) ① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-88-2-1 (1) 及び 8-89-2-1 (1) の規定を準用する。 ② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-91-2-1 (1) 及び 8-92-2-1 (1) の規定を準用する。 (3)(略) **8-94-3**(略) **8-95 後面衝突警告表示灯** **8-95-1**(略) **8-95-2 性能要件(視認等による審査)**

新	旧
(1)(略) (2) 後面衝突警告表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、8-91-2 (1) 及び 8-92-2 (1) に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 217 条の 3 第 1 項関係) (3)(略) **8-95-3**(略) **8-96**(略) **8-97 警音器** **8-97-1**(略) **8-97-2 性能要件(視認等による審査)** (削除) (削除) 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。 **8-97-3～8-97-4**(略) **8-98～8-101**(略) **8-102 車線逸脱警報装置** **8-102-1**(略) **8-102-2 性能要件(視認等による審査)** (1)(略) **8-102-3～8-102-6**(略) **8-103～8-106**(略) **8-107 直前及び側方の視界** **8-107-1 装備要件** 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 224 条第 8 項関係、適用関係告示第 52 条第 11 項第 12 項関係) (削除)	(1)(略) (2) 後面衝突警告表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、8-91-2-1 (1) 及び 8-92-2-1 (1) に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 217 条の 3 第 1 項関係) (3)(略) **8-95-3**(略) **8-96**(略) **8-97 警音器** **8-97-1**(略) **8-97-2 性能要件** **8-97-2-1 テスタ等による審査** 9-12 の規定による。(保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 219 条第 2 項、第 3 項関係) **8-97-2-2 視認等による審査** 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。 **8-97-3～8-97-4**(略) **8-98～8-101**(略) **8-102 車線逸脱警報装置** **8-102-1**(略) **8-102-2 性能要件** (1)(略) **8-102-3～8-102-6**(略) **8-103～8-106**(略) **8-107 直前及び側方の視界** **8-107-1 装備要件** 次表に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において高さ 1m 直径 30cm の円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 224 条第 8 項関係) 自動車 / 障害物 (1) 小型自動車、軽自動車及び普通自 / 当該自動車の前面から 0.3m 前方にある

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>(1)専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(三輪自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、次のいずれかの障害物
① 視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた8-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。）に接する高さ1m直径30cmの円柱とする。
ただし、次に掲げる範囲は除くものとする。</td><td>動車（(2)の自動車及び三輪自動車を除く。）
鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）
当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの
（参考図）視界の範囲
a）第1号関係
b）第2号関係
 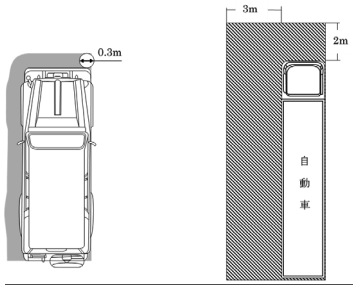

（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>ア 運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲
（参考図）アの範囲を除いた視界の範囲
 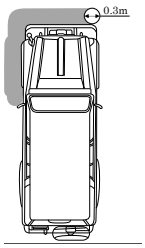

イ 車室外に備えられた8-106に適合する後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲
（参考図）ア及びイの範囲を除いた視界の範囲
 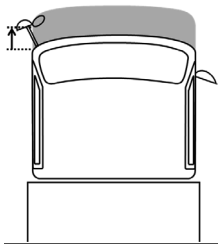
② 検知装置により確認する場合は、UN R166-00の15.3.に定める範囲に設置したUN R166-00附則12の1.1.に定めるテスト対象物とする。
（参考図）検知範囲</td><td></td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
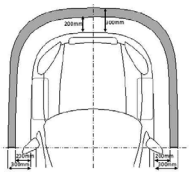 (2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1) 及び (3) の自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 ただし、(1) の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の視野に係る性能が同一の自動車にあっては、(1) ①又は②に掲げる障害物であってもよい。 （参考図）視界の範囲 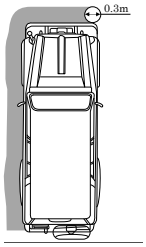 	（新設）
(3) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員 11 人以上の自動車、その形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）にあっては、当該自動車の前端から 2m 前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から 3m の距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m 直径 30cm の円柱とする。 （参考図）視界の範囲	（新設）

新	旧
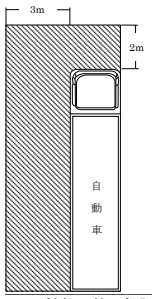 **8-107-2　性能要件（視認等による審査）** 8-107-1 の鏡その他の装置は、8-107-1 (1) から (3) までに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) から (3) まで又は (4) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 224 条第 9 項第 12 項関係) (1) 運転者が①から⑤までに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 8-107-1 (1) ①、(2) 又は (3) に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置（検知装置を除く。）により確認できるものであること。 ただし、運転者が運転者席において、当該障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる範囲にあっては、この限りでない。 ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。 ④ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。	**8-107-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、8-107-1 の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 224 条第 9 項関係) ① 運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で 8-107-1 に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。 ただし、運転者が運転者席において、8-107-1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。 イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。 エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。 (ｱ) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｲ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ウ　座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 ⑤　運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。	ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 (ｳ)座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。 オ　運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。
(2) 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。	②　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
(3) カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものでなければならない。 ①　運転者が (1) の状態でカメラから得られる画像を表示することができるものであること。 ②　直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。	③　カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものでなければならない。 ア　運転者が①の状態でカメラから得られる画像を表示することができるものであること。 イ　直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。
(4) 検知装置にあっては、運転者が確認しようとするときは、確実に機能するものであること。	(新設)
(5) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) から (4) までの基準に適合するものとする。 ①　指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	(2) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係) (新設) (新設) (新設)
8-107-3　取付要件（視認等による審査）	**8-107-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 7 項関係、細目告示第 224 条第 10 項関係) ①（略） ②　カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置は、確実に取付	(1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 7 項関係、細目告示第 224 条第 10 項関係) ①（略） ②　カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取付けられており、

新	旧
けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造	かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造
(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1) 及び 8-107-2 (1) から (3) までの基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第 224 条第 11 項関係) ①～⑤（略） ⑥　カメラ又は検知装置の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの	(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1) 及び 8-107-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第 224 条第 11 項関係) ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの
(3) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係) ①　指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置	(3) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係) (新設) (新設) (新設)
8-107-4～8-107-6（略）	**8-107-4～8-107-6**（略）
8-107-7　従前規定の適用③ 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 6 項関係)	**8-107-7　従前規定の適用③** 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 6 項関係)
8-107-7-1～8-107-7-2（略）	**8-107-7-1～8-107-7-2**（略）
8-107-7-3　取付要件（視認等による審査）	**8-107-7-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-107-2 (1) から (3) までの基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥　カメラ又は検知装置の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）	(1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-107-7-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。 この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの (8-107-7-2 (2) に掲げるものを除く。) 及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。 ①～⑤（略） ⑥　カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
(2) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置	(新設)

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。	
8-108　後退時車両直後確認装置	**8-108　後退時車両直後確認装置**
8-108-1　装備要件	**8-108-1　装備要件**
自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。
ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係）	ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係）
①～③（略）	①～③（略）
④　運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-S2 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。）	④　運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-S1 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。）
8-108-2　性能要件（視認等による審査）	**8-108-2　性能要件（視認等による審査）**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係)	(2) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係)
①　指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置	（新設）
②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置	（新設）
③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置	（新設）
(3) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。	（新設）
8-108-3　取付要件（視認等による審査）	**8-108-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
(3) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係）	(3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係)
①　指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置	（新設）

新	旧
②　法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置	（新設）
③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置	（新設）
(4) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。	（新設）
8-108-4（略）	**8-108-4**（略）
8-109（略）	**8-109**（略）
8-110　速度計等	**8-110　速度計等**
8-110-1（略）	**8-110-1**（略）
8-110-2　性能要件（視認等による審査）	**8-110-2　性能要件**
（削除）	**8-110-2-1　テスタ等による審査**
	9-13 の規定による。(細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係)
（削除）	**8-110-2-2　視認等による審査**
(1) ～ (4)（略）	(1) ～ (4)（略）
8-110-3～8-110-4（略）	**8-110-3～8-110-4**（略）
8-111～8-112（略）	**8-111～8-112**（略）
8-113　自動運行装置	**8-113　自動運行装置**
8-113-1（略）	**8-113-1**（略）
8-113-2　性能要件（視認等による審査）	**8-113-2　性能要件**
（削除）	**8-113-2-1　テスタ等による審査**
	なし。
（削除）	**8-113-2-2　視認等による審査**
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
（削除）	**8-113-2-3　書面等による審査**
	なし。
8-113-3～8-113-4（略）	**8-113-3～8-113-4**（略）
8-114～8-115（略）	**8-114～8-115**（略）
8-116　緊急自動車	**8-116　緊急自動車**
8-116-1（略）	**8-116-1**（略）
8-116-2　性能要件（視認等による審査）	**8-116-2　性能要件**
（削除）	**8-116-2-1　テスタ等による審査**
	9-14 の規定による。(保安基準第 49 条第 1 項、細目告示第 231 条第 2 号関係)

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除） （1）～（2）（略） **8-116-3～8-116-4**（略） **8-117～8-125**（略） **第９章　テスタ等による機能維持確認** **9-1　適用** この章の規定は、サイドスリップ・テスタ、ブレーキ・テスタ、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機、検査用スキャンツールを用いて審査するものに適用する。 **9-2　かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）** （保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 3 項第 1 号リ、第 91 条第 3 項第 1 号ル、第 169 条第 1 項第 1 号ル関係） （以下略） **9-3　制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）** （保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 7 項、第 171 条第 7 項関係） （1）次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。 （略） この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態に限る。以下 9-3 において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。 また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。 ①～⑤（略） （2）（略） **9-4　窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）** （保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項第 6 号、第 195 条第 5 項第 6 号関係） （以下略） **9-5　自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）**	**8-116-2-2　視認等による審査** （1）～（2）（略） **8-116-3～8-116-4**（略） **8-117～8-125**（略） **第９章　テスタ等による機能維持確認** **9-1　適用** この章の規定は、サイドスリップ・テスタ、ブレーキ・テスタ、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機を用いて審査するものに適用する。 **9-2　かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）** （以下略） **9-3　制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）** （1）次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。 （略） この場合において、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。 また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。 ①～⑤（略） （2）（略） **9-4　窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）** （以下略） **9-5　自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）**

新	旧
（保安基準第 30 条第 1 項、細目告示第 40 条第 1 項、第 118 条第 1 項、第 196 条第 1 項関係） （以下略） **9-6　自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）** （保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 19 号、第 119 条第 1 項第 10 号、第 197 条第 1 項第 1 号関係） （以下略） **9-7　自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）** （保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 20 号、第 119 条第 1 項第 11 号、第 197 条第 1 項第 2 号関係） （1）次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のままで急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。 （略） なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。 （略） ①～⑤（略） ⑥　車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑦　車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑧　車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動	（以下略） **9-6　自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）** （以下略） **9-7　自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）** （1）次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のままで急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。 （略） なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。 （略） ①～⑤（略） ⑥　車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑦　車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑧　車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑨　車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑩　車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑪　定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑫　定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑬　定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑭　定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑮　定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略）	車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑨　車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑩　車両総重量が 12t を超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。） （略） ※1～※2（略） ※3　新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑪　定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑫　定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑬　定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑭　定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略） ※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 ⑮　定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車 （略） ※1（略）

新	旧
※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 **9-8　走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）** （保安基準第 32 条第 2 項、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 120 条第 2 項、第 198 条第 2 項関係） (1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。 （略） ①　走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。 この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。 （略） （略） ア　計測の条件 (ｱ) 直進姿勢 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) ～ (ｵ)（略） イ（略） ②（略） **9-9　すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）** （保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 6 項、第 120 条第 6 項、第 198 条第 6 項関係） (1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならな	※2　新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。 **9-8　走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）** (1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。 （略） ①　走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。 この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。 （略） （略） ア　計測の条件 (ｱ) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ｱ)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) ～ (ｵ)（略） イ（略） ②（略） **9-9　すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）** (1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならな

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
い。 ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8（1）の規定の適用を受けた自動車であって、9-8（1）①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。 ① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。 （略） （略） ア 計測の条件 (ｱ) 直進姿勢 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) ～ (ｵ)（略） イ（略） ② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（(ｴ) にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測（前照灯試験機（走行用）を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。 ア～ウ（略）	い。 ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8（1）の規定の適用を受けた自動車であって、9-8（1）①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。 ① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。 （略） （略） ア 計測の条件 (ｱ) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ｱ) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) ～ (ｵ)（略） イ（略） ② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（(ｴ) にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測（前照灯試験機（走行用）を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 6 項第 1 号関係） ア～ウ（略）
9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機） （保安基準第 32 条第 8 項、細目告示第 42 条第 8 項、第 120 条第 9 項、第 198 条第 9 項関係） (1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略）	**9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）** (1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略）

新	旧
② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア 計測の条件 (ｱ) 直進姿勢 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) ～ (ｵ) イ（略） ③（略）	② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア 計測の条件 (ｱ) 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては (ｱ) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) ～ (ｵ) イ（略） ③（略）
9-11（略）	**9-11**（略）
9-12 警音器の音の大きさ（騒音計等） （保安基準第 43 条第 3 項、細目告示第 141 条第 2 項から第 4 項まで、第 219 条第 2 項から第 4 項まで関係） （以下略）	**9-12 警音器の音の大きさ（騒音計等）** （以下略）
9-13 速度計の指度の誤差（速度計試験機） （保安基準第 46 条第 1 項、細目告示第 148 条第 1 項第 2 号、第 226 条第 1 項第 2 号関係） （以下略）	**9-13 速度計の指度の誤差（速度計試験機）** （以下略）
9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等） （保安基準第 49 条第 1 項、細目告示第 75 条第 2 号、第 153 条第 2 号、第 231 条第 2 号関係） (1)（略） (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが (1) に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。 ア～カ（略）	**9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等）** (1)（略） (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが (1) に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。（細目告示第 153 条第 2 号関係） ア～カ（略）
9-15 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール） （かじ取装置：保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 2 項、第 169 条第 1 項第 1 号ワ関係） （制動装置関係：保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 11 項、第 171 条第 11 項関係）	（新設）

新	旧
（排出ガス発散防止装置：保安基準第31条第3項、細目告示第119条第2項、第197条第2項関係） （車両接近通報装置：保安基準第43条の7、細目告示第145条の3第3項、第223条の3第3項関係） （自動運行装置：保安基準第48条第2項、細目告示第150条の2第3項、第228条の2関係） (1) OBD検査の対象車は次に掲げる自動車とする。 対象：・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置を備える自動車 除外：・第6章適用車（細目告示第一節適用車） ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・大型特殊自動車 【適用関係の整理：複数に該当する場合には最も遅い日のものを適用する】 （適用関係告示第7条第12,13項、第9条第54,55項、第28条第191,192項、第51条の3第2,3項及び第55条の2第3,4項関係） ◇型式指定自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）以外の自動車については、当分の間、適用しない。 ◇令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車については、当分の間、適用しない。 ◇令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車とOBD検査対象装置の性能が同一であるものについては、当分の間、適用しない。 ◇令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、型式指定を受けた日から起算して2年を経過していないものについては、当分の間、適用しない。 ◇新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10か月を経過していない自動車については、当分の間、適用しない。 ◇令和3年10月1日から令和4年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日から令和5年9月30日）までの型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）については、令和6年9月30日（輸入自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、適用しない。 (2) OBD検査は次の①から⑥までの手順により実施する。 ① 自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨が記載又は記録された自動	

新	旧
車について、OBD検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会する。 ② 照会の結果、OBD検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。 ③ 原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態（READYの状態）にする。） ④ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会する。 なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態（READYの状態））を維持する。 ⑤ OBD検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定DTC照会アプリで確認する。 ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。 (3) (2)の方法により、OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。 装置の種類：排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置） 事例：・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯（UN R154-02若しくはUN R154-03の附則C5の3.5.及び3.7.又は細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード4に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているもの ・UN R154-02又はUN R154-03の附則C5の基準が適用されるものにあっては同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル1Aに関する装置を除く。）について、細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあってはⅣ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1つもレディネス 適合しない規定：7-59-1 ［8-59-1］	

新

	コードが記録されていないもの ・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの	
安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの	①7-13-1-2（1） ［8-13-1（1）］ ②7-15-2 ［8-15-2］ ③7-16-2 ［8-16-2］ ④7-20-2 ［8-20-2］ ⑤7-103-2 ［8-103-2］ ⑥7-113-2 ［8-113-2］

［適合しない規定欄の注釈］

注 1：［　］内は第 8 章適用車を示す。

注 2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。

注 3：①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

【適用関係の整理】

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「Ⅳ.2.5.2.」とあるのは「Ⅲ.6.又はⅣ.2.5.2.」と、「Ⅳ.の基準」とあるのは「Ⅲ.の基準が適用されるものにあってはⅢ.7.1.に規定する装置の全てについて、同別添Ⅳ.の基準」とそれぞれ読み替えることができる。

この場合において、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 28 条第 202 項関係）

◇令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。（適用関係告示第 28 条第 203 項関係）

旧

新

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ.の規定に適合する自動車については、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 28 条第 205 項関係）

（4）（2）の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき応答がある場合がある。

この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、（2）及び（3）の審査に代えて基準に適合するものとする。

（5）法第 78 条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて 5 日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。

この場合、OBD 検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、（2）及び（3）の審査に代えて基準に適合するものとする。

ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

第 10 章～第 12 章（略）

別表 1～別表 2（略）

別表 3（4-7 関係）

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1（略） 2　装置に関する審査（その 1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2) 及び (10) に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8) 及び (9) に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

旧

第 10 章～第 12 章（略）

別表 1～別表 2（略）

別表 3（4-7 関係）

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1（略） 2　装置に関する審査（その 1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2) 及び (10) に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8) 及び (9) に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

新

		(1) ～ (10) (略)	(略)
		(11) 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

3 (略)
4 装置に関する審査 (その 3)
次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。
(1) ～ (14) (略)
(15) 自動運行装置
5～7 (略)

(略)	(略)

別表 4～別表 9 (略)
様式 1～様式 15 (略)
別添 1 (略)

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1.～3. (略)
4. 事前届出対象自動車
本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車)
新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。) に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑧ (略)

保安基準	審査事務規程	技術基準等 (技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 44 条後写鏡等	6-106、7-106 後写鏡	(略)	(略)	(略)	(略)

旧

		(1) ～ (10) (略)	(略)
		(新設)	(新設)

3 (略)
4 装置に関する審査 (その 3)
次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。
(1) ～ (14) (略)
(新設)
5～7 (略)

(略)	(略)

別表 4～別表 9 (略)
様式 1～様式 15 (略)
別添 1 (略)

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1.～3. (略)
4. 事前届出対象自動車
本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車)
新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。) に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑧ (略)

保安基準	審査事務規程	技術基準等 (技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 44 条後写鏡等	6-106、7-106 後写鏡	(略)	(略)	(略)	(略)

新

	6-107、7-107 直前及び側方の視界	UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則	○	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～注 2 (略)
(2) ～ (5) (略)
5. (略)
附則 1

当日提出書面の審査
(事前届出対象自動車以外の自動車)

1.～3. (略)
4. 届出書等の記載要領等
4.1.～4.8. (略)
4.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)
(1) (略)
(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。
① (略)
② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面
イ～ウ (略)
4.10.～4.18. (略)
5.～6. (略)
附則 2

事前提出書面の審査
(技術基準等の審査を要する自動車)

1.～6. (略)
7. 届出書等の記載要領等
7.1.～7.8. (略)
7.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)
(1) (略)
(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が

旧

	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～注 2 (略)
(2) ～ (5) (略)
5. (略)
附則 1

当日提出書面の審査
(事前届出対象自動車以外の自動車)

1.～3. (略)
4. 届出書等の記載要領等
4.1.～4.8. (略)
4.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)
(1) (略)
(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。
① (略)
② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1-2 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1-2 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面
イ～ウ (略)
4.10.～4.18. (略)
5.～6. (略)
附則 2

事前提出書面の審査
(技術基準等の審査を要する自動車)

1.～6. (略)
7. 届出書等の記載要領等
7.1.～7.8. (略)
7.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)
(1) (略)
(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が

新旧対照表主要部分抜粋

新

増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。

① (略)

② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面

イ～ウ (略)

(3) (略)

7.10.～7.18. (略)

8.～10. (略)

附則 3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車)

1.～6. (略)

7. 届出書等の記載要領等

7.1.～7.10. (略)

7.11. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)

(1) (略)

(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) にかかわらず、それぞれに掲げる書面が提示されていること。

① (略)

② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面

イ～ウ (略)

(3) (略)

7.12.～7.19. (略)

8.～10. (略)

附則 4 (略)

旧

増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が提示されていること。

① (略)

② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1-2 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1-2 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面

イ～ウ (略)

(3) (略)

7.10.～7.18. (略)

8.～10. (略)

附則 3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車)並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車)

1.～6. (略)

7. 届出書等の記載要領等

7.1.～7.10. (略)

7.11. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)

(1) (略)

(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、(1) にかかわらず、それぞれに掲げる書面が提示されていること。

① (略)

② 平成 30 年規制に適合する自動車であって、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 7-58-1-2 (2) ③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあっては、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1-2 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面

イ～ウ (略)

(3) (略)

7.12.～7.19. (略)

8.～10. (略)

附則 4 (略)

新

第 1 号様式～第 11 号様式 (略)

別表第 1 (略)

別添 3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1.～2. (略)

3. 届出書等

3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
(略)		(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)
	(略)	(略)	(略)

備考 (1) ～ (5) (略)

3.2. (略)

4.～5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表 (第 14 号様式) に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1.～6.9. (略)

6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等

[マフラー加速騒音規制]

6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等

平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。

(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。

この場合において、WVTA ラベル又はプレート、Ⓔマーク又はⓔマークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。

旧

第 1 号様式～第 11 号様式 (略)

別表第 1 (略)

別添 3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1.～2. (略)

3. 届出書等

3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
(略)		(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)
	消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等	△	△
	(略)	(略)	(略)

備考 (1) ～ (5) (略)

3.2. (略)

4.～5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表 (第 14 号様式) に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1.～6.9. (略)

6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等

[マフラー加速騒音規制]

6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等

平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。

(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。

この場合において、WVTA ラベル又はプレート、Ⓔマーク又はⓔマークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、Ⓔマーク又はⓒマークを撮影した写真の添付を省略することができる。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2（5）の規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-14-2-2（3）の規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-15-2-2（3）の規定 (2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあってはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2（8）②ウの規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-14-2-2（4）②ウの規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-15-2-2（4）②ウの規定 6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 ［UN R41-04（平成 26 年騒音規制）］ (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-17-2-2（1）②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） ［UN R41-04（平成 28 年騒音規制）］ (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとす	ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、Ⓔマーク又はⓒマークを撮影した写真の添付を省略することができる。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-3（5）の規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-14-2-3（3）の規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-15-2-3（3）の規定 (2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあってはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-3（8）②ウの規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-14-2-3（4）②ウの規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-15-2-3（4）②ウの規定 6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 ［UN R41-04（平成 26 年騒音規制）］ (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-17-2-3（1）②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） ［UN R41-04（平成 28 年騒音規制）］ (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3（1）の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとす

新	旧
る。 ①～⑥（略） ［UN R41-05（平成 28 年騒音規制）］ (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） ［UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）］ (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-21-2-2（1）①の規定（規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） ［UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）］ (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2（1）②の規定（規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） ［共通事項］	る。 ①～⑥（略） ［UN R41-05（平成 28 年騒音規制）］ (3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3（1）③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。（少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） ［UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）］ (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-21-2-3（1）①の規定（規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） ［UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）］ (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3（1）②の規定（規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） ［共通事項］

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(6) (1) から (5) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)	(6) (1) から (5) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。
(7) (略)	(7) (略)
6.10.3. (略)	6.10.3. (略)
6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面	**6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面**
排出ガス規制が適用される自動車について適用する。	排出ガス規制が適用される自動車について適用する。
6.11.1. (略)	6.11.1. (略)
6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い	6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)
(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、本則 7-58-1 (2) の規定に基づき、当該並行輸入自動車が該当する車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一であること。	(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、本則 7-58-1-2 (2) の規定に基づき、当該並行輸入自動車が該当する車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一であること。
(4) ～ (7) (略)	(4) ～ (7) (略)
6.11.3. (略)	6.11.3. (略)
6.12. 技術基準等への適合性を証する書面	**6.12. 技術基準等への適合性を証する書面**
6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類	6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)
(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1 (1)、(3) 及び 7-113-2 (1) に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る (1) の書面に代えることができる。 ①～③ (略)	(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1 (1)、(3) 及び 7-113-2-3 (1) に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る (1) の書面に代えることができる。 ①～③ (略)
(4) (略)	(4) (略)
6.12.2.～6.12.6. (略)	6.12.2.～6.12.6. (略)
6.13.～6.16. (略)	**6.13.～6.16.** (略)
7. (略)	**7.** (略)
8. 現車審査	**8. 現車審査**
現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。	現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。
8.1. (略)	8.1. (略)

新	旧
8.2. 騒音規制への適合性	8.2. 騒音規制への適合性
8.2.1. (略)	8.2.1. (略)
8.2.2. UN R41 又は UN R51 への適合性	8.2.2. UN R41 又は UN R51 への適合性
本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.2.の書面等との一致が確認できなければならない。 また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、±10%の範囲 ② (略)	本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.2.の書面等との一致が確認できなければならない。 また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。 ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、±10%の範囲 ② (略)
8.3. 排出ガス規制への適合性	8.3. 排出ガス規制への適合性
6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1.から 8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。	6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1.から 8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。
8.3.1. 排出ガス試験結果成績表	8.3.1. 排出ガス試験結果成績表
(1) (略)	(1) (略)
(2) JE05 測定モード、WHTC 測定モード及び二輪自動車等 WMTC モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する本則 7-58-1 (2) の表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。 この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。 なお、車両重量を 1 回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。 また、二輪自動車等のうち WMTC モードにより排出ガス試験を実施したものにあっては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1(2)の表の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10kg 以内又は-20kg 以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。	(2) JE05 測定モード、WHTC 測定モード及び二輪自動車等 WMTC モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する本則 7-58-1-2 (2) の表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。 この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。 なお、車両重量を 1 回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。 また、二輪自動車等のうち WMTC モードにより排出ガス試験を実施したものにあっては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10kg 以内又は-20kg 以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。
(3) JE05 測定モード及び WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、次のいずれかに適合するものでなければならない。 ① 機械式慣性のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の試験自動車重量が、	(3) JE05 測定モード及び WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、次のいずれかに適合するものでなければならない。 ① 機械式慣性のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の試験自動車重量が、

新旧対照表主要部分抜粋

新

本則 7-58-1（2）の表の試験自動車重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

②（略）

8.3.2.～8.3.3.（略）

8.4.～8.7.（略）

9.（略）

別表第１（別添３の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 施錠装置等	（略）	（略）
		UN R162-00 イモビライザに係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R162-00 に基づく認定証 ④ UN R162-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
（略）	（略）	（略）	（略）
第 15 条 燃料装置	7-23 燃料装置	（略）	（略）
		UN R34-04 車両火災の防止に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ又は O カテゴリのものに限る。 ③ UN R34-04 に基づく認定証 ④ UN R34-04 に基づくⒺマークを撮影した写真
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 18 条 車枠及び車体	（略）	（略）	（略）
	7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	（略）	（略）
		UN R127-04 歩行者保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-04 に基づく認定証 ④ UN R127-04 に基づくⒺマークを撮影した写真
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 43 条の 5 盗難発生警報装置	7-101 盗難発生警報装置	（略）	（略）
		UN R163-00 盗難発生警報装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R163-00 に基づく認定証 ④ UN R163-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
（略）	（略）	（略）	（略）
第 44 条 後写鏡等	（略）	（略）	（略）
	7-107 直前及び側方の視界	UN R166-00 直前直左右確認装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R166-00 に基づく認定証（取付けに係るものに限る。）
第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置に係る協定規則	①～③（略） ④ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・PASS 又は GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 111、CMVSS 111
（略）	（略）	（略）	（略）

旧

本則 7-58-1-2（2）の表の試験自動車重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

②（略）

8.3.2.～8.3.3.（略）

8.4.～8.7.（略）

9.（略）

別表第１（別添３の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 施錠装置等	（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 15 条 燃料装置	7-23 燃料装置	（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 18 条 車枠及び車体	（略）	（略）	（略）
	7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 43 条の 5 盗難発生警報装置	7-101 盗難発生警報装置	（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 44 条 後写鏡等	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設） （新設） （新設）
第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置に係る協定規則	①～③（略） （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
備考 （1）～（4）（略）	備考 （1）～（4）（略）
別表第２～別表第４（略）	**別表第２～別表第４**（略）

（ 案 ）

新

別表第５（別添３の別表第１関係）
UN R78-05（二輪車等の制動装置）及び UN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（1）スズキ株式会社

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式（太字部分は一定、下線部は変化有り）	主な輸出先	備考	UN R78-05	UN R60-00
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
EF	DL1050	U502	**JS1BF11AZ**0000000 **JS1BF11AZ0**0000000 **JS1BF11JZ**0000000	欧州 豪州 アジア		○	○
			JS1BF11LZ00000000	アジア		○	―
			JS1BF13AZ0000000 **JS1BF13AZ0**0000000	欧州 豪州		○	○
EM	DL800	FRA1	**JS1EM12AZ**0000000 **JS1EM12AZ0**0000000	欧州 豪州		○	○
			JS1EM12DZ00000000	アジア		○	―
EM	GSX800	FRA1	**JS1EM11AZ**0000000 **JS1EM11AZ0**0000000 **JS1EM11PZ**0000000	欧州 豪州 アジア		○	○
			JS1EM11DZ00000000	アジア		○	―

旧

別表第５（別添３の別表第１関係）
UN R78-05（二輪車等の制動装置）及び UN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）に適合している自動車一覧表

（1）スズキ株式会社

型式	モデル名（通称名）	原動機の型式	打刻様式（太字部分は一定、下線部は変化有り）	主な輸出先	備考	UN R78-05	UN R60-00
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設） （新設） （新設）	（新設） （新設） （新設）		（新設）	（新設）
			（新設）	（新設）		（新設）	（新設）
			（新設） （新設）	（新設） （新設）		（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設） （新設）	（新設） （新設）		（新設）	（新設）
			（新設）	（新設）		（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設） （新設） （新設）	（新設） （新設） （新設）		（新設）	（新設）
			（新設）	（新設）		（新設）	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋　（ 案 ）

新

第１号様式（略）
第２号様式（別添３の 3.1.関係）

車両諸元概要表

（略）

視野確保装置

後写鏡：形式		鏡　　カメラ	
直前及び側方の視界：形式	直前	鏡　　カメラ 直接視認又は後写鏡	検知装置
	側方	鏡　　カメラ 直接視認又は後写鏡	検知装置
後退時車両直後確認装置：形式		鏡　　カメラ	検知装置

（略）

第３号様式～第５号様式（略）

第６号様式（別添３の 6.12.5.関係）　1／2

年　　月　　日

技術基準等宣言書

次に掲げる事項について宣言いたします。
1.（略）
2.技術基準等の適合性を証する書面等
　1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
（略）	（略）
第 44 条の２ 後退時車両直後確認装置	□試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA □Ⓔマーク　□FMVSS　□CMVSS　□その他（　　） □該当なし

　注（略）
3.（略）

届出者の氏名　　：

第７号様式～第 14 号様式（略）
別紙（略）
別添４～別添 13（略）

別添 14（7-119 関係）

ワンマンバスの構造要件

1.（略）

旧

第１号様式（略）
第２号様式（別添３の 3.1.関係）

車両諸元概要表

（略）

視野確保装置

後写鏡：形式		鏡　　カメラ	
直前及び側方の視界：形式	直前	鏡　　カメラ	直接視認又は後写鏡
	側方	鏡　　カメラ	直接視認又は後写鏡
後退時車両直後確認装置：形式		鏡　　カメラ	ソナー

（略）

第３号様式～第５号様式（略）

第６号様式（別添３の 6.12.5.関係）　1／2

年　　月　　日

技術基準等宣言書

次に掲げる事項について宣言いたします。
1.（略）
2.技術基準等の適合性を証する書面等
　1.の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
（略）	（略）
第 44 条の２ 後退時車両直後確認装置	□試験成績書　□適合証明書　□認定証　□適合説明書　□COC　□WVTA □Ⓔマーク　その他（　　）　□該当なし

　注（略）
3.（略）

届出者の氏名　　：

第７号様式～第 14 号様式（略）
別紙（略）
別添４～別添 13（略）

別添 14（7-119 関係）

ワンマンバスの構造要件

1.（略）

（ 案 ）

新

2.　用語の定義
　この構造要件における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) ～ (7)（略）
(8)「モニター装置」とは、カメラ及び画像表示装置により構成される装置をいう。
　この場合において、運転者が運転者席においてカメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものは、3.に規定する要件に適合するモニター装置とする。
3.（略）

別添 15（7-119 関係）

ワンマンバスの構造要件
（平成 24 年６月 30 以前に製作された自動車に適用）

1.　適用範囲
　この構造要件は、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。（平成 24 年６月 30 以前に製作された自動車に限る。）

2.　用語の定義
　この構造要件における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) ～ (7)（略）
(8)「モニター装置」とは、カメラ及び画像表示装置により構成される装置をいう。
　この場合において、運転者が運転者席においてカメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものは、3.に規定する要件に適合するモニター装置とする。
3.（略）

別添 16（12-1 関係）
（以下略）

旧

2.　用語の定義
　この構造要件における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) ～ (7)（略）
（新設）

3.（略）

別添 15（7-119 関係）

ワンマンバスの構造要件
（平成 24 年６月 30 以前に製作された自動車に適用）

1.　適用範囲
　この構造要件は、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。

2.　用語の定義
　この構造要件における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) ～ (7)（略）
（新設）

3.（略）

別添 16（11-1 関係）
（以下略）

附則（令和５年８月 25 日規程第７号）
1.　この規程は、令和５年９月１日から施行する。
2.　別添３「並行輸入自動車審査要領」の第２号様式については、直前及び側方の視界を確保する装置及び後退時車両直後確認装置に検知装置を用いない場合、令和５年８月 25 日規程第７号による改正前の第２号様式とすることができる。
3.　別添３「並行輸入自動車審査要領」の第６号様式については、後退時車両直後確認装置を備えない場合、令和５年８月 25 日規程第７号による改正前の第６号様式とすることができる。

令和5年9月22日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。

○ 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

３．施行日

令和5年9月22日

新旧対照表主要部分抜粋

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 52 次改正新旧対照表

令和 5 年 9 月 22 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
そ	（略）	（略）
	（削除）	（削除）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 6 章（略）

第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-1（略）

7-2　長さ、幅及び高さ

7-2-1　テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係)

① 直進姿勢であり、かつ、空車状態

② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態

③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。

④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置については、(3) に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあっては装置を取外した状態、超えるものにあっては装置が取付けられた状態。

この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

(2) (略)

(3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出していてはならない。

ただし、周辺監視装置であって (1) ⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項及び第 5 項関係、細目告示第 84 条第 4 項及び第 5 項関係、適用関係告示第 1 条の 2 第 3 項関係)

種類	測定する状態	突出量の範囲
外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から 250㎜ 未満、自動車の高さから 300㎜ 未満
後写鏡及び後方等確認装置	取付けられた状態	自動車の最外側（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあっては、その被牽引自動車の最外側）から 250㎜ 未満、自動車の高さから 300㎜ 未満 ※令和 5 年 9 月 30 日以前に製作された括弧書きの自動車にあっては「250㎜ 未満」を「250㎜以下」に読み替えることができる。
7-107 に規定する鏡その他の装置	取付けられた状態	自動車の最外側から 250㎜ 未満、自動車の高さから 300㎜ 未満

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
そ	（略）	（略）
	側面周辺監視装置	次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。 ① 側方衝突警報装置 ② 周辺監視装置
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 6 章（略）

第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-1（略）

7-2　長さ、幅及び高さ

7-2-1　テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係)

① 空車状態（細目告示第 6 条第 1 項第 1 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 1 号関係）

② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第 6 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 2 号関係）

③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。

ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。（細目告示第 6 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 3 号関係）

④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置、側面周辺監視装置（7-2-1 (3) に定める突出量を超えないものに限る。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。

この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係）

⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第 6 条第 2 項関係、細目告示第 84 条第 2 項関係）

(2) (略)

(3) 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態、後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取付けられた状態で測定するものとし、この場合において、それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 4 項及び第 5 項関係、細目告示第 84 条第 4 項及び第 5 項関係)

① 外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び 7-107 に規定する鏡その他の装置にあっては、自動車の最外側から 250㎜ 未満及び自動車の高さから 300㎜ 未満

ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250㎜ 以下

② 側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー附属品に限る。）を備える自動車にあっては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が 100㎜ 以下

ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が 2.5m を超えない場合は、適用しない。

③ ②に掲げる自動車以外の自動車にあっては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が 100㎜ 以下

ただし、側面周辺監視装置のすべてを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が 2.5m を超えない場合は、適用しない。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
周辺監視装置　取付けられた状態（格納式のものにあっては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態）※令和5年9月30日以前に製作された自動車にあっては括弧書きは適用しない。　自動車の最外側から100㎜以下（自動車の左右に備える場合にあっては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が100㎜以下）、自動車の高さから100㎜以下 注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。	
7-2-2～7-2-3（略）	**7-2-2～7-2-3**（略）
7-2-4　適用関係の整理	**7-2-4　適用関係の整理**
(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-2-5（従前規定の適用①）を適用する。（適用関係告示第1条の2第1項関係）	(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-2-5（従前規定の適用①）を適用する。（適用関係告示第1条第1項関係）
(2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-2-6（従前規定の適用②）を適用する。（適用関係告示第1条の2第2項関係）	(2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-2-6（従前規定の適用②）を適用する。（適用関係告示第1条第2項関係）
7-2-5　従前規定の適用①	**7-2-5　従前規定の適用①**
昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条の2第1項関係）	昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第1項関係）
7-2-5-1～7-2-5-3（略）	**7-2-5-1～7-2-5-3**（略）
7-2-6　従前規定の適用②	**7-2-6　従前規定の適用②**
平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条の2第2項関係）	平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第2項関係）
7-2-6-1～7-2-6-3（略）	**7-2-6-1～7-2-6-3**（略）
7-3～7-27（略）	**7-3～7-27**（略）
7-28　車枠及び車体	**7-28　車枠及び車体**
7-28-1　性能要件（視認等による審査）	**7-28-1　性能要件（視認等による審査）**
(1) ～ (4)（略）	(1) ～ (4)（略）
(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。 なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係） ①～⑨（略） ⑩　自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100㎜を超えて突出しているもの 図（略） ⑪　次に掲げる装置について、それぞれに掲げる部分から突出しているものであって、車体に取付けられた状態で直径100㎜の球体が接触する範囲においてその外部表面の曲率半径が2.5㎜未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が5㎜未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5㎜未満のもの、突起の硬さが60ショア（A）以下のものにあってはこの限りでない。 ア　自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）にあっては、自動車の幅 イ　高さ2m以下に取付けられた周辺監視装置にあっては、自動車の長さ及び幅	(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。 なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係） ①～⑨（略） ⑩　方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100㎜を超えて突出しているもの 図（略） ⑪　方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）又は高さ2m以下に取付けられた側面周辺監視装置が自動車の幅から突出しているものであって、車体に取付けられた状態で直径100㎜の球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5㎜未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が5㎜未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5㎜未満のもの、突起の硬さが60ショア（A）以下のものにあってはこの限りでない。 （新設） （新設）
(6) ～ (10)（略）	(6) ～ (10)（略）
7-28-2～7-28-7（略）	**7-28-2～7-28-7**（略）
7-29～7-125（略）	**7-29～7-125**（略）
第8章～第12章（略）	**第8章～第12章**（略）
表1～別表9（略）	**表1～別表9**（略）
様式1～様式15（略）	**様式1～様式15**（略）
別添1～別添16（略）	**別添1～別添16**（略）

附則（令和5年9月22日規程第8号）

この規程は、令和5年9月22日から施行する。

令和 5 年 11 月 30 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]

○ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式 16]

○ 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]

○ 細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 74 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号、令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）

３．施行日

令和 5 年 12 月 21 日

新旧対照表主要部分抜粋

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 54 次改正新旧対照表

令和 5 年 11 月 30 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
こ	（略）	（略）
	公的試験機関	国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学法人及び公立大学を含む。）、公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずるものであって、当該試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	試験領域 B	UN R43-01 附則 21 に規定する前面ガラスの試験領域 B（前面ガラスの周縁（前面ガラスの周縁周辺部に不透明マスキングバンドを有する場合にあっては当該マスキングバンドの内側の縁）から 25mm 以内の部分を除く。）をいう。 ただし、令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）の場合には、JIS R 3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域 B をいう。

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
こ	（略）	（略）
	公的試験機関	国若しくは地方公共団体の附属機関（国立大学法人及び公立大学を含む。）、公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずるものであって、当該試験を行うために必要な組織及び能力を有しているものをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	試験領域 B	UN R43-01 附則 21 に規定する前面ガラスの試験領域 B をいう。 ただし、令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）の場合には、JIS R 3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域 B をいう。

新

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る書査の実施方法

4-1～4-6（略）

4-7　書査の実施方法等

4-7-1　書査の実施方法

(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。

この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は（2）から（4）まで及び第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

※（8）へ移動

（2）新規検査又は予備検査

① 構造に関する審査

次に掲げる事項について、3 次元測定・画像取得装置、車高測定機（高さに限る。）、重量計、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。

ただし、3 次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻尺等を用いて審査する。

この場合において、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

ただし、完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、同様とする。

ア　長さ、幅及び高さ
イ　最低地上高
ウ　車両重量及び車両総重量
エ　車輪にかかる荷重
オ　かじ取車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合
カ　最大安定傾斜角度
キ　最小回転半径
ク　接地部及び接地圧

② 装置に関する審査（その 1）

旧

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る書査の実施方法

4-1～4-6（略）

4-7　書査の実施方法等

4-7-1　書査の実施方法

(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。

この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から第 11 章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。

（新設）※別表 3「新規検査又は予備検査」から移動

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、ア、イ及びコに掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ、カ、ク及びケに掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。 ア　かじ取車輪の整列状態　｜　サイドスリップ・テスタ イ　制動装置の性能及び制動能力　｜　ブレーキ・テスタ ウ　自動車が発する騒音の大きさ　｜　騒音計等 エ　自動車から排出される一酸化炭素の濃度　｜　一酸化炭素測定器 オ　自動車から排出される炭化水素の濃度　｜　炭化水素測定器 カ　自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度　｜　黒煙測定器 キ　自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度　｜　オパシメータ ク　前照灯の明るさ及び主光軸の向き　｜　前照灯試験機 ケ　警音器の音の大きさ　｜　騒音計等 コ　速度計の指度の誤差　｜　速度計試験機 サ　車載式故障診断装置の診断結果の読み出し　｜　検査用スキャンツール ③　装置に関する審査（その2） 次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。 この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。 ア　動力伝達装置 イ　走行装置 ウ　操縦装置 エ　制動装置 オ　緩衝装置 カ　燃料装置 キ　車枠及び車体 ク　連結装置 ケ　物品積載装置 コ　内圧容器及びその附属装置 ④　装置に関する審査（その3） 次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 ア　原動機 イ　電気装置	

新	旧
ウ　乗車装置 エ　前面ガラスその他の窓ガラス オ　騒音防止装置 カ　ばい煙等の発散防止装置 キ　灯火装置及び反射器 ク　警報装置 ケ　指示装置 コ　視野を確保する装置 サ　走行距離計その他の計器 シ　防火装置 ス　運行記録計 セ　速度表示装置 ソ　自動運行装置 ⑤　乗車定員又は最大積載量の算定 次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。 ア　構造に関する事項 ①のイからカまで及びクに掲げる事項 イ　装置 ③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置 ⑥　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、②（多仕様自動車にあっては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く。）、④オ及びカの審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 ア　型式指定自動車 (ｱ) 完成検査終了証（審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）があること (ｲ) 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。） (ｳ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。） イ　多仕様自動車 (ｱ) 出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）があること (ｲ) 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ	

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
取装置」、「21 制動装置（貨物）」、「22 制動装置（乗用）」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと (ｳ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）	
(3) 継続検査 ① 構造に関する審査（その 1） 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 ア 長さ、幅及び高さ イ 車両重量及び車両総重量 ウ 乗車定員 エ 用途及び車体の形状 ② 構造に関する審査（その 2） 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 ア 最低地上高 イ 最大安定傾斜角度 ウ 最小回転半径 ③ 装置に関する審査 (2) ②から④までの規定に準じて審査するものとする。	（新設）※別表 3「継続検査」から移動
(4) 臨時検査又は構造等変更検査 ① 保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(2) の規定に準じて審査するものとする。 ② ①以外の部分については、(3) の規定に準じて審査するものとする。	（新設）※別表 3「臨時検査又は構造等変更検査」から移動
(5) ～ (6)（略）	(2) ～ (3)（略）
(7) 視認等により審査を行う項目について、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。	(4) (1) において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。
(8) テスタ等により審査を行う項目について、器具に故障等が生じた場合、当該事務所等において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。	（新設）※ (1) から移動
(9) 新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、専用の諸元測定コースにおいて審査を実施するものとする。（専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。） ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。	（新設）※別表 3「新規検査又は予備検査」7 から移動
(10)（略）	(5)（略）
4-7-2 総合判定	**4-7-2 総合判定**
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）

新	旧
(3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略)	(3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略)
4-7-3（略）	**4-7-3**（略）
4-8 審査状況等の電磁的な記録	**4-8 審査状況等の電磁的な記録**
4-8-1（略）	**4-8-1**（略）
4-8-2 画像の取得及び保存	**4-8-2 画像の取得及び保存**
(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。 ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。 この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。	(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。 ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。 この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。
(2) ～ (5)（略）	(2) ～ (5)（略）
4-8-3（略）	**4-8-3**（略）
4-9～4-11（略）	**4-9～4-11**（略）
4-12 書面の提出又は提示	**4-12 書面の提出又は提示**
4-12-1（略）	**4-12-1**（略）
4-12-2 審査に必要な書面	**4-12-2 審査に必要な書面**
(1) 登録識別情報等通知書 ① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1 (2) ②から⑤までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。	(1) 登録識別情報等通知書 ① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 3「審査の実施の方法」新規検査及び予備検査の項の審査の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとす

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1（2）②から⑤までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。	② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 3「審査の実施の方法」新規検査及び予備検査の項の審査の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。
（2）完成検査終了証 ① 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。 この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。 ②（略）	（2）完成検査終了証 ① 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。 この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。 ②（略）
（3）～（10）（略）	（3）～（10）（略）
4-13～4-17（略）	**4-13～4-17**（略）
4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-2（3）、7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）、7-32-1（1）及び7-33-1（2）②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。	**4-18 破壊試験** この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-2（3）、7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）、7-32-1（1）、7-33-1（2）②及び7-34-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
4-19～4-22（略）	**4-19～4-22**（略）
4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認 （1）～（2）（略） （3）新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載又は記録されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。 ただし、画像表示端末又は画像照合端末により照合した結果、架装の仕様が当該自動車と同一であることが目視等により判断できる場合にあってはこの限りでない。	**4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認** （1）～（2）（略） （3）新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載又は記録されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。

新	旧
4-24（略）	**4-24**（略）
4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験 （1）7-25 又は 8-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め審査するものとする。（道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）関係） ① 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関 ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関 （2）次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。 ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。）を経過していないこと ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと （3）型式指定自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。 ① 完成検査終了証（審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）の提示があること ② 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと （4）新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のものについては、（1）の規定にかかわらず、7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 13 条第 25 項関係）	（新設）
4-26～4-28（略）	**4-25～4-27**（略）
第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法	**第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法**

新旧対照表主要部分抜粋

新

5-1　審査結果の通知方法

審査結果の通知方法は、下表によるものとする。

この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。

なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。

また、出張検査場における審査にあっては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

（略）

備考

※1　完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに限る。

※2～※6（略）

5-2（略）

5-3　審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14（略）

5-3-15　備考欄

（1）自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
20-1.　平成28年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車　※1	・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41又はUN R51に基づき測定された近接排気騒音値　※2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数　※3 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要）　※4 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	・平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値85dB／測定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数4,500rpm） ・マフラー加速騒音規制適用車
（略）	（略）	（略）

備考

※1　20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを通知する。

※2　近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。

①～②（略）

※3～※4（略）

（2）～（5）（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-4　審査結果等の通知

5-4-1（略）

5-4-2　審査結果以外の通知

（1）（略）

（2）4-26表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1の審査結果通知と同時に自動車検査票1により通知するものとする。

5-4-3～5-4-4（略）

第6章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-10（略）

6-11　走行装置

6-11-1　性能要件

6-11-1-1　視認等による審査

（1）自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。

旧

5-1　審査結果の通知方法

審査結果の通知方法は、下表によるものとする。

この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。

なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。

また、出張検査場における審査にあっては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

（略）

備考

※1　完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに限る。

※2～※6（略）

5-2（略）

5-3　審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14（略）

5-3-15　備考欄

（1）自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
20-1.　平成28年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41又はUN R51に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数　※2 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要）　※3 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	・平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値85dB／測定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数4,500rpm） ・マフラー加速騒音規制適用車
（略）	（略）	（略）

備考

※1　20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを通知する。

なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。

①～②（略）

※2～※3（略）

（2）～（5）（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-4　審査結果等の通知

5-4-1（略）

5-4-2　審査結果以外の通知

（1）（略）

（2）4-25表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1の審査結果通知と同時に自動車検査票1により通知するものとする。

5-4-3～5-4-4（略）

第6章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-10（略）

6-11　走行装置

7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

（新設）

（新設）

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） (2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S3 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） **7-20-3～7-20-5**（略） **7-20-6　従前規定の適用②** 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係) ①～④（略） （略） **7-20-6-1**（略） **7-20-6-2　性能要件** **7-20-6-2-1**（略） **7-20-6-2-2　書面等による審査** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5ｔを超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。 ①～④（略） (1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5.及び 6.、UN R131-02-S1 の 5.及び 6.又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5.及び 6.又は UN R131-02-S1 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 ①～②（略） (3)（略） **7-20-7～7-20-10**（略） **7-21～7-24**（略） **7-25　高圧ガスの燃料装置**	この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） (2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S2 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③（略） **7-20-3～7-20-5**（略） **7-20-6　従前規定の適用②** 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係) ①～④（略） （略） **7-20-6-1**（略） **7-20-6-2　性能要件** **7-20-6-2-1**（略） **7-20-6-2-2　書面等による審査** 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5ｔを超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。 ①～④（略） (1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5.及び 6.、UN R131-02 の 5.及び 6.又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5.及び 6.又は UN R131-02 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 ①～②（略） (3)（略） **7-20-7～7-20-10**（略） **7-21～7-24**（略） **7-25　高圧ガスの燃料装置**

新	旧
7-25-1　性能要件 **7-25-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係) ① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔②ウにおける表示例〕	**7-25-1　性能要件** **7-25-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ（略） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
1.圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票
<table><tr><th colspan="2">容器証票</th></tr><tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr><tr><td>搭載月</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>車台番号</td><td></td></tr></table>
2.圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table><tr><th colspan="3">車載容器一覧証票</th></tr><tr><td></td><td>容器の記号及び番号</td><td>附属品の記号及び番号</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">充塡可能期限</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td></tr></table>
3.圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table><tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr><tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr><tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr><tr><td>充塡可能期限</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>最高充塡圧力</td><td></td></tr><tr><td>車台番号</td><td></td></tr></table>
③　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。
ア　ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
ウ　細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。
この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。
なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するもの
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
とし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考）
〔③ウにおける表示例〕
1.液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票
<table><tr><th colspan="2">容器証票</th></tr><tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr><tr><td>搭載月</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>車台番号</td><td></td></tr></table>
2.液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table><tr><th colspan="3">車載容器一覧証票</th></tr><tr><td></td><td>容器の記号及び番号</td><td>附属品の記号及び番号</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">充塡可能期限</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td></tr></table>
3.液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table><tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr><tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr><tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr><tr><td>充塡可能期限</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>最高充塡圧力</td><td></td></tr><tr><td>車台番号</td><td></td></tr></table>
④～⑯（略）
(2)（略）
(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係）
①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア～イ（略）
②　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素
</td><td>
②～⑭（略）
(2)（略）
(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係）
①　ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること
ア～イ（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、UN R134-01-S1 の 5.（5.（C）を除く。）及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、UN R134-01-S1 の 5.（C）、6.及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔②ウにおける表示例〕 1.国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月 車台番号 2.国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票 容器の製造番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月 車台番号	

新	旧
3.国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 充填可能期限　年　月 最高充填圧力（MFP） 公称使用圧力（NWP） ③　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、UN R146-00 の 5.（5.（C）を除く）及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、UN R146-00 の 5.（C）、6.及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔③ウにおける表示例〕 1.国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月 車台番号 2.国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	容器の製造番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月 車台番号 3.国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 充填可能期限　年　月 最高充填圧力（MFP） 公称使用圧力（NWP） ④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3.に規定する刻印又は 5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1.から 6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔④ウにおける表示例〕 1.圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票	（新設）

新	旧
	搭載者名称 搭載月　年　月　日 車台番号 2.国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月 車台番号 3.圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票 容器の記号及び番号　附属品の記号及び番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月　日 車台番号 4.国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票 容器の記号及び番号　附属品の記号及び番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月 車台番号 5.圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 搭載容器本数 充填可能期限　年　月　日 最高充填圧力 車台番号 6.国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 搭載容器本数 充填可能期限　年　月 最高充填圧力	

新旧対照表主要部分抜粋

新

車台番号	

7.低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年　月　日
最高充填圧力	
車台番号	

8.低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年　月
最高充填圧力	
車台番号	

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)

（削除）

旧

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年　月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年　月

新

① ガス容器は、UN R110-06 の 8.2.及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

② ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.3.及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

③ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（参考）

〔③における表示例〕

1.国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年　月
車台番号	

2.国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票

旧

イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再　検　査　月	年　月	

（新設）

（新設）

（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>容器の製造番号</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>最高充填圧力（MFP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
</table>
(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)
（削除）
</td><td>
(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）
<table>
<tr><td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>内容積</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>供給圧力（SP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
<tr><td>検査有効期限</td><td>年　　月</td></tr>
</table>
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）
<table>
<tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr>
<tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr>
<tr><td>再　検　査　月</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
① ガス容器は、UN R110-06 の 8.12.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>
② ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>
③ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。
この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。
なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考）
〔③における表示例〕
1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票
<table>
<tr><td colspan="2">容器証票</td></tr>
<tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載月</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table>
<tr><td colspan="2">車載容器一覧証票</td></tr>
<tr><td></td><td>容器の製造番号</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>（新設）</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
3.国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充塡すべきガスの名称 内容積 充塡可能期限　年　月 供給圧力（SP） 公称使用圧力（NWP） **7-25-1-2　書面等による審査** (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.3.又は3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.3.又は 4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S1の7.1.から7.1.6.までに定める基準に適合すること。 （削除） （削除） ③～⑤（略） ⑥ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える燃料装置にあっては、UN R146-00の7.に定める基準に適	**7-25-1-2　書面等による審査** (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係) （新設） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (ｴ) 又は7-25-1-1 (3) ①イ (ｴ) のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。 ア UN R134-01-S1（7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。）に定める基準に適合すること。 イ 容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。 ②～④（略） ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、燃料装置がUN R146-00（7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.2.2.3.までに限る。）

新	旧
合すること。 ⑦(略) (2)（略） (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第26条第1項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係) ① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1.又は 4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-06の18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-06の6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-06の18.1.2.は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係) ① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。	に定める基準に適合すること。 ⑥(略) (2)（略） (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係) （新設） ① UN R110-05の18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-05の6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-05の18.1.2.は適用しない。 (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係) （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ア　ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ　ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1.又は 4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-06 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-06 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-06 の 18.1.2.は適用しない。	① UN R110-05 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-05 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-05 の 18.1.2.は適用しない。
(5)（略）	(5)（略）
7-25-2～7-25-3（略）	**7-25-2～7-25-3**（略）
7-25-4　適用関係の整理	**7-25-4　適用関係の整理**
(1) ～ (2)（略）	(1) ～ (2)（略）
(3) 次に掲げる自動車については 7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 5 項） ①（略） （削除）	(3) 次に掲げる自動車については 7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 5 項、第 6 項関係） ①（略） ② 平成 29 年 2 月 22 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成 29 年 2 月 22 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの
(4) ～ (7)（略）	(4) ～ (7)（略）
(8) 次に掲げる自動車については、7-25-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 6 項、第 14 項及び第 15 項関係） ①～③（略）	(8) 次に掲げる自動車については、7-25-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 14 項、第 15 項関係） ①～③（略）
(9) 次に掲げる自動車については、7-25-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月	(9) 次に掲げる自動車については、7-25-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

（略）

新	旧
(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア　ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1.又は 3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ　ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1.又は 4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。 ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.1.2.は適用しない。	(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。 （新設） ① UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。
(5)（略）	(5)（略）
7-26　電気装置	**7-26　電気装置**
7-26-1　性能要件	**7-26-1　性能要件**
7-26-1-1（略）	**7-26-1-1**（略）
7-26-1-2　書面等による審査	**7-26-1-2　書面等による審査**
7-26-1-2-1　書面等による審査（装置関係）	**7-26-1-2-1　書面等による審査（装置関係）**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係） ①～②（略）	(2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)③の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係） ①～②（略）
7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）	**7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) ～ (2) (略) (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ①～③ (略) (参考図) 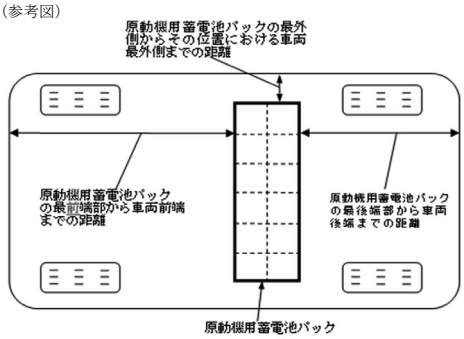 **7-26-2～7-26-15** (略) **7-26-16　従前規定の適用⑫** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 32 項) ①～④ (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) **7-26-16-1　性能要件** **7-26-16-1-1** (略) **7-26-16-1-2　書面等による審査** (1) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査	(1) ～ (2) (略) (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ①～③ (略) (参考図) 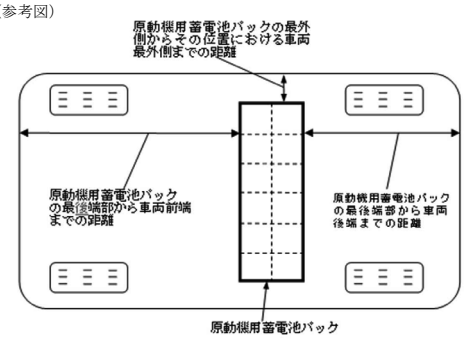 **7-26-2～7-26-15** (略) **7-26-16　従前規定の適用⑫** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 32 項) ①～④ (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) **7-26-16-1　性能要件** **7-26-16-1-1** (略) **7-26-16-1-2　書面等による審査** (1) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査

新	旧
したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。) の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. (6.4. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。 ② 7-26-20-1-2 (1) ③に同じ。 (2) (1) ①に規定する UN R100-02-S4 の 6. は、次に掲げる審査方法とすることができる。 ① 自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3. 及び 6.10. に適合するものとする。 ② 国際連合危険物輸送勧告の試験基準に適合している原動機用蓄電池 (リチウムイオン蓄電池に限る。) は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3.、6.6. 及び 6.7. に適合するものとする。 (3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～⑧ (略) ⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4. の基準に適合すること。 (削除) (4) (3) ⑨に規定する UN R100-02-S4 の 6.4. は、次に掲げる審査方法とすることができる。 ① 自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1. に適合するものとする。 ② 6.4.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックは、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上及びその最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上の位置にあるものは、UN R100-02-S4 の 6.4.2. に適合するものとする。 (5) ～ (6) (略) **7-26-17～7-26-19** (略) **7-26-20　従前規定の適用⑯** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車	したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。) の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6. (6.4. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3. 及び 6.10. に適合するものとする。 また、7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。 ② 7-26-1-2-2 (1) ③に同じ。 (新設) (2) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ①～⑧ (略) ⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1. に適合するものとする。 (新設) (3) ～ (4) (略) **7-26-17～7-26-19** (略) **7-26-20　従前規定の適用⑯** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 36 項関係） ①～⑤（略） **7-26-20-1　性能要件** **7-26-20-1-1**（略） **7-26-20-1-2　書面等による審査** （1）～（3）（略） （4）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800㎜ を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係） ①～③（略） （参考図） 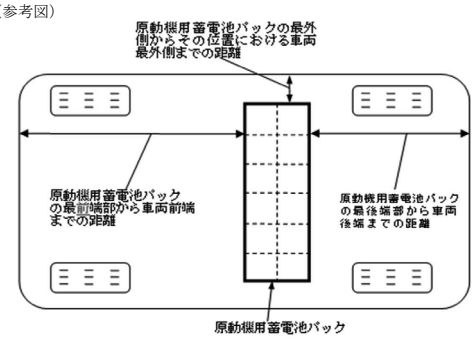 **7-27～7-36**（略） **7-37　突入防止装置** **7-37-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自	については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 36 項関係） ①～⑤（略） **7-26-20-1　性能要件** **7-26-20-1-1**（略） **7-26-20-1-2　書面等による審査** （1）～（3）（略） （4）4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（2）①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800㎜ を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係） ①～③（略） （参考図） 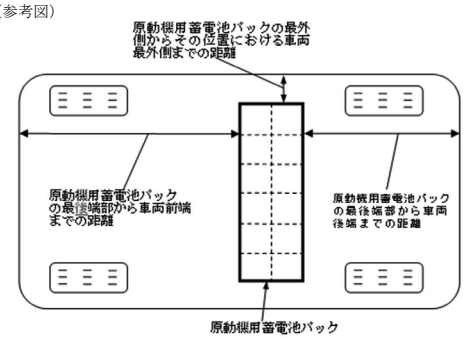 **7-27～7-36**（略） **7-37　突入防止装置** **7-37-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自

新	旧
動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） （1）貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①（略） ②　車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550㎜（車両総重量が 8t 以下の自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500㎜以下のものに限る。）にあっては 600㎜）以下であること。 ③（略） （例）（略） （2）～（5）（略） **7-37-2～7-37-10**（略） **7-38～7-45**（略） **7-46　頭部後傾抑止装置等** **7-46-1～7-46-3**（略） **7-46-4　適用関係の整理** （1）（略） （2）昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）については、7-46-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 2 項第 2 号関係） （3）昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-46-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 3 項関係） （4）～（5）（略） **7-46-5**（略） **7-46-6　従前規定の適用②** 昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 2 項第 2 号関係）	動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） （1）貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①（略） ②　車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550㎜（車両総重量が 8t 以下の自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500㎜以下のものに限る。）にあっては 600㎜）以下であること。 ③（略） （例）（略） （2）～（5）（略） **7-37-2～7-37-10**（略） **7-38～7-45**（略） **7-46　頭部後傾抑止装置等** **7-46-1～7-46-3**（略） **7-46-4　適用関係の整理** （1）（略） （2）昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で専ら乗用の用に供するもの以外のものについては、7-46-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 2 項第 2 号関係） （3）昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、7-46-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 3 項関係） （4）～（5）（略） **7-46-5**（略） **7-46-6　従前規定の適用②** 昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で専ら乗用の用に供するもの以外のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 2 項第 2 号関係）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-46-6-1～7-46-6-2（略） **7-46-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 3 項関係） **7-46-7-1～7-46-7-2**（略） **7-47～7-54**（略） **7-55　窓ガラス貼付物等** **7-55-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係） ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S3 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） **7-55-2～7-55-5**（略） **7-55-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①～④（略） **7-55-6-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S3 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1**（略） **7-56-2　性能要件**	**7-46-6-1～7-46-6-2**（略） **7-46-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 3 項関係） **7-46-7-1～7-46-7-2**（略） **7-47～7-54**（略） **7-55　窓ガラス貼付物等** **7-55-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係） ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S2 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） **7-55-2～7-55-5**（略） **7-55-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①～④（略） **7-55-6-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑯（略） ⑰　UN R125-02-S2 の 5.1.3.に適合したもの ⑱（略） （2）～（3）（略） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1**（略） **7-56-2　性能要件**

新	旧
7-56-2-1（略） **7-56-2-2　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①　自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。 この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 ②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。 ③（略） （削除）※（1）①に移設 （2）～（3）（略） （4）内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、（5）から（8）までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係） （5）使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略）	**7-56-2-1**（略） **7-56-2-2　書面等による審査** （1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①　自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。 ②　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S7 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。 ③（略） （2）9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、（1）①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 （3）～（4）（略） （5）内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、（6）から（9）までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係） （6）使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) ～ (ｵ)（略）	ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(6) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) ～ (ｵ)（略）
(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①　次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア　UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア　加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)（ｲ）(ｵ)（ｷ）が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ)（略） イ～ウ（略） (7) 側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器 ①（略）	(7) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①　次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア　UN R51-03-S7 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア　加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S7 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)（ｲ）(ｵ)（ｷ）が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ)（略） イ～ウ（略） (8) 側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器 ①（略）

新	旧
②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) ～ (ｵ)（略） (8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア　加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-05-S1 の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-S8 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)（ｲ）(ｵ)（ｷ）が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ)（略） イ～ウ（略） (9) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①～③（略） (10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセッ	②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ（略） ウ　次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(8) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ｳ) 又は (ｴ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ｱ) ～ (ｵ)（略） (9) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ②　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア　加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-05-S1 の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-S7 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)（ｲ）(ｵ)（ｷ）が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｸ)（略） イ～ウ（略） (10) 次に掲げるものは、(5) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①～③（略） (11) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (5) の基準に適合した消音器等とセッ

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
トで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②アヌは (6) ②アに準じて確認するものとする。 ［UN R51-03-S8 の読み替え適用］ (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 37 項関係） ①～④（略） ［試験路の読み替え適用］ (12) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 38 項関係） ① 令和 10 年 9 月 24 日以前に製作された自動車 ② 令和 10 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 10 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの **7-56-3**（略） **7-56-4 適用関係の整理** （削除） (1) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-56-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係） (2) 次に掲げる二輪自動車にあっては、7-56-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） (3) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係	トで換装した場合を除く。）は、(5) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6) ②アヌは (7) ②アに準じて確認するものとする。 ［UN R51-03-S7 の読み替え適用］ (12) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 37 項関係） ①～④（略） （新設） **7-56-3**（略） **7-56-4 適用関係の整理** (1) ～ (8)（略） (9) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係） (10) 次に掲げる二輪自動車にあっては、7-56-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ①～②（略） (11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関

（略）

新	旧
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 **7-58-1～7-58-3**（略） **7-58-4 適用関係の整理** 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係） （略） 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。） 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの 車両重量が 1,265kg 以下のもの （略） 令和 8 年 9 月 30 日 （略） 7-58-13（従前規定の適用⑨） 車両重量が 1,265kg を超えるもの 令和 8 年 9 月 30 日 7-58-14（従前規定の適用⑩） その他のもの 車両総重量が 1.7t 以下のもの 令和 8 年 9 月 30 日 7-58-15（従前規定の適用⑪） 車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの 令和 8 年 9 月 30 日 7-58-16（従前規定の適用⑫） 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの 令和 8 年 9 月 30 日 7-58-17（従前規定の適用⑬） （略） （略） （略） （略） **7-58-5 従前規定の適用①** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。） （略） 注 1～10（略） 11 SPN の単位は、（個/km）に読み替えるものとする。 **7-58-6 従前規定の適用②** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車 （略） 注 1～8（略） 9 SPN の単位は、（個/km）に読み替えるものとする。 **7-58-7 従前規定の適用③** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。	**7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能** **7-58-1～7-58-3**（略） **7-58-4 適用関係の整理** 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係） （略） 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。） 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの 車両重量が 1,265kg 以下のもの （略） 令和 7 年 9 月 30 日 （略） 7-58-13（従前規定の適用⑨） 車両重量が 1,265kg を超えるもの 令和 7 年 9 月 30 日 7-58-14（従前規定の適用⑩） その他のもの 車両総重量が 1.7t 以下のもの 令和 7 年 9 月 30 日 7-58-15（従前規定の適用⑪） 車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの 令和 7 年 9 月 30 日 7-58-16（従前規定の適用⑫） 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの 令和 7 年 9 月 30 日 7-58-17（従前規定の適用⑬） （略） （略） （略） （略） **7-58-5 従前規定の適用①** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。） （略） 注 1～10（略） （新設） **7-58-6 従前規定の適用②** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車 （略） 注 1～8（略） （新設） **7-58-7 従前規定の適用③** ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

新旧対照表主要部分抜粋

新

適用表③　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～9（略）

10　SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-8　従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～9（略）

10　SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-9　従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～7（略）

8　SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-10　従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～3（略）

4　SPN の単位は、(個/kWh) に読み替えるものとする。

7-58-11　従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～9（略）

10　SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

旧

適用表③　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～9（略）

（新設）

7-58-8　従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～9（略）

（新設）

7-58-9　従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～7（略）

（新設）

7-58-10　従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～3（略）

（新設）

7-58-11　従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～9（略）

（新設）

新

7-58-12（略）

7-58-13　従前規定の適用③

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑨-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1（略）

（略）

注 1～9（略）

適用表⑨-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）													
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	（略）	（略）	（略）	WLTC モード（g/km） ※6	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		204 項	
		R8.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード（g/km）	同上	同上	同上	同上	同上		二	

注 1～8（略）

9　※6 は、令和 5 年 9 月 22 日付け国土交通省告示第 969 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10　SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

（略）

注 1～9（略）

適用表⑩-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	

旧

7-58-12（略）

7-58-13　従前規定の適用③

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑨-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）

注 1～9（略）

適用表⑨-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）													
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	（略）	（略）	（略）	WLTC モード（g/km）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		二	
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）		（新設）	

注 1～8（略）

（新設）

7-58-14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

（略）

注 1～9（略）

適用表⑩-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	

新旧対照表主要部分抜粋

新

				自動車を除く。)										
(略)														
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			204 項
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上			—

注 1～8（略）

9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

(略)

注 1～7（略）

適用表⑪-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)													
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			204 項
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上			—

注 1～8（略）

9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)

旧

				自動車を除く。)										
(略)														
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			—
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)

注 1～8（略）

（新設）

7-58-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

(略)

注 1～7（略）

適用表⑪-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)													
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			—
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)

注 1～8（略）

（新設）

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)

新

注 1～7（略）

適用表⑫-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)													
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			204 項
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上			—

注 1～8（略）

9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑬-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1　軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)

注 1～7（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)													
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			204 項
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上			—

注 1～8（略）

9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-1

旧

注 1～7（略）

適用表⑫-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)													
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			—
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)

注 1～8（略）

（新設）

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑬-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1　軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)

注 1～7（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値							適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)													
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	(略)	(略)	(略)	WLTC モード (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			—
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			(新設)

注 1～8（略）

（新設）

7-58-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-1

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 ② ①以降のものであって、令和８年９月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和５年 10 月１日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 ヵ月を経過していないものに限る。）の発行日が令和８年９月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和８年９月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。 〔適用表⑭-1〕 (1) ～ (2)（略） 〔適用表⑭-2〕 (3)（略） 適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。) （略） 注１～７（略） 適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が９人以下である乗用自動車を除く。） （略） 注１～７（略） ８ SPN の単位は、(個/kWh) に読み替えるものとする。 **7-58-19～7-58-30**（略）	の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 ② ①以降のものであって、令和８年９月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和５年 10 月１日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和８年９月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和８年９月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。 〔適用表⑭-1〕 (1) ～ (2)（略） 〔適用表⑭-2〕 (3)（略） 適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。) （略） 注１～７（略） 適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が９人以下である乗用自動車を除く。） （略） 注１～７（略） （新設） **7-58-19～7-58-30**（略）

新	旧
7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 **7-59-1 性能要件** **7-59-1-1 視認等による審査** (1)（略） (2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもの（(3) に掲げる場合を除く。）のいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないもの とする。(細目告示第 119 条第２項第１号関係) （削除） ※ (3) へ移動 ①～⑤（略） (3) (2) ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年４月１日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。 なお、次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。	**7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持** **7-59-1 性能要件** **7-59-1-1 視認等による審査** (1)（略） (2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第２項第１号関係) ただし、③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年４月１日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。 ①～⑤（略） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの ② 構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの	
7-59-1-2（略）	**7-59-1-2**（略）
7-59-2～7-59-13（略）	**7-59-2～7-59-13**（略）
7-60～7-64（略）	**7-60～7-64**（略）
7-65　走行用前照灯	**7-65　走行用前照灯**
7-65-1　装備要件	**7-65-1　装備要件**
自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4.及び 5.3.又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6.3.及び 7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)	自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01 の 4.及び 5.3.又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6.3.及び 7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)
7-65-2～7-65-11（略）	**7-65-2～7-65-11**（略）
7-66（略）	**7-66**（略）
7-67　配光可変型前照灯	**7-67　配光可変型前照灯**
7-67-1（略）	**7-67-1**（略）
7-67-2　性能要件	**7-67-2　性能要件**
7-67-2-1（略）	**7-67-2-1**（略）
7-67-2-2　書面等による審査	**7-67-2-2　書面等による審査**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-S1 の 4.及び 5.3.（4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び 4.12.を除く。）又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下（2）において同じ。）の 5.（5.3.3.、5.3.4.及び 5.8.を除く。)、6.及び 7.に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-S1 の 5.3.にかかわらず 6.及び UN R123-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5.3.1.は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)	(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01 の 4.及び 5.3.（4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)、4.5.2.5.及び 4.12.を除く。）又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下（2）において同じ。）の 5.（5.3.3.、5.3.4.及び 5.8.を除く。)、6.及び 7.に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01 の 5.3.にかかわらず 6.及び UN R123-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5.3.1.は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)
(3)（略）	(3)（略）
7-67-3　取付要件（視認等による審査）	**7-67-3　取付要件（視認等による審査）**

新	旧
(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)	(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S3 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)
①～⑳（略）	①～⑳（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-67-4～7-67-9（略）	**7-67-4～7-67-9**（略）
7-68～7-79（略）	**7-68～7-79**（略）
7-80　番号灯	**7-80　番号灯**
7-80-1（略）	**7-80-1**（略）
7-80-2　性能要件（視認等による審査）	**7-80-2　性能要件（視認等による審査）**
(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)	(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)
① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス（1x）以上のもの又は UN R148-01-S1 の 4.及び 5.11.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス（1x）以上のもの又は UN R148-01-S1 の 4.及び 5.11.（種別 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。	① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス（1x）以上のもの又は UN R148-01 の 4.及び 5.11.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス（1x）以上のもの又は UN R148-01 の 4.及び 5.11.（種別 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。
②～③（略）	②～③（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-80-3（略）	**7-80-3**（略）
7-80-4～7-80-7（略）	**7-80-4～7-80-7**（略）
7-81～7-94（略）	**7-81～7-94**（略）
7-95　後面衝突警告表示灯	**7-95　後面衝突警告表示灯**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-95-1　装備要件 自動車（側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係） **7-95-2**（略） **7-95-3　取付要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは（1）の基準に適合するものとする。 この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第 41 条の 5 第 4 項関係、細目告示第 139 条の 3 第 3 項関係） ①（略） ②　後面衝突警告表示灯については、7-91-3（1）①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-91-3（2）②から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに 7-92-3（1）③（二輪自動車に限る。）及び⑥の規定を準用する。 ③～⑦（略） （3）（略） **7-96～7-107**（略） **7-108　後退時車両直後確認装置** **7-108-1**（略） **7-108-2　性能要件** 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係） **7-108-2-1**（略） **7-108-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係） ①～③（略） ④　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置 （3）（略） **7-108-3～7-108-5**（略）	**7-95-1　装備要件** 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係） **7-95-2**（略） **7-95-3　取付要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは（1）の基準に適合するものとする。 この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第 41 条の 5 第 4 項関係、細目告示第 139 条の 3 第 3 項関係） ①（略） ②　後面衝突警告表示灯については、7-91-3（1）①から④まで、⑥及び⑦並びに 7-91-3（2）②、③、⑤及び⑦から⑪まで並びに 7-92-3（1）④の規定を準用する。 ③～⑦（略） （3）（略） **7-96～7-107**（略） **7-108　後退時車両直後確認装置** **7-108-1**（略） **7-108-2　性能要件** 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係） **7-108-2-1**（略） **7-108-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係） ①～③（略） （新設） （3）（略） **7-108-3～7-108-5**（略）

新	旧
7-109～7-112（略） **7-113　自動運行装置** **7-113-1**（略） **7-113-2　性能要件（書面等による審査）** （1）自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係） ①～⑯（略） ⑰　④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあっては、UN R157-01-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であって、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。 ⑱　自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア　⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあっては、UN R157-01-S1 の 8.（8.4.1. を除く。）及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.16. まで」とあるのは、「UN R157-01-S1 の 8.3.」と読み替えるものとする。 イ　アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあっては、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。 （2）（略） **7-113-3～7-113-6**（略） **7-114～7-125**（略） **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-24**（略） **8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** （1）高圧ガスを燃料とする自動車（（2）、（5）及び（6）に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	**7-109～7-112**（略） **7-113　自動運行装置** **7-113-1**（略） **7-113-2　性能要件（書面等による審査）** （1）自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係） ①～⑯（略） ⑰　④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあっては、UN R157-01 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であって、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。 ⑱　自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア　⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあっては、UN R157-01 の 8.（8.4.1. を除く。）及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.17. まで」とあるのは、「UN R157-01 の 8.3.」と読み替えるものとする。 イ　アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあっては、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。 （2）（略） **7-113-3～7-113-6**（略） **7-114～7-125**（略） **第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-24**（略） **8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** （1）高圧ガスを燃料とする自動車（（2）、（5）及び（6）に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項、第5項及び第6項関係） ① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ 細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔ウにおける表示例〕 1.圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月　日 車台番号 2.圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票	① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ（略） （新設）

新	旧
車載容器一覧証票 容器の記号及び番号　附属品の記号及び番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月　日 車台番号 3.圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 搭載容器本数 充填可能期限　年　月　日 最高充填圧力 車台番号 ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ 細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔ウにおける表示例〕	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
1.液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票
<table>
<tr><td colspan="2">容器証票</td></tr>
<tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載月</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
2.液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table>
<tr><td colspan="3">車載容器一覧証票</td></tr>
<tr><td></td><td>容器の記号及び番号</td><td>附属品の記号及び番号</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">充填可能期限</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td></tr>
</table>
3.液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
④～⑤（略）
</td><td>
②～③（略）
</td></tr>
<tr><td>
(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)
① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア～イ（略）
② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。
ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。
イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当
</td><td>
(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア～イ（略）
（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
該ガス容器附属品になされていること。
ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。
この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。
なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考）
〔②ウにおける表示例〕
1.国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票
<table>
<tr><td colspan="2">容器証票</td></tr>
<tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載月</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
2.国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table>
<tr><td colspan="3">車載容器一覧証票</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>容器の製造番号</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">充填可能期限</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td></tr>
</table>
3.国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>最高充填圧力（MFP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
</table>
③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。
ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。
イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車
</td><td>
（新設）
</td></tr>
</table>

新	旧
のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔③ウにおける表示例〕 1.国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月 車台番号 2.国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票 容器の製造番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月 車台番号 3.国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 充填可能期限　年　月 最高充填圧力（MFP） 公称使用圧力（NWP）	
④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3.に規定する刻印又は 5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。	（新設）

新	旧
イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1.から 6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔④ウにおける表示例〕 1.圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月　日 車台番号 2.国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票 容器証票 搭載者名称 搭載月　年　月 車台番号 3.圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票 容器の記号及び番号　附属品の記号及び番号 1 2 3 4 充填可能期限　年　月　日 車台番号 4.国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 車載容器一覧証票 容器の記号及び番号　附属品の記号及び番号 1	

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>2</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">充塡可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">車台番号</td><td></td></tr>
</table>
5.圧縮水素自動車燃料装置用容器
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>最高充塡圧力</td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
6.国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>最高充塡圧力</td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
7.低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票（低充塡サイクル車両専用）</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>最高充塡圧力</td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
8.低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票（低充塡サイクル車両専用）</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>最高充塡圧力</td><td></td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
⑤ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品で あって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容 器附属品を除く部分をいう。以下⑥から⑧において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
⑥～⑬（略）
(3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-25-1-1 (2) ⑥、⑦、⑩及び⑫に適合するものとする。
</td><td>
② ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品で あって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容 器附属品を除く部分をいう。以下③から⑤において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
③～⑩（略）
(3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-25-1-1 (2) ③、④、⑦及び⑨に適合するものとする。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
(4) （略）
(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）
（削除）
</td><td>
(4) （略）
(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充塡口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充塡可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>最高充塡圧力（MFP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
<tr><td>検査有効期限</td><td>年　　月</td></tr>
</table>
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充塡口近傍に貼付されているもの。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充塡可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）
<table>
<tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の名称の符号</th></tr>
<tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
① ガス容器は、UN R110-06 の 8.2.及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
② ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.3.又は細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
③ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。
この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されており、当該証票において示された充塡可能期限は、審査当日以降の日付であること。
なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考）
〔③における表示例〕
1.国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票
<table>
<tr><th colspan="2">容器証票</th></tr>
<tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載月</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
2.国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器一覧証票</th></tr>
<tr><td></td><td>容器の製造番号</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
3.国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td>年　月</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>再　検　査　月</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
（新設）
（新設）
（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>最高充塡圧力（MFP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
</table>
④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
⑤～⑧（略）
⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。
(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）
（削除）
</td><td>
② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
③～⑥（略）
⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。
(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充塡口近傍に貼付されていること。
なお、当該証票において示された充塡可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充塡すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>内容積</td><td></td></tr>
<tr><td>充塡可能期限</td><td></td></tr>
<tr><td>供給圧力（SP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
<tr><td>検査有効期限</td><td></td></tr>
</table>
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充塡口近傍に貼付されているもの。
なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充塡可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。
</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
① ガス容器は、UN R110-06 の 8.12.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
② ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
③ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。
この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。
なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考）
〔③における表示例〕
1.国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票
<table>
<tr><th colspan="2">容器証票</th></tr>
<tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr>
<tr><td>搭載月</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
2.国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器一覧証票</th></tr>
<tr><th></th><th>容器の製造番号</th></tr>
<tr><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
（参考）
国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）
<table>
<tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の名称の符号</th></tr>
<tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr>
<tr><td>再　検　査　月</td><td>年　月</td><td></td></tr>
</table>
（新設）
（新設）
（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>4</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>車台番号</td><td></td></tr>
</table>
3.国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票
<table>
<tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr>
<tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr>
<tr><td>内容積</td><td></td></tr>
<tr><td>充填可能期限</td><td>年　月</td></tr>
<tr><td>供給圧力（SP）</td><td></td></tr>
<tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr>
</table>
④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
⑤～⑧（略）
⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。
8-25-1-2　書面等による審査
（削除）
</td><td>
② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
③～⑥（略）
⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。
8-25-1-2　書面等による審査
圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-25-1-1（2）⑤及び⑥の規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）
① 細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の 3.5.2.の格納室を有する自動車にあっては、格納室に気密を損なうおそれのある損傷がないこと、又は細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙 1「気密・換気試験」の 1.に定める方法により格納室の気密試験を行ったときにガス漏れがないこと。
② 配管等（水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。）は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力において、外部に対して気密性を有する耐久性のある堅ろうなものであり、かつ、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙 1「気密・換気試験」の 3.に定める方法により配管等の気密試験を行ったときにガス漏れがないものであること。
③ 水素ガス漏れ検知器、警報装置及び水素ガスの供給を遮断する装置は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙 3「水素ガス漏れ検知器等の試験」に定める方法により試験を行ったときに、水素ガスを検知し、警報装置が作動し、及び水素ガスの供給を遮断するものでなければならない。
なお、複数の水素システムを備えている自動車にあっては、水素ガス漏れが生じ
</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	ている水素システムの水素ガスの供給を遮断するものでよい。
(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係） ① ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.3.又は3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 ② ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.3.又は4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。	（新設）
(2) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係） ① ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 ② ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。	（新設）
(3) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係） ① ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 ② ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ、細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。	（新設）
8-26～8-36（略）	**8-26～8-36**（略）
8-37 突入防止装置	**8-37 突入防止装置**
8-37-1 装備要件	**8-37-1 装備要件**
自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラ	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラ

新	旧
を除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2の基準に適合する突入防止装置を8-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係） (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①（略） ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550㎜（車両総重量が8t以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものに限る。）にあっては600㎜）以下であること。 ③（略） (2) ～ (5)（略） **8-37-2～8-37-4**（略） **8-38～8-54**（略）	を除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2の基準に適合する突入防止装置を8-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係） (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ①（略） ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550㎜（車両総重量が8t以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものに限る。）にあっては600㎜）以下であること。 ③（略） (2) ～ (5)（略） **8-37-2～8-37-4**（略） **8-38～8-54**（略）
8-55 窓ガラス貼付物等	**8-55 窓ガラス貼付物等**
8-55-1 性能要件（視認等による審査）	**8-55-1 性能要件（視認等による審査）**
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1 (2) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係） ①～⑯（略） ⑰ UN R125-02-S3の5.1.3.に適合したもの ⑱（略） (2) ～ (3)（略） **8-55-2～8-55-4**（略） **8-56 騒音防止装置** **8-56-1 装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、	(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1 (2) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係） ①～⑯（略） ⑰ UN R125-02-S2の5.1.3.に適合したもの ⑱（略） (2) ～ (3)（略） **8-55-2～8-55-4**（略） **8-56 騒音防止装置** **8-56-1 装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **8-56-2～8-56-3**（略） **8-56-4　欠番** （削除） （削除） **8-57～8-64**（略） **8-65　走行用前照灯** **8-65-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5.3. 又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係） **8-65-2～8-65-4**（略） **8-66～8-94**（略） **8-95　後面衝突警告表示灯** **8-95-1　装備要件** 自動車（側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係） **8-95-2～8-95-3**（略） **8-96～8-107**（略） **8-108　後退時車両直後確認装置** **8-108-1**（略） **8-108-2　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係） ①～③（略） ④　法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置 （3）（略） **8-108-3～8-108-4**（略） **8-109～8-125**（略）	騒音防止性能等に関し、8-56-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） **8-56-2～8-56-3**（略） **8-56-4　適用関係の整理** （1）～（17）（略） **8-56-5～8-56-21**（略） **8-57～8-64**（略） **8-65　走行用前照灯** **8-65-1　装備要件** 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01 の 4. 及び 5.3. 又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係） **8-65-2～8-65-4**（略） **8-66～8-94**（略） **8-95　後面衝突警告表示灯** **8-95-1　装備要件** 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係） **8-95-2～8-95-3**（略） **8-96～8-107**（略） **8-108　後退時車両直後確認装置** **8-108-1**（略） **8-108-2　性能要件（視認等による審査）** （1）（略） （2）次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係） ①～③（略） （新設） （3）（略） **8-108-3～8-108-4**（略） **8-109～8-125**（略）

新

第 9 章　テスタ等による機能維持確認
9-1～9-14（略）

9-15　車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）
（略）
（1）～（2）（略）
（3）（2）の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）	（略） ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ. の規定が適用される自動車を除く。）	（略）
（略）	（略）	（略）

［適合しない規定欄の注釈］
注 1～注 3（略）
（略）
（4）～（5）（略）

第 10 章～第 12 章（略）
別表 1～別表 2（略）

別表 3　欠番

旧

第 9 章　テスタ等による機能維持確認
9-1～9-14（略）

9-15　車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）
（略）
（1）～（2）（略）
（3）（2）の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）	（略） ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの	（略）
（略）	（略）	（略）

［適合しない規定欄の注釈］
注 1～注 3（略）
（略）
（4）～（5）（略）

第 10 章～第 12 章（略）
別表 1～別表 2（略）

別表 3（4-7 関係）

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1　構造に関する審査 次に掲げる事項について、3 次元測定・画像取得装置、車高測定機（高さに限る。）、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。 ただし、3 次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合、又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻

新	旧
	尺等を用いて審査する。 この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び（4）に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。 ただし、完成検査終了証の発行後９月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び（4）に掲げる事項についても、同様とする。 （1）長さ、幅及び高さ （2）最低地上高 （3）車両重量及び車両総重量 （4）車輪にかかる荷重 （5）車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合 （6）最大安定傾斜角度 （7）最小回転半径 （8）接地部及び接地圧 2　装置に関する審査（その１） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2）及び（10）に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8）及び（9）に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

（1）かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスタ
（2）制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ
（3）自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等
（4）自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
（5）自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
（6）自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
（7）自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
（8）前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機

新	旧

（9）警音器の音の大きさ	騒音計等
（10）速度計の指度の誤差	速度計試験機
（11）車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

3　装置に関する審査（その２）
次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。
この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。
（1）動力伝達装置
（2）走行装置
（3）操縦装置
（4）制動装置
（5）緩衝装置
（6）燃料装置
（7）車枠及び車体
（8）連結装置
（9）物品積載装置
（10）内圧容器及びその附属装置
4　装置に関する審査（その３）
次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。
（1）原動機
（2）電気装置
（3）乗車装置
（4）前面ガラスその他の窓ガラス
（5）騒音防止装置
（6）ばい煙等の発散防止装置
（7）灯火装置及び反射器
（8）警報装置
（9）指示装置
（10）視野を確保する装置
（11）走行距離計その他の計器
（12）防火装置
（13）運行記録計
（14）速度表示装置
（15）自動運行装置
5　乗車定員又は最大積載量の算定

新	旧
	次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。 (1) 構造に関する事項 1の(2)から(6)まで及び(8)に掲げる事項 (2) 装置 3の(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる装置並びに4の(1)及び(3)に掲げる装置 6 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2(多仕様自動車であって、(1)から(10)までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として認証を受けた範囲に含まれているものに限る。)、3(多仕様自動車は(9)を除く。)、4(5)及び4(6)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ① 完成検査終了証(発行後9月を経過しないものに限る。)があること ② 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと(諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。) ③ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。) (2) 多仕様自動車 ① 出荷検査証(発行後11月を経過しないものに限る。)があること ② 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16かじ取り装置」、「21制動装置(貨物)」、「22制動装置(乗用)」、「75騒音」、「77排出ガス」、「78排出ガス」、「85前照灯」、「87前照灯」、「118警音器の音圧」及び「130速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと。 ③ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。) 7 並行輸入自動車の審査(専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。) 新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1から5までに規定する審査を専用の諸元測定コースにおいて実施するものとする。 ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合

新	旧
	は、この限りでない。
	継続検査 1 構造に関する審査(その1) 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 長さ、幅及び高さ (2) 車両重量及び車両総重量 2 構造に関する審査(その2) 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 最低地上高 (2) 最大安定傾斜角度 (3) 最小回転半径 3 装置に関する審査 新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。
	臨時検査又は構造等変更検査 1 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る審査の実施方法に準じて審査するものとする。 2 前号の審査のほか、継続検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。
別表4～別表9(略) **様式1～様式15**(略)	**別表4～別表9**(略) **様式1～様式15**(略)
様式16(4-25関係)	(新設)
年　月　日	
ガス容器等再試験結果証明書	
次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。	
車名:　型式:　車台番号:	
1. 適合している技術基準(ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。) □ 細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」	

新旧対照表主要部分抜粋

新

□	細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
□	細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限
有効期限：　　年　　月　　日　※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果
○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適　・　否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適　・　否

○ガス容器

外観試験	適　・　否
漏えい試験	適　・　否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適　・　否

○ガス容器附属品

外観試験	適　・　否
漏えい試験	適　・　否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言
（1）本証明書は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項又は第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
（2）本則 4-25（1）に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

旧

新

試験機関等の名称及び所在地：
確認者の氏名　　：

別添 1（略）

別添 2（4-13 関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）
4.　事前届出対象自動車
本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑦（略）
⑧　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合
⑨（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3.②適用自動車	3.③適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	6-25、7-25 高圧ガスの燃料装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		細目告示別添 131	圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	○	○
		細目告示別添 132	圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	○	○
		細目告示別添 133	液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス	○	○

旧

別添 1（略）

別添 2（4-13 関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）
4.　事前届出対象自動車
本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。
（1）技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
①～⑦（略）
（新設）

⑧（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3.②適用自動車	3.③適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	6-25、7-25 高圧ガスの燃料装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新

			容器附属品の技術基準		
		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第32条 前照灯等	6-65、 7-65 走行用前照灯	（略）	（略）	（略）	（略）
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	○	△
	6-66、 7-66 すれ違い用前照灯	（略）	（略）	（略）	（略）
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	○	△
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第44条の2 後退時車両直後確認装置	6-108、 7-108 後退時車両直後確認装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		細目告示別添129	後方視界看視装置の技術基準	○	△
		細目告示別添130	後方視界看視装置取付装置等の技術基準	○	△
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）

（2）～（5）（略）

5.　様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則1	附則2	附則3	附則4
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第6-3号様式 後退時車両直後確認装置の取付確認書	○	○	○	－
第6-4号様式 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	○	○	○	－
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）

附則1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分	乗用	貨物	その他

旧

		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第32条 前照灯等	6-65、 7-65 走行用前照灯	（略）	（略）	（略）	（略）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	6-66、 7-66 すれ違い用前照灯	（略）	（略）	（略）	（略）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第44条の2 後退時車両直後確認装置	6-108、 7-108 後退時車両直後確認装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）

（2）～（5）（略）

5.　様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則1	附則2	附則3	附則4
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第6-3号様式 後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	○	○	○	－
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）

附則1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分	乗用	貨物	その他

新

（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※8	※8	※8
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（10）（略）

（11）※9は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

（12）※10は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

（13）～（14）（略）

（15）完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書（第1号様式（その2））及び添付資料を省略することができる。

（16）～（19）（略）

3.2.（略）

4.　届出書等の記載要領等

4.1.～4.12.（略）

4.13.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第6-3号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.14.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第6-4号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.15.～4.18.（略）

4.19.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式16）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.20.（略）

5.～6.（略）

附則2

事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

旧

（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※8	※8	※8
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（10）（略）

（新設）

（新設）

（11）～（12）（略）

（13）完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書（第1号様式（その2））及び添付資料を省略することができる。

（14）～（17）（略）

3.2.（略）

4.　届出書等の記載要領等

4.1.～4.12.（略）

4.13.　後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書（第6-3号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

（新設）

4.14.～4.17.（略）

（新設）

4.18.（略）

5.～6.（略）

附則2

事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

新旧対照表主要部分抜粋

新

本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（9）（略）

（10）※8 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

（11）※9 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

（12）～（14）（略）

3.2.（略）

4.～6.（略）

7.　届出書等の記載要領等

7.1.～7.12.（略）

7.13.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.14.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.15.～7.18.（略）

7.19.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。

7.20.（略）

8.～10.（略）

附則 3

事前提出書面の審査

（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に

旧

本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※7	※7	※7
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（9）（略）

（新設）

（新設）

（10）～（12）（略）

3.2.（略）

4.～6.（略）

7.　届出書等の記載要領等

7.1.～7.12.（略）

7.13.　後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書（第 6-3 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

（新設）

7.14.～7.17.（略）

（新設）

7.18.（略）

8.～10.（略）

附則 3

事前提出書面の審査

（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に

新

伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		別添 2 4.（3）①の自動車	別添 2 4.（3）②の自動車	別添 2 4.（3）③の自動車
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※5	※5	－
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※6	※6	－
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※7	※7	－
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（8）（略）

（9）※6 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

（10）※7 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。

3.2.（略）

4.～6.（略）

7.　届出書等の記載要領等

7.1.～7.14.（略）

7.15.　後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.16.　後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.17.～7.19.（略）

7.20.　ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該

旧

伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）

1.～2.（略）

3.　届出書等

3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		別添 2 4.（3）①の自動車	別添 2 4.（3）②の自動車	別添 2 4.（3）③の自動車
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※5	※5	－
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（8）（略）

（新設）

（新設）

3.2.（略）

4.～6.（略）

7.　届出書等の記載要領等

7.1.～7.14.（略）

7.15.　後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書（第 6-3 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

（新設）

7.16.～7.18.（略）

（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新

書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。

7. 21.（略）
8.～10.（略）
附則 4（略）
第１号様式～第４号様式（略）

第５号様式（別添２の 5. 関係）

年　　月　　日

完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書

次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1. 又は 2. に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と 3. に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。

車名：　　型式：　　車台番号：

1.（略）
2.　比較した試験自動車

○試験自動車（略）
○試験成績（　　年規制）

排出ガス成分	排出量	規制値
ＣＯ	g/km	g/km
ＮＭＨＣ	g/km	g/km
ＮＯｘ	g/km	g/km
ＰＭ	g/km	g/km
ＳＰＮ	個/km	個/km

3.　（略）

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：
確認者の氏名　　：

旧

7. 19.（略）
8.～10.（略）
附則 4（略）
第１号様式～第４号様式（略）

第５号様式（別添２の 5. 関係）

年　　月　　日

完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書

次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1. 又は 2. に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と 3. に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。

車名：　　型式：　　車台番号：

1.　（略）
2.　比較した試験自動車

○試験自動車（略）
○試験成績（　　年規制）

排出ガス成分	排出量	規制値
ＣＯ	g/km	g/km
ＮＭＨＣ	g/km	g/km
ＮＯｘ	g/km	g/km
ＰＭ	g/km	g/km
（新設）	（新設）	（新設）

3.　（略）

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：
確認者の氏名　　：

新

第 6-1 号様式～第 6-2 号様式（略）

第 6-3 号様式（別添２の 5. 関係）

年　　月　　日

後退時車両直後確認装置の取付確認書

次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。

車名：　　型式：　　車台番号：

■カメラ取付位置の確認

型式等：

（略）

※（略）

■画像表示装置取付位置の確認

型式等：

（略）

※（略）

■UN R158 の 15.2.1.（a）及び（b）の要件に影響がないことの確認

対象物	要件	確認	備考
第１列のテスト対象物	テスト対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも１つの位置で視認できること。		
第２列のテスト対象物及び第３列のテスト対象物	テスト対象物全体が視認できること。		

※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

旧

第 6-1 号様式～第 6-2 号様式（略）

第 6-3 号様式（別添２の 5. 関係）

年　　月　　日

後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書

次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等に適合しております。

車名：　　型式：　　車台番号：

■カメラ　型式等：

（略）

※（略）

■画像表示装置　型式等：

（略）

※（略）

■画像表示装置に表示された画像を撮影した写真又はカメラ周辺構造図

（新設）

※UN R158 の 15.2.1.（a）及び（b）の要件に適合することが確認できるものであること。ただし、カメラが車両後端に取付けられている場合又は画像表示装置に遮蔽物の映り込みがないことが確認できる場合にあっては省略することができる。なお、省略した場合にあってはその旨記載すること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　　： **第 6-4 号様式（別添 2 の 5.関係）** 年　月　日 **後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書** 次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2.及び 3.3.3.の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。 車名：　　型式：　　車台番号： 後方視界看視装置の型式指定番号： ■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） カメラ型式等： 取付範囲等 ／ 確認 ／ 備考 車両最大幅（mm） 上下取付角度（°） 車両中心からの距離（mm） 車両後端からの距離（mm） 取付高さ（mm） ※通知書に記載された取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。 ■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） 画像表示装置型式等： 取付範囲 ／ 確認 ／ 備考 アイポイントから画像表示装置の中心までの距離（mm） ※通知書に記載された取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認	上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　　： （新設）

新	旧
したものは確認欄に○を記入すること。 ■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係） 対象物 ／ 要件 ／ 確認 ／ 備考 第 1 列の試験対象物 ／ 試験対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。 第 2 列の試験対象物及び第 3 列の試験対象物 ／ 試験対象物全体が視認できること。 ※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　　： **第 7 号様式～第 11 号様式**（略） **別表第 1**（略） **別添 3（4-14 関係）** **並行輸入自動車審査要領** **1.～5.**（略） **6.　書面審査** 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 **6.1.～6.9.**（略） **6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等** ［マフラー加速騒音規制］ 6.10.1.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 (1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが	**第 7 号様式～第 11 号様式**（略） **別表第 1**（略） **別添 3（4-14 関係）** **並行輸入自動車審査要領** **1.～5.**（略） **6.　書面審査** 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 **6.1.～6.9.**（略） **6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等** ［マフラー加速騒音規制］ 6.10.1.　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。 (1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、Ⓔマーク又はⓔマークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、Ⓔマーク又はⓔマークを撮影した写真の添付を省略することができる。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (4) の規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-6-2-2 (2) の規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-7-2-2 (2) の規定 (2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあってはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (7) ②ウの規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-6-2-2 (3) ②ウの規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-7-2-2 (3) ②ウの規定 6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04（平成 26 年騒音規制)] (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） [UN R41-04（平成 28 年騒音規制)] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又	確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、Ⓔマーク又はⓔマークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあっては、Ⓔマーク又はⓔマークを撮影した写真の添付を省略することができる。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (5) の規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-14-2-2 (3) の規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-15-2-2 (3) の規定 (2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあっては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあってはこの限りでない。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあっては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。 ① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、本則 7-56-2-2 (8) ②ウの規定 ② 二輪自動車にあっては、本則 7-56-14-2-2 (4) ②ウの規定 ③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあっては、本則 7-56-15-2-2 (4) ②ウの規定 6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04（平成 26 年騒音規制)] (1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-17-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） [UN R41-04（平成 28 年騒音規制)] (2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は

新	旧
は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） (3)（略） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制)] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制)] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④ (6) ～ (7)（略） 6.10.3.（略） **6.11.**（略） **6.12. 技術基準等への適合性を証する書面** 6.12.1.～6.12.2.（略） 6.12.3. 試験成績書	⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥（略） (3)（略） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制)] (4) 令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 7 日）までに製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-21-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制)] (5) 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～④（略） (6) ～ (7)（略） 6.10.3.（略） **6.11.**（略） **6.12. 技術基準等への適合性を証する書面** 6.12.1.～6.12.2.（略） 6.12.3. 試験成績書

新旧対照表主要部分抜粋

新

(1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。
　ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
　①～③（略）
　④　当該試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる機関
(2) ～ (5)（略）
6.12.4.～6.12.6.（略）
6.13.～6.16.（略）
7.～9.（略）
別表第1（別添3の6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第17条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	細目告示別添132 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	①　細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真＋様式16「ガス容器等再試験結果証明書」
		細目告示別添133 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	①　細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真＋様式16「ガス容器等再試験結果証明書」
		（略）	（略）
		UN R110-05 圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	①　COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③　UN R110-05に基づく認定証 ④　UN R110-05に基づくⓔマークを撮影した写真
		UN R110-06 圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	①　COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料

旧

(1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。
　ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。
　①～③（略）
　④　当該試験を行うために必要な組織及び能力を有していることが書面等により確認できる機関
(2) ～ (5)（略）
6.12.4.～6.12.6.（略）
6.13.～6.16.（略）
7.～9.（略）
別表第1（別添3の6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第17条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
		（新設）	（新設） （新設）

新

			・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③　UN R110-06に基づく認定証 ④　UN R110-06に基づくⓔマークを撮影した写真
		（略）	（略）
		細目告示別添131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	①　細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真＋様式16「ガス容器等再試験結果証明書」
		（略）	（略）
		UN R134-01 圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則	①　COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ②　WVTAラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③　UN R134-01に基づく認定証 ④　UN R134-01に基づくⓔマークを撮影した写真
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 (1) ～ (4)（略）			

別表第2～別表第5（略）
第1号様式～第14号様式（略）
別紙（略）
別添4（略）

別添5（4-28関係）
（以下略）
別添6～別添14（略）

別添15（7-119関係）

ワンマンバスの構造要件
（平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用）

1.　適用範囲
　この構造要件は、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であっ

旧

			（新設） （新設）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 (1) ～ (4)（略）			

別表第2～別表第5（略）
第1号様式～第14号様式（略）
別紙（略）
別添4（略）

別添5（4-26関係）
（以下略）
別添6～別添14（略）

別添15（7-119関係）

ワンマンバスの構造要件
（平成24年6月30以前に製作された自動車に適用）

1.　適用範囲
　この構造要件は、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であっ

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
て車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。（平成24年6月30日以前に製作された自動車に限る。） **2.**～**3.**（略） **別添16**（略）	て車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。（平成24年6月30以前に製作された自動車に限る。） **2.**～**3.**（略） **別添16**（略）
■一括改正事項 第6章、第7章及び第8章に規定している「適用関係の整理」並びに「従前規定の適用」において、「出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）」とあるのを、「出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）」と変更する。	

附則（令和5年11月30日規程第13号）

1. この規程は、令和5年12月21日から施行する。
2. 別添2「新規検査等提出書面審査要領」第5号様式については、この規程の施行の日以後、粒子数（SPN）に係る規定が適用されていない場合は、改正前の第5号様式とすることができる。
3. 別添2「新規検査等提出書面審査要領」第6-3号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第6-3号様式とすることができる。

令和6年3月28日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第56次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]

○ ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]

○ 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105の2、7-105の2、8-105の2]

② 新車の指定自動車等について、第7章の規定によらず第6章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年1月4日国土交通省令第1号）
・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号、令和6年1月5日国土交通省告示第2号）

３．施行日

令和6年4月1日

新旧対照表主要部分抜粋

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 56 次改正新旧対照表

令和 6 年 3 月 28 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①（略） ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。 なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。 （略） ③～④（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
U	（略）	（略）
	UN R167	大型車の直接視界に係る協定規則をいう。
	UN R168	路上走行時の軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則をいう。
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-6（略）

4-7　審査の実施方法等

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
し	（略）	（略）
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①（略） ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。 （略） ③～④（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
U	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-6（略）

4-7　審査の実施方法等

新

4-7-1　審査の実施方法

（1）～（2）（略）

（3）継続検査

①　構造に関する審査（その 1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。

この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 234 号自整第 262 号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 235 号）を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

ア～エ（略）

②～③（略）

（4）～（10）（略）

4-7-2（略）

4-7-3　審査継続

（1）次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から起算して 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。

①～④（略）

（2）～（4）（略）

（5）受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から起算して 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。

4-8（略）

4-9　受検車両と書面の同一性確認

（1）自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機

旧

4-7-1　審査の実施方法

（1）～（2）（略）

（3）継続検査

①　構造に関する審査（その 1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。

ア～エ（略）

②～③（略）

（4）～（10）（略）

4-7-2（略）

4-7-3　審査継続

（1）次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。

①～④（略）

（2）～（4）（略）

（5）受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。

4-8（略）

4-9　受検車両と書面の同一性確認

（1）自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
の型式については、改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） （2）～（4）（略）	の型式については、改造自動車審査結果通知書等及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） （2）～（4）（略）
4-10～4-12（略）	**4-10～4-12**（略）
4-13　新規検査等の提出書面審査 **4-13-1**（略） **4-13-2　事前提出書面審査** （1）～（3）（略） （4）事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4.（2）及び（4）の代表届出自動車にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。 （5）～（7）（略） （8）（4）の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と 4-15（2）の規定による改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 又は附則 4 に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、（1）から（7）までによるほか、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。	**4-13　新規検査等の提出書面審査** **4-13-1**（略） **4-13-2　事前提出書面審査** （1）～（3）（略） （4）事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4.（2）及び（4）の代表届出自動車にあっては地方検査部）に提出することを求めるものとする。 （5）～（7）（略） （新設）
4-14（略）	**4-14**（略）
4-15　改造自動車の事前書面審査 （1）～（5）（略） （6）改造自動車に係る審査を 4-13-2（8）により実施する場合にあっては、（1）から（5）までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。	**4-15　改造自動車の事前書面審査** （1）～（5）（略） （新設）
4-16～4-19（略）	**4-16～4-19**（略）
4-20　架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 （1）次の①及び②のいずれにも該当する乗用自動車の 7-16-2-2（1）又は 7-15-2-2（2）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等への適合性審査については、4-12-1（1）に規定する書面により当該技術基準等に適合することが確認できる場合を除き、第 6 章及び第 7 章によるほか、（2）及び（3）により取扱うものとする。	**4-20　架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査** 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第 6 章及び第 7 章によるほか、次により取扱うものとする。

新	旧
①　乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る。） ②　架装等により車両重量が増加した自動車であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がないもの	（新設） （新設）
（2）受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きい場合には、当該技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 （削除） （削除）	（1）次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ①　7-16-2-2（1）又は7-15-2-2（2）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの ②　7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）及び 7-32-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの
（3）提出された書面により次の①から③までのいずれかに該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 （削除） ①（略） ②　特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、アからエまでのいずれかを満たすもの ア～エ（略） 注 1～注 2（略） 注 3　ア及びイの計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。 注 4　ウ及びエの計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。 ③　UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-13 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）［常温時制動試験］の積載状態」及び「タイプ I 試験［フェード試験］」の基準	（2）それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ①　7-16-2-2（1）又は7-15-2-2（2）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの ア（略） イ　特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、（ｱ）から（ｴ）までのいずれかを満たすもの （ｱ）～（ｴ）（略） 注 1～注 2（略） 注 3　（ｱ）及び（ｲ）の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。 注 4　（ｳ）及び（ｴ）の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。 ウ　UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-11 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）［常温時制動試験］の積載状態」及び「タイプ I 試験［フ

新旧対照表主要部分抜粋

新

に適合することが、ア又はイにより確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。）

ア～イ（略）

（削除）

4-21～4-28（略）

第５章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2（略）

5-3　審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14（略）

5-3-15　備考欄

（1）自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
14.　改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号（改造審査番号） 改造通知年月日（改造審査年月日）	改造内容　操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
（略）	（略）	（略）
39.　多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日
（略）	（略）	（略）

備考（略）

（2）～（5）（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-4（略）

第６章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-10（略）

6-11　走行装置

6-11-1　性能要件

6-11-1-1（略）

6-11-1-2　書面等による審査

（1）（略）

（2）自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

①（略）

②　次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）

区分	適用される基準
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ	（略）
車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（速度区分記号が A1 から E までのものを除く。）	UN R54-00-S26 の 3.（3.2. を除く。）及び 6.
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（速度区分記号が A1 から E までのものを除く。）	

旧

ェード試験］」の基準に適合することが、（ア）又は（イ）により確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。）

（ア）～（イ）（略）

②　7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）及び 7-32-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア　それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

4-21～4-28（略）

第５章　自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1～5-2（略）

5-3　審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-1～5-3-14（略）

5-3-15　備考欄

（1）自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
（略）	（略）	（略）
14.　5-3-3④の適用を受ける改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容　操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
（略）	（略）	（略）
39.　多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後 11 月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日
（略）	（略）	（略）

備考（略）

（2）～（5）（略）

5-3-16～5-3-17（略）

5-4（略）

第６章　新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）

6-1～6-10（略）

6-11　走行装置

6-11-1　性能要件

6-11-1-1（略）

6-11-1-2　書面等による審査

（1）（略）

（2）自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

①（略）

②　次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）

区分	適用される基準
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	（略）
車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	UN R54-00-S25 の 3.（3.2. を除く。）及び 6. ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）	

（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
6-115-1　装備要件 自動車には、速度表示装置を備えることができる。（保安基準第 48 条の 3 第 1 項） **6-115-2　性能要件・取付要件（書面等による審査）** 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項第 3 項関係、細目告示第 74 条関係） （削除） （削除） **6-115-3　欠番** **6-115-4　適用関係の整理** （1）平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-115-5 の規定を適用する。（適用関係告示第 57 条関係） **6-116～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-12**（略） **7-13　かじ取装置** **7-13-1　性能要件** **7-13-1-1**（略） **7-13-1-2　書面等による審査** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S4 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-S4 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2.3.4.5. に定める機能を有するものであって、5.1.6.3.1.（a）に適合するものに限る。）を備えるものについては、5.6. の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S4 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係） ①～③（略） （2）～（5）（略） **7-13-2～7-13-3**（略） **7-13-4　適用関係の整理**	（新設） （新設） ［細目告示別添 90］ （1）次に掲げる自動車（緊急自動車、被牽引自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）に速度表示装置を備える場合にあっては、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 74 条関係） ①　貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの ②　①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車 （新設） （新設） ［適用除外］ （2）平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、（1）の規定は適用しない。（適用関係告示第 57 条関係） **6-116～6-125**（略） **第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査** **7-1～7-12**（略） **7-13　かじ取装置** **7-13-1　性能要件** **7-13-1-1**（略） **7-13-1-2　書面等による審査** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S3 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-S3 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2.3.4.5. に定める機能を有するものであって、5.1.6.3.1.（a）に適合するものに限る。）を備えるものについては、5.6. の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S3 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係） ①～③（略） （2）～（5）（略） **7-13-2～7-13-3**（略） **7-13-4　適用関係の整理**

新	旧
（1）～（9）（略） （10）次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④（略） ⑤　UN R79-04-S4 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 **7-13-5～7-13-13**（略） **7-13-14　従前規定の適用⑩** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④（略） ⑤　UN R79-04-S4 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 **7-13-14-1**（略） **7-14　施錠装置** **7-14-1**（略） **7-14-2　性能要件（視認等による審査）** （削除） （1）自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には、適用しない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 92 条第 1 項関係） ①～⑤（略） （2）（略） （削除）※7-14 の 2 へ移動	（1）～（9）（略） （10）次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④（略） ⑤　UN R79-04-S2 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 **7-13-5～7-13-13**（略） **7-13-14　従前規定の適用⑩** 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④（略） ⑤　UN R79-04-S2 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車 **7-13-14-1**（略） **7-14　施錠装置等** **7-14-1**（略） **7-14-2　性能要件** **7-14-2-1　視認等による審査** （1）自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には、適用しない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項関係、細目告示第 92 条第 1 項関係） ①～⑤（略） （2）（略） **7-14-2-2　書面等による審査** （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S4 の 5.（5.4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係） （2）次に掲げるイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないも

新	旧
	のは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 92 条第 4 項関係) ① 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ
7-14-3 (略)	**7-14-3** (略)
7-14-4 適用関係の整理	**7-14-4 適用関係の整理**
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)
(削除) ※7-14 の 2 へ移動	(3) 次に掲げる自動車については、7-14-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの
7-14-5～7-14-6 (略)	**7-14-5～7-14-6** (略)
(削除) ※7-14 の 2 へ移動	**7-14-7 従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車

新	旧
	特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの
	7-14-7-1 装備要件 7-14-1 に同じ。
	7-14-7-2 性能要件
	7-14-7-2-1 7-14-2-1 に同じ。
	7-14-7-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」(5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 (2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
7-14 の 2 イモビライザ	(新設) ※7-14 から独立
7-14 の 2-1 装備要件 自動車には、イモビライザを備えることができる。	
7-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-S4 の 5. (5.4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められると	

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
きは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係） （2）次に掲げるイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 92 条第 4 項関係） ① 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ **7-14 の 2-3　欠番** **7-14 の 2-4　適用関係の整理** （1）次に掲げる自動車については、7-14 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 8 条第 9 項関係） ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの **7-14 の 2-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 8 条第 9 項関係） ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの	

新	旧
ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの **7-14 の 2-5-1　装備要件** 自動車には、イモビライザを備えることができる。 **7-14 の 2-5-2　性能要件（書面等による審査）** （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」（5. 3. 8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 （2）指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。 **7-15　トラック・バスの制動装置** **7-15-1　装備要件** （1）～（2）（略） （3）（1）の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 2 項、細目告示第 93 条第 2 項関係） ① 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 を超えるものに限る。） **7-15-2　性能要件** **7-15-2-1**（略） **7-15-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係） ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げ	**7-15　トラック・バスの制動装置** **7-15-1　装備要件** （1）～（2）（略） （3）（1）の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、7-15-4（10）①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 2 項、細目告示第 93 条第 2 項、適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） （新設） **7-15-2　性能要件** **7-15-2-1**（略） **7-15-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係） ① ②から④に掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウに掲げる基準に

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
る基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-13の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ②（略） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）であって車両総重量が5t を超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-13の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。 ア～イ（略）	適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。 ②（略） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）であって車両総重量が5t を超えるものにあっては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア　制動装置は、UN R13-12-S2 の 5.及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ウ　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。 ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア～イ（略）
(3)（略）	(3)（略）
7-15-3（略）	**7-15-3**（略）
7-15-4　適用関係の整理	**7-15-4　適用関係の整理**
(1) ～ (9)（略）	(1) ～ (9)（略）
(10) 次に掲げる自動車については、7-15-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） （削除） ①～④（略）	(10) 次に掲げる自動車については、7-15-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） ①　指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの（車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。） ②～⑤（略）
(11)（略）	(11)（略）
(12) 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸のものであり、かつ、リム径が 19.5 インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、7-15-16（従前規定の適用⑫）を適用する。（適用関係告示第 9 条第 62 項及び第 63 項関係） ①　令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、	（新設）

（略）

新	旧
ている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 ③　法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置	
7-16（略）	**7-16**（略）
7-17　二輪車の制動装置	**7-17　二輪車の制動装置**
7-17-1（略）	**7-17-1**（略）
7-17-2　性能要件	**7-17-2　性能要件**
7-17-2-1（略）	**7-17-2-1**（略）
7-17-2-2　書面等による審査	**7-17-2-2　書面等による審査**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 制動装置は、UN R78-06 の 5.及び 6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-06 附則 3 の「3.乾燥状態での停止テスト－単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4.乾燥状態での停止テスト－全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。	(2) 制動装置は、UN R78-05-S2 の 5.及び 6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-05-S2 附則 3 の「3.乾燥状態での停止テスト－単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4.乾燥状態での停止テスト－全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。
(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-06 附則 3 の 9.に適合するものであること。	(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-05-S2 附則 3 の 9.に適合するものであること。
(4)（略）	(4)（略）
7-17-3（略）	**7-17-3**（略）
7-17-4　適用関係の整理	**7-17-4　適用関係の整理**
(1) ～ (6)（略）	(1) ～ (6)（略）
(7) 次に掲げる自動車のうち自動命令型制動機能を有する制動装置を備えるものについては、7-17-11（従前の適用⑦）を適用する。（適用関係告示第 9 条第 64 項関係） ①　令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの ④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-17-5～7-17-10（略） **7-17-11　従前の適用⑦** 次に掲げる自動車のうち自動命令型制動機能を有する制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第９条第 64 項関係） ①　令和６年８月 31 日以前に製作された自動車 ②　令和６年９月１日から令和８年８月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア　令和６年８月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ　指定自動車等以外の自動車 ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和８年８月 31 日以前のもの ④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和８年８月 31 日以前のもの **7-17-11-1　装備要件** 7-17-1 に同じ。 **7-17-11-2　性能要件** **7-17-11-2-1　視認等による審査** 7-17-2-1 に同じ。 **7-17-11-2-2　書面等による審査** （1）制動装置は、UN R78-05-S2 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-05-S2 附則３の「3. 乾燥状態での停止テスト－単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テスト－全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 （2）走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-05-S2 附則３の 9. に適合するものであること。 （3）次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、（2）の基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第４項関係） ①　指定自動車等（7-17 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置。 ②　法第 75 条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 ③　法第 75 条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置	**7-17-5～7-17-10**（略） （新設）

新	旧
7-18（略） **7-19　被牽引自動車の制動装置** **7-19-1**（略） **7-19-2　性能要件** **7-19-2-1**（略） **7-19-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあっては、当分の間、UN R13-13 の 5. 1. 1. 4. 後段及び 5. 1. 5.、附則 13 の 4. 4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあっては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。（細目告示第 93 条第６項第１号関係、適用関係告示第９条第 45 項及び第 46 項関係） ①　制動装置は、UN R13-13の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 ②　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ③　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。 ア～イ（略） （3）最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第６項第２号ハ関係） ①　UN R13-13 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 ②（略） （4）（略） **7-19-3～7-19-10**（略） **7-20～7-22**（略） **7-23　燃料装置** **7-23-1　性能要件** **7-23-1-1**（略）	**7-18**（略） **7-19　被牽引自動車の制動装置** **7-19-1**（略） **7-19-2　性能要件** **7-19-2-1**（略） **7-19-2-2　書面等による審査** （1）（略） （2）最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあっては、当分の間、UN R13-12-S2 の 5. 1. 1. 4. 後段及び 5. 1. 5.、附則 13 の 4. 4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1（1）①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあっては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。（細目告示第 93 条第６項第１号関係、適用関係告示第９条第 45 項及び第 46 項関係） ①　制動装置は、UN R13-12-S2 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 ②　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ③　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ④　指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア～イ（略） （3）最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第６項第２号ハ関係） ①　UN R13-12-S2 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 ②（略） （4）（略） **7-19-3～7-19-10**（略） **7-20～7-22**（略） **7-23　燃料装置** **7-23-1　性能要件** **7-23-1-1**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-23-1-2　書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-S4 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略） ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-S3 の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R94-04-S2 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略） ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R95-05-S3 の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ（略） ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R135-02-S1 の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ（略） (4) ～ (5) (略) **7-23-2～7-23-17**（略） **7-24**（略） **7-25　高圧ガスの燃料装置** **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、	**7-23-1-2　書面等による審査** (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係) ① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-S3 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略） ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-S2 の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R94-04-S1 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略） ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R95-05-S2 の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ（略） ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R135-02 の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ（略） (4) ～ (5) (略) **7-23-2～7-23-17**（略） **7-24**（略） **7-25　高圧ガスの燃料装置** **7-25-1　性能要件** **7-25-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係) ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （削除）※7-25-1-2 (3) ③アへ移動 （削除）※7-25-1-2 (3) ③イへ移動 （削除）※主文へ移動 （参考） 〔②における表示例〕 1.～3.（略）	この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係) ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔②ウにおける表示例〕 1.～3.（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新

③　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（削除）※7-25-1-2（4）③アへ移動

（削除）※7-25-1-2（4）③イへ移動

（削除）※③主文へ移動

（参考）

〔③における表示例〕

1.～3.（略）

④～⑯（略）

(2)（略）

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

旧

③　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア　ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ　細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（参考）

〔③ウにおける表示例〕

1.～3.（略）

④～⑯（略）

(2)（略）

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、

新

①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ　容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ｱ) ～ (ｲ)（略）

(ｳ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(ｳ) における表示〕

1.～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再　検　査　日	年　月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再　検　査　日	年　月	

(ｴ)（略）

②　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、

旧

かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

①　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ　容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ｱ) ～ (ｲ)（略）

(ｳ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(ｳ) における表示〕

1.～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月　日	
再　検　査　月	年　月　日	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月　日	
再　検　査　月	年　月　日	

(ｴ)（略）

②　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （削除）※7-25-1-2（1）②アへ移動 （削除）※7-25-1-2（1）②イへ移動 （削除）※主文へ移動 （参考） 〔②における表示例〕 1.～3.（略） ③　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （削除）※7-25-1-2（1）③アへ移動	ア　ガス容器は、UN R134-01-S1の5.（5.（C）を除く。）及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、UN R134-01-S1の5.（C）、6.及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔②ウにおける表示例〕 1.～3.（略） ③　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、UN R146-00の5.（5.（C）を除く）及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

新	旧
（削除）※7-25-1-2（1）③イへ移動 （削除）※主文へ移動 （参考） 〔③における表示例〕 1.～3.（略） ④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1.から 6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （削除）※7-25-1-2（1）④アへ移動	の3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、UN R146-00の5.（C）、6.及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （参考） 〔③ウにおける表示例〕 1.～3.（略） ④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3.に規定する刻印又は 5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除）※7-25-1-2（1）④イへ移動	イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
（削除）※主文へ移動	ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1.から 6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考） 〔④における表示例〕	（参考） 〔④ウにおける表示例〕
1.～8.（略）	1.～8.（略）
(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)	(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)
（削除）※7-25-1-2（3）②アへ移動	①　ガス容器は、UN R110-06の8.2.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
（削除）※7-25-1-2（3）②イへ移動	②　ガス容器附属品は、UN R110-06の8.3.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
①（略） （参考） 〔①における表示例〕	③（略） （参考） 〔③における表示例〕

新	旧
1.～3.（略）	1.～3.（略）
(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)	(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)
（削除）※7-25-1-2（4）②アへ移動	①　ガス容器は、UN R110-06 の 8.12.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
（削除）※7-25-1-2（4）②イへ移動	②　ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
①（略） （参考） 〔①における表示例〕	③（略） （参考） 〔③における表示例〕
1.～3.（略）	1.～3.（略）
7-25-1-2　書面等による審査	**7-25-1-2　書面等による審査**
(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)	(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)
①（略）	①（略）
②　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-01-S2 の 4.4.又は 4.5.に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。	（新設）※7-25-1-1（3）②ア及びイから移動

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ア　ガス容器は、UN R134-01-S2の5.（5.（C）を除く。）及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、UN R134-01-S2の5.（C）、6.及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
③　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R146-00 の 4.4.又は 4.5.に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 2 及び別紙 7 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア　ガス容器は、UN R146-00の5.（5.（C）を除く）及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、UN R146-00の5.（C）、6.及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	（新設）※7-25-1-1（3）③ア及びイから移動
④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3.に規定する刻印又は 5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。	（新設）※7-25-1-1（3）④ア及びイから移動

新	旧
イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
⑤　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S2 の 7.1.から 7.1.6.までに定める基準に適合すること。	②　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S1 の 7.1.から 7.1.6.までに定める基準に適合すること。
⑥～⑨(略)	③～⑥(略)
⑩　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5ｔを超えるものにあっては、UN R134-01-S2 の 7.1.7.に定める基準に適合すること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係） ア　令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車 イ　令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車 (ｲ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの (ｳ) 指定自動車等以外の自動車 ウ　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの エ　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの	⑦　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5ｔを超えるものにあっては、UN R134-01 の 7.1.7.に定める基準に適合すること。 （新設）※7-25-17（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）から移動
(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、	(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-S4（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S2（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ア～エ（略） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-S3 の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01-S2（7.2. に限る。）に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04-S2（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-01-S2（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S2（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S1（5.5.2. に限る。）に適合すること。 (a) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-S3（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ア～エ（略） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-S2 の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01-S1（7.2. に限る。）に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-01-S1（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-01-S3（5.5.2. に限る。）に適合すること。 (a) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ①（略） （新設）※7-25-1-1 (4) ①及び②から移動

新	旧
ア ガス容器は、UN R110-06の8.2. 及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R110-06の8.3. 及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ④（略） (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係） ①（略） ② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、UN R110-06 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示	（新設）※7-25-1-1 (1) ②ア及びイから移動 ②（略） (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係） ①（略） （新設）※7-25-1-1 (5) ①及び②から移動

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。	
イ　ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
③　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	（新設）※7-25-1-1（1）③ア及びイから移動
ア　ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。	
イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
④（略）	②（略）
（5）（略）	（5）（略）
7-25-2～7-25-3（略）	**7-25-2～7-25-3**（略）
7-25-4　適用関係の整理	**7-25-4　適用関係の整理**
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
（3）平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については 7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 5 項関係）	（3）次に掲げる自動車については 7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 5 項）
（削除）	①　平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車
（4）～（12）（略）	（4）～（12）（略）
（削除）	（13）次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、7-25-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）
（略）	①　令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車
	②　令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
	ア　令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車、特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指

新	旧
傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。	傷のないものは②の基準に適合するものとする。
①（略）	①（略）
②　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	（新設）※7-25-18-1-1（5）①及び②から移動
ア　ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.12.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。	
イ　ガス容器附属品は、UN R110-04-S2又はUN R110-05の8.13.及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
③　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	（新設）
ア　ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。	
イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
④（略）	②（略）
（5）（略）	（5）（略）
7-26　電気装置	**7-26　電気装置**
7-26-1　性能要件	**7-26-1　性能要件**
7-26-1-1（略）	**7-26-1-1**（略）
7-26-1-2　書面等による審査	**7-26-1-2　書面等による審査**
7-26-1-2-1（略）	**7-26-1-2-1**（略）
7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）	**7-26-1-2-2　書面等による審査（衝突関係）**
（1）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝	（1）電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係) ① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02-S4 の 5.2.8.に適合すること。 ア～エ(略) ② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04-S2の5.2.8.に適合すること。 ア～エ(略) ③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05-S3の5.3.7.に適合すること。 ア～エ(略) ④ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R135-02-S1 の 5.6.に適合すること。 ア～エ(略) ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S3 の 5.2.2.に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-05 の 5.5.、UN R94-04-S2 又は UN R137-02-S4 の 5.2.8.に適合すること。 ⑦～⑨(略) (2)(略) (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ① UN R137-02-S4 の 5.2.8.又は UN R94-04-S2 の 5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② UN R153-00-S3の5.2.2.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm 以上の位置	突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係) ① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02-S3 の 5.2.8.に適合すること。 ア～エ(略) ② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04-S1の5.2.8.に適合すること。 ア～エ(略) ③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05-S2の5.3.7.に適合すること。 ア～エ(略) ④ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R135-02の5.6.に適合すること。 ア～エ(略) ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S2 の 5.2.2.に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-05 の 5.5.、UN R94-04-S1 又は UN R137-02-S3 の 5.2.8.に適合すること。 ⑦～⑨(略) (2)(略) (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあっては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ① UN R137-02-S3 の 5.2.8.又は UN R94-04-S1 の 5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② UN R153-00-S2の5.2.2.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm 以上の位置

新	旧
③ UN R95-05-S3 の 5.3.7.又は UN R135-02-S1 の 5.6.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図)(略) (4) ～ (5)(略) **7-26-2～7-26-19**(略) **7-26-20 従前規定の適用⑯** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係) ①～⑤(略) (略) **7-26-20-1 性能要件** **7-26-20-1-1**(略) **7-26-20-1-2 書面等による審査** (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.(6.4.を除く。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.2.、6.3.及び 6.10.に適合するものとする。 また、7-26-8-1-1 (4) の自動車にあっては、③の基準に適合するものであればよい。 ② 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)は、UN R100-03-S2 の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4.に適合するものであること。 ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00 の 5.2.及び 5.3.並びに 6.(客室を有しない自動車にあっては 6.4.2.及び 6.5.を除く。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6.2.、6.3.及び 6.10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。(適用関係告示第 14 条第 15 項関係) ア～イ(略)	③ UN R95-05-S2 の 5.3.7.又は UN R135-02 の 5.6.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図)(略) (4) ～ (5)(略) **7-26-2～7-26-19**(略) **7-26-20 従前規定の適用⑯** 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係) ①～⑤(略) (略) **7-26-20-1 性能要件** **7-26-20-1-1**(略) **7-26-20-1-2 書面等による審査** (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係) ① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.(6.4.を除く。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.2.、6.3.及び 6.10.に適合するものとする。 また、7-26-8-1-1 (4) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ル) ② 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)は、UN R100-03-S1 の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4.に適合するものであること。 ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00 の 5.2.及び 5.3.並びに 6.(客室を有しない自動車にあっては 6.4.2.及び 6.5.を除く。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6.2.、6.3.及び 6.10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号リ、ヌ) ア～イ(略)

(略)

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-27　サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム **7-27-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係） ①　自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R155-00-S2の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ②　自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00-S2の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。 ③（略） （2）～（4）（略） **7-27-2～7-27-3**（略） **7-27-4　適用関係の整理** ［自動運行装置を備えない自動車の従前規定］ （1）自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準は適用しない。（適用関係告示第14条第24項関係） ①～③（略） ［自動運行装置を備える自動車の従前規定］ （2）自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係） ①～④（略） （削除）	**7-27　サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム** **7-27-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係） ①　自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R155-00-S1の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ②　自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00-S1の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。 ③（略） （2）～（4）（略） **7-27-2～7-27-3**（略） **7-27-4　適用関係の整理** ［自動運行装置を備えない自動車の従前規定］ （1）自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、7-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第24項関係） ①～③（略） ［自動運行装置を備える自動車の従前規定］ （2）自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係） ①～④（略） ［自動運行装置を備えない自動車の従前規定］ **7-27-5　従前規定の適用①** 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第24項関係） ①　電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であって、次に掲げるもの ア　令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前に製作された自動車 イ　令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）から令和6年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (ｲ) 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年6月30日以前のもの エ　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年6月30日以前のもの ②　電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの ア　令和5年12月31日以前に製作された自動車 イ　令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ｱ) 令和5年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (ｲ) 令和6年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和5年12月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年4月30日以前のもの エ　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの ③　指定自動車等以外の自動車 **7-27-5-1　性能要件（書面等による審査）** なし。 ［自動運行装置を備える自動車の従前規定］ **7-27-6　従前規定の適用②** 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係） ①～④（略） **7-27-6-1**（略）
［自動運行装置を備える自動車の従前規定］ **7-27-5　従前規定の適用①** 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係） ①～④（略） **7-27-5-1**（略）	

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-28（略）	7-28（略）
7-29　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 **7-29-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S4 の 5.（5.2.6.から 5.2.8.を除く。）及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ①～⑧（略） （2）～（3）（略） **7-29-2～7-29-11**（略）	**7-29　フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-29-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S3 の 5.（5.2.6.から 5.2.8.を除く。）及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ①～⑧（略） （2）～（3）（略） **7-29-2～7-29-11**（略）
7-30　オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 **7-30-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-S2 の 5.（5.2.6.から 5.2.8.を除く。）及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） ①～⑧（略） （2）～（3）（略） **7-30-2～7-30-10**（略）	**7-30　オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-30-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-S1 の 5.（5.2.6.から 5.2.8.を除く。）及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） ①～⑧（略） （2）～（3）（略） **7-30-2～7-30-10**（略）
7-31　自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 **7-31-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝	**7-31　自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-31-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝

新	旧
突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S3 の 5.（5.3.6.及び 5.3.7.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係） ①～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-31-2～7-31-12**（略）	突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S2 の 5.（5.3.6.及び 5.3.7.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係） ①～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-31-2～7-31-12**（略）
7-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 **7-32-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02-S1 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係） ①～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-2～7-32-7**（略）	**7-32　ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-32-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02 の 5.（5.5.を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係） ①～⑨（略） （2）～（3）（略） **7-32-2～7-32-7**（略）
7-33　車枠及び車体の歩行者保護性能 **7-33-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ①（略） ②　UN R127-04-S1 の 5.に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04-S1 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア～イ（略） （3）～（4）（略） **7-33-2～7-33-10**（略）	**7-33　車枠及び車体の歩行者保護性能** **7-33-1　性能要件（書面等による審査）** （1）（略） （2）車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ①（略） ②　UN R127-04 の 5.に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア～イ（略） （3）～（4）（略） **7-33-2～7-33-10**（略）
7-34　バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 **7-34-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の 5.に適合するものでなければならない。	**7-34　バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能** **7-34-1　性能要件（書面等による審査）** （1）自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の 5.に適合するものでなければならない。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあっては、当該座席は取付けられていないものとみなして UN R66-02 に基づく試験重量を算出することができる。(保安基準第 18 条第 7 項関係、細目告示第 22 条第 14 項関係、細目告示第 100 条第 19 項関係)	ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあっては、当該座席は取付けられていないものとみなして UN R66-02 に基づく試験重量を算出することができる。(保安基準第 18 条第 7 項関係)
①～⑩（略）	①～⑩（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-34-2～7-34-5（略）	**7-34-2～7-34-5**（略）
7-35　車体表示	**7-35　車体表示**
7-35-1　性能要件（視認等による審査）	**7-35-1　性能要件（視認等による審査）**
(1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。 この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。(保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 100 条第 22 項)	(1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。 この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。(保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 22 条第 16 項、細目告示第 100 条第 22 項)
①～②（略）	①～②（略）
(2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第 18 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 23 項関係)	(2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第 18 条第 9 項関係、細目告示第 22 条第 17 項関係、細目告示第 100 条第 23 項関係)
①～③（略）	①～③（略）
(3)（略）	(3)（略）
（削除）	**7-35-2　欠番**
（削除）	**7-35-3　欠番**
（削除）	**7-35-4　適用関係の整理**
	なし。
7-36（略）	**7-36**（略）
7-37　突入防止装置	**7-37　突入防止装置**
7-37-1　装備要件	**7-37-1　装備要件**
自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。

新	旧
ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係)	ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係)
(1) ～ (5)（略）	(1) ～ (5)（略）
7-37-2　性能要件	**7-37-2　性能要件**
7-37-2-1　視認等による審査	**7-37-2-1　視認等による審査**
(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 102 条第 1 項関係)	(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係)
①～③（略）	①～③（略）
7-37-2-2　書面等による審査	**7-37-2-2　書面等による審査**
(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係)	(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係)
①～②（略）	①～②（略）
(2) ～ (3)（略）	(2) ～ (3)（略）
7-37-3　取付要件（視認等による審査）	**7-37-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係)	(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係)
①～⑥（略）	①～⑥（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-37-4　適用関係の整理	**7-37-4　適用関係の整理**
(1) ～ (5)（略）	(1) ～ (5)（略）
(6) 次に掲げる自動車については、7-37-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)	(6) 次に掲げる自動車については、7-37-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)
①～②（略）	①～②（略）
（削除）	③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの
③（略）	④（略）
7-37-5～7-37-9（略）	**7-37-5～7-37-9**（略）
7-37-10　従前規定の適用⑥	**7-37-10　従前規定の適用⑥**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
①～②（略） （削除） ③（略） **7-37-10-1～7-37-10-3**（略） **7-38　前部潜り込み防止装置** **7-38-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であって車両総重量3.5t を超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-38-2 の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあっては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。(保安基準第18 条の2 第5 項関係、細目告示第102 条の2 第4 項関係) ①～④（略） (1) 車両総重量が7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。(細目告示第102 条の2 第4 項第1 号関係) ①～③（略） (2) 車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400㎜以下であること。(細目告示第102 条の2 第4 項第2 号関係) （例）（略） **7-38-2　性能要件** **7-38-2-1　視認等による審査** (1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18 条の2 第5 項関係、細目告示第102 条の2 第1 項関係)	①～②（略） ③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3 年8 月31 日以前のもの ④（略） **7-37-10-1～7-37-10-3**（略） **7-38　前部潜り込み防止装置** **7-38-1　装備要件** 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であって車両総重量3.5t を超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-38-2 の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあっては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。(保安基準第18 条の2 第5 項関係、細目告示第24 条の2 第3 項関係、細目告示第102 条の2 第4 項関係) ①～④（略） (1) 車両総重量が7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。(細目告示第24 条の2 第3 項第1 号関係、細目告示第102 条の2 第4 項第1 号関係) ①～③（略） (2) 車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400㎜以下であること。(細目告示第24 条の2 第3 項第2 号関係、細目告示第102 条の2 第4 項第2 号関係) （例）（略） **7-38-2　性能要件** **7-38-2-1　視認等による審査** (1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18 条の2 第5 項関係、細目告示第24 条の2 第1 項関係、細目告示第102 条の2 第1

新	旧
①～②（略） (2)（略） **7-38-2-2　書面等による審査** (1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18 条の2 第5 項関係、細目告示第102 条の2 第1 項関係) ①～②（略） (2)（略） **7-38-3　取付要件（視認等による審査）** 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次のいずれかに掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。(保安基準第18 条の2 第6 項関係、細目告示第102 条の2 第5 項関係) (1) ～ (3)（略） **7-38-4～7-38-5**（略） **7-39**（略） **7-40　乗車装置** **7-40-1　性能要件** **7-40-1-1**（略） **7-40-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S9 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S18 の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第20 条第4 項関係、細目告示第26 条第2 項及び第104 条第2 項関係、適用関係告示第18 条第4 項関係) (2) ～ (8)（略） **7-40-2～7-40-6**（略） **7-41　運転者席** **7-41-1～7-41-3**（略） **7-41-4　適用関係の整理** (1)（略） (2) 次に掲げる自動車については、7-41-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。(適	項関係) ①～②（略） (2)（略） **7-38-2-2　書面等による審査** (1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18 条の2 第5 項関係、細目告示第24 条の2 第1 項関係、細目告示第102 条の2 第1 項関係) ①～②（略） (2)（略） **7-38-3　取付要件（視認等による審査）** 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次のいずれかに掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。(保安基準第18 条の2 第6 項関係、細目告示第24 条の2 第4 項関係、細目告示第102 条の2 第5 項関係) (1) ～ (3)（略） **7-38-4～7-38-5**（略） **7-39**（略） **7-40　乗車装置** **7-40-1　性能要件** **7-40-1-1**（略） **7-40-1-2　書面等による審査** (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S8 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S18 の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第20 条第4 項関係、細目告示第26 条第2 項及び第104 条第2 項関係、適用関係告示第18 条第4 項関係) (2) ～ (8)（略） **7-40-2～7-40-6**（略） **7-41　運転者席** **7-41-1～7-41-3**（略） **7-41-4　適用関係の整理** (1)（略） (2) 次に掲げる自動車については、7-41-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。(適

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
用関係告示第18条の2第2項関係） ①（略） ② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） （削除） ③（略） (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第18条の2第3項関係） ①（略） ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） （削除） ③（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略）	用関係告示第18条の2第2項関係） ①（略） ② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの ④（略） (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第18条の2第3項関係） ①（略） ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年6月30日以前のもの ④（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略）

（略）

新	旧
造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） （削除） ③（略） **7-41-7-1**（略） **7-41-8 従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和8年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年12月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ（略） （削除） ③（略） **7-41-8-1**（略） **7-42～7-43**（略） **7-44 座席ベルト等** **7-44-1**（略） **7-44-2 性能要件（書面等による審査）** (1) ～ (3)（略） (4) 7-44-1に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN	及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年6月30日以前のもの ④（略） **7-41-7-1**（略） **7-41-8 従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和8年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和10年12月31日以前のもの ④（略） **7-41-8-1**（略） **7-42～7-43**（略） **7-44 座席ベルト等** **7-44-1**（略） **7-44-2 性能要件（書面等による審査）** (1) ～ (3)（略） (4) 7-44-1に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
R16-08-S4 の 6.、7.及び 8.1.から 8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては 6.及び 7.に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (5) ～ (10)（略） (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-S2」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7.に適合する装置 ②（略） ③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-09-S2の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3.1.中「22,300N（後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08-S4 の 8.1.から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-08-S4の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④（略） **7-44-3～7-44-9**（略） **7-44-10 従前規定の適用⑥** 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係） **7-44-10-1 装備要件** (1) ～ (2)（略） (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作	R16-08-S3 の 6.、7.及び 8.1.から 8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては 6.及び 7.に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (5) ～ (10)（略） (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-S1」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.を除く。)、6.及び 7.に適合する装置 ②（略） ③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-09-S1の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3.1.中「22,300N（後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08-S3 の 8.1.から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-08-S3の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④（略） **7-44-3～7-44-9**（略） **7-44-10 従前規定の適用⑥** 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係） **7-44-10-1 装備要件** (1) ～ (2)（略） (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作

新	旧
された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 **7-44-10-2**（略） **7-44-11～7-44-13**（略） **7-45 座席ベルト非装着時警報装置** **7-45-1 装備要件** 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） （略） ①（略） ② UN R16-08-S4 の 2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2.に定める座席に備えるも ア～イ（略） **7-45-2～7-45-7**（略） **7-46**（略） **7-47 年少者用補助乗車装置等** **7-47-1**（略） **7-47-2 性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③（略） (3) ～ (6)（略）	された自動車を除く。）あって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 **7-44-10-2**（略） **7-44-11～7-44-13**（略） **7-45 座席ベルト非装着時警報装置** **7-45-1 装備要件** 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） （略） ①（略） ② UN R16-08-S3 の 2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-S3 の 15.4.2.に定める座席に備えるもの ア～イ（略） **7-45-2～7-45-7**（略） **7-46**（略） **7-47 年少者用補助乗車装置等** **7-47-1**（略） **7-47-2 性能要件（書面等による審査）** (1)（略） (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S8 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係） ①～③（略） (3) ～ (6)（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(7) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和5年8月31日までの間に製作されたものに限る。）については、(2) 本文中「UN R129-03-S9 の4.、6.及び7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の4.、6.から8.まで及び15.」と読替えることができる。(適用関係告示第22条第14項及び第15項関係) ①～③（略） **7-47-3～7-47-8**（略） **7-48～7-54**（略） **7-55　窓ガラス貼付物等** **7-55-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係) ①～⑪（略） ⑫　装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、9-4により審査したときに可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） **7-55-2～7-55-3**（略） **7-55-4　適用関係の整理** (1) 次に掲げる自動車については、7-55-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第26条第4項関係) ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車については、7-55-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。(適用関係告示第26条第5項関係) ①～④（略） **7-55-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係) ①～②（略） **7-55-5-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1 (6) に掲げ	(7) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和5年8月31日までの間に製作されたものに限る。）については、(2) 本文中「UN R129-03-S8 の4.、6.及び7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の4.、6.から8.まで及び15.」と読替えることができる。(適用関係告示第22条第14項及び第15項関係) ①～③（略） **7-47-3～7-47-8**（略） **7-48～7-54**（略） **7-55　窓ガラス貼付物等** **7-55-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係) ①～⑪（略） ⑫　装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） **7-55-2～7-55-3**（略） **7-55-4　適用関係の整理** (1) 次に掲げる自動車については、7-41-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第26条第4項関係) ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車については、7-41-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。(適用関係告示第26条第5項関係) ①～④（略） **7-55-5　従前規定の適用①** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係) ①～②（略） **7-55-5-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1 (6) に掲げ

新	旧
る範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫　①から⑪までに掲げるもののほか、装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、9-4により審査したときに可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑮（略） (2) ～ (3)（略） **7-55-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第5項関係) ①～④（略） **7-55-6-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫　装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、9-4により審査したときに可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1**（略） **7-56-2　性能要件** **7-56-2-1**（略） **7-56-2-2　書面等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の	る範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫　①から⑪までに掲げるもののほか、装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑮（略） (2) ～ (3)（略） **7-55-6　従前規定の適用②** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第5項関係) ①～④（略） **7-55-6-1　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫　装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） **7-56　騒音防止装置** **7-56-1**（略） **7-56-2　性能要件** **7-56-2-1**（略） **7-56-2-2　書面等による審査** (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ①（略） ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。 ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S2 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋20kg）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5)（略） (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S9 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ（略） ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S9 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確	大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ①（略） ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋10%）の範囲にあればよい。 ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S1 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から＋20kg）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5)（略） (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ（略） ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確

新	旧
認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)(ｲ)(ｵ)(ｷ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｹ)（略） イ～ウ（略） (7)（略） (8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-05-S2 の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-S9 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。) この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)(ｲ)(ｵ)(ｷ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｹ)（略） イ～ウ（略） (9) ～ (10)（略） [UN R51 の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S9」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係) ①～④（略） (12)（略）	認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)(ｲ)(ｵ)(ｷ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｹ)（略） イ～ウ（略） (7)（略） (8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①（略） ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-05-S1 の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-S8 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。) この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ｱ)(ｲ)(ｵ)(ｷ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ｱ) ～ (ｹ)（略） イ～ウ（略） (9) ～ (10)（略） [UN R51-03-S8 の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係) ①～④（略） (12)（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新

7-56-3（略）

7-56-4　適用関係の整理

（1）～（8）（略）

（9）次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）

①（略）

②　令和６年 10 月８日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和８年 10 月８日）から令和８年 10 月７日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和９年 10 月７日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

ア～ウ（略）

③～⑤（略）

7-56-5～7-56-7（略）

7-56-8　従前規定の適用④

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）

①～⑤（略）

7-56-8-1（略）

7-56-8-2　性能要件

7-56-8-2-1（略）

7-56-8-2-2　書面等による審査

（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ１に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員９人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 ㎤を超え 1495 ㎤未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。

旧

7-56-3（略）

7-56-4　適用関係の整理

（1）～（8）（略）

（9）次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）

①（略）

②　令和６年 10 月８日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和８年 10 月８日）から令和８年 10 月７日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和９年 10 月８日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

ア～ウ（略）

③～⑤（略）

7-56-5～7-56-7（略）

7-56-8　従前規定の適用④

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）

①～⑤（略）

7-56-8-1（略）

7-56-8-2　性能要件

7-56-8-2-1（略）

7-56-8-2-2　書面等による審査

（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①　新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ１に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員９人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 ㎤を超え 1495 ㎤未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-S8 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。

（略）

新

7-58　排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1　性能要件（書面等による審査）

（1）自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第２項関係、細目告示第 41 条第１項関係、細目告示第 119 条第１項関係）

①～⑥（略）

［ガソリン・液化石油ガス　大型特殊］

⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定する LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 20.0、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.40 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第１項第 14 号関係、細目告示第 119 条第１項第７号関係）

⑧～⑨（略）

（2）～（3）（略）

（4）大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあっては、9-7 の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）

7-58-2～7-58-3（略）

7-58-4　適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係）

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
（略）		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車	令和９年９月 30 日	7-58-12 （従前規定の適用⑧）
（略）		

7-58-5～7-58-11（略）

7-58-12　従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、令和９年９月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって令和６年 10 月１日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

区分					7-58-1（1）㋐関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	SPN	備考		
（略）												
平19	E A T B L	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	208 項	
令６	９ A T B L	令 6.10.1	令 9.10.1	令 9.10.1	7 モード（g/kWh） LSI-NRTC モード（g/kWh）	20.0	同上	0.40	同上	同上	－	

7-58-13　従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限

旧

7-58　排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1　性能要件（書面等による審査）

（1）自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第２項関係、細目告示第 41 条第１項関係、細目告示第 119 条第１項関係）

①～⑥（略）

［ガソリン・液化石油ガス　大型特殊］

⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 26.6、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.80 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第１項第 14 号関係、細目告示第 119 条第１項第７号関係）

⑧～⑨（略）

（2）～（3）（略）

（4）大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、（1）⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあっては、7-58-1 の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）

7-58-2～7-58-3（略）

7-58-4　適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係）

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
（略）		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車	平成 20 年８月 31 日	7-58-12 （従前規定の適用⑧）
（略）		

7-58-5～7-58-11（略）

7-58-12　従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、平成 20 年８月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月１日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

区分					7-58-1（1）㋐関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	SPN	備考		
（略）												
19	E A T B L	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	－	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設） （新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	

7-58-13　従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限

新旧対照表主要部分抜粋

新

る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑨-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1（略）

（略）

注 1～9（略）

適用表⑨-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	（略）										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

（略）

注 1～9（略）

適用表⑩-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	（略）										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

旧

る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑨-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）

注 1～9（略）

適用表⑨-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	（略）										
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

（略）

注 1～9（略）

適用表⑩-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	（略）										
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

新

7-58-15　従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～7（略）

適用表⑪-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④イ関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	（略）										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-16　従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～7（略）

適用表⑫-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	（略）										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-17　従前規定の適用⑬

旧

7-58-15　従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～7（略）

適用表⑪-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④イ関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	（略）										
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-16　従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注 1～7（略）

適用表⑫-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	モード規制値 HC	モード規制値 NOx	モード規制値 PM	モード規制値 SPN	モード規制値 備考	適用関係告示根拠
（略）												
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	（略）										
		R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～10（略）

7-58-17　従前規定の適用⑬

新旧対照表主要部分抜粋

新

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑬-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注1～7（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
（略）												
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	（略）										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～10（略）

7-58-18～7-58-30（略）

旧

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑬-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

（略）

注1～7（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
（略）												
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	（略）										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～10（略）

7-58-18～7-58-30（略）

新

7-59　排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-59-1　性能要件

7-59-1-1　視認等による審査

(1) ～ (2)（略）

(3) (2) ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成19年4月1日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。

(4) (3) の場合において、排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち次に掲げる①から⑥まで以外の構造・装置等が同一であることをいう。

① 試験時の総走行キロ数
② 試験自動車重量
③ 車台番号
④ 車両総重量
⑤ 等価慣性重量（次に掲げるいずれかの場合に限る。）
ア　6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車の場合
イ　使用の過程にある自動車の一酸化炭素等発散防止装置の取外し又は交換に伴い排出ガス試験結果成績表の確認を行う場合
⑥ 駆動車輪タイヤ空気圧

(5) 次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、(3) の原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。

①～④（略）

7-59-1-2（略）

7-59-2～7-59-12（略）

7-59-13　従前規定の適用⑨

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第28条第187項関係）

7-59-13-1　性能要件

旧

7-59　排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-59-1　性能要件

7-59-1-1　視認等による審査

(1) ～ (2)（略）

(3) (2) ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成19年4月1日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。

この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（6モード法、13モード法、JE05モード法又はWHTCモード法による試験に係る自動車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

（新設）

なお、次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。

①～④（略）

7-59-1-2（略）

7-59-2～7-59-12（略）

7-59-13　従前規定の適用⑨

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第28条第187項関係）

7-59-13-1　性能要件

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-59-13-1-1　視認等による審査 (1)（略） (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもの（(3) に掲げる場合を除く。）のいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないものとする。 （削除）※ (3) 及び (4) へ移動 ①～④（略） (3) (2) ③及び④に該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 (4) (3) の場合において、排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち次に掲げる①から⑥まで以外の構造・装置等が同一であることをいう。 ① 試験時の総走行キロ数 ② 試験自動車重量 ③ 車台番号 ④ 車両総重量 ⑤ 等価慣性重量（使用の過程にある自動車の一酸化炭素等発散防止装置の取外し又は交換に伴い排出ガス試験結果成績表の確認を行う場合に限る。）	**7-59-13-1-1　視認等による審査** (1)（略） (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないものとする。 ただし、③及び④に該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあっては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。 ①～④（略） （新設）※ (2) から移動 （新設）※ (2) から移動

新	旧
⑥ 駆動車輪タイヤ空気圧 (5) 次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、(3) の原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。 ① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの ② 構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの ③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの ④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの **7-59-13-1-2**（略） **7-59-13-2～7-59-13-3**（略） **7-60　ブローバイ・ガス還元装置** **7-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びにガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係） ①～③（略） **7-60-2～7-60-3**（略） **7-60-4　適用関係の整理** 次に掲げる自動車については、7-60-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。 ①～⑤（略） ⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって令和9年9月30日以前に製作された定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 6 年 9 月 30 日以前に令和 6 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 25 号） **7-60-5　従前規定の適用①** ①から⑥までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～⑤（略） ⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって令和9年9月30日以前に製作された定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定	（新設） **7-59-13-1-2**（略） **7-59-13-2～7-59-13-3**（略） **7-60　ブローバイ・ガス還元装置** **7-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係） ①～③（略） **7-60-2～7-60-3**（略） **7-60-4　適用関係の整理** 次に掲げる自動車については、7-60-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。 ①～⑤（略） （新設） **7-60-5　従前規定の適用①** ①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～⑤（略） （新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 6 年 9 月 30 日以前に令和6年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 25 号)	
7-60-5-1～7-60-5-2（略）	**7-60-5-1～7-60-5-2**（略）
7-61～7-64（略）	**7-61～7-64**（略）
7-65　走行用前照灯	**7-65　走行用前照灯**
7-65-1～7-65-2（略）	**7-65-1～7-65-2**（略）
7-65-3　取付要件（視認等による審査）	**7-65-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8（1）②）に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係) ①～④（略） ⑤　走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑬（略）	(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8（1）②）に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係) ①～④（略） ⑤　走行用前照灯は、走行用前照灯を 1 個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑬（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-65-4～7-65-11（略）	**7-65-4～7-65-11**（略）
7-66　すれ違い用前照灯	**7-66　すれ違い用前照灯**
7-66-1～7-66-4（略）	**7-66-1～7-66-4**（略）
7-66-5　従前規定の適用①	**7-66-5　従前規定の適用①**
昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)	昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)
7-66-5-1～7-66-5-2（略）	**7-66-5-1～7-66-5-2**（略）
7-66-5-3　取付要件	**7-66-5-3　取付要件**
(1) 7-66-5-1（1）のすれ違い用前照灯は、7-66-5-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	(1) 7-66-5-1（1）のすれ違い用前照灯は、7-66-5-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

新	旧
①～③（略） ④　前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	①～③（略） （新設）
(2) ～ (4)（略）	(2) ～ (4)（略）
7-66-6　従前規定の適用②	**7-66-6　従前規定の適用②**
昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)	昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)
7-66-6-1～7-66-6-2（略）	**7-66-6-1～7-66-6-2**（略）
7-66-6-3　取付要件	**7-66-6-3　取付要件**
(1) 7-66-6-1（1）のすれ違い用前照灯は、7-66-6-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） ④　前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	(1) 7-66-6-1（1）のすれ違い用前照灯は、7-66-6-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） （新設）
(2) ～ (4)（略）	(2) ～ (4)（略）
7-66-7　従前規定の適用③	**7-66-7　従前規定の適用③**
昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係)	昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係)
7-66-7-1～7-66-7-2（略）	**7-66-7-1～7-66-7-2**（略）
7-66-7-3　取付要件	**7-66-7-3　取付要件**
(1) 7-66-7-1（1）のすれ違い用前照灯は、7-66-7-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～③（略） ④　前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	(1) 7-66-7-1（1）のすれ違い用前照灯は、7-66-7-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～③（略） （新設）
(2) ～ (4)	(2) ～ (4)（略）
7-66-8　従前規定の適用④	**7-66-8　従前規定の適用④**
平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、	平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係)	次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係)
7-66-8-1～7-66-8-2（略）	**7-66-8-1～7-66-8-2**（略）
7-66-8-3　取付要件	**7-66-8-3　取付要件**
(1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	(1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
①～④（略）	①～④（略）
⑤　前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	（新設）
(2) ～ (4)（略）	(2) ～ (4)（略）
7-66-9　従前規定の適用⑤	**7-66-9　従前規定の適用⑤**
平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係)	平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係)
7-66-9-1～7-66-9-2（略）	**7-66-9-1～7-66-9-2**（略）
7-66-9-3　取付要件	**7-66-9-3　取付要件**
(1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	(1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
①～④（略）	①～④（略）
⑤　前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。	（新設）
(2) ～ (5)（略）	(2) ～ (5)（略）
7-66-10～7-66-13（略）	**7-66-10～7-66-13**（略）
7-67～7-98（略）	**7-67～7-98**（略）
7-99　警告反射板	**7-99　警告反射板**
7-99-1　性能要件（視認等による審査）	**7-99-1　性能要件（視認等による審査）**
自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 3 関係、細目告示第 143 条関係)	自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 3 関係、細目告示第 65 条関係、細目告示第 143 条関係)
①～④（略）	①～④（略）
7-100　停止表示器材	**7-100　停止表示器材**

新	旧
7-100-1　性能要件（視認等による審査）	**7-100-1　性能要件（視認等による審査）**
(1) 自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 4 第 1 項関係、細目告示第 144 条第 1 項関係)	(1) 自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 4 第 1 項関係、細目告示第 66 条関係、細目告示第 144 条第 1 項関係)
①～⑥（略）	①～⑥（略）
(2) ～ (3)（略）	(2) ～ (3)（略）
7-100-2～7-100-5（略）	**7-100-2～7-100-5**（略）
7-101～7-103（略）	**7-101～7-103**（略）
7-104　事故自動緊急通報装置	**7-104　事故自動緊急通報装置**
7-104-1　装備要件	**7-104-1　装備要件**
自動車（次に掲げるものを除く。）には、事故自動緊急通報装置を備えることができる。(保安基準第 43 条の 8 関係)	自動車（次に掲げるものを除く。）には、7-104-2 の基準に適合する事故自動緊急通報装置を備えることができる。(保安基準第 43 条の 8 関係)
①～⑩（略）	①～⑩（略）
7-104-2　性能要件（書面等による審査）	**7-104-2　性能要件（書面等による審査）**
(1) 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 第 1 項関係)	事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。(細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係)
(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-01 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 51 条の 4 第 2 項関係)	ただし、次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-01 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 51 条の 4 第 2 項関係)
①～②（略）	①～②（略）
(3) 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 145 条の 4 第 2 項関係)	（新設）
7-104-3～7-104-5（略）	**7-104-3～7-104-5**（略）
7-104-6　従前規定の適用②	**7-104-6　従前規定の適用②**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 51 条の 4 第 3 項関係)	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 51 条の 4 第 3 項関係)
①～④（略）	①～④（略）
7-104-6-1　装備要件	**7-104-6-1　装備要件**
自動車（次に掲げるものを除く。）には、事故自動緊急通報装置を備えることができる。	自動車（次に掲げるものを除く。）には、7-104-2 の基準に適合する事故自動緊急通報装置を備えることができる。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
①～⑩（略） **7-104-6-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。 (2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。 ①～②（略） (3) 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 **7-105　側方衝突警報装置** **7-105-1　装備要件** (1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、自転車の乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報するものとして、機能、性能等に関し 7-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 67 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 145 条の 5 第 3 項関係） ①～⑤（略） **7-105-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 側方衝突警報装置は、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S4 の 5.（5.2. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R151-00-S4 の 2.16. の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。（細目告示第 67 条の 5 第 1 項関係、細目告示第 145 条の 5 第 1 項関係） (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 5 第 2 項関係） **7-105-3～7-105-5**（略） **7-105 の 2　車両後退通報装置**	①～⑩（略） **7-104-6-2　性能要件（書面等による審査）** 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。（細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係） ただし、次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。 ①～②（略） （新設） **7-105　側方衝突警報装置** **7-105-1　装備要件** (1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し 7-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 145 条の 5 関係） ①～⑤（略） **7-105-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S4 の 5.（5.2. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R151-00-S4 の 2.16. の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。（細目告示第 145 条の 5 関係） (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 **7-105-3～7-105-5**（略） （新設）

新	旧
7-105 の 2-1　装備要件 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係） ①　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ②　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの ③　貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ④　①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤　二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥　三輪自動車 ⑦　大型特殊自動車 ⑧　被牽引自動車 **7-105 の 2-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00 の 6.6. に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項関係） (2) 車両後退通報装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 2 項関係） ①　車両後退通報装置の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。 この場合において、車両後退通報装置に損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。 ②　車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。 ③　車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる基準に適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。 ア　運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの イ　運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの ウ　原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの ④　車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。 ⑤　車両後退通報装置は、原動機の操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。 (3) 次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 6 第 4 項関係） ①　指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、	

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
同一の位置に備えられた車両後退通報装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 **7-105 の 2-3 欠番** **7-105 の 2-4 適用関係の整理** (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 6 関係) ① 令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 18 日）以前に製作された自動車 ② 令和 7 年 1 月 19 日から令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日から令和 10 年 1 月 18 日）までに製作された自動車で、次に掲げるもの ア 令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 7 年 1 月 19 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 10 年 1 月 18 日）以前のもの	
7-106 後写鏡 **7-106-1**（略） **7-106-2 性能要件** **7-106-2-1 視認等による審査** (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未	**7-106 後写鏡** **7-106-1**（略） **7-106-2 性能要件** **7-106-2-1 視認等による審査** (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未

新	旧
満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 146 条第 2 項関係) ①～③（略） (2) ～ (4)（略） **7-106-2-2**（略） **7-106-3**（略） **7-106-4 適用関係の整理** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～②（略） （削除） ③（略） (5) 次に掲げる自動車については、7-106-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～②（略） （削除） ③（略） **7-106-5～7-106-7**（略） **7-106-8 従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～②（略） （削除） ③（略） **7-106-8-1～7-106-8-3**（略） **7-106-9 従前規定の適用⑤** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～②（略） （削除） ③（略）	満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 146 条第 2 項関係) ①～③（略） (2) ～ (4)（略） **7-106-2-2**（略） **7-106-3**（略） **7-106-4 適用関係の整理** (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの ④（略） (5) 次に掲げる自動車については、7-106-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの ④（略） **7-106-5～7-106-7**（略） **7-106-8 従前規定の適用④** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの ④（略） **7-106-8-1～7-106-8-3**（略） **7-106-9 従前規定の適用⑤** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの ④（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-106-9-1～7-106-9-3（略）	**7-106-9-1～7-106-9-3**（略）
7-107（略） **7-108　後退時車両直後確認装置** **7-108-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～④（略）	**7-107**（略） **7-108　後退時車両直後確認装置** **7-108-1　装備要件** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～④（略）
7-108-2～7-108-5（略）	**7-108-2～7-108-5**（略）
7-109　窓ふき器等 **7-109-1**（略） **7-109-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 147 条第 1 項関係） (2)（略） (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 147 条第 3 項関係） ①～③（略） (4)（略）	**7-109　窓ふき器等** **7-109-1**（略） **7-109-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 69 条第 1 項関係、細目告示第 147 条第 1 項関係） (2)（略） (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 69 条第 2 項関係、細目告示第 147 条第 3 項関係） ①～③（略） (4)（略）
7-109-3～7-109-10（略）	**7-109-3～7-109-10**（略）
7-110　速度計等 **7-110-1**（略） **7-110-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目	**7-110　速度計等** **7-110-1**（略） **7-110-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目

新	旧
告示第 148 条第 1 項第 1 号関係） ①～④（略） (2)（略） (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 148 条第 3 項関係） ①～②（略） (4)（略）	告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係） ①～④（略） (2)（略） (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 3 項関係） ①～②（略） (4)（略）
7-110-3（略） **7-110-4　適用関係の整理** (1)（略） （削除） (2) 次に掲げる自動車については、7-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ①～②（略） **7-110-5**（略） （削除）	**7-110-3**（略） **7-110-4　適用関係の整理** (1)（略） (2) 平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 3 項関係） (3) 次に掲げる自動車については、7-110-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ①～②（略） **7-110-5**（略） **7-110-6　従前規定の適用②** 平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-110-1 (2) 中の「自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には」を「自動車（軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には」に読み替えて適用するものとする。（適用関係告示第 54 条第 3 項関係）
7-110-6　従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ①～②（略） **7-110-6-1　装備要件** (1)（略） (2) 自動車（平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。 **7-110-6-2**（略）	**7-110-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ①～②（略） **7-110-7-1　装備要件** (1)（略） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。 **7-110-7-2**（略）
7-111（略）	**7-111**（略）
7-112　内圧容器及びその附属装置 **7-112-1　性能要件（視認等による審査）**	**7-112　内圧容器及びその附属装置** **7-112-1　性能要件（視認等による審査）**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条の 2 関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係) ①～⑧(略) (2)(略) **7-113**(略) **7-114　運行記録計** **7-114-1　装備要件** 次の自動車(緊急自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係) ①～②(略) **7-114-2　性能要件(視認等による審査)** (1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 151 条第 1 項関係) ①～②(略) (2)(略) **7-114-3～7-114-5**(略) **7-115　速度表示装置** **7-115-1**(略) **7-115-2　性能要件(視認等による審査)** 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 152 条第 1 項関係) ①～⑥(略) **7-115-3　取付要件(視認等による審査)** 速度表示装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 152 条第 2 項関係) ①～③(略)	(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係) ①～⑧(略) (2)(略) **7-113**(略) **7-114　運行記録計** **7-114-1　装備要件** (1) 次の自動車(緊急自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係) ①～②(略) **7-114-2　性能要件(視認等による審査)** (1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係、細目告示第 151 条第 1 項関係) ①～②(略) (2)(略) **7-114-3～7-114-5**(略) **7-115　速度表示装置** **7-115-1**(略) **7-115-2　性能要件(視認等による審査)** 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 1 項関係) ①～⑥(略) **7-115-3　取付要件(視認等による審査)** 速度表示装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 2 項関係) ①～③(略)

新	旧
7-115-4～7-115-5(略) **7-116　緊急自動車** **7-116-1　装備要件** (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係) (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し 7-116-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) **7-116-2　性能要件(視認等による審査)** (1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のもので なければならない。 (削除) この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号) (2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) ①～②(略) **7-116-3～7-116-4**(略) **7-116-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 58 条第 1 項関係) **7-116-5-1　装備要件** (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。 (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し 7-116-5-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。 **7-116-5-2　性能要件(視認等による審査)** (1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方 150m の距離から点灯を確認できる赤色のもので なければならない。	**7-115-4～7-115-5**(略) **7-116　緊急自動車** **7-116-1　装備要件** 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、7-116-2 の基準に適合する車体の塗色であり、かつ、警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係) (新設) **7-116-2　性能要件(視認等による審査)** (1) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係) ① 警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。 この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号) (2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) ①～②(略) **7-116-3～7-116-4**(略) **7-116-5　従前規定の適用①** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 58 条第 1 項関係) **7-116-5-1　装備要件** 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、7-116-5-2 の基準に適合する車体の塗色であり、かつ、警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係) (新設) **7-116-5-2　性能要件(視認等による審査)** 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係)

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除） この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。 (2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。 ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ア～ク（略） ② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。	① 警光灯は、前方 150m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。 この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号） （新設） ② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ア～ク（略） （細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号） ③ 車体の塗色の大部分の塗色が②に規定する塗色である場合は、②の基準に適合するものとする。（細目告示第 75 条第 4 号関係、細目告示第 153 条第 4 号関係）
7-117～7-123（略）	**7-117～7-123**（略）
7-124　最大積載量 (1)（略） (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。（細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係） ①（略） ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定（特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。）については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア～ウ（略） エ WVTAラベル又はプレートにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合には、当該許容限度を超えない範囲で指定する。 オ（略） カ アからオまでに規定する自動車以外の自動車にあっては、取外した乗車設備分の定員数に 55kg を乗じた重量を超えない範囲内で指定する。 ③～④（略） (3) ～ (11)（略）	**7-124　最大積載量** (1)（略） (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。（細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係） ①（略） ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定（特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。）については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア～ウ（略） （新設） エ（略） オ アからエに規定する自動車以外の自動車にあっては、取外した乗車設備分の定員数に 55kg を乗じた重量を超えない範囲内で指定する。 ③～④（略） (3) ～ (11)（略）
7-125（略）	**7-125**（略）
第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） **8-1～8-13**（略）	**第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）** **8-1～8-13**（略）
8-14　施錠装置 **8-14-1**（略）	**8-14　施錠装置等** **8-14-1**（略）

新	旧
8-14-2　性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） （削除）※8-14 の 2 へ移動 （削除）※8-14 の 2 へ移動	**8-14-2　性能要件（視認等による審査）** (1) ～ (2)（略） (3) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 170 条第 3 項関係） ① 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。 (4) イモビライザの機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 170 条第 4 項関係）
8-14-3～8-14-4（略）	**8-14-3～8-14-4**（略）
8-14 の 2　イモビライザ **8-14 の 2-1　装備要件** 自動車には、イモビライザを備えることができる。 **8-14 の 2-2　性能要件（書面等による審査）** (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造でなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 170 条第 3 項関係） (2) イモビライザの機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 170 条第 4 項関係） **8-14 の 2-3　欠番** **8-14 の 2-4　適用関係の整理** 7-14 の 2-4 の規定を適用する。	（新設）※8-14 から独立
8-15～8-24（略）	**8-15～8-24**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
8-25　高圧ガスの燃料装置 **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係)	**8-25　高圧ガスの燃料装置** **8-25-1　性能要件** **8-25-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係)
①（略）	①（略）
② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （削除）※8-25-1-2 (2) ④アへ移動 （削除）※8-25-1-2 (2) ④イへ移動 （削除）※主文へ移動	② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されており、当該証票において示された充塡可能期限は、審査当日以降の日付であること。

新	旧
	なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考） 〔②における表示例〕 1.～3.（略）	（参考） 〔ウにおける表示例〕 1.～3.（略）
③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 （削除）※8-25-1-2 (3) ④アへ移動 （削除）※8-25-1-2 (3) ④イへ移動 （削除）※主文へ移動	③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア　ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ　細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充塡口近傍に貼付されており、当該証票において示された充塡可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考）	（参考）

新旧対照表主要部分抜粋

新

〔③における表示例〕

1.～3.（略）

④～⑤（略）

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ｱ)～(ｲ)（略）

(ｳ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(ｳ) における表示〕

1.～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再　検　査　日	年　月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再　検　査　日	年　月	

(ｴ)（略）

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（削除）※8-25-1-2 (1) ③アへ移動

（削除）※8-25-1-2 (1) ③イへ移動

（削除）※主文へ移動

（参考）

〔②における表示例〕

1.～3.（略）

③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

旧

〔ウにおける表示例〕

1.～3.（略）

④～⑤（略）

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ｱ)～(ｲ)（略）

(ｳ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔(ｳ) における表示〕

1.～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月　日	
再　検　査　月	年　月　日	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月　日	
再　検　査　月	年　月　日	

(ｴ)（略）

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

（参考）

〔②ウにおける表示例〕

1.～3.（略）

③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除）※8-25-1-2（1）④アへ移動	ア　ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。
（削除）※8-25-1-2（1）④イへ移動	イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
（削除）※主文へ移動	ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1.から 6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。
（参考） 〔③における表示例〕 1.～3.（略）	（参考） 〔③ウにおける表示例〕 1.～3.（略）
④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1.から 6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。	④　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。
（削除）※8-25-1-2（1）⑤アへ移動	ア　ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3.に規定する刻印又は 5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。
（削除）※8-25-1-2（1）⑤イへ移動	イ　ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
（削除）※主文へ移動	ウ　細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1.から 6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

新	旧
（参考） 〔④における表示例〕 1.～4.（略） 5.圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 （略） 6.～8.（略）	（参考） 〔④ウにおける表示例〕 1.～4.（略） 5.圧縮水素自動車燃料装置用容器 （略） 6.～8.（略）
⑤～⑫（略）	⑤～⑫（略）
⑬　次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）	⑬　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア　令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車	ア　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面に次の表示を備えること。
イ　令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの	イ　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあっては、自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）に次の表示を備えること。
(ｱ) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車	（新設）
(ｲ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの	（新設）
(ｳ) 指定自動車等以外の自動車	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>ウ　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの
エ　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの
（削除）

（削除）

<table>
<tr><th>自動車の種別</th><th>表示位置</th><th>表示</th></tr>
<tr><td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</td><td>自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）及び後面</td><td rowspan="2"> 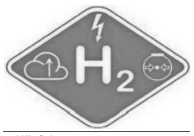
〈備考〉
1.　色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。
2.　寸法は、幅は 110㎜以上、高さは80㎜以上とする。</td></tr>
<tr><td>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</td><td>自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）</td></tr>
</table>
</td><td>（新設）

（新設）

〔表示〕
 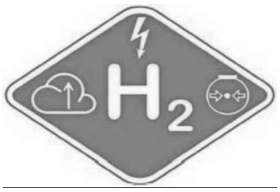
備考
(1) 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。
(2) 寸法は、幅は 110㎜以上、高さは80㎜以上とする。
（新設）</td></tr>
<tr><td>(3) ～ (4) (略)
(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、</td><td>(3) ～ (4) (略)
(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係)

（削除）※8-25-1-2 (2) ③アへ移動

（削除）※8-25-1-2 (2) ③イへ移動

①（略）
（参考）
〔①における表示例〕
1.～3.（略）
② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
③～⑥（略）
⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。
(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係)

（削除）※8-25-1-2 (3) ③アへ移動</td><td>大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係)
① ガス容器は、UN R110-06の8.2.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。
② ガス容器附属品は、UN R110-06の8.3.又は細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
③（略）
（参考）
〔③における表示例〕
1.～3.（略）
④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
⑤～⑧（略）
⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。
(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係)
① ガス容器は、UN R110-06 の 8.12.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除）※8-25-1-2（3）③イへ移動	5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 ② ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13.及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。
①（略） （参考） 〔①における表示例〕 1.～3.（略）	③（略） （参考） 〔③における表示例〕 1.～3.（略）
② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。	④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。
③～⑥（略）	⑤～⑧（略）
⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。	⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。
8-25-1-2 書面等による審査	**8-25-1-2 書面等による審査**
(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③から⑤までの該当する基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）	(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）
①～②（略）	①～②（略）
③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	（新設）※8-25-1-1（2）②ア及びイから移動
④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	（新設）※8-25-1-1（2）③ア及びイから移動

新	旧
ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.に規定する刻印又は 5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3.に規定する刻印又は 5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	（新設）※8-25-1-1（2）④ア及びイから移動
(2) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③又は④の該当する基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）	(2) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）
①～②（略）	①～②（略）
③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	（新設）※8-25-1-1（5）①ア及びイから移動
④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車	（新設）※8-25-1-1（1）②ア及びイから移動

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
(3) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③又は④の該当する基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係)	(3) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係)
①～②（略）	①～②（略）
③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	（新設）※8-25-1-1（6）①ア及びイから移動
ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。	
イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。	（新設）※8-25-1-1（1）③ア及びイから移動
ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。	
イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。	
8-25-2～8-25-4（略）	**8-25-2～8-25-4**（略）
8-26～8-34（略）	**8-26～8-34**（略）
8-35　車体表示	**8-35　車体表示**
8-35-1（略）	**8-35-1**（略）
（削除）	**8-35-2　欠番**
（削除）	**8-35-3　欠番**
（削除）	**8-35-4　適用関係の整理**
	7-35-4 の規定を適用する。

新	旧
8-36～8-44（略）	**8-36～8-44**（略）
8-45　座席ベルト非装着時警報装置	**8-45　座席ベルト非装着時警報装置**
8-45-1　装備要件	**8-45-1　装備要件**
次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)	次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)
（略）	（略）
①（略）	①（略）
② UN R16-08-S4 の 2.1.4.に定める座席ベルト	② UN R16-08-S3 の 2.1.4.に定める座席ベルト
③～⑨（略）	③～⑨（略）
⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-S4 の 15.4.2.に定める座席に備えるも	⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-S3 の 15.4.2.に定める座席に備えるもの
ア～イ（略）	ア～イ（略）
8-45-2～8-45-4（略）	**8-45-2～8-45-4**（略）
8-46～8-54（略）	**8-46～8-54**（略）
8-55　窓ガラス貼付物等	**8-55　窓ガラス貼付物等**
8-55-1　性能要件（視認等による審査）	**8-55-1　性能要件（視認等による審査）**
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1（2）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)	(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1（2）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)
①～⑪（略）	①～⑪（略）
⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、9-4 により審査したときに可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるものであること。	⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるものであること。
⑬～⑱（略）	⑬～⑱（略）
(2) ～ (3)（略）	(2) ～ (3)（略）
8-55-2～8-55-4（略）	**8-55-2～8-55-4**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
8-56～8-59（略）	**8-56～8-59**（略）
8-60　ブローバイ・ガス還元装置	**8-60　ブローバイ・ガス還元装置**
8-60-1　装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びにガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係） ①～③（略）	**8-60-1　装備要件** 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあってはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係） ①～③（略）
8-60-2～8-60-4（略）	**8-60-2～8-60-4**（略）
8-61～8-64（略）	**8-61～8-64**（略）
8-65　走行用前照灯	**8-65　走行用前照灯**
8-65-1～8-65-2（略）	**8-65-1～8-65-2**（略）
8-65-3　取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑪（略）	**8-65-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤　走行用前照灯は、走行用前照灯を 1 個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑪（略）

新	旧
(2)（略）	(2)（略）
8-65-4（略）	**8-65-4**（略）
8-66～8-104（略）	**8-66～8-104**（略）
8-105　側方衝突警報装置	**8-105　側方衝突警報装置**
8-105-1　装備要件 (1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、自転車の乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報するものとして、機能、性能等に関し 8-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 223 条の 5 第 3 項関係） ①～⑤（略）	**8-105-1　装備要件** (1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し 8-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 9 関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 223 条の 5 関係） ①～⑤（略）
8-105-2　性能要件（視認等による審査） (1) 側方衝突警報装置は、機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 5 第 1 項関係） ①（略） (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 223 条の 5 第 2 項関係）	**8-105-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 5 関係） ①（略） (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
8-105-3～8-105-4（略）	**8-105-3～8-105-4**（略）
8-105 の 2　車両後退通報装置 **8-105 の 2-1　装備要件** 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係） ①　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ②　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの ③　貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ④　①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤　二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥　三輪自動車 ⑦　大型特殊自動車 ⑧　被牽引自動車	（新設）
8-105 の 2-2　性能要件（視認等による審査） (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、正常に作動するものでなければならない。（細	

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
目告示第 223 条の 6 第 1 項関係） **8-105 の 2-3　欠番** **8-105 の 2-4　適用関係の整理** 7-105 の 2-4 の規定を適用する。 **8-106　後写鏡** **8-106-1**（略） **8-106-2　性能要件（視認等による審査）** （1）8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-05（15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） （2）～（6）（略） **8-106-3～8-106-4**（略） **8-107～8-110**（略） **8-111　消火器** **8-111-1　装備要件** 次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係） ①（略） ②　危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）（保安基準第 47 条第 1 項第 2 号） ③～⑨（略） **8-111-2　性能要件（視認等による審査）** 8-111-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 227 条第 2 項） ①～④（略） **8-111-3～8-111-4**（略） **8-112　内圧容器及びその附属装置** **8-112-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法に	**8-106　後写鏡** **8-106-1**（略） **8-106-2　性能要件（視認等による審査）** （1）8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S9（15.2.4.5.及び 15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあっては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） （2）～（6）（略） **8-106-3～8-106-4**（略） **8-107～8-110**（略） **8-111　消火器** **8-111-1　装備要件** 次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第 47 条第 1 項関係） ①（略） ②　危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）（保安基準第 47 条第 2 項） ③～⑨（略） **8-111-2　性能要件（視認等による審査）** 8-111-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条第 2 項関係） ①～④（略） **8-111-3～8-111-4**（略） **8-112　内圧容器及びその附属装置** **8-112-1　性能要件（視認等による審査）** （1）自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法に

新	旧
より審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条の 2 関係、細目告示第 228 条第 1 項関係） ①～②（略） **8-113～8-115**（略） **8-116　緊急自動車** **8-116-1　装備要件** （1）緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2（1）の基準に適合する警光灯及び 9-14（1）の基準に適合するサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係） （2）緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し 8-116-2（2）の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） **8-116-2　性能要件（視認等による審査）** （1）緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものでなければならない。 （削除） この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。（保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 231 条第 1 号） （2）緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） ①～②（略） **8-116-3～8-116-4**（略） **8-117～8-125**（略） **第 9 章　テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-3**（略） **9-4　窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）** （保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項第 7 号、第 195 条第 5 項第 7 号関係） （1）次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に規定する運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分に、フィルム類その他が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されていることが確認	より審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条関係、細目告示第 228 条第 1 項関係） ①～②（略） **8-113～8-115**（略） **8-116　緊急自動車** **8-116-1　装備要件** 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、8-116-2 の基準に適合する車体の塗色であり、かつ、警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係） （新設） **8-116-2　性能要件（視認等による審査）** （1）緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係） ①　警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。 この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 231 条第 1 号関係） （2）緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） ①～②（略） **8-116-3～8-116-4**（略） **8-117～8-125**（略） **第 9 章　テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-3**（略） **9-4　窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）** （保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項第 6 号、第 195 条第 5 項第 6 号関係） （1）次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%

新旧対照表主要部分抜粋

新

されたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

なお、可視光線透過率測定器は、計測する受検車両毎に校正を行うこと。

（略）

9-5（略）

9-6　自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）

（保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 19 号、第 119 条第 1 項第 10 号、第 197 条第 1 項第 1 号関係）

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

（略）

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

①～③（略）

④　大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO（%）	炭化水素 HC（ppm）
		新規生産車	継続生産車他			
（略）						
H19 以降	EAT, EBT, ELT 以降	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

⑤～⑥（略）

9-7～9-15（略）

旧

を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

（略）

9-5（略）

9-6　自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）

（保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 19 号、第 119 条第 1 項第 10 号、第 197 条第 1 項第 1 号関係）

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

（略）

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

①～③（略）

④　大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO（%）	炭化水素 HC（ppm）
		新規生産車	継続生産車他			
（略）						
H19	EAT, EBT, ELT	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

⑤～⑥（略）

9-7～9-15（略）

新

第 10 章～第 12 章（略）
別表 1～別表 9（略）
様式 1～様式 16（略）
別添 1（略）

別添 2（4-13 関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）

4.　事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）

新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑨（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3．②適用自動車	3．③適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14 、7-14 施錠装置	（略）	（略）	（略）	（略）
		（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
		（略）	（略）	（略）	（略）
		（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
	6-14 の 2、7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9	イモビライザの技術基準	○	○
		UN R162	イモビライザに係る協定規則	○	○
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

旧

第 10 章～第 12 章（略）
別表 1～別表 9（略）
様式 1～様式 16（略）
別添 1（略）

別添 2（4-13 関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～3.（略）

4.　事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）

新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑨（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		3．②適用自動車	3．③適用自動車
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14 、7-14 施錠装置等	（略）	（略）	（略）	（略）
		細目告示別添 9	イモビライザの技術基準	○	○
		（略）	（略）	（略）	（略）
		UN R162	イモビライザに係る協定規則	○	○
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新

第43条の10 車両後退通報装置	6-105の2、7-105の2 車両後退通報装置	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則	○	○
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）
（2）～（5）（略）
5. （略）
附則1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2. （略）
3. 届出書等
3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	外観図	△	△	△
	（略）	（略）	（略）	（略）
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	△	△
	（略）	（略）	（略）	（略）
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※2	※2	※2
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※3	※3	※3
	（略）	（略）	（略）	（略）
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※4	※4	※4
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※5	※5	※5
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※6	※6	※6
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※7	※7	※7
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※8	※8	※8
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（3）（略）

旧

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～注2（略）
（2）～（5）（略）
5. （略）
附則1

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1.～2. （略）
3. 届出書等
3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	外観図	※2	△	○
	（略）	（略）	（略）	（略）
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	※3	△
	（略）	（略）	（略）	（略）
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※4	※4	※4
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※5	※5	※5
	（略）	（略）	（略）	（略）
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※6	※6	※6
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※7	※7	※7
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※8	※8	※8
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※9	※9	※9
	（略）	（略）	（略）	（略）
	ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（1）～（3）（略）

新

（削除）

（削除）
（4）※2は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。
（5）※3は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。
（6）※4は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。
（7）※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。
（8）※6は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（9）※7は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（10）※8は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。
（削除）※（17）へ移動
（11）～（16）（略）

旧

（4）※2は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には－印とする。
（5）※3は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。
（6）※4は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。
（7）※5は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。
（8）※6は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。
（9）※7は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあっては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。
（10）※8は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（11）※9は、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。
（12）※10は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。
（13）添付資料の詳細は、4.に規定する。
（14）～（19）（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新

(17) 添付資料の詳細は、4.に規定する。

3.2. (略)

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））

(1) ～(10)(略)

(11) (4) から(10)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる

4.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

①～②(略)

③ 被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④(略)

(2) ～(7)(略)

4.3.～4.4. (略)

4.5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

4.6. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

(1)(略)

(2) 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。）

(3) ～(6)(略)

4.7.～4.21. (略)

5.～6. (略)

附則2

事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～2. (略)

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分	乗用	貨物	その他

旧

(新設)※(13)から移動

3.2.(略)

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））

(1) ～(10)(略)

(11) (4) から(9)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる

4.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

①～②(略)

③ トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④(略)

(2) ～(7)(略)

4.3.～4.4. (略)

(新設)

4.5. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

(1)(略)

(2) 乗合自動車

(3) ～(6)(略)

4.6.～4.20. (略)

5.～6. (略)

附則2

事前提出書面の審査
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～2. (略)

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分	乗用	貨物	その他

新

(略)		(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
	外観図	△	△	△
	(略)	(略)	(略)	(略)
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※2	※2	※2
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※3	※3	※3
	(略)	(略)	(略)	(略)
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※4	※4	※4
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※5	※5	※5
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※6	※6	※6
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※7	※7	※7
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガス容器等再試験結果証明書	※8	※8	※8
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (1) ～(3)(略)

(削除)

(4) ※2は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(5) ※3は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(6) ※4は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。

(7) ※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

旧

(略)		(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
	外観図	※2	△	○
	(略)	(略)	(略)	(略)
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	(略)	(略)	(略)	(略)
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	※5	※5	※5
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	※6	※6	※6
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガス容器等再試験結果証明書	※9	※9	※9
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (1) ～(3)(略)

(4) ※2は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には－印とする。

(5) ※3は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※4は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。

(7) ※5は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。

(8) ※6は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(8) ※6 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 (9) ※7 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 (10) ※8 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。 (削除) ※ (13) へ移動 (11) ～ (12) (略) (13) 添付資料の詳細は、7. に規定する。	(9) ※7 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 (10) ※8 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 (11) ※9 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。 (12) 添付資料の詳細は、7. に規定する。 (13) ～ (14) (略) (新設) ※ (12) から移動
3. 2. (略)	3. 2. (略)
4. ～5. (略)	**4. ～5.** (略)
6. 書面審査	**6. 書面審査**
(1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。 (2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。	事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 (新設)
7. 届出書等の記載要領等	**7. 届出書等の記載要領等**
7. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））	**7. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））**
(1) ～ (7) (略) (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～④ (略) ⑤ 本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑥～⑪ (略) (9) (略) (10) (4) から (9) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。	(1) ～ (7) (略) (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～④ (略) (新設) ⑤～⑩ (略) (9) (略) (10) (4) から (8) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
7. 2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））	**7. 2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））**

新	旧
(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～② (略) ③ 被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④ (略) (2) ～ (7) (略)	(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～② (略) ③ トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④ (略) (2) ～ (7) (略)
7. 3. ～7. 4. (略)	**7. 3. ～7. 4.** (略)
7. 5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。	(新設)
7. 6. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 (1) (略) (2) 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。） (3) ～ (6) (略)	**7. 5. 外観図** 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 (1) (略) (2) 乗合自動車 (3) ～ (6) (略)
7. 7. ～7. 20. (略)	**7. 6. ～7. 19.** (略)
7. 21. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、3. 1. における添付資料と重複するものを省略することができる。 (3) (略)	**7. 20. その他書面** (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 (新設) (2) (略)
8. ～10. (略)	**8. ～10.** (略)
附則 3 **事前提出書面の審査** **（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）**	**附則 3** **事前提出書面の審査** **（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）**
1. ～2. (略)	**1. ～2.** (略)
3. 届出書等	**3. 届出書等**
3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料	3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 （略） 備考　（1）（略） （削除）※（10）へ移動 （削除）※（9）へ移動 （2）～（8）（略） （9）本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。 （10）添付資料の詳細は、7.に規定する。 **3.2.**（略） **4.**～**6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））** （1）（略） （削除）※（6）へ統合 （2）～（4）（略） （削除）※（6）へ統合 （削除）※（6）へ統合	本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 （略） 備考　（1）（略） （2）添付資料の詳細は、7.に規定する。 （3）本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。 （4）～（10）（略） （新設）※（3）から移動 （新設）※（2）から移動 3.2.（略） **4.**～**6.**（略） **7.　届出書等の記載要領等** **7.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））** （1）（略） （2）「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 5 年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-2001」を活用できる期限は、令和 4 年 3 月 31 日 ・「関東技審 29-2301」を活用できる期限は、令和 5 年 3 月 31 日 （3）～（5）（略） （6）試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。 （7）自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が「その他」欄に記載されていること。

新	旧
（5）次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①　事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。 なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 5 年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。 （活用期限の例） ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和 4 年 3 月 31 日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和 5 年 3 月 31 日 ②　試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。 ③　自動運行装置を備える自動車にあっては、その旨が「その他」欄に記載されていること。 （6）（4）及び（5）の記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 **7.2.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））** （1）記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～②（略） ③　被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④（略） （2）～（7）（略） **7.3.**～**7.4.**（略） **7.5.　「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式** 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。 **7.6.**～**7.22.**（略） **8.**～**10.**（略） **附則 4** **事前提出書面の審査**	（新設）※（2）、（6）及び（7）を統合 （8）（5）から（6）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 **7.2.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））** （1）記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～②（略） ③　トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④（略） （2）～（7）（略） **7.3.**～**7.4.**（略） （新設） **7.5.**～**7.21.**（略） **8.**～**10.**（略） **附則 4** **事前提出書面の審査**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（特定の被牽引自動車）	**（特定の被牽引自動車）**
1.～2.（略）	**1.～2.**（略）
3.　届出書等	**3.　届出書等**
3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 （略） 備考　（1）～（4）（略） （削除）※（7）へ移動 （5）～（6）（略） （7）添付資料の詳細は、7.に規定する。	3.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2（4）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 （略） 備考　（1）～（4）（略） （5）添付資料の詳細は、7.に規定する。 （6）～（7）（略） （新設）※（5）から移設
3.2.（略）	3.2.（略）
4.～5.（略）	**4.～5.**（略）
6.　書面審査	**6.　書面審査**
（1）事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。 （2）届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。	事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。 なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 （新設）
7.　届出書等の記載要領等	**7.　届出書等の記載要領等**
7.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））	**7.1.　新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））**
（1）～（6）（略） （7）次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～②（略） ③　本則 4-15（6）を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。 （8）（略）	（1）～（6）（略） （7）次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～②（略） （新設） （8）（略）
7.2.～7.4.（略）	**7.2.～7.4.**（略）
7.5.　「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。	（新設）
7.6.～7.15.（略）	**7.5.～7.14.**（略）
7.16.　その他書面	**7.15.　その他書面**
（1）（略） （2）本則 4-15（6）を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。 この場合において、3.1.における添付資料と重複するものを省略することができる。 （3）（略）	（1）（略） （新設） （2）（略）
8.～10.（略）	**8.～10.**（略）
第 1 号様式～第 5 号様式（略）	**第 1 号様式～第 5 号様式**（略）
第 6-1 号様式～第 6-2 号様式（略）	**第 6-1 号様式～第 6-2 号様式**（略）
第 6-3 号様式（別添 2 の 5.関係） 年　月　日 **後退時車両直後確認装置の取付確認書** 次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。 車名：　型式：　車台番号： ■カメラ取付位置の確認 カメラ型式等： （略） ※（略） ■画像表示装置取付位置の確認 画像表示装置型式等： （略） ※（略） ■UN R158 の 15.2.1.（a）及び（b）の要件に影響がないことの確認 （略） ※（略） 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　： **第 6-4 号様式（別添 2 の 5.関係）** 年　月　日 **後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書**	**第 6-3 号様式（別添 2 の 5.関係）** 年　月　日 **後退時車両直後確認装置の取付確認書** 次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。 車名：　型式：　車台番号： ■カメラ取付位置の確認 型式等： （略） ※（略） ■画像表示装置取付位置の確認 型式等： （略） ※（略） ■UN R158 の 15.2.1.（a）及び（b）の要件に影響がないことの確認 （略） ※（略） 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　： **第 6-4 号様式（別添 2 の 5.関係）** 年　月　日 **後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2.及び3.3.3.の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。 車名：　　型式：　　車台番号： 後方視界看視装置の型式指定番号： ■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） カメラ型式等： （略） ※（略） ■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） 画像表示装置型式等： （略） ※（略） ■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係） （略） ※（略） 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　　：	次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2.及び3.3.3.の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。 車名：　　型式：　　車台番号： 後方視界看視装置の型式指定番号： ■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） カメラ型式等： （略） ※（略） ■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） 画像表示装置型式等： （略） ※（略） ■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係） （略） ※（略） 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名　　：
第 7 号様式～第 11 号様式（略） **別表第 1**（略） **別添 3（4-14 関係）** **並行輸入自動車審査要領** **1.～5.**（略） **6.　書面審査** 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。	**第 7 号様式～第 11 号様式**（略） **別表第 1**（略） **別添 3（4-14 関係）** **並行輸入自動車審査要領** **1.～5.**（略） **6.　書面審査** 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。

新	旧
なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 **6.1.**（略） **6.2.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）** 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.2.1.～6.2.13.（略） 6.2.14.　「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 （1）～（2）（略） （3）当該並行輸入自動車を輸入した後、本邦において物品積載装置その他の架装等を行ったものは、その内容が記載されていること。 6.2.15.～6.2.17.（略） **6.3.～6.9.**（略） **6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等** 6.10.1～6.10.2.（略） 6.10.3.　適合性に関する書面等の取扱い （1）加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が（2）に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。 ①～③（略） ④　株式会社 JQR （住所）神奈川県厚木市旭町五丁目 45 番 14 号 （2）～（7）（略） **6.11.～6.15.**（略） **6.16.　その他書面** （1）～（3）（略） （4）並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6.12.1.（1）の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。 （5）特段の必要がない場合には省略することができる。 **7.**（略） **8.　現車審査** 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、	なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 **6.1.**（略） **6.2.　並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）** 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.2.1.～6.2.13.（略） 6.2.14.　「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 （1）～（2）（略） （新設） 6.2.15.～6.2.17.（略） **6.3.～6.9.**（略） **6.10.　騒音規制への適合性に関する書面等** 6.10.1～6.10.2.（略） 6.10.3.　適合性に関する書面等の取扱い （1）加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が（2）に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。 ①～③（略） ④　株式会社 JQR （住所）神奈川県横浜市旭区今宿西町 398 番地 （2）～（7）（略） **6.11.～6.15.**（略） **6.16.　その他書面** （1）～（3）（略） （新設） （4）特段の必要がない場合には省略することができる。 **7.**（略） **8.　現車審査** 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、

新旧対照表主要部分抜粋

新

4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。

8.1.～8.6.（略）

8.7.　最大積載量

（1）（略）

（2）（1）以外の並行輸入自動車の最大積載量は、本則 7-124 の規定によるほか、次の規定を順次適用して指定する。

なお、①から④までの規定により指定できない場合は⑤に定める資料の提出を求めるものとする。

①～②（略）

③ WVTA ラベル又はプレートにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合には、当該許容限度を超えない範囲内

④（略）

⑤ ①から④までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内

9.（略）

別表第１（別添３の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 の 2 イモビライザ	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	（略） 細目告示別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	（略） ① 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章（UN R134 又は UN R146 に基づくⒺマークを除く。）を撮影した写真＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」 ② UN R134 に基づくⒺマークを撮影した写真＋細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」別紙 1 及び別紙 6 の材料基準に適合することが確認できる書面＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」 ③ UN R146 に基づくⒺマークを撮影した写真＋細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」別紙 2 及び別紙 7 の材料基準に適合することが確認できる書面＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」
		（略）	（略）
第 17 条の 2 電気装置	7-26 電気装置	（略）	（略）
		UN R100-03 バッテリー式電気自動車に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R100-03 に基づく認定証 ④ UN R100-03に基づくⒺマークを撮影した写真
		（略）	（略）
		UN R135-02 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M_1 カテゴリ又は N_1 カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-02 に基づく認定証 ④ UN R135-02に基づくⒺマークを撮影した写真
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 （1）～（4）（略）			

別表第２～別表第５（略）

第１号様式～第 14 号様式（略）

別紙（略）

別添４（4-15 関係）

改造自動車審査要領

1.～11.（略）

旧

4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。

8.1.～8.6.（略）

8.7.　最大積載量

（1）（略）

（2）（1）以外の並行輸入自動車の最大積載量は、本則 7-124 の規定によるほか、次の規定を順次適用して指定する。

なお、①から③までの規定により指定できない場合は④に定める資料の提出を求めるものとする。

①～②（略）

（新設）

③（略）

④ ①から③までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内

9.（略）

別表第１（別添３の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1.（1）⑧に該当する書面の例
（略）	（略）	（略）	（略）
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 施錠装置等	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	（略） 細目告示別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	（略） ① 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」 （新設） （新設）
		（略）	（略）
第 17 条の 2 電気装置	7-26 電気装置	（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
		（略）	（略）
		（新設）	（新設） （新設） （新設） （新設）
		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 （1）～（4）（略）			

別表第２～別表第５（略）

第１号様式～第 14 号様式（略）

別紙（略）

別添４（4-15 関係）

改造自動車審査要領

1.～11.（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新

別表第１（別添４の３．（１）関係）
改造自動車の届出の必要な範囲

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	
（略）	（略）	（略）	（略）
（10）電気装置 電気装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	①　走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・取付位置の変更 ・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更	鉛⇔ニッケル水素⇔リチウム	新設又は追加するものを含む。 原動機用蓄電池の取付部を加工せずに、同一型式内に設定のある原動機用蓄電池に交換する場合を除く。
	（略）	（略）	（略）

別表第２～別表第４（略）
第１号様式～第７号様式（略）

旧

別表第１（別添４の３．（１）関係）
改造自動車の届出の必要な範囲

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	
（略）	（略）	（略）	（略）
（10）電気装置 電気装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	①　走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・取付位置の変更 ・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更	鉛⇔ニッケル水素⇔リチウム	新設又は追加するものを含む。 （新設）
	（略）	（略）	（略）

別表第２～別表第４（略）
第１号様式～第７号様式（略）

新	旧
別添５～別添16（略）	**別添５～別添16**（略）

■一括改正事項
「出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）」とあるのを、「出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）」と変更する。

附則（令和６年３月 28 日規程第 26 号）
1.　この規程は、令和６年４月１日から施行する。
2.　別添２「新規検査等提出書面審査要領」第 6-3 号様式及び第 6-4 号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第 6-3 号様式及び第 6-4 号様式とすることができる。

令和 6 年 6 月 27 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 57 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテスタを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテスタのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

② 平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

今回は該当なし

３．施行日

令和 6 年 8 月 1 日

新旧対照表主要部分抜粋

別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 57 次改正新旧対照表

令和 6 年 6 月 27 日改正

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
よ	（略）	（略）
	（削除）	（削除）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 6 章（略）

第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-1～7-64（略）

7-65　走行用前照灯

7-65-1　装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4.及び 5.3.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。

なお、当分の間、「UN R149-01-S1 の 4.及び 5.3.」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6.3.及び 7.」と読み替えることができる。

（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）

7-65-2（略）

7-65-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 未満の走行用前照灯にあっては①及び⑭、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯にあっては①、④、⑥から⑫まで）に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係）

①～③（略）

④　最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

⑤～⑧（略）

⑨　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。

ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。

⑩～⑪（略）

⑫　走行用前照灯は、7-65-2 及び 9-8 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。

この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

⑬～⑭（略）

(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) (④を除く。) の基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 4 項関係）

①～③（略）

7-65-4（略）

7-65-5　従前規定の適用①

昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係）

7-65-5-1（略）

7-65-5-2　性能要件（視認等による審査）

(1) （略）

(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光源 25W 超の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①　走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

②　走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。

①～②（略）

7-65-5-3（略）

7-65-6　従前規定の適用②

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章　総則

1-1～1-2（略）

1-3　用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
よ	（略）	（略）
	四灯式	同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 6 章（略）

第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-1～7-64（略）

7-65　走行用前照灯

7-65-1　装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4.及び 5.3.又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6.3.及び 7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。

（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）

7-65-2（略）

7-65-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②）に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係）

①～③（略）

（新設）

④～⑦（略）

⑧　走行用前照灯は、点滅するものでないこと。

ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りでない。

⑨～⑩（略）

⑪　走行用前照灯は、7-65-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。

この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

⑫～⑬（略）

(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 4 項関係）

①～③（略）

7-65-4（略）

7-65-5　従前規定の適用①

昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係）

7-65-5-1（略）

7-65-5-2　性能要件（視認等による審査）

(1) （略）

(2) 7-65-5-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-5-1 (2) の規定によるほか、7-65-5-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。

(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。

①～②（略）

7-65-5-3（略）

7-65-6　従前規定の適用②

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号関係)	昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号関係)
7-65-6-1（略）	**7-65-6-1**（略）
7-65-6-2　性能要件（視認等による審査）	**7-65-6-2　性能要件（視認等による審査）**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ②　走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。	(2) 7-65-6-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-6-1 (2) の規定によるほか、7-65-6-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。
(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略）	(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ①～②（略）
7-65-6-3（略）	**7-65-6-3**（略）
7-65-7　従前規定の適用③	**7-65-7　従前規定の適用③**
昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 3 号関係)	昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 3 号関係)
7-65-7-1（略）	**7-65-7-1**（略）
7-65-7-2　性能要件（視認等による審査）	**7-65-7-2　性能要件（視認等による審査）**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ②　走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。	(2) 7-65-7-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-7-1 (2) の規定によるほか、7-65-7-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。
(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略）	(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ①～②（略）
7-65-7-3（略）	**7-65-7-3**（略）
7-65-8　従前規定の適用④	**7-65-8　従前規定の適用④**
平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)	平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)
7-65-8-1（略）	**7-65-8-1**（略）
7-65-8-2　性能要件（視認等による審査）	**7-65-8-2　性能要件（視認等による審査）**
(1)（略）	(1)（略）
(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①　走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ②　走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわ	(2) 7-65-8-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-8-1 (2) の規定によるほか、7-65-8-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。

新	旧
ない構造であること。	
(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略）	(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ①～②（略）
7-65-8-3（略）	**7-65-8-3**（略）
7-65-9（略）	**7-65-9**（略）
7-65-10　従前規定の適用⑤	**7-65-10　従前規定の適用⑥**
次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 25 項関係) ①～②（略）	次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 25 項関係) ①～②（略）
7-65-10-1～7-65-10-2（略）	**7-65-10-1～7-65-10-2**（略）
7-65-10-3　取付要件（視認等による審査）	**7-65-10-3　取付要件（視認等による審査）**
(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 未満の走行用前照灯にあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯にあっては①、②、③から⑨まで）に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①（略） ②　7-65-3 (1) ④に同じ。 ③　7-65-3 (1) ⑥（略）～⑩　7-65-3 (1) ⑬（略）	(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、②から⑧まで及び 9-8 (1) ②）に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①（略） （新設） ②　7-65-3 (1) ⑤（略）～⑨　7-65-3 (1) ⑫（略）
(2)（略）	(2)（略）
7-65-11　従前規定の適用⑦	**7-65-11　従前規定の適用⑦**
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～②（略）	次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～②（略）
7-65-11-1　装備要件	**7-65-11-1　装備要件**
自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S5 の 4. 及び 5.3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。 なお、当分の間、「UN R149-00-S5 の 4. 及び 5.3.」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7.」と読み替えることができる。	自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S4 の 4. 及び 5.3. 又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。
(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項及び第 26 項関係)	(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項及び第 26 項関係)
7-65-11-2～7-65-11-3（略）	**7-65-11-2～7-65-11-3**（略）
7-66　すれ違い用前照灯	**7-66　すれ違い用前照灯**
7-66-1（略）	**7-66-1**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-66-2　性能要件（視認等による審査） すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 ⑥（略）	**7-66-2　性能要件（視認等による審査）** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 ⑥（略）
7-66-3　取付要件（視認等による審査） （1）すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 6 項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係） ①～⑭（略） ⑮　すれ違い用前照灯は、7-66-2 及び 9-8（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 （2）（略）	**7-66-3　取付要件（視認等による審査）** （1）すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 6 項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係） ①～⑭（略） ⑮　すれ違い用前照灯は、7-66-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 （2）（略）
7-66-4（略） **7-66-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係） **7-66-5-1**（略） **7-66-5-2　性能要件** （1）7-66-5-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 （2）（略）	**7-66-4**（略） **7-66-5　従前規定の適用①** 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係） **7-66-5-1**（略） **7-66-5-2　性能要件** （1）7-66-5-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 （2）（略）

新	旧
（3）次に掲げるものは、（1）、（2）及び 9-8（1）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-5-3**（略） **7-66-6　従前規定の適用②** 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係） **7-66-6-1**（略） **7-66-6-2　性能要件** （1）7-66-6-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 （2）（略） （3）次に掲げるものは、（1）、（2）及び 9-8（1）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-6-3**（略） **7-66-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係） **7-66-7-1**（略） **7-66-7-2　性能要件** （1）7-66-7-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 （2）（略） （3）次に掲げるものは、（1）、（2）及び 9-8（1）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-7-3**（略） **7-66-8　従前規定の適用④** 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係） **7-66-8-1**（略）	（3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-5-3**（略） **7-66-6　従前規定の適用②** 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係） **7-66-6-1**（略） **7-66-6-2　性能要件** （1）7-66-6-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 （2）（略） （3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-6-3**（略） **7-66-7　従前規定の適用③** 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係） **7-66-7-1**（略） **7-66-7-2　性能要件** （1）7-66-7-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 （2）（略） （3）次に掲げるものは、（1）及び（2）の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-7-3**（略） **7-66-8　従前規定の適用④** 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係） **7-66-8-1**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
7-66-8-2　性能要件 (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 (2)（略） (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-8-3**（略） **7-66-9　従前規定の適用⑤** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) **7-66-9-1**（略） **7-66-9-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 (2)（略） (3) 次に掲げるものは、(1)、(2) 及び 9-8 (1) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-9-3**（略） **7-66-10～7-66-13**（略） **7-67　配光可変型前照灯** **7-67-1～7-67-2**（略） **7-67-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければ	**7-66-8-2　性能要件** (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③（略） ④　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 (2)（略） (3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-8-3**（略） **7-66-9　従前規定の適用⑤** 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) **7-66-9-1**（略） **7-66-9-2　性能要件（視認等による審査）** (1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～②（略） ③　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 (2)（略） (3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-9 の基準に適合しないものとする。 ①～②（略） **7-66-9-3**（略） **7-66-10～7-66-13**（略） **7-67　配光可変型前照灯** **7-67-1～7-67-2**（略） **7-67-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければ

新	旧
ならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係) （削除） （削除） ①～⑤（略） ⑥　⑤に規定する補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から 250㎜ 以上（図中の F による。）、1,200㎜ 以下（図中の G による。）の位置に配置されていること。 ⑦～⑨（略） ⑩　配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑨ただし書に該当する場合は、この限りでない。 ⑪～⑫（略） ⑬　配光可変型前照灯は、7-67-2 及び 9-8 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。 ⑭～⑱（略） (図)（略） (2)（略） **7-67-4～7-67-6**（略） **7-67-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①～④（略） **7-67-7-1～7-67-7-2**（略） **7-67-7-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 7-67-9-3 (1)（⑰を除く。）に同じ。 (2)（略） **7-67-8　従前規定の適用④** 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） **7-67-8-1～7-67-8-2**（略） **7-67-8-3　取付要件（視認等による審査）**	ならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係) ①　配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。 ②　配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。 ③～⑦（略） ⑧　⑦に規定する補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から 250㎜ 以上（図中の F による。）、1,200㎜ 以下（図中の G による。）の位置に配置されていること。 ⑨～⑪（略） ⑫　配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑪ただし書に該当する場合は、この限りでない。 ⑬～⑭（略） ⑮　配光可変型前照灯は、7-67-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。 ⑯～⑳（略） (図)（略） (2)（略） **7-67-4～7-67-6**（略） **7-67-7　従前規定の適用③** 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①～④（略） **7-67-7-1～7-67-7-2**（略） **7-67-7-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 7-67-9-3 (1)（⑲を除く。）に同じ。 (2)（略） **7-67-8　従前規定の適用④** 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） **7-67-8-1～7-67-8-2**（略） **7-67-8-3　取付要件（視認等による審査）**

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) (削除) (削除) ① 7-67-3 (1) ①(略)～⑯ 7-67-3 (1) ⑯(略) ⑰(略) (図)(略) (2)(略) **7-67-9 従前規定の適用⑤** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第26項関係) ①～②(略) **7-67-9-1～7-67-9-2**(略) **7-67-9-3 取付要件(視認等による審査)** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) (削除) (削除) ① 7-67-3 (1) ①(略)～⑰ 7-67-3 (1) ⑰(略) (図)(略) (2)(略) **7-68～7-115**(略) **7-116 緊急自動車** **7-116-1 装備要件** (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-12 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項関係) (2)(略) **7-116-2～7-116-4**(略) **7-116-5 従前規定の適用①** 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの	(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ① 7-67-3 (1) ①に同じ。 ② 7-67-3 (1) ②に同じ。 ③ 7-67-3 (1) ③(略)～⑱ 7-67-3 (1) ⑱(略) ⑲(略) (図)(略) (2)(略) **7-67-9 従前規定の適用⑤** 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第26項関係) ①～②(略) **7-67-9-1～7-67-9-2**(略) **7-67-9-3 取付要件(視認等による審査)** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ① 7-67-3 (1) ①に同じ。 ② 7-67-3 (1) ②に同じ。 ③ 7-67-3 (1) ③(略)～⑲ 7-67-3 (1) ⑲(略) (図)(略) (2)(略) **7-68～7-115**(略) **7-116 緊急自動車** **7-116-1 装備要件** (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項関係) (2)(略) **7-116-2～7-116-4**(略) **7-116-5 従前規定の適用①** 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの

新	旧
であればよい。(適用関係告示第58条第1項関係) **7-116-5-1 装備要件** (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-12 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。 (2)(略) **7-116-5-2**(略) **7-117～7-125**(略) **第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)** **8-1～8-64**(略) **8-65 走行用前照灯** **8-65-1 装備要件** 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5.3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。 なお、当分の間、「UN R149-01-S1 の 4. 及び 5.3.」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6.3. 及び 7.」と読み替えることができる。 (保安基準第32条第1項関係、細目告示第198条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係) **8-65-2**(略) **8-65-3 取付要件(視認等による審査)** (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 未満の走行用前照灯にあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯にあっては①、④、⑥から⑫まで)に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第3項関係) この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第3項関係) ①～③(略) ④ 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える光度 10,000cd 以上の走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ⑤～⑧(略) ⑨ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。	であればよい。(適用関係告示第58条第1項関係) **7-116-5-1 装備要件** (1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。 (2)(略) **7-116-5-2**(略) **7-117～7-125**(略) **第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)** **8-1～8-64**(略) **8-65 走行用前照灯** **8-65-1 装備要件** 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5.3. 又は UN R123-02(当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。)の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第32条第1項関係、細目告示第198条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係) **8-65-2**(略) **8-65-3 取付要件(視認等による審査)** (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②)に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第3項関係) この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第3項関係) ①～③(略) (新設) ④～⑦(略) ⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。 ⑩～⑪（略） ⑫　走行用前照灯は、8-65-2 及び 9-8（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 （2）走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、（1）（④を除く。）の基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 4 項関係） **8-65-4**（略）	ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りでない。 ⑨～⑩（略） ⑪　走行用前照灯は、8-65-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 （2）走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 4 項関係） **8-65-4**（略）
8-66　すれ違い用前照灯 **8-66-1**（略） **8-66-2　性能要件（視認等による審査）** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 6 項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方にあるカットオフラインの全てが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとする。 ⑥（略） **8-66-3　取付要件（視認等による審査）** （1）すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 6 項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 7 項関係） ①～⑪（略） ⑫　すれ違い用前照灯は、8-66-2 及び 9-8（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 （2）（略） **8-66-4**（略）	**8-66　すれ違い用前照灯** **8-66-1**（略） **8-66-2　性能要件（視認等による審査）** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 6 項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 ⑥（略） **8-66-3　取付要件（視認等による審査）** （1）すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 6 項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 7 項関係） ①～⑪（略） ⑫　すれ違い用前照灯は、8-66-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。 （2）（略） **8-66-4**（略）

新	旧
8-67　配光可変型前照灯 **8-67-1～8-67-2**（略） **8-67-3　取付要件（視認等による審査）** （1）配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係） （削除） （削除） ①～⑥（略） ⑦　配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑥ただし書に該当する場合は、この限りでない。 ⑧～⑨（略） ⑩　配光可変型前照灯は、8-67-2 及び 9-8（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。 ⑪～⑫（略） （図）（略） （2）（略） **8-67-4**（略） **8-68～8-115**（略） **8-116　緊急自動車** **8-116-1　装備要件** （1）緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2（1）の基準に適合する警光灯及び 9-12（1）の基準に適合するサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係） （2）（略） **8-116-2～8-116-4**（略） **8-117～8-125**（略） **第 9 章　テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-2**（略）	**8-67　配光可変型前照灯** **8-67-1～8-67-2**（略） **8-67-3　取付要件（視認等による審査）** （1）配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係） ①　配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。 ②　配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。 ③～⑧（略） ⑨　配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑧ただし書に該当する場合は、この限りでない。 ⑩～⑪（略） ⑫　配光可変型前照灯は、8-67-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。 ⑬～⑭（略） （図）（略） （2）（略） **8-67-4**（略） **8-68～8-115**（略） **8-116　緊急自動車** **8-116-1　装備要件** （1）緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2（1）の基準に適合する警光灯及び 9-14（1）の基準に適合するサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係） （2）（略） **8-116-2～8-116-4**（略） **8-117～8-125**（略） **第 9 章　テスタ等による機能維持確認** **9-1～9-2**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新

9-3　制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）

（保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 7 項、第 171 条第 7 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象		・自動車
	除外	―

この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態に限る。以下 9-3 において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

①～③（略）

④　主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）

ア　制動力の計量単位として「N」を用いる場合

制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

この場合において、次の (ｱ) 又は (ｲ) に該当する場合には、「1.96N/kg 以上」とみなす。

(ｱ) ブレーキ・テスタのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合

(ｲ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

(a) 主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車

(b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

イ　制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

この場合において、次の (ｱ) 又は (ｲ) に該当する場合には、「20%以上」とみなす。

旧

9-3　制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）

（保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 7 項、第 171 条第 7 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が 80km/h 未満であって車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象		・自動車
	除外	―

この場合において、審査時車両状態（定義中、空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態に限る。以下 9-3 において同じ。）における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載又は記録された前軸重に 55kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載又は記録された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

①～③（略）

④　主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）

ア　制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ｱ) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

（新設）

イ　制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ｱ) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。

（新設）

新

(ｱ) ブレーキ・テスタのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合

(ｲ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

(a) 主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車

(b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

⑤　被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの

ア　制動力の計量単位として「N」を用いる場合

制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。

イ　制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。

(2)（略）

9-4～9-7（略）

9-8　前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）

（保安基準第 32 条第 2, 5, 8 項、細目告示第 42 条第 2, 3, 6, 8 項、第 120 条第 2, 3, 6, 9, 11 項、第 198 条第 2, 3, 6, 9, 11 項関係）

(1) 自動車に備える前照灯は、灯光の明るさ等に関し、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

この場合において、(2) に規定する自動車の状態で前照灯を計測したときに、(3) に規定する要件を満たし、かつ、前照灯のレンズ面に、損傷、著しい汚損、緩み、がたがないものは、これらの基準に適合するものとする。

①　走行用前照灯及びすれ違い用前照灯

対象		・自動車
	除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・被牽引自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車

ア　走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

旧

⑤　被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの

ア　制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ｱ) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。

イ　制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ｱ) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。

(2)（略）

9-4～9-7（略）

9-8　走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

（保安基準第 32 条第 2 項、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 120 条第 2 項、第 198 条第 2 項関係）

(1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。

対象		・自動車
	除外	・被牽引自動車

①　走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。
イ　走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。	（新設）
ウ　走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。	（新設）※9-8（1）②から移動 ② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。 ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。 この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。
エ　すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。	（新設）※9-9（1）①から移動 ① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。
② 配光可変型前照灯 対象：・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車 除外：・側車付二輪自動車 ・三輪自動車 ・大型特殊自動車 ・被牽引自動車	（新設）
ア　走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、夜間に走行用ビームを照射したときに、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害	（新設）※9-10（1）①から移動 ① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上

新	旧
物を確認できる性能を有すること。	の障害物を確認できる性能を有するものであること。
イ　走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。 ウ　走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。	（新設）※7-67-3（1）①②から移動 ① 配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。 ② 配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。
エ　配光可変型前照灯のすれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。	（新設）※9-10（1）②から移動 ② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。
（削除）	対象：・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8（1）ただし書の自動車 除外：・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車
【適用関係の整理】 ◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、「100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、50m）」とあるのは「50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあっては、15m）」と、「40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）」とあるのは「15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。」とそれぞれ読み替えることができる。	【適用関係の整理】 ◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、「夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「夜間にその前方 50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては、15m）」と読み替えることができる。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
◇昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、「最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、50m」とあるのは「大型特殊自動車に備えるものにあっては、50m」と読み替えることができる。 ◇昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、「40m」とあるのは「30m」と読み替えることができる。 （削除） （削除）	◇昭和38年10月14日以前に製作された自動車にあっては、「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、50m）」を「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車にあっては、50m）」と読み替えることができる。 （新設） ◇平成10年8月31日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。 対象：・自動車 除外：・最高速度20km/h未満の自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車 ◇令和2年9月30日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8（1）ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。
（2）自動車の状態は、次の①から⑥までの状態とする。 ① 直進姿勢 ② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 ③ 原動機が作動している状態 ④ 前照灯試験機の受光部と計測する前照灯（配光可変型前照灯の場合は灯火ユニット）を正対させた状態 ⑤ 前照灯の計測に影響する灯火器が点灯している場合には、その灯火器の照明部を遮蔽した状態 ⑥ 配光可変型前照灯を備えた自動車にあっては、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態	ア 計測の条件 （ｱ）直進姿勢 （ｲ）手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 （ｳ）原動機が作動している状態 （ｴ）前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態 （ｵ）計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態 （新設）※9-10（1）②ア（ｵ）から移動 （ｵ）前照灯試験機の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態
（3）自動車の種類に応じた計測区分及び計測値の判定は次のとおりとする。 ① 「走行用前照灯」の計測 対象：・平成10年8月31日以前に製作された自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車 ・令和2年9月30日以前に製作された側車付二輪自動車 ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運	（新設）※9-8（1）①から移動 対象： ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方

新	旧
輪局長の指定するもの 除外：・②又は③の計測をする自動車 ・7-67に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車	運輸局長の指定するもの ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・9-8（1）ただし書の自動車 除外：・最高速度20km/h未満の自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された最高速度25km/h未満の自動車
注1：設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間、「令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車」とあるのは「二輪自動車」と、「令和2年9月30日以前に製作された側車付二輪自動車」とあるのは「側車付二輪自動車」とそれぞれ読み替える。	
［計測値の判定］ 走行用前照灯（走行用前照灯が同時に4個点灯する構造のものにあっては主走行用ビーム）を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、前方10mの位置において、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。	イ 計測値の判定 （ｱ）自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方10mの位置において、次表に掲げる範囲内及び光度以上であること。

自動車の種類	最高光度点の位置	最高光度点における光度
下段以外の自動車	「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ270mmの平面に挟まれた範囲内	・すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に4個点灯する構造のものを除く。）は、1灯につき15,000cd以上 ・すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に4個点灯する構造のものを除く。）は、1灯につき12,000cd以上（12,000cdに満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cd以上） ・走行用前照灯が同時に4個点灯する構造のものは、主走行

対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度
自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であって、かつ、最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1灯につき15,000cd以上であること。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1灯につき12,000cd以上であること。ただし、12,000cdに満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cd以上であってもよい。 ・四灯式のものにあっては、主走行用ビームの光度が1灯

新旧対照表主要部分抜粋

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>用ビーム1灯につき12,000cd以上（12,000cdに満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd以上）</td></tr>
<tr><td>・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車
・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
・昭和35年9月30日以前に製作された自動車
・昭和38年10月14日以前に製作された大型特殊自動車</td><td>「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ270mmの平面に挟まれた範囲内</td><td>1灯につき10,000cd以上</td></tr>
</table>
（削除）
（削除）
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>につき12,000cd以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd以上であること。</td></tr>
<tr><td>・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車
・昭和35年9月30日以前に製作された自動車</td><td>走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲にあること。</td><td>・1灯につき10,000cd以上であること。</td></tr>
</table>
② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。
ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。
この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方10mの位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。
<table>
<tr><td>対象</td><td>・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車
・9-8（1）ただし書の自動車</td></tr>
<tr><td>除外</td><td>・最高速度20km/h未満の自動車</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
（削除）
（削除）
〈参考図〉判定エリア
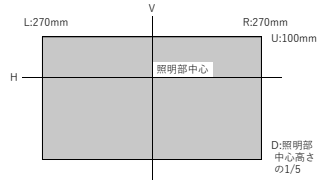

（削除）
（削除）
</td><td>
【適用関係の整理】
◇平成10年8月31日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。
<table>
<tr><td>対象</td><td>・自動車</td></tr>
<tr><td>除外</td><td>・最高速度20km/h未満の自動車</td></tr>
</table>
◇令和2年9月30日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8（1）ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。
<table>
<tr><th>対象</th><th>最高光度点の範囲</th></tr>
<tr><td>自動車
・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車</td><td>走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲にあること。</td></tr>
</table>
（参考図）走行用前照灯の判定値
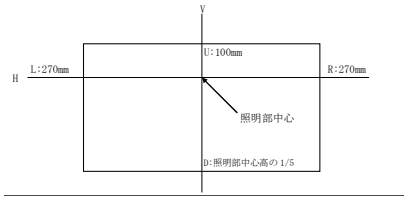

9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）
（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項、第120条第6項、第198条第6項関係）
（1）すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は9-8（1）の規定の適用を受けた自動車であって、9-8（1）①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準
</td></tr>
</table>

新旧対照表主要部分抜粋

新

（削除）

② エルボー点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測

対象		・カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車
	除外	・①又は③の計測をする自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

（削除）

旧

に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。

① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象		・自動車
	除外	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、①の基準にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。

◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「夜間にその前方 40m」を「夜間にその前方 30m」と読替え、①後段の規定は適用しないことができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

新

（削除）

［計測値の判定］

カットオフラインを有するすれ違い用前照灯又は配光可変型前照灯のすれ違い用ビームを計測したとき、エルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
下段以外の自動車	エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41°［70mm］及び下方 1.16°［200mm］）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の平面に挟まれた範囲内 （自動計測式前照灯試験機を用いて計測する場合にあっては、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60°［110mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.90°［160mm］）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30°［230mm］の平面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上 （自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 6,400cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27°［50mm］及び下方 0.93°［160mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあ

旧

◇平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

ア 計測の条件

（ｱ）直進姿勢

（ｲ）手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態

（ｳ）原動機が作動している状態

（ｴ）前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態

（ｵ）計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定

（ｱ）次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41°［70mm］及び下方 1.16°［200mm］）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の直線に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、前段のエルボー点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60°［110mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.90°［160mm］）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30°［230mm］の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27°［50mm］

新旧対照表主要部分抜粋

新				旧			
		［260mm］及び右方 2.50°［440mm］の平面が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］(当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41°［70mm］及び下方 1.16°［200mm］) の平面に挟まれた範囲内にあることでもよい。)	ってはは下方 0.57°［100mm］及び下方 1.23°［220mm］) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30°［50mm］及び左方 2.30°［400mm］の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上)			カットオフラインと、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°［260mm］及び右方 2.50°［440mm］の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］(当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41°［70mm］及び下方 1.16°［200mm］) の平面に挟まれた範囲内にあればよい。 ※［ ］内は前方 10m の位置における値	及び下方 0.93°［160mm］(当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57°［100mm］及び下方 1.23°［220mm］) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30°［50mm］及び左方 2.30°［400mm］の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。 ※［ ］内は前方 10m の位置における値
	・二輪自動車 ・側車付二輪自動車	次のいずれかに該当すること。 ・エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方	・エルボー点を有する構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60°［110mm］の平面と「すれ違い用前照灯の			（参考図）カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の判定値 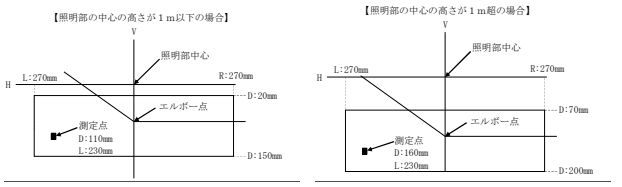 （イ）次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。 対象 / エルボー点又はカットオフラインの位置 / 光度 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 / エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86° / ・エルボー点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60°［110mm］の平面と「す

新				旧			
		0.86°［150mm］の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の平面に挟まれた範囲内 ・カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°［260mm］及び右方 2.50°［440mm］の平面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］の平面に挟まれた範囲内	照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30°［230mm］の平面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上 （自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27°［50mm］及び下方 0.93°［160mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30°［50mm］及び左方 2.30°［400mm］の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上) ・エルボー点を有しない構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86°［150mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上 （自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯			［150mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。 カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°［260mm］及び右方 2.50°［440mm］の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］の平面に挟まれた範囲内にあること。ただし、エルボー点を有するものにあっては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボー点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 ※［ ］内は前方 10m の位置における値	れ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30°［230mm］の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27°［50mm］及び下方 0.93°［160mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30°［50mm］及び左方 2.30°［400mm］の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。 ・エルボー点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86°［150mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満

新旧対照表主要部分抜粋

新			旧
		の照明部の中心を含む水平面」より下方0.53°［90mm］及び下方1.19°［210mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.00°［180mm］の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd以上）	たすが、光度が3,200cd未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方0.53°［90mm］及び下方1.19°［210mm］の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ1.00°［180mm］の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd以上であればよい。 ※［　］内は前方10mの位置における値
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 （それぞれ設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に受検するものに限る。）	カットオフラインの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方の範囲内	すれ違い用前照灯の最高光度点における光度は、1灯につき5,000cd以上（5,000cdに満たない場合にあっては、走行用前照灯の最高光度点における光度が1灯につき15,000cd以上）	※9-9（1）②イ（ｲ）（ｳ）から移動 （ｲ）すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。 （ｳ）①イ（ｲ）又は①イ（ｳ）に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。 この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。 a　9-8により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの

注1：表中の［　］内の数値は、前方10mの位置における値を示す。
注2：配光可変型前照灯については、「すれ違い用前照灯の照明部」とあるのは「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部」と読み替える。

新	旧
〈参考図〉判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外）	（新設）
エルボー点判定、照明部中心高さ1メートル以下 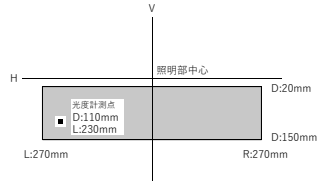 	（新設）
エルボー点判定、照明部中心高さ1メートル超え 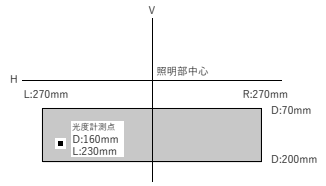 	（新設）
カットオフライン判定、照明部中心高さ1メートル以下 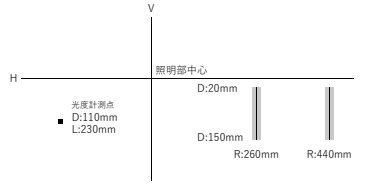 	（新設）

新旧対照表主要部分抜粋

新

カットオフライン判定、照明部中心高さ１メートル超え

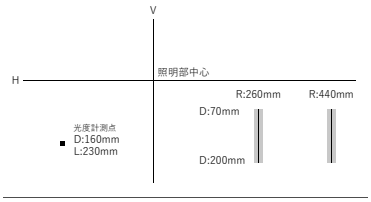

〈参考図〉判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車）

エルボー点判定

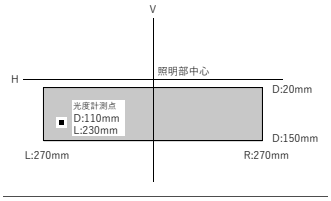

カットオフライン判定

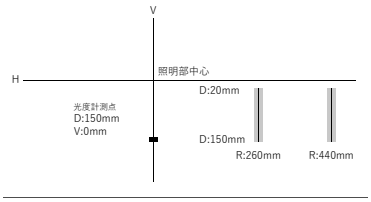

旧

（新設）

（参考図）二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値

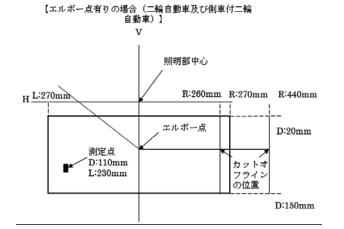

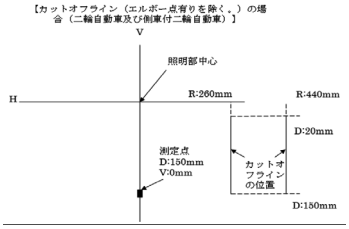

新

③　最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測

対象		・カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車 ・指定自動車等以外の自動車
	除外	・①又は②の計測をする自動車 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

［計測値の判定］

すれ違い用前照灯を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

最高光度点の位置	最高光度点における光度
次のいずれかに該当すること。 ・「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内 ・「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41°［70mm］及び下方 1.16°［200mm］）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の平面に挟まれた範囲内	1 灯につき 6,400cd 以上

旧

（新設）

（ｳ）カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

a　最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。

b　最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
〈参考図〉判定エリア	（新設）
下方かつ左方 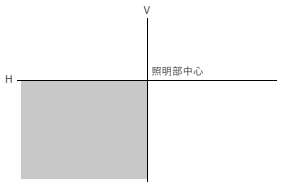 	（新設）
照明部中心高さ１メートル以下 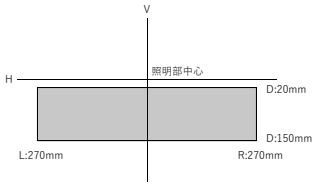 	（新設）
照明部中心高さ１メートル超え 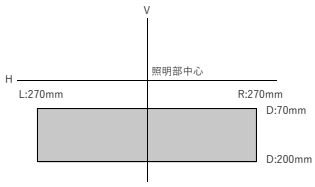 	（新設）

新	旧
（削除）	② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（(ｴ) にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測（前照灯試験機（走行用）を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。
（削除）	ア カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。） (ｱ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボー点が①イ（ｱ）に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。 (ｲ) ①イ（ｱ）に規定する光度の位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、6,400cd 以上であること。
（削除）	イ カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる（ｱ）又は（ｲ）及び（ｳ）の要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。） (ｱ) 走行用前照灯が 9-8 に適合するもの。 (ｲ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。 (ｳ) ①イ（ｲ）又は①イ（ｳ）に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、5,000cd 以上であること。 この場合において、5,000cd 未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。 a 9-8 により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき、15,000cd 以上であるもの
（削除）	ウ カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。） (ｱ) 最高光度点が、①イ（ｳ）に規定する位置にあること。 (ｲ) 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。
（削除）	（参考図）スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例 カットオフラインを有するもの　　カットオフラインを有していないもの

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	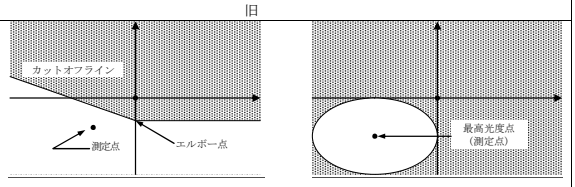
(4) 保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。	（新設）
（削除）	**9-10　配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）** （保安基準第 32 条第 8 項、細目告示第 42 条第 8 項、第 120 条第 9 項、第 198 条第 9 項関係）
（削除）	(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
（削除）	①　配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
（削除）	②　すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。
（削除）	ア　計測の条件 (ｱ) 直進姿勢 (ｲ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 (ｳ) 原動機が作動している状態 (ｴ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態 (ｵ) 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態
（削除）	イ　計測値の判定

新	旧
（削除）	(ｱ) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯（すれ違い用）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。
（削除）	

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	エルボー点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41°［70mm］及び下方 1.16°［200mm］）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、前段のエルボー点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°［260mm］及び右方 2.50°［440mm］の鉛直面が交わる２つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41°［70mm］及	「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60°［110mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.90°［160mm］）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30°［230mm］の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27°［50mm］及び下方 0.93°［160mm］（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57°［100mm］及び下方 1.23°［220mm］）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30°［50mm］及び左方 2.30°［400mm］の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除）	び下方 1.16°［200mm］）の平面に挟まれた範囲内にあればよい。 ※［　］内は前方 10m の位置における値 ※［　］内は前方 10m の位置における値 （参考図）すれ違い用ビームの判定値 【照明部の中心の高さが 1 m以下の場合】 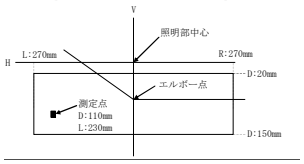 【照明部の中心の高さが 1 m超の場合】 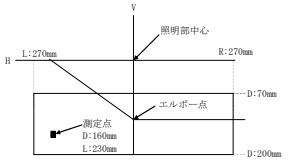
（削除）	（イ）二輪自動車に備える配光可変型前照灯（すれ違い用）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。
（削除）	

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
二輪自動車	カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50°［260mm］及び右方 2.50°［440mm］の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］の平面に挟まれた範囲内にあること。 ただし、エルボー点を有するものにあっては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボー点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 エルボー点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11°［20mm］及び下方 0.86°［150mm］の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55°［270mm］の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。 ※［　］内は前方 10m の位置における値	・エルボー点を有するものを除き、すれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86°［150mm］の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53°［90mm］及び下方 1.19°［210mm］の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00°［180mm］の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。 ・エルボー点を有するすれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60°［110mm］の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30°［230mm］の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
（削除）	位置で計測した光度が3,200cd未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27°［50mm］及び下方0.93°［160mm］の平面と「すれ違い用ビームの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30°［50mm］及び左方2.30°［400mm］の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において1灯につき3,200cd以上であればよい。 ※［　］内は前方10mの位置における値 （参考図）二輪自動車のすれ違い用ビームの判定値 【カットオフライン（エルボー点有りを除く。）の場合（二輪自動車）】 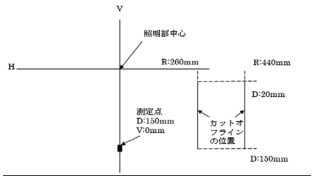 【エルボー点有りの場合（二輪自動車）】 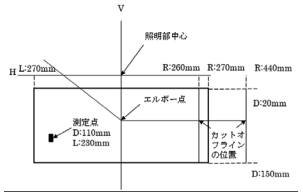
（削除）	③　②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合に

新	旧
	あっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて②ア（(ｴ) にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。
（削除）	ア　二輪自動車以外の自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 (ｱ) すれ違い用ビームを前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。 (ｲ) ②イに規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。
（削除）	（参考図）スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例 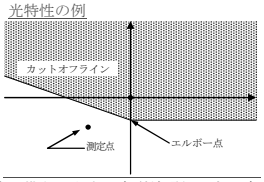
（削除）	イ　二輪自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる (ｱ) 又は (ｲ) 及び (ｳ) の要件を満たすもの。 (ｱ) 走行用ビームが9-8に適合するもの。(この場合において、9-8中「走行用前照灯」を「走行用ビーム」と読み替えるものとする。以下、③イにおいて同じ。) (ｲ) すれ違い用ビームをスクリーン（試験機に附属のものを含む。）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。 (ｳ) ②イ (ｲ) に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。 この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。 a　9-8により計測した際に、走行用ビームの最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの
9-9～9-13（略）	**9-11～9-15**（略）
第10章～第12章（略）	**第10章～第12章**（略）

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
別表１～別表９（略） **様式１～様式15**（略） **別添１～別添16**（略）	**別表１～別表９**（略） **様式１～様式15**（略） **別添１～別添16**（略）

附則（令和６年６月27日規程第２号）

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 6 年 3 月 1 9 日
物流・自動車局車両基準・国際課

幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！

～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～

幼児用バスのシートベルトについては、交通事故件数が比較的少ないことや、幼児のシートベルトの脱着に時間がかかることなどから、その開発・実用化が進んでいない状況です。このため、国土交通省では有識者会議の議論を踏まえ、幼児用座席に適したシートベルトの要件をまとめたガイドラインを策定しました。これにより各自動車メーカー等による幼児用のシートベルトの開発・実用化が進められ、安全性がさらに向上することが期待されます。

１．概要

⑴ 幼児用バスについては、2013 年（平成 25 年）３月に「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」をとりまとめ、座席後面への緩衝材の追加及び座席高さの変更が促進されてきました。この 2013 年のガイドラインにおいて、シートベルトについては、「幼児用座席に適した座席ベルトを開発し、適切な幼児用座席ベルトの装備を望む使用者が、新車購入時に選択できるようになることを目指す」こととされていました。

⑵ 昨日開催されました車両安全対策検討会（座長：稲垣敏之 筑波大学学長特別補佐・特命教授）において、これまで議論されてきた「幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン」がまとめられました。

⑶ 今後、国土交通省では同ガイドラインに基づき、自動車メーカー及び自動車部品メーカーに、幼児専用車の幼児用座席に適したシートベルトをできるだけ速やかに（2026 年度（令和８年度）中を目途に）市場投入するよう要請することとしています。

⑷ これらを通じて、今後、幼児用バスにもシートベルトの装備が進み、更なる安全性向上が期待されます。

２．ガイドライン

（主な要件）※別紙１参照
- 扱いやすい２点式の巻取り装置付
- 一般的なシートベルトより小さいサイズと操作力
- 取付部の強度は一般的なシートベルトと同様
- シートバックの対策も合わせて運用

（詳細）
別紙２：幼児用専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン（本文）

＜幼児専用車＞

＜幼児用シートベルトを装着する効果＞
※左：シートベルト有り　右：シートベルト無し
（90°でも乗員保持）　（20°で乗員転落）

問い合わせ先
物流・自動車局　車両基準・国際課：山村、森
電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン【概要】

国土交通省

別紙1

経緯

これまでの取組：シートバック（座席背もたれ部）後面への緩衝材の追加、シートバックの高さ変更

残された課題　：幼児に適したシートベルトの開発・実用化

<幼児専用車>

<幼児に適したシートベルトの課題>

- □ **不適切使用**防止（肩ベルト・長さ調整）

<不適切使用例>

- □ 幼児による操作性（自身での脱着）
- □ 衝突時/横転時の安全性確保

<幼児用シートベルトを装着する効果>

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持）　右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

<対応（ガイドラインが示す主な要件）>

- ✓ 扱いやすい**2点式**の巻取り装置付

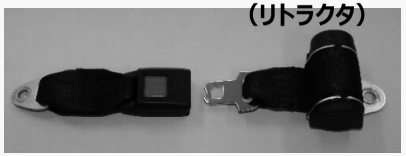

<ガイドラインで示す幼児用シートベルトの例>

- ✓ 一般的なシートベルトより**小さいサイズと操作力**
- ✓ 取付部の**強度は一般的なシートベルトと同様**
- ✓ **シートバックの対策**も合わせて運用

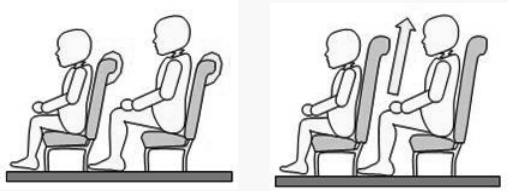

<シートバックの対策>

幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関する
ガイドライン

令和6年3月

車両安全対策検討会

はじめに

幼児専用車の乗員保護対策については、2011、2012 年度（平成 23、24 年度）の車両安全対策検討会及びその傘下に設置したワーキンググループにおいて、幼児専用車の幼児用座席ベルトの装備の必要性を含め検討し、2013 年（平成 25 年）3 月に「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」をとりまとめ公表した。

同ガイドラインでは、幼児専用車のシートバック後面への緩衝材の追加及びシートバック高さの変更が望ましいとするほか、幼児用座席ベルトについては、使用実態に十分配慮しつつ、幼児用座席に適した座席ベルトを開発し、適切な幼児用座席ベルトの装備を望む使用者が、新車購入時に選択できるようになることを目指すこととされている。

今般、2013 年（平成 25 年）以降の研究・開発状況、近年の幼児専用車の事故実態や使用実態等も考慮し、ワーキンググループを再開し、幼児に適した座席ベルトの構造等について検討を行った。その結果、さらなる車両の安全性向上を図るため、幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトの検証結果及びそのベルトの運用上の留意事項を整理することが必要となり、本ガイドラインをとりまとめることとした。

1. 幼児専用車に係る事故実態

1.1. 幼児専用車の事故分析の対象範囲

幼児専用車の事故分析には、2012 年から 2021 年(平成 24 年から令和 3 年)の 10 年間で後席乗員が負傷した車両相互事故及び車両単独事故の交通事故統合データ※1を用いた。これらの事故のうち、特に、幼児専用車として登録された自動車の交通事故統合データを分析した。

※1 公益財団法人交通事故総合分析センター交通事故統合データベース(通称:マクロデータ)

1.2. 幼児専用車の交通事故死傷者数

1.2.1 幼児専用車の交通事故負傷者数の推移

2012 年から 2021 年(平成 24 年から令和 3 年)における幼児専用車及び自動車全体の交通事故※2 による死傷者数を図1に示す。幼児専用車の死傷者数(死者数はゼロのため、以下は「負傷者数」と記載する。)の推移は、各年バラツキがあるが自動車全体の減少傾向と同様の傾向と言える。

※2 交通事故は単独及び相互事故の合計

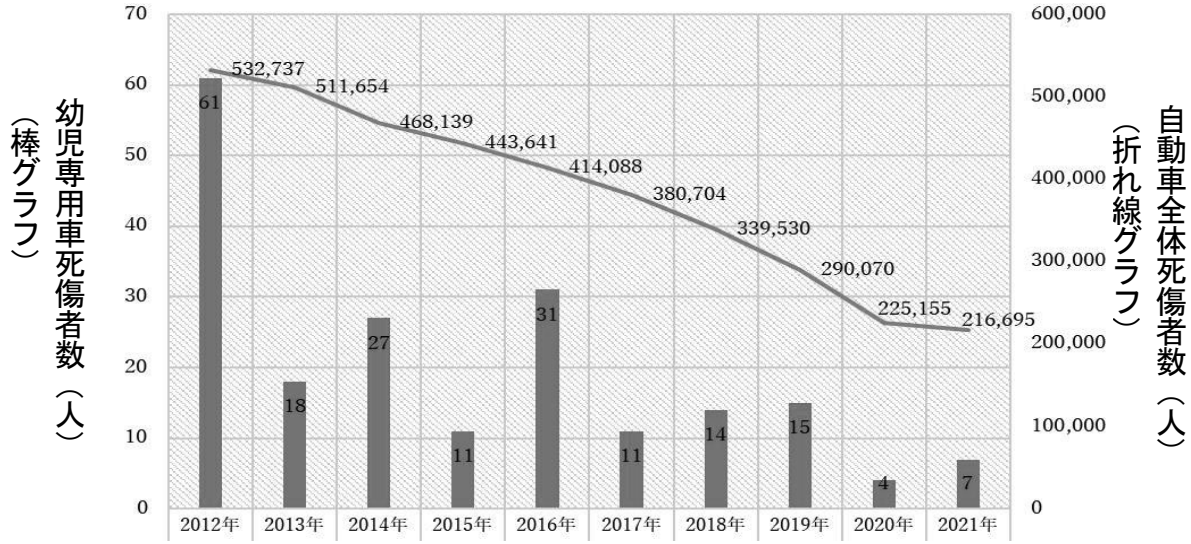

図１　幼児専用車の交通事故における乗員負傷者数等の推移

1.2.2 幼児専用車の保有台数あたりの交通事故負傷者数の比較

2021 年(令和 3 年)の幼児専用車及び自動車全体の保有台数と当該車両の交通事故における負傷者数との関係を表 1 に示す。加えて、2013 年(平成 25 年)のガイドライン検討時と比較するため、同ガイドラインに記載されていた 2008 年(平成 20 年)の交通事故における負傷者数の関係を表 2 に示す。幼児専用車の 1,000 台当たりの年間負傷者数 0.32 人は、自動車全体の 2.77 人に比べ 1/8 程度と非常に少ない。さらに、過去(2008 年(平成 20 年))に比べ幼児専用車では 1/10 以下に減少している。

表 1　保有台数と死傷者数の関係（幼児専用車・自動車全体）（2021 年（令和 3 年））

	幼児専用車		自動車全体	
	保有台数※3（台）	負傷者数※4（人）	保有台数※3（台）	死傷者数※4（人）
合計	21,109	7	78,280,281	216,695
保有台数 1,000 台当たりの死傷者数	0.32		2.77	

※3 2022 年 3 月末時点
※4 2021 年 12 月末時点

表 2　保有台数と死傷者数の関係（幼児専用車・自動車全体）（2008 年（平成 20 年））

	幼児専用車		自動車全体	
	保有台数※5（台）	負傷者数※6（人）	保有台数※5（台）	死傷者数※6（人）
合計	17,957	64	78,800,542	580,001
保有台数 1,000 台当たりの死傷者数	3.56		7.36	

※5 2009 年 3 月末時点
※6 2008 年 12 月末時点

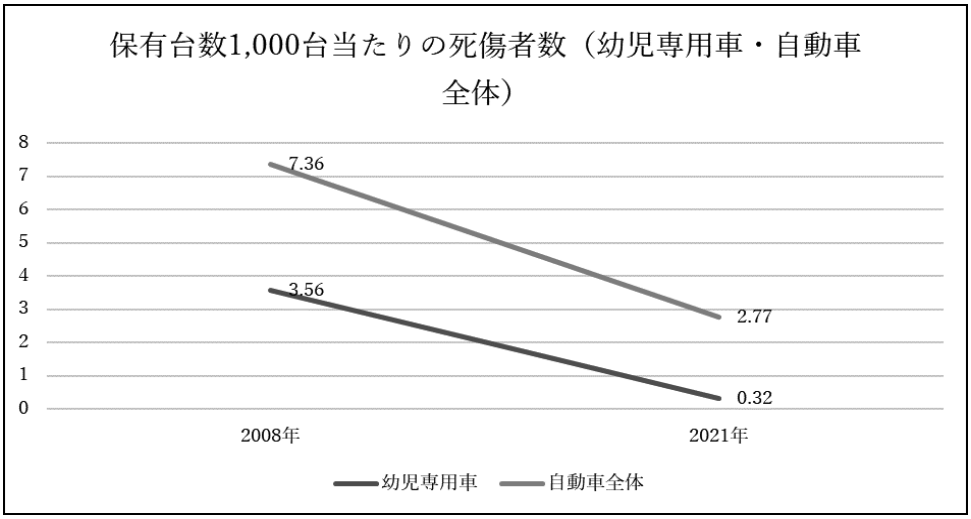

図2　保有台数 1,000 台当たりの死傷者数(幼児専用車・自動車全体)

1.3. 幼児専用車の事故類型別の特徴

1.3.1 幼児専用車の事故類型別の負傷者数

2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年）の 10 年間における幼児専用車の事故類型別の死傷者数及び比率を表 3 に示す。幼児専用車は、いずれの事故類型でも死亡者は無く、重傷者は「車両相互事故」3 名及び「車両単独事故」2 名であり、その他の多くは軽傷者であった。また、事故類型別の負傷者数を見ると「車両相互事故」が 178 人(89.4%)と多数を占めていた。なお、過去 10 年間（2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年））の事故類型別の負傷者数について、幼児専用車と同様に子どもの送迎に利用されることの多いスクールバスと比較すると同様の傾向であった。自動車全体では死傷者の約 98%が車両相互事故を原因としていたが、幼児専用車では約 90%であった。

表 3　幼児専用車の事故類型別の死傷者数及び比率

		車両相互事故（人）	車両単独事故（人）	合計	備考
幼児専用車	死亡者数	0	0	0	10 年間（2012 年（平成 24 年）から 2021 年（令和 3 年））の合計を記載
	重傷者数	3	2	5	
	軽傷者数	175	19	194	
	合計	178 (89.4%)	21 (10.6%)	199	
スクールバス	死亡者数	0	0	0	
	重傷者数	3	2	5	
	軽傷者数	299	30	329	
	合計	302 (90.4%)	32 (9.6%)	334	
自動車全体（二輪車を除く）の死傷者数		211,907 (97.8%)	4,788 (2.2%)	216,695	2021 年（単年）の数値を記載

括弧内の数字は、車両相互事故及び車両単独事故の合計のうち、それぞれの占める割合を記載

1.3.2 幼児専用車の事故類型別の負傷者数の年比較

2013 年(平成 25 年)のガイドライン検討時との比較として同ガイドラインに記載されていた 2003 年から 2008 年(平成 15 年から平成 20 年)の 6 年間、及び 2012 年から 2021 年(平成 24 年から令和 3 年)の 10 年間における幼児専用車の事故類型別の平均負傷者数を表 4 に示す。同表より、いずれの事故類型における年平均に換算した負傷者数も減少が見て取れ、特に相互事故の軽傷者数の年平均値は約 1/5 となっており減少率が大きい。

表 4　幼児専用車の事故類型別の平均負傷者数の比較

		幼児専用車		増減率	備考
		2003 年から 2008 年の年平均（人/年）	2012 年から 2021 年の年平均（人/年）		
車両相互事故	死亡者数	0	0	－	※近年 10 年統計（2012 年から 2021 年）と過去に集計した 6 年統計（2003 年から 2008 年）を 1 年間の平均値に換算して比較
	重傷者数	0.5	0.3	有意差なし	
	軽傷者数	88.3	17.5	−80%	
	合計	88.8	17.8	−80%	
車両単独事故	死亡者数	0	0	－	
	重傷者数	0.2	0.2	有意差なし	
	軽傷者数	5.8	1.9	−67%	
	合計	6.0	2.1	−65%	

1.4. 幼児専用車の衝突速度

2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年）の 10 年間における危険認知速度別の幼児専用車の負傷者数を図 3 に示す。危険認知速度が「50km/h 超」では負傷者数が少なかったものの、それを除いて危険認知速度別による負傷者数に大きな特徴は見られなかった。

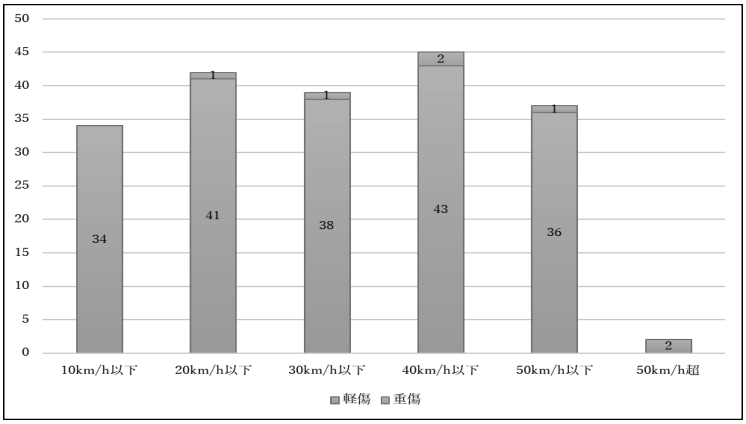

図 3　幼児専用車の危険認知速度別の負傷者数

1.5. 幼児専用車の衝突形態

2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年）の 10 年間における幼児専用車の衝突形態別の負傷者数及びその割合をそれぞれ表 5 に示す。負傷者数は、①前面衝突（約6割）、②側面衝突（約2割）、③後面衝突の順になっている。また、実際の事故例として、側突を原因とする横転事故も確認されている。

表 5　幼児専用車の衝突形態別の負傷者数

	幼児専用車		
	前面衝突（人）	側面衝突（人）	後面衝突（人）
死亡者数	0	0	0
重傷者数	3	1	1
軽傷者数	121	44	29
合計	124 （62.3%）	45 （22.6%）	30 （15.1%）

括弧内の数字は、衝突事故のうち、それぞれの占める割合を記載

1.6. 幼児専用車の交通事故負傷者の傷害部位

2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年）の 10 年間における幼児専用車の年齢別の負傷者数、負傷部位及びその割合をそれぞれ図 4、図 5 及び図 6 に示す。年齢別の負傷者数では、5 歳児が最も多く、4 歳児、3 歳児、6 歳以上、2 歳以下の順になっている。次に、年齢別の負傷部位数では全ての年齢で頭顔部が最も多く、次いで頸部が多くなっている。

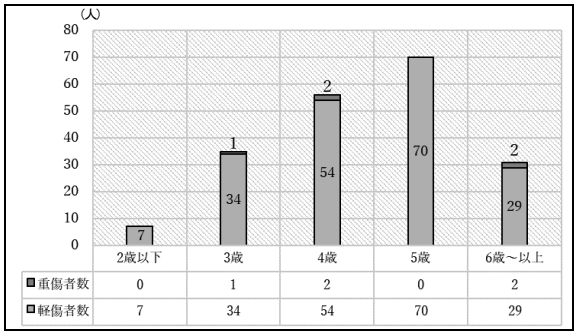

※年齢は満年齢で記載

図 4　幼児専用車の年齢別の交通事故負傷者数

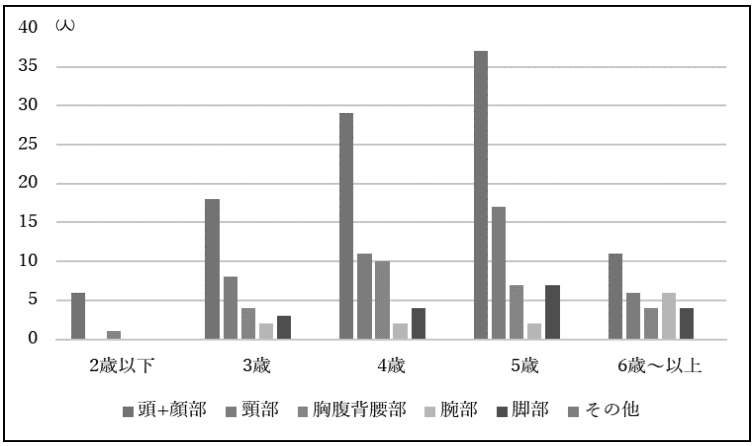

図 5　幼児専用車の年齢別の交通事故主要損傷部位数

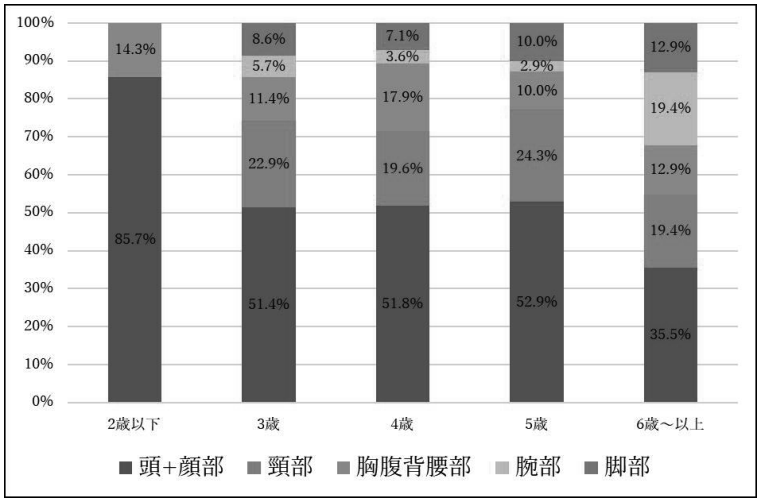

図 6　幼児専用車の年齢別の交通事故主要損傷部位割合

1.7. 幼児専用車における交通事故負傷者の被害部位

2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年）の 10 年間における衝突形態毎の座席ベルト（SB）着用別及び主損傷部位別の負傷者数を図 7 に示す。座席ベルトの有無により、事故時の主損傷部位の傾向に相違はない。いずれも、頭顔部及び頸部の占める割合が多い。重傷事故は座席ベルト無しでのみ発生しており、体幹（胸腹背腰部）を主損傷部位とする事故も確認した。

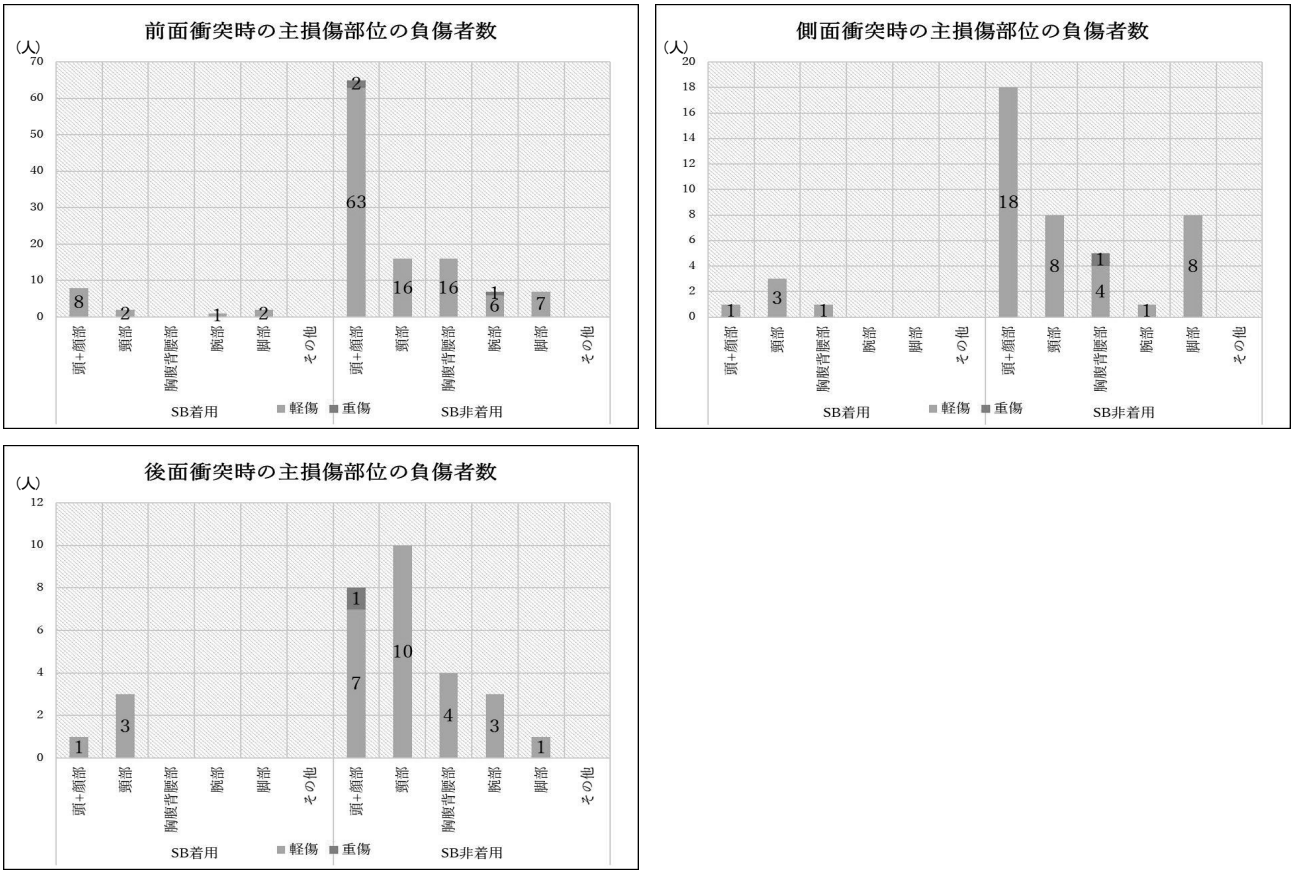

図 7　幼児専用車の衝突形態毎の座席ベルト（SB）着用別及び主損傷部位別の負傷者数

1.8. 幼児専用車の交通事故主損傷部位の推移

2012 年から 2021 年（平成 24 年から令和 3 年）の 10 年間における SB 非着用状態の前衝突時主損傷部位別負傷者数の年推移を図 8 に示す。

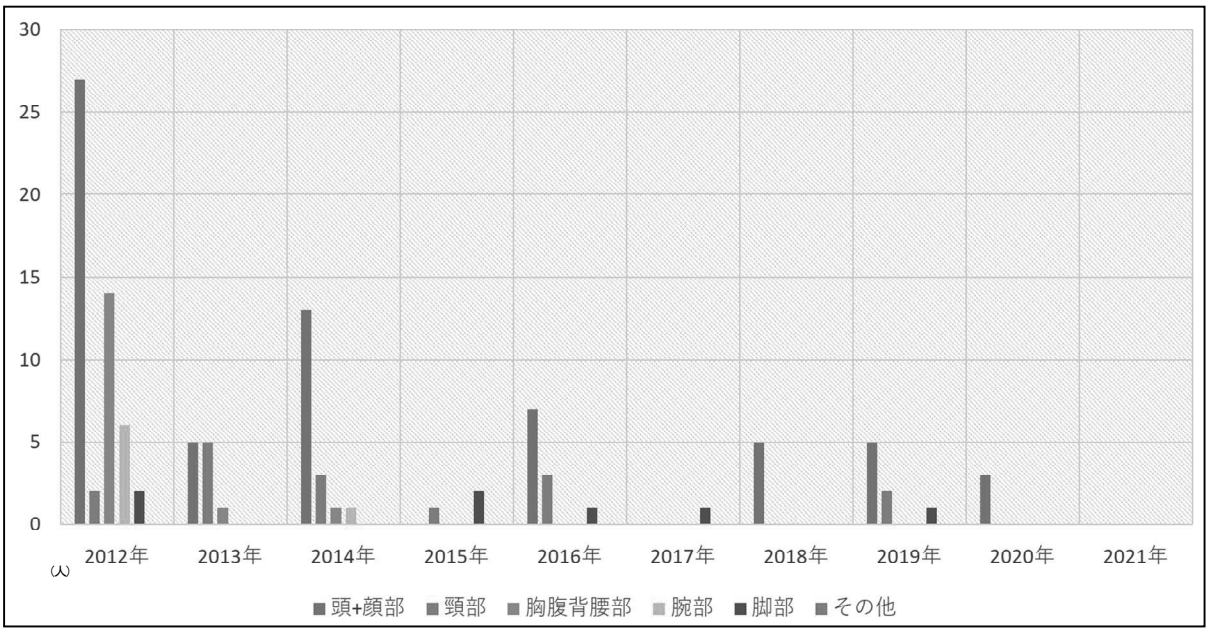

図 8　幼児専用車の交通事故主損傷部位別の負傷者数推移（前面、SB 非着用）

1.9. 事故分析のまとめ

幼児専用車の交通事故負傷者数については、保有台数 1,000 台あたりの負傷者数が 0.32 人で、自動車全体の保有台数 1,000 台あたりの死傷者数 2.77 人に比べ 1/8 程度と低く、年々減少傾向にあることが見受けられ、2013 年ガイドラインを策定した 2012 年から 2021 年までの 10 年間において、死亡者は無く、重傷者は 5 名となっている。

また、幼児専用車の交通事故を衝突形態別に見ると前面衝突が約6割と最も多いが、側面衝突も約2割を占めており、側突を原因とする横転事故も確認されている。負傷者の年齢別に見ると 5 歳児がもっとも多く、損傷主要部位別に見ると「頭部」、「顔部」が全体の約 5 割を占め、「頸部」を含めると全体の約 7 割を占めているが、座席ベルトなしでは、次いで「胸腹背腰部」を損傷していること等が見て取れた。

幼児専用車は、使用者側の努力により適切な管理のもと決められた運行経路を比較的低速で特定の乗員により繰り返し継続して運行されていることや、車体に幼児専用車であることを表示することで他の交通から認知され、配慮をされやすいよう対策がとられていることに加え、2013 年のガイドラインに示されたシートバックの改良、その他一般の自動車と同様の安全装備等による対策により、着実に事故が減少し、安全対策の効果が出ているものと考えられる。

2. 幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルト

2.1. 事故分析結果を踏まえて

幼児専用車の事故実態を分析した結果、他の車両に比べ事故発生率が低く、2013 年(平成 25 年)のガイドライン策定時に比べ事故が減少傾向にあることがわかった。一方で、側面衝突等の頭顔部への受傷事故など幼児に適した座席ベルトを備えることにより、さらなる安全性向上が期待される事故実態も確認された。

2.2. 乗員の対象年齢

幼児専用車は、運行中に自ら着座状態を継続できる子どもの送迎に利用され、主に幼稚園児の送迎に利用されることから、本ガイドラインにおいて乗員として対象とする幼児は、一般的に幼稚園に通園する年少から年長までの幼児に該当する、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とした。

2.3. 幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトの評価

2.3.1. 安全性評価

幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトの安全性評価として、一般社団法人日本自動車工業会により、以下の横転及び斜め前面衝突の事故を模擬した実験が行われている。

● **横転事故時の幼児の挙動**

横転事故時の幼児の挙動を検証するため、3 歳児及び 6 歳児の体格を想定した幼児ダミーを幼児専用車の座席を模した治具へ着座させて、2点式の座席ベルトの装着及び非装着状態における、横転時(0～90°)の乗員保持を確認。

試験状況

＜座席ベルト装着時＞

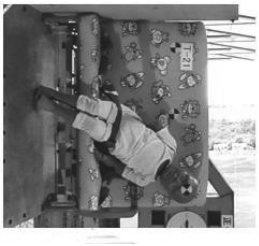

⇒座席ベルト装着時は横転時(90°)の状態でも乗員の保持を確認。

＜座席ベルト非装着時＞

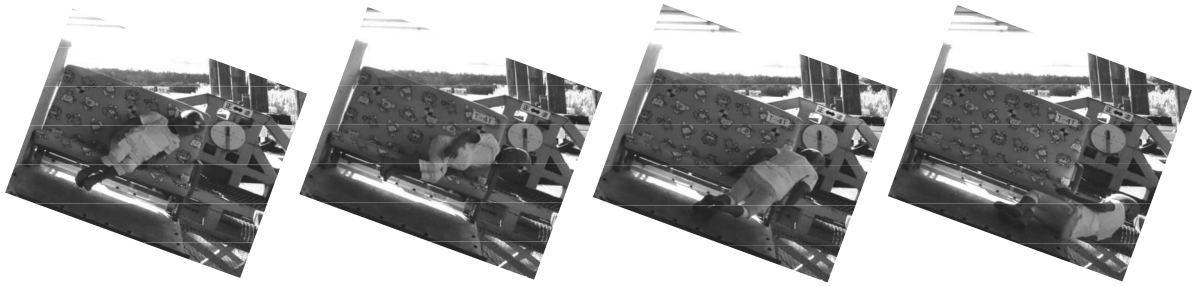

⇒座席ベルト非装着時は 20°の状態で乗員の落下を確認。

● **衝突事故時の幼児の挙動**

衝突事故時の幼児の挙動を検証するため、速度 30km/h の速度、台車角度 30°（前席と自席外側の手すりの間をすり抜け幼児が座席から転落するのをワーストケースとして、斜め前面衝突条件を選定）、座席前後間隔 475mm（市販車平均）及び500mmの条件で、2点式の座席ベルトの装着及び非装着状態における衝突時の乗員保持状況を確認。

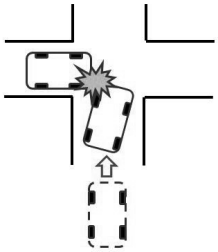

⇒座席ベルト装着時は乗員が座席に保持されること、及び座席ベルト非装着時は乗員が座席から転落することを確認。

2.3.2. 使用性評価

2.3.2.1 開発段階での実験による使用性評価

幼児専用車に適した座席ベルトの使用性評価として、一般社団法人日本自動車工業会により、以下の開発段階での実験による使用性評価が実施されている。

●使用した試作ベルト

3 点式及び 2 点式を対象に比較した結果、以下の観点よりバス用リトラクタ（巻取り装置）付き 2 点式座席ベルトを選定した。

- 幼児による使用性（3 点式座席ベルトでは肩ベルトの不適切使用が確認された）
- リトラクタ付きとした（幼児自らの長さ調整は困難）
- 一般的な座席ベルトより引出し/巻取り力が小さいバス用リトラクタとした（幼児でも比較的引き出しやすい）

バス用リトラクタ付き**2点式シートベルトを選定**

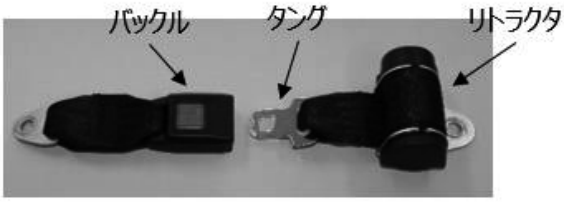

3点式シートベルトでの不適切使用例検出

●幼児による使用性評価

評価は 1 人着座及び 3 人同時着座でそれぞれ実施。合図により、実験参加者（幼児）は着座し座席ベルト装着作業を開始（計測開始）して装着確認時点で計測終了。最後に実験参加者が座席ベルトを解除する様子を観察して記録した。

(1) 評価結果：1人着座

No.	実験参加者	装着時間［秒］
1	年長6	17
2	年長7	18
3	年長8	8
4	年長9	12
5	年長10	7
6	年少11	15
7	年少12	7
8	年少13	14
9	年少14	9
10	年少15	26

開始直後

ベルト装着中

【観察結果の概要】

⇒ 全員が自ら正しく装着でき、解除も自らできた。

⇒ 装着時間は 7～26 秒だった。

(2) 評価結果：3人同時着座

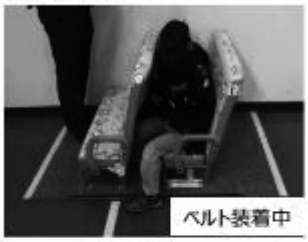

No.	着座位置			装着時間［秒］
	左	中央	右	
1	年長8	年長7	年長6	20
2	年少13	年少12	年少11	33
3	年少13	年長6	年少12	**53**
4	年長8	年長7	年少11	27
5	年長10	年少12	年長9	**53**

【観察結果の概要】

⇒ 全員が自ら正しく装着でき、解除も自らできた。

⇒ 装着時間は 20～53 秒だった。

参考：幼児の座席ベルト装着状況

実験に参加した幼児は、全員、２点式座席ベルトを自分自身で装着及び解除することができた

座席ベルトを引き出したところ

装着時（年長）

装着時（年少）

●緊急脱出性の評価

幼児専用車に幼児が乗車した状態から、先生の合図で園児を一斉に降車させ、座席ベルト装着時と非装着時それぞれにおける降車中の園児の状況と降車に必要な時間を記録した。

テスト No.	ベルト装着状況	人数（人）	全体所要時間［秒］	特筆すべき遅延とその時間[秒]		考察後の所要時間[秒]
1	非装着	10	40	園児のリュックがシートに引っかかる	9	**31**
2		10	25	―	0	**25**
3		18	52	通路上の園児が途中で立ち止まる	5	**47**
4	装着	10	28	―	0	**28**
5		10	35	園児が社内の着座目印を拾う	5	**30**
6		18	53	園児のリュックがシートに引っかかる	5	**48**

【観察結果の概要】

⇒ 一斉降車中の幼児は全員自ら座席ベルトを解除できた。

⇒ 座席ベルト非装着（25～47 秒）、装着（28～48 秒）で降車時間に差は見られなかった。

⇒ 所要時間の違いは、座席ベルトの脱着に係る時間より、降車のためにドアの前で順番待ちする時間の方が長い傾向を確認した。

備考： 被験者は年長組より募集し、10 人と 18 人のグループで実施

2.3.2.2 モニター調査による使用性評価

実際に幼稚園で送迎に使用している幼児専用車に試作ベルトを装着し、経路及び定員の異なる 2 つの送迎コースでモニター調査による使用性評価を実施した。

● **使用した車両**

幼児専用車として一般的なマイクロバスタイプの車両（乗車定員：大人 3 名＋小人 39 名）で、2013 年（平成 25 年）のガイドラインに対応した座席及び試作ベルトを装着した車両。

マイクロバスタイプ

試作ベルト（2点式）

● **使用性評価の環境**

当該幼稚園で送迎に利用している 2 つの送迎コースにおいて、当該幼稚園に通園している幼児の送迎時の状況を座席ベルト有無両方について観察し、平均運行時間の差を記録した。

幼児の情報は以下のとおり

・調査参加者　：年長(5～6 歳)、年中(4～5 歳)、年少(3～4 歳)、満 3 歳
・幼児の服装　：制服，帽子
・幼児の持ち物　：リュック，水筒，手提げ袋等

	Aコース	Bコース
運転者	1 人（専任　勤務歴 1.5 年）	
引率者	1 人（職員 8 人が交代で乗車）	
走行距離	22 km	20 km
走行時間	約 1 時間 30 分	約 1 時間
停留所数	23 ヶ所	17 ヶ所
乗車位置 満3歳 年少 年中 年長	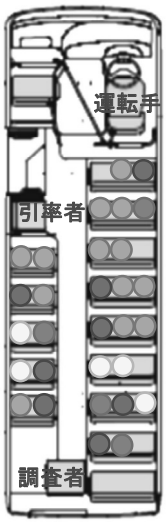 （児童数最大 30 名）	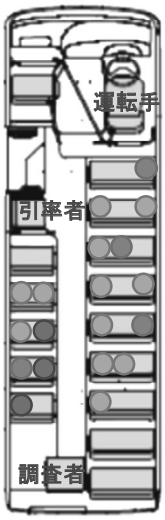 （児童数最大 19 名）

● **評価結果**

座席ベルトなしによる送迎は、登園 3 日間、帰宅 2 日間を集計し、座席ベルトありによる送迎は、登園及び帰宅で各 5 日間を集計して評価した。

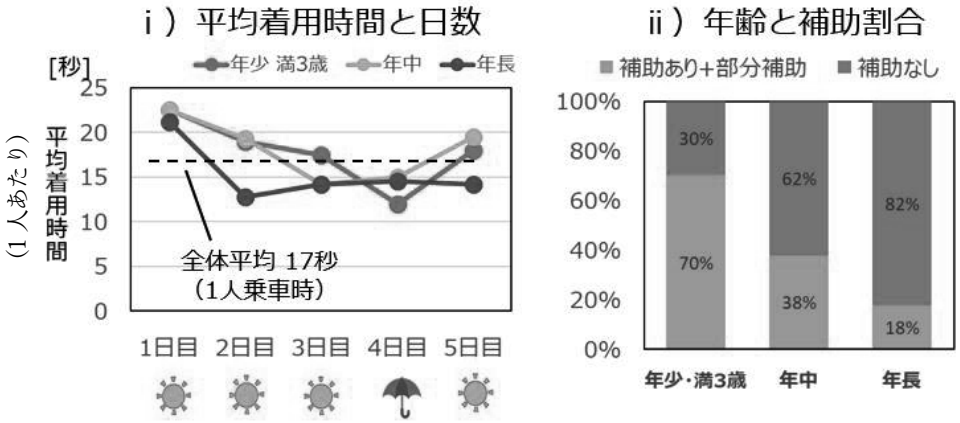

【観察結果の概要】

⇒ 乗車時の座席ベルト着用では、補助が必要なケースが確認され、特に「年少・満 3 歳」でその割合が高かった。なお、2 日目以降は着用時間に減少傾向が見られた。

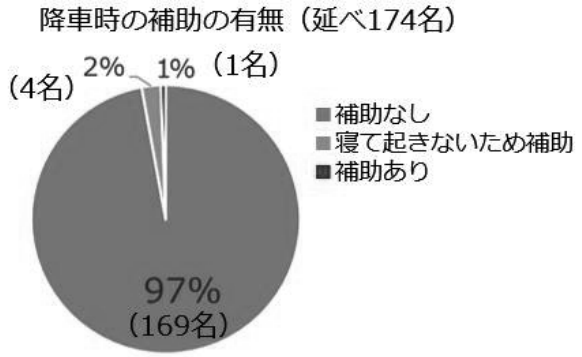

【観察結果の概要】

⇒ 降車時の座席ベルト取り外しは、ほぼ自ら取り外せることが確認された。

平均運行時間

［分］

平均運行時間		Aコース		Bコース	
		登園	帰宅	登園	帰宅
ベルト	なし	90.0	75.6	54.2	61.1
	あり	93.9	81.1*	61.9	62.3
差分		3.9	5.5*	7.7	1.2

参考1）ベルトあり調査4日目：雨天渋滞発生。
参考2）*ベルトありAコース『帰宅』：10分早く出発、保護者待ち発生。

【観察結果の概要】

⇒ 座席ベルトありの方が、座席ベルトなしと比べて、送迎時間が平均で約4.6分増加した。

2.3.3 安全性評価と使用性評価を踏まえた「評価」まとめ

2.3.1.の安全性評価と2.3.2.の使用性評価の結果を踏まえて全体的な評価を表6に示す。

表6 安全対策項目の組み合わせによる評価

安全対策項目		① シートバック後面への緩衝材追加	あり	
		② シートバックの高さの変更	ハイバック	
		③ 座席ベルトの装備	なし	本ガイドライン準拠座席ベルト
評価事項	事故時の影響	シートからの転落・車外への放出	△	◎
		頭部・頸部の保護（含む顔部）	○	◎
		側突、横転時における乗員保護	×	○
	緊急脱出性	パニック時の緊急脱出性	◎	○
		横転時の緊急脱出性	○	○
		車両火災時の緊急脱出性	◎	○
	ベルトの使用性	正しいベルトの着脱	–	○
		ベルト着脱時間	–	○
		体格に寄らないベルトパス	–	○
	幼児の乗車状態の観察性	ベルトの装着の確認容易性	–	△
		幼児の観察性	△	△

評価に使用した座席ベルトにより前突事故や側突事故時などの際に、幼児が座席から転落してしまうことを有効に防止でき、特に、横転事故時などの乗員の車外放出リスク低減が期待できると評価できる。

あわせて、今回の評価では、2013年（平成25年）のガイドラインで示したシートバックの後部への緩衝材の追加と高さの改良が施された車両を用いて行われており、当該座席ベルトの評価については、これらの改良の効果も含まれていると考えられることから、当該座席ベルトを設置する際にはこれらの改良もあわせて実施することが望ましいと評価する。

2.4. 幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトまとめ

本書の検討結果を踏まえた、幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトは、以下のとおり。

○ 不適切使用防止の観点から、2 点式座席ベルトが適切

○ 幼児による操作性の観点から、サイズ、操作に必要な力などは、一般的な座席ベルトよりも小さいものとすることが適切

○ 衝突時/横転時の安全性の観点から、座席ベルトの取付部強度等は一般的な座席ベルトに準じた要件となることが適切

ただし、座席ベルトはシートバック後面への緩衝材の追加及びシートバック高さの変更（2013 年ガイドライン）と合わせて、その効果が最も高くなることに留意する必要がある。

また、具体的な要件として、満たすことが望ましい座席ベルトの技術要件は、別添のとおり。

＜幼児用の座席ベルト取付けスペースを確保できない場合の代替案等＞

車両の構造上、幼児用の座席ベルト取付けスペースを確保できないため、一部座席には 2 点式リトラクタ付座席ベルトを備えることが困難であることが確認されている。

このような座席にあっては、当面の間は 2 点式手動調整式座席ベルト等を代替的に備えることなどにより使用者のニーズに応えることが望ましい。その際は、使用上で注意すべき点等を取扱説明書にわかりやすく記載し、当該座席付近にはラベル等により使用上の注意を示すなど、引率者を含む使用者が正しく理解して使用できるよう対応するとともに、今後の車体設計見直しの機会を捉え、使用者の選択に応じて全ての座席に幼児用の 2 点式リトラクタ付座席ベルトが備えられるよう車両設計・開発することが期待される。

幼児用の 2 点式リトラクタ付座席ベルトを備えられない場所の例

3. 座席ベルトの装備に関する留意事項

幼児専用車は、使用者の立地環境、運行経路及び使用状況により様々な形態で運用されており、本ガイドラインは、幼児専用車に適した座席ベルトの装備を望む使用者が新車購入時に選択できる環境を整えるものである。

幼児用の座席ベルトを備えた幼児専用車の導入に際しては、幼児が座席ベルトを正しく脱着することができるよう、同乗する運転手、教諭、保育士等の引率者も含めて、幼児用の座席ベルトの運用を理解し、必要に応じて教育/練習を行う等、習慣化することが望ましい。特に、車両火災等を想定した非常時に引率者が幼児に適切な案内を行えるように緊急時の脱出訓練を実施することが望ましい。

また、3 歳児未満の幼児を乗車させる場合等においては、運行中に幼児が自身で正しい着座姿勢を継続できるかどうかや、座席ベルトを誤った方法で使用していないかなども考慮・観察しながら、安全な運行に努めることが重要である。

なお、座席ベルトを装備しない幼児専用車を利用する場合には、速度域の高い道路は運行経路から避けるなど、安全な利用を心がける必要がある。

4. 今後の方向性

車両安全対策検討会及びその傘下のワーキンググループにおいて、幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトについて評価を行った。

2013 年(平成 25 年)のガイドラインのシートバックの対策に加えて、今般のガイドラインを踏まえた安全な座席ベルトを今後さらに普及させていくべきと考えられる。

普及にあたっては、事故分析から近年の幼児専用車に関する事故が着実に減少していること、座席ベルトを装着することにより乗降に係る時間もわずかではあるが増加すること及び費用負担が増加することなどを考慮すると、全ての幼児専用車に座席ベルトの装備を義務づけるよりも、使用実態に応じて使用者が新車購入時に選択できるようにすることが望ましいと考えられる。

幼児用の座席ベルトの普及のため、自動車製作者等には、2026 年度(令和 8 年度)を目途に本ガイドラインを踏まえた座席ベルトを備えた幼児専用車を市場に導入することを期待する。

別添

幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトの技術要件（詳細）

1. 座席ベルトの技術要件

1.1. バックル

1.1.1. 本体

・乗員接触面の幅は 38 ㎜以上とする。

1.1.2. 解除ボタン

・投影面積、幅は、協定規則 UN-R16 準拠（6.2.2.2）とする。

1.1.3. 解離力

・無負荷時、負荷時において協定規則 UN-R16 準拠（6.2.2.2、6.2.2.5）とする。

1.1.4. 強度

・協定規則 UN-R16 準拠（6.2.2.6）とする。

1.2. 緊急ロック式巻取り装置

1.2.1. ロック

・ロック、非ロックは協定規則 UN-R16 準拠（6.2.5.3.1.1、6.2.5.3.1.2、6.2.5.3.1.3、6.2.5.3.1.4、6.2.5.3.2、6.2.5.3.3）とする。

1.2.2. 巻取り力

・幼児の使用実態を踏まえ、座席ベルトの巻取り力は 0.1daN 以上とする。また、車両搭載時にベルトを巻取る事に配慮する。

1.2.3. 耐久性

・協定規則 UN-R16 準拠（6.2.5.3.5）とする。

1.3. 帯部

1.3.1. 幅

・38 ㎜以上とする。

・計測方法は、本幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトの技術要件（以下「本技術要件」という。）2.3.1.による。

1.3.2. 強度

・標準温度状態にて 7.2kN 以上とする。

・協定規則 UN-R16 準拠（7.4.1）のコンディショニング後の強度は、標準温度状態の破断荷重の 75%以上及び 7.2kN 以上とする。

1.4. 動的試験（ベルト強度及び幼児の保持確認）

・製品シートに 6 歳児ダミーを搭載し、本技術要件 3.2 の動的試験を実施する。

・幼児ダミー腰部は、試験中は座面に保持されること（座面から落ちない事）。

・座面への保持は動的に確認すること（高速度ビデオ 1000fps 程度）。

・試験後、座席ベルトは適切に解除できること、故障又は破損が無いこと。
・試験条件詳細は自動車製作者等と座席ベルト製作者等にて協議のうえ、合意すること。

2. 座席ベルト取付部の技術要件

2.1. 一般要件

・妥当な座席ベルトの取付けが出来ること。
・乗員一人当たり 2 個とすること。
・試験要件が満たされれば 1 つのベルトアンカレッジを 2 つの隣り合った座席ベルトを取り付けるのに用いることが出来る。
・同じ座席ベルトのアンカレッジの垂直面間の距離は 188 ㎜以上とする。アンカレッジは幼児の座乗中央垂直面より 64 ㎜以上離れているものとする。

2.2. 強度要件

・アンカレッジは全て、本技術要件 4.の試験の負荷に耐える事が出来るものとする。
・いずれかのアンカレッジの部分的破損を含む恒常的変形は、必要な力が所定の時間持続されるならば”耐える事が出来たもの“する。
・試験中は、本技術要件 2.1.と同じ座席ベルトアンカレッジの最小垂直面間距離要件を満足するものとする。

3. 座席ベルトの試験方法

3.1. 負荷状態でのストラップ幅

・協定規則 UN-R16 に準拠(7.4.3.)する。
・ただし、高張力ポリエステル糸の綾織りストラップは負荷を掛けると幅が広がるため、この場合、幅は負荷なしで測定するものとする。

3.2. 座席ベルトアッセンブリの動的試験

3.2.1. 座席ベルトアッセンブリの取付け

・座席ベルトアッセンブリは、そのベルトアッセンブリが取り付く車両のシートに車両搭載時と同じ取り付け方をし、その車両シートを台車にしっかりと固定する。

3.2.2. ダミー

・動的試験に用いるダミーは、衝突試験用 6 歳児ダミー(H-Ⅲ6 歳児、Q シリーズ 6 歳児、等)とする。
・6 歳児ダミーをシートに搭載後、以下のように調節するものとする。
・ダミーの両腕を対称的に配置するものとする。上腕と胸骨が確実に揃うように肘を配置するものとする。

・手を大腿部上に配置するものとする。脚を互いに平行に、または少なくとも対称的に配置するものとする。

3.2.3. バックル

・前項のダミーセット状態において、以下をチェックする。

・バックルを解除する装置は、着用者が明確に見ることができ、容易に手が届く位置にあること。

・バックルが着用者と接触しているときは、接触面の幅が必ず 38 mm 以上になっていること。

3.2.4. スレッド減速又は加速波形

・協定規則 UN-R80（付録 1 3.4）に準拠すること。

・衝突を模擬している間の台車の減速度または加速度は、協定規則 UN-R80 付録 1 図 1 に準拠するものとする。

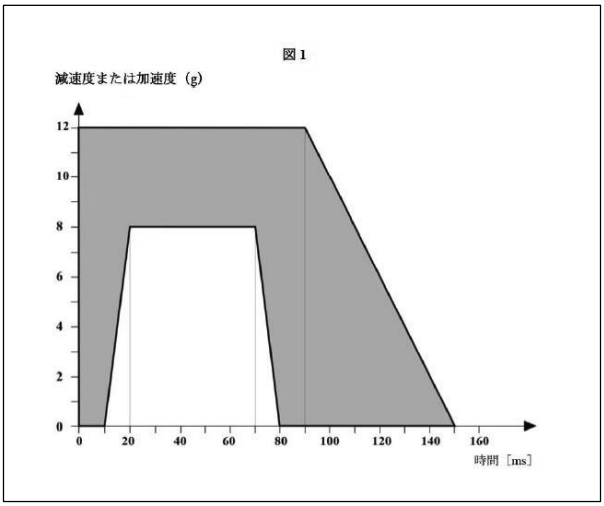

3.2.5. バックル解除試験

・既に動的試験を受けた座席ベルトアッセンブリを使用するものとする。

・協定規則 UN-R16（7.8.2、7.8.3）に準拠すること。

4. 座席ベルト取付部の試験方法

4.1. 一般要件

・車両構造物（フロア等）または完成車両で試験を行う事ができる。

・以下の条件に基づいて、1 つのシートまたはシートグループに関するアンカレッジに試験を限定しても良い。

(a) 当該アンカレッジが他のシートまたはシートグループと同等の構造特性を有すること

(b) 当該アンカレッジが他のシートまたはシートグループより要件適合に不利な構造特性を有すること

4.1.1. 一般試験要件

・同一シートグループの全てのベルトアンカレッジは、同時に試験するものとする。

・牽引力は、車両の中央縦断面に並行な面において、水平から上方に 10°± 5°の角度で加えるものとする。目標荷重の± 30%を公差として、10%の予荷重を加えるものとする。荷重は、該当する目標荷重の 100%まで上げるものとする。

・できる限り速やかに全荷重を掛ける。ベルトアンカレッジは、0.2 秒以上にわたって、指定された荷重に耐えなければならない。

・試験で使用するけん引装置は、協定規則 UN-R14 附則 5 図 1a(下図)のものとする。けん引装置は、シートクッションに載せた後、ベルトを引き出して装置の周りにあてがいながら、シートバックに向けて押し戻す。

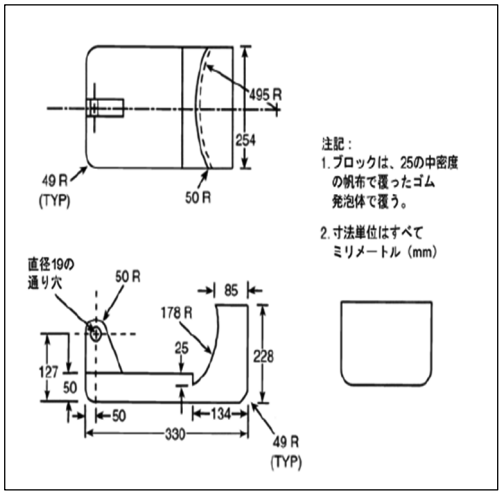

4.2. 試験の為の車両の固定

・固定装置は、車両構造物の左右方向に渡る区域に影響を与えないこと、試験されるアンカレッジから前方 500 ㎜以上、後方 300 ㎜以上離れた位置で固定されること。

4.3. 個別試験要件

・2.3kN±0.2kN の試験荷重を 2 つのベルトアンカレッジに取り付けたけん引装置に加えるものとする。

・すべてがシート構造内に配置されているベルトアンカレッジまたは車両構造とシート構造に分散して配置されているベルトアンカレッジの場合は、更にシート全体の質量の 6.6 倍に等しい力を補充するものとする。

4.4. 動的(スレッド)試験要件

・自動車製作者等の任意の選択により、本技術要件 4.1.1.項及び 4.3.項に定めた静的試験の代わりに本項で定める動的(スレッド)試験を行うことができる。

4.4.1. スレッド

・スレッドは、試験後に恒常的な変形が生じてはならない。スレッドは、衝突時で、ずれが垂直面で 5°、水平面で 2°を超えてはならない。

4.4.2. 車両構造の固定

・シートアンカレッジと安全ベルトアンカレッジに関する車両の剛性にとって不可欠と考えられる車両構造部分は、スレッド上に固定するものとする。

4.4.3. 座席、座席ベルト

・座席及び座席ベルトは、量産車両規格に従って車両構造上に取り付けるものとする。

4.4.4. ダミー

・衝突試験用 6 歳児ダミー（H-Ⅲ6 歳児、Q シリーズ 6 歳児、等）を各シート上に置き（3 人掛けシートなら 3 体、2 人掛けシートなら 2 体）、車両に備えつけた安全ベルトによって拘束するものとする。ダミーの計装は不要である。

・ダミーと同等質量（23kg）のウェイトで置き換えても良い。但し、ウェイトは試験中にシートベルトによって保持され続けるように固定されること。

4.4.5. スレッド減速又は加速波形

・協定規則 UN-R80（付録 1 3.4）に準拠すること。

・衝突を模擬している間の台車の減速度または加速度は、協定規則 UN-R80 付録 1 図 1 に準拠するものとする。

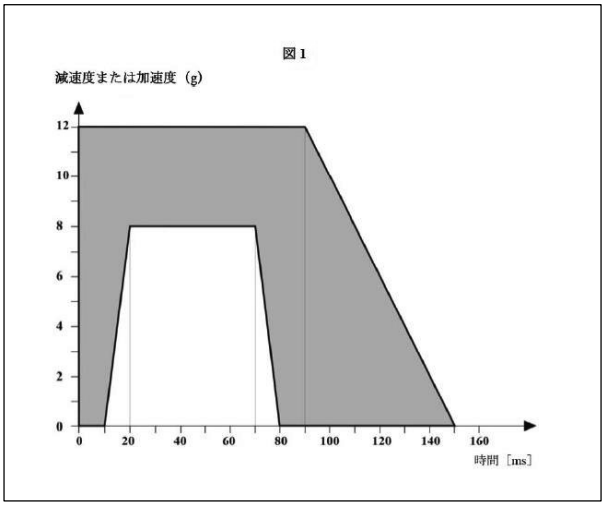

5. 代替的に手動調整式座席ベルトを備える場合の技術要件

5.1. ベルト調節装置

・協定規則 UN-R16（6.2.3.2、6.2.3.4）に準拠すること。

・調節装置は本技術要件 6.の試験を受けるものとする。規定負荷によって生ずる張力下で、破損したり分離したりしてはならない。

5.2. その他

・ベルト調節装置以外は本技術要件に定める各要件を満足すること。

6. 代替的に手動調整式ベルトを備える場合の試験方法

・バックルおよび手動調節装置は通常それらが取り付けられるベルトアッセンブリの部品によって張力試験装置に取り付けるものとする。バックルの規定破断荷重について、手動調整式においては、ストラップの規定破断荷重を考慮し、7.2 kN とする。
・取付け具は、ストラップの耐摩耗性の初期強度として縫製されたストラップと合わせて引張試験が実施され、破断荷重を計測する。その規定荷重はストラップと同じ 7.2 kN とする。
・完全なベルトアッセンブリのサンプル 2 個を−10° ± 1 ℃の冷却キャビネット内に 2 時間放置するものとする。次に、冷却キャビネットから取り出した直後にバックルの相手部品を手動で結合するものとする。
・手動調節装置を試験する時には、通常の使用条件を考慮して約 100 mm/s の速さで調節装置を通して一様にストラップを引っ張り、ストラップが最初に 25mm 移動した後の最大の力を 1 N 単位まで測定するものとする。試験はストラップの調整装置を通して両方向について実施するものとし、測定に先立ってストラップは 10 回のサイクルを繰り返すものとする。

※ 本技術要件は、将来的に日本自動車技術規格（JASO）として発行され、適宜更新されていく予定。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和6年6月 25 日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の**「２か月前」**から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいていますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます（下図参照）

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。

月別の車検台数

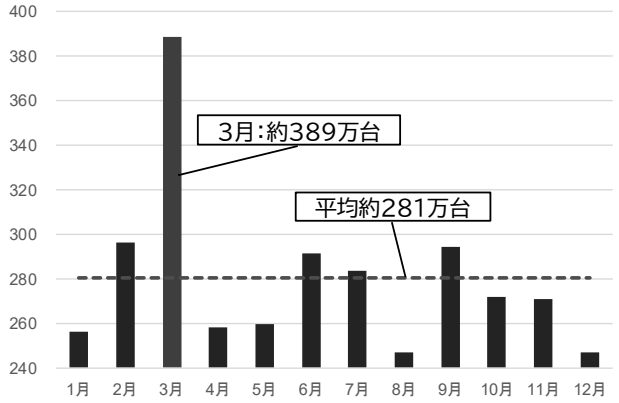

月別車検台数[万台]（2019年から2023年までの5年間における平均）

車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例

車検証の**有効期限前1か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】

車検証の**有効期限前2か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

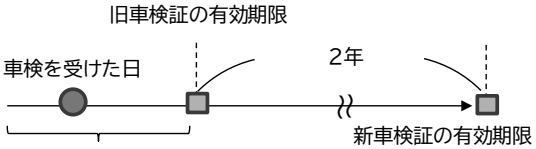

1か月以内 → **「2か月以内」**へ改正

【問合せ先】
物流・自動車局
自動車整備課　本田（内線 42413）　（直通）　03-5253-8599　【車検関係（全般）】
保障制度参事官室　上地（内線 41443）　（直通）　03-5253-8582　【自賠責保険関係】

令和６年６月
物流・自動車局

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令について

１．背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

２．概要

（１）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（２）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第４号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第７条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあってはこれを全国一律に「二月」とする。

３．今後のスケジュール

公　布：令和６年６月 25 日
施　行：令和７年４月１日

別添

国自整第９８号の２
令和６年７月３０日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

国 自 整 第 ９ ８ 号
令和６年７月３０日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

（独）自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センターでは、特定 DTC 照会アプリの機能改善等のため、定期的に当該アプリのアップデートを行っている。このアップデートは、特定 DTC 照会アプリを使用しようとする際に自動的に行われるが、一部の端末においてエラーが発生し、アップデートできなかった事案が報告されている。

このような場合には、通常、OBD 情報・技術センターが設置する OBD 検査コールセンターに問い合わせ、同センターのガイダンスに従ってエラーの解消手順（例：特定 DTC 照会アプリを一度アンインストールして再度インストールする）を行うことにより、OBD 検査を実施できるようになるが、それまでの間は OBD 検査を実施できず、保安基準適合証を交付できないことは、指定自動車整備事業者にとって大きな負担となる。

これらの事情に鑑み、今般、「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号）の規定に基づき、同通達２－１（３）の事象に該当する特定 DTC 照会アプリのアップデート時のエラーが発生した場合の取扱いを別添のとおり「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則」に定めたので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、（独）自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

１．用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月28日国自基第221号、国自整第270号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）「アップデート」とは、（独）自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定DTC照会アプリのアップデートをいう。

（２）「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定DTC照会アプリを使用できない状態となることをいう。

２．特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

（１）OBD検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

（２）特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（１）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領２－１（３）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

（３）特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領２－１（３）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領４－２に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

（４）同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

（５）コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に

OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、（１）から（３）までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し２年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

３．機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

別紙（様式例）

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

□アップデートエラーが発生した日時
（記載例）
■　令和●年●月●日　●時●分

□コールセンターに連絡した日時
（記載例）
■　令和●年●月●日　●時●分、●●（連絡者名）
■　令和●年●月▲日　▲時▲分、●●（連絡者名）

□受領した特例番号
（記載例）
■　UD41-240625-11
■　UD41-240626-11
・
・
・
※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

国自整第１０５号
令和６年８月６日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

国自整第１０５号の２
令 和 ６ 年 ８ 月 ６ 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成７年３月２７日付け自整第６７号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新

自 整 第 ６ ７ 号
平成７年３月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が平成７年２月２８日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．～５．（略）
附則（略）
附則（令和６年８月６日　国自整第１０５号）
１　本改正規定は、令和６年８月６日から施行する。
別紙

黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例　（略）

旧

自 整 第 ６ ７ 号
平成７年３月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局技術安全部整備課長

指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が平成７年２月２８日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．～５．（略）
附則（略）
（新設）

別紙

黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

1

新

１．黒煙規制車の検査について（略）
２．オパシ規制車の検査について
（１）（略）
（削除）

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例
(1)（略）
(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前　照　灯		
取付高さ	右 すれ違い灯 ５８ cm	左 ５８ cm
光軸	下 １０ cm	下 １０ cm
	左・右 ５ cm	左・右 ２０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。（以下、②、③、④及び⑤についても同じ。）

（注）「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。（以下、②についても同じ。）

（注）「光度」の（副）の欄に測定光度の値を記入する。（以下、②及び③についても同じ。）

旧

１．黒煙規制車の検査について（略）
２．オパシ規制車の検査について
（１）（略）
（２）黒煙測定器を用いて判断した場合（経過措置）

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ ２０ % m^{-1}

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例
(1)（略）
(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前　照　灯		
取付高さ	右 すれ違い灯 ５８ cm	左 ５８ cm
光軸	下 １０ cm	下 １０ cm
	左・右 ５ cm	左・右 ２０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。（以下、②及び⑤についても同じ。）

（注）「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。（以下、②についても同じ。）

（注）「光度」の（副）の欄に測定光度の値を記入する。（以下、②及び③についても同じ。）

2

新

②（略）
③　カットオフラインが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し ５８ cm	５８ cm
光軸	下 ５ cm	下 ５ cm
	左・右 １０ cm	左・右 １０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

旧

②（略）
③　カットオフ無しの場合

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し ５８ cm	５８ cm
光軸	下 ５ cm	下 ５ cm
	左・右 １０ cm	左・右 １０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「カットオフ無し」と記入する。

3

新

④カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフライン ５８ cm	cm
光軸	下 ５－６ cm	下 Cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ３５ cd	副×100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。

（注）「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。

旧

（新設）

4

新	旧
⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）	（新設）

前照灯			
取付高さ	右	左	
	すれ違い灯 特例ライン ５８ cm	cm	（注）「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。
光軸	下 ５－６ cm	下 Cm	（注）「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。
	左・右 cm	左・右 cm	
光度	主×100 １００ cd	主×100 cd	（注）「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。
	副×100 ４５ cd	副×100 cd	

新

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることにより判断した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 １６００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 １５００ N	７．０４ N/kg	０．２３ N/kg
計		８９００ N	車両重量	８．５９ N/kg
手動		２４００ N	１０３５ kg	２．３１ N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 ８００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左		

旧

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることにより判断した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 １６００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 １５００ N	７．０５ N/kg	０．２３ N/kg
計		８９００ N	車両重量	８．６０ N/kg
手動		２４００ N	１０３５ kg	２．３２ N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 ８００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左		

新

		700 N	3．40 N/kg	0．23 N/kg	
計		4400 N	車両重量	湿 4．25 N/kg	
手動		2400 N	1035 kg	2．31 N/kg	(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 700 N	3．40 N/kg	0．23 N/kg
計		4400 N	車両重量	4．25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．31 N/kg

旧

		700 N	3．41 N/kg	0．23 N/kg	
計		4400 N	車両重量	湿 4．25 N/kg	
手動		2400 N	1035 kg	2．32 N/kg	(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 700 N	3．41 N/kg	0．23 N/kg
計		4400 N	車両重量	4．25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．32 N/kg

新

(4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	前前軸	右 2800 N	軸重	左右差 200 N
		左 3000 N	595 kg	0．34 N/kg
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N		N/kg
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 1600 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 1500 N	7．04 N/kg	0．23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8．59 N/kg
手動		全車輪ロック 1900 N	1035 kg	1．83 N/kg

(注) ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

旧

(新設)

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合
①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車
②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車
<table><tr><td>走行テスト等の方法と結果</td><td>路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認</td></tr></table>
電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例　(略)</td><td>(新設)

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例　(略)</td></tr>
</table>

国自整第１０６号
令和６年８月６日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

国自整第１０６号の２
令 和 ６ 年 ８ 月 ６ 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

「整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」（平成27年6月5日付け自整第54号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
国 自 整 第 54 号 平成27年6月5日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 物流・自動車局自動車整備課長 整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて 整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。 なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。 記 １．検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違	国 自 整 第 54 号 平成27年6月5日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整備課長 整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて 整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。 なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。 記 １．検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ

新	旧
い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。 一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ９割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において７割を超え、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。（略） ２．検査方法及び判定基準 (1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合 原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。 なお、必要な整備をした上で以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試試機で検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合 (2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合 次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。 なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合 ウ　前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合（ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる） 〔測定方法〕 ①　走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わ	違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。 一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ９割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において７割を超え、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。 ２．検査方法及び判定基準 (1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合 原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。 なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試試機で検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合 (2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合 次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。 なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合 ウ　前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合（ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる） 〔測定方法〕 ①　走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わ

新	旧
せる。 ② カットオフの位置は、エルボー点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、④による。 ③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。〔前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。〕 自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。 ④ カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。 〔判定基準〕 ① エルボー点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。 ② カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、上記④の方法で測定した場合、次のいずれかであること。 (ｲ) 光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。※図１参照	せる。 ② カットオフの位置は、エルボー点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、④による。 ③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。〔前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。〕 自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。 ④ 明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。 〔判定基準〕 ① エルボー点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。 ② 明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、上記④の方法で測定した場合、光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。

3

新	旧
(ﾛ) 光度が最大となる点は、照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。※図２参照 ③ 光度測定点における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図３参照 〔図１〕②(ｲ) 最高光度点の判定基準 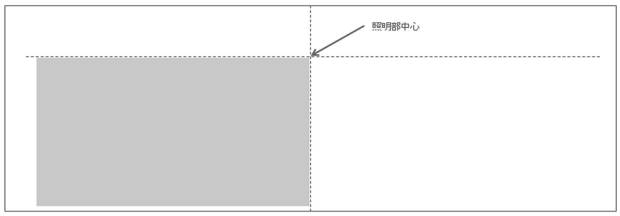 	③ 光度測定点（路面点相当）における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図１参照 （新設）

4

新	旧
〔図２〕②(ﾛ)　10mの距離において測定する場合の最高光度点の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合） 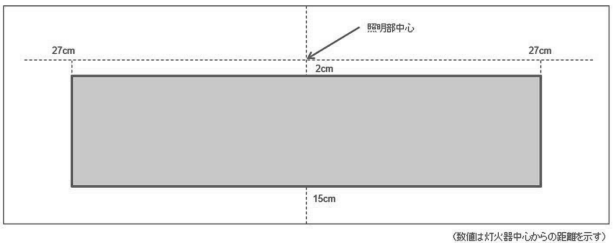 〔図３〕　10mの距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合） 図（略） 〔〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボー点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボー点）の標準位置を太線で示してある。 ※図４参照 〔図４〕測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが１m以下の場合） 図（略） 参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ 別紙１へ 附則（令和６年８月６日　国自整第１０６号）	（新設） 〔図１〕　10mの距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合） 図（略） 〔〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は 3m の位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボー点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボー点）の標準位置を太線で示してある。 ※図２参照 〔図２〕測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが１m以下の場合） 図（略） 参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ 別紙１へ （新設）

5

新	旧
１　本改正規定は、令和６年８月６日から施行する。	

6

（旧）

参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ

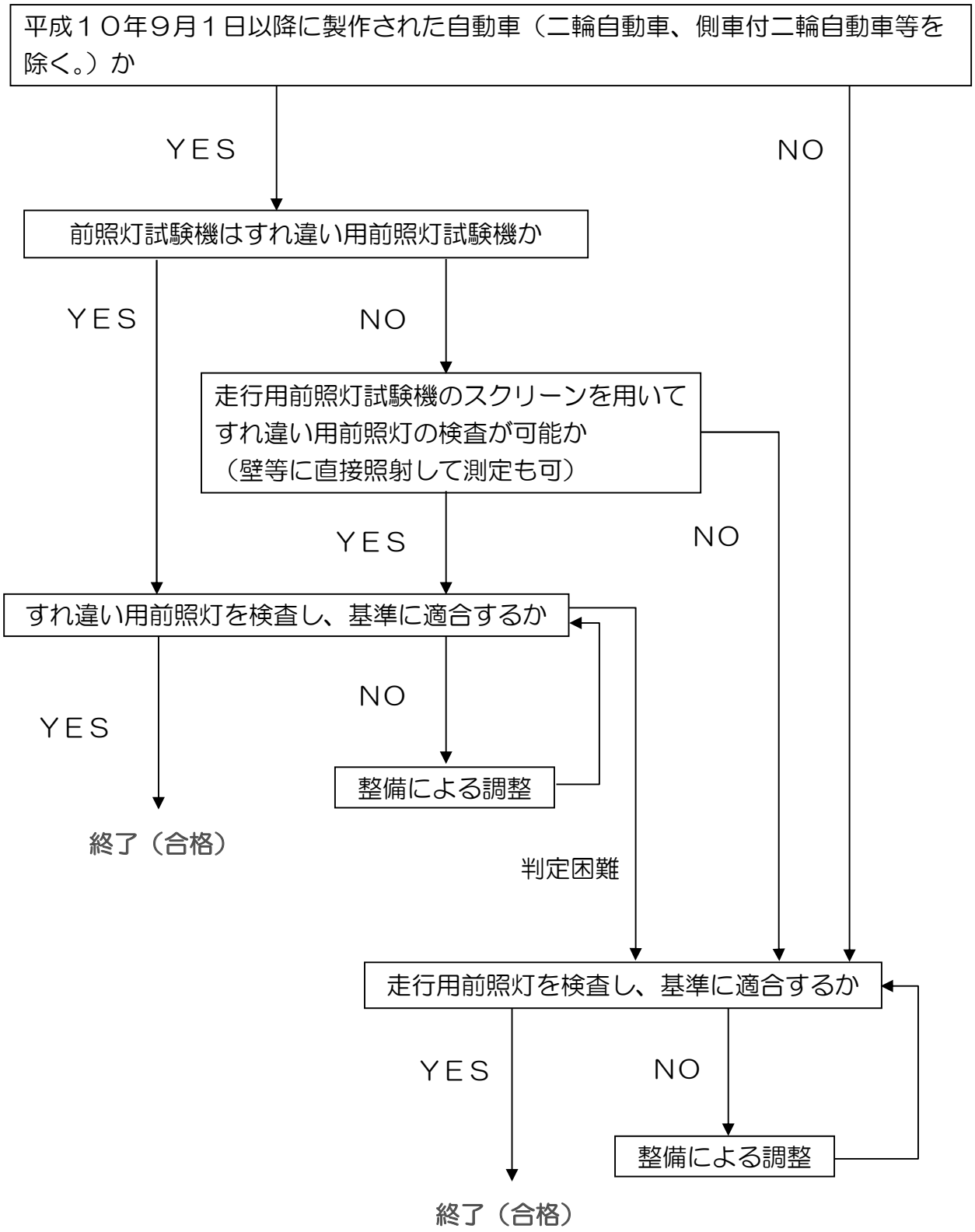

（新）

参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ

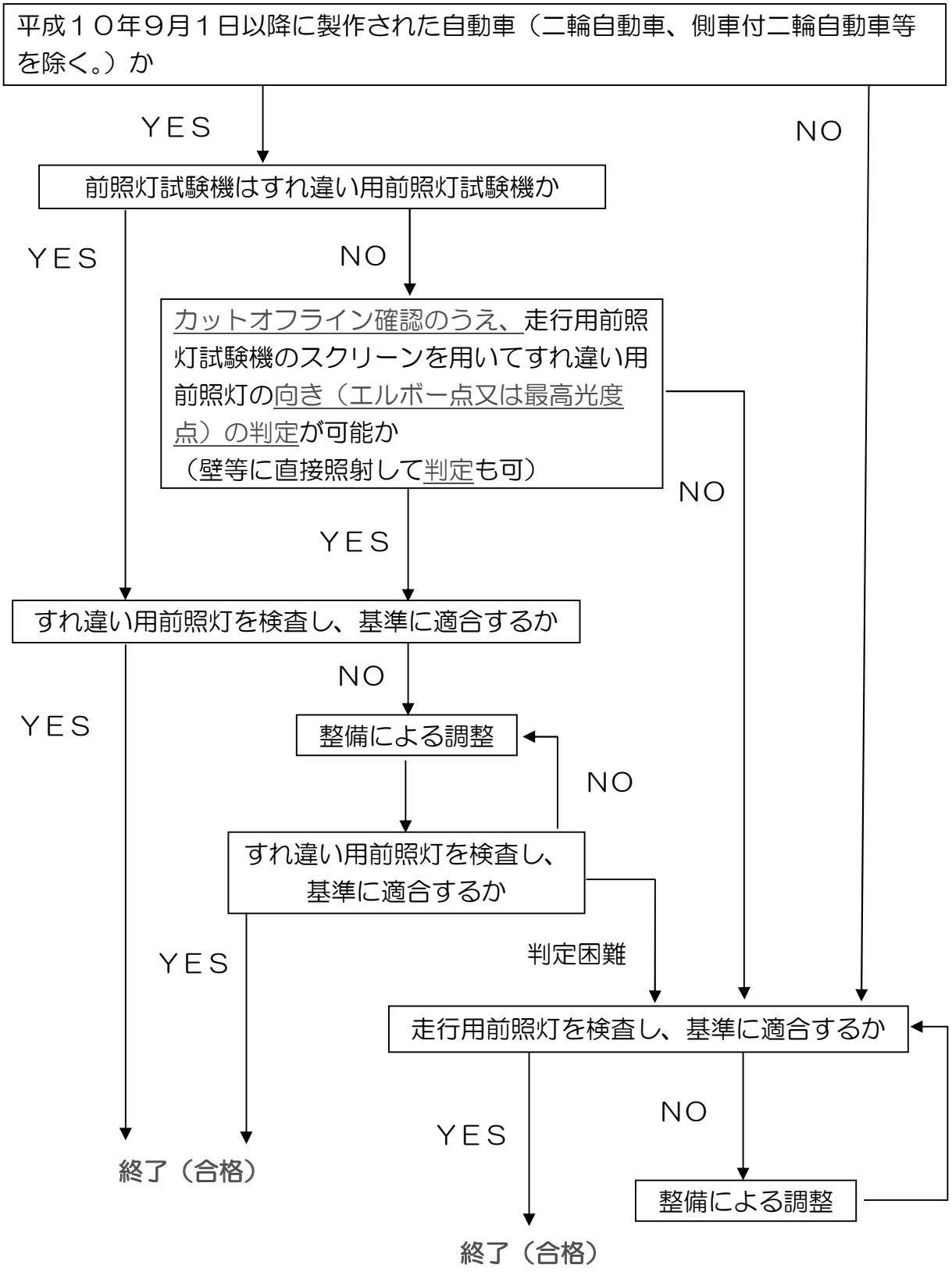

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」について

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

1.イントロダクション　2
2.ビッグモーター不正事案の概要　6
3.透明性確保ガイドラインの概要　8

「透明性確保」の意義

国土交通省

- 健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体は、車体整備サービスの利益を享受することになる消費者（自動車ユーザー）。
- 透明性の確保は、エージェンシー問題（モラルハザード、逆選択など）の改善や車体整備事業者のガバナンス向上を通し、ひいては消費者（自動車ユーザー）の保護に寄与。

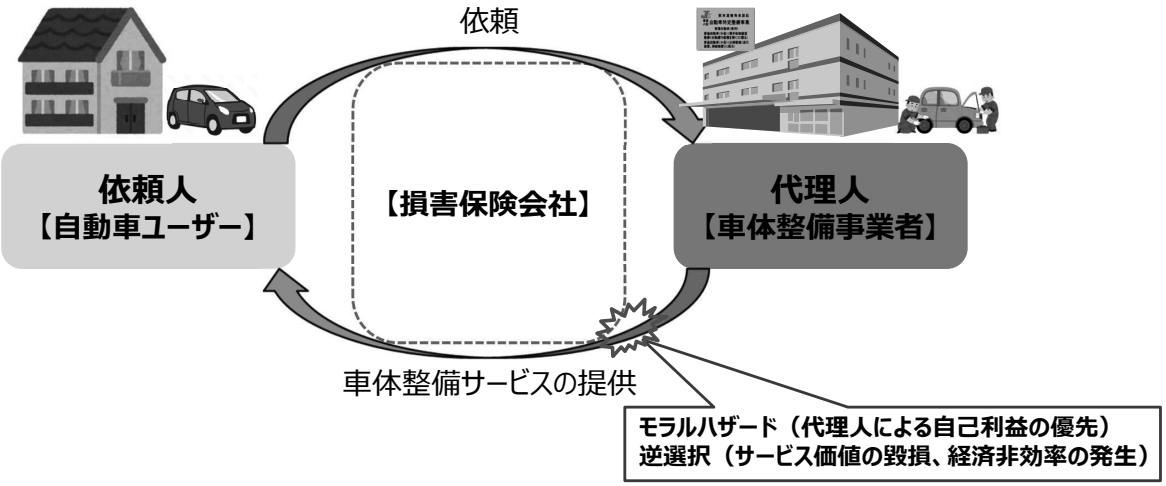

(注) ここでは、便宜上、自動車ユーザーを「依頼人」、車体整備事業者を「代理人」と表現する。

2

道路運送車両法第1条（整備事業の健全な発達等）

国土交通省

- 車両の安全な運行を確保するためには整備事業の健全な発達を図り、ひいては消費者（自動車ユーザー）を含めた公共の福祉の増進のため、「透明性確保」を含めた各種施策を講じていくことは必要。

●道路運送車両法（抄）
第一条　この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

故障・事故時（認証工場(注)）	定期点検時（認証工場等）	継続検査時（指定工場）
	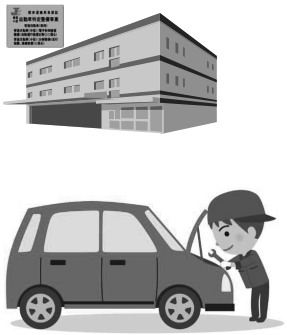	

(注) 特定整備を伴う場合

3

道路運送車両法における規制・制度の例

国土交通省

- 道路運送車両法令では、車体整備事業者が業務の適正な運営を確保するため、従来より、「透明性確保」に資する様々な規制・制度を構築。

認証工場 （分解整備、電子制御装置整備）	特殊整備工場 （車体整備作業（一種・二種））	遵守事項 （点検整備料金の掲示）
（根拠条文） 車両法第78条 ほか	（根拠条文） 車両法第94条	（根拠条文） 車両法施行規則第62の2の2第1項
（概要） ・屋内作業場、作業機械、工員に係る一定の要件を満たす者を認証する。 ・認証された者は指定の標識を掲示する。 ・合計約9.2万工場（R4.6末時点）	（概要） ・認証工場のうち、設備、技術、管理組織に係る一定の要件を満たす者を認定する。 ・認定された者は指定の標識を掲示する。 ・合計約1,300工場（R5.3末時点）	（概要） ・法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

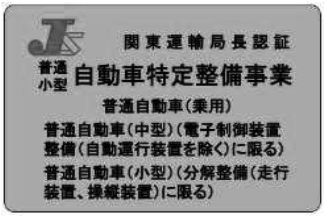

（出所）日本自動車整備商工組合連合会

目次

国土交通省

1.イントロダクション 2

2.ビッグモーター不正事案の概要 6

3.透明性確保ガイドラインの概要 8

（株）ビッグモーター不正事案の概要

国土交通省

- 令和５年７月、ビッグモーターは、故意による損傷の拡大や、実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表。
- 国土交通省は、全国130の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次、行政処分等を実施。

１．経緯

７月１８日　ビッグモーターが第三者委員会による調査報告書を公表

【調査報告書の内容】
全国34事業場で以下の不適切行為を確認
・ 故意による損傷拡大（ゴルフボールを入れた靴下で車体を叩く）
・ 損傷があるように見せかける写真の撮影
・ 実施していない塗装作業の請求　　等

７月２６日　本社に対し、違法行為の有無等のヒアリングを実施

７月２８日　34事業場に対し、一斉に、抜打ちで立入検査を実施

１０月２４日 上記34事業場に対し、行政処分等を実施

３月２９日　ビッグモーターの事業場に対する行政処分等の結果及び再発防止策を公表

２．主な違反内容と行政処分等

【確認された主な違反内容】

- 点検又は整備における過剰請求
- 整備記録簿の虚偽記載
- 点検整備の全部又は一部を実施せず
- 立入検査を行った職員に対する虚偽陳述
- 車検における検査を一部実施せず

【事業場に対する行政処分】

認証工場（全130事業場）

整備事業停止（10～90日）	１０２

うち指定工場（１０２事業場）

指定取消	３７
車検業務の停止（5～180日）	４１

３．現在の対応状況

- 改善対策の状況を継続的に確認
- 同種事案の再発防止策の周知

目次

国土交通省

1.イントロダクション　2

2.ビッグモーター不正事案の概要　6

3.透明性確保ガイドライン　8

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」の概要

国土交通省

- 透明性の確保は、消費者（自動車ユーザー）等が車体整備サービスの妥当性・適切性を判断し、また事後的な検証が必要となる際においても、必要不可欠。
- 本ガイドラインは、整備作業前後における画像情報の記録・保存、消費者等に対する作業内容の説明や了承など、車体整備事業者に求められる取組み等を示すもの。

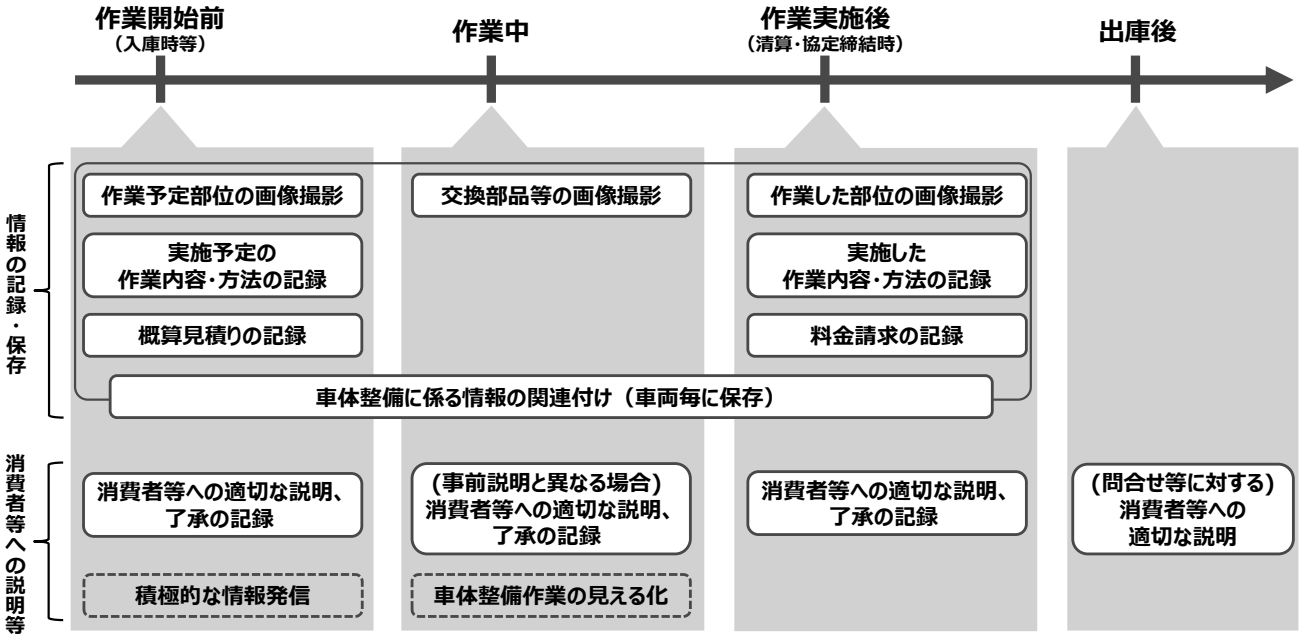

（注）□は「求められる取組み」、⬚は「望ましい取組み」を示す。

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」～目的、対象範囲～

国土交通省

目的

- 事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みをガイドラインとして示す
- 道路運送車両法を所管する国土交通省が指導・監督を行う際の指針の一つとすることで、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現することを目的とする
- 本ガイドラインが社会に広く浸透することにより、自動車ユーザーである消費者において車体整備に対する理解の増進を図る

対象範囲

- 自動車整備事業者のうち、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業を行う事業者（本ガイドラインにおいて、「車体整備事業者」という）を対象とする

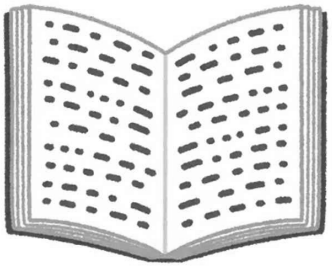

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」 ～実施することが求められる取組み（１）～

国土交通省

（１）車体整備作業に係る画像情報の記録・保存

- **各段階において車体整備作業に係る画像情報を記録し、一定期間保存**すること

＜記録すべき画像情報＞

① 作業開始前
- 車両を特定することができる情報（例．ナンバープレートを含めた画像）
- 車体修理や部品交換等の車体整備を行う予定の部位に係る情報

② 作業実施中
- 車両を特定することができる情報
- 車体修理や部品交換等の整備を行っていることが分かる情報
  （例．バンパー取付けにより見えなくなる交換部品）
- 車体整備に用いる部品・材料が分かる情報
  （例．使用した塗料缶、新品・純正品であることを示すマーク）

③ 作業実施後
- 車両を特定することができる情報
- 車体修理や部品交換等の車体整備を行った部位に係る情報

＜その他＞
- 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する
- 取得した時刻を記録する
- ピントが合い明るく見やすいものであり、第三者により記録すべき情報を的確に理解できるものであること
  （例．対象部が認識可能な大きさであること、画質が確保されていること）

10

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」 ～実施することが求められる取組み（２）～

国土交通省

（２）車体整備作業の内容・方法に係る情報の記録・保存

- **各段階において具体的な作業内容や方法に係る情報を記録し、一定期間保存**する

＜記録すべき具体的な作業内容・方法に係る情報＞

① 作業開始前
- 予定している具体的な作業内容・方法に係る情報
  （例．ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装）
- 車体整備に用いる部品・材料等の情報
  （例．交換予定部品の品名、使用予定塗料の品名）

② 作業実施後
- 実際に行った具体的な作業内容・方法に係る情報
  （例．ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装）
- 実際に用いた部品・材料等の情報
  （例．交換した部品の品名、使用した塗料の品名）
- 実際に行った作業内容・方法が予定しているものと異なる場合においては、その理由

＜その他＞
- 上記情報を適切な媒体に記録する
  （例．受付表、車体整備記録簿）
- 情報記録者又は作業実施者を明記する
- 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する
  （特定整備に該当する場合は、特定整備記録簿に記録の上、２年間保存する）

11

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」
～実施することが求められる取組み（３）～

国土交通省

（３）車体整備の料金に係る情報の記録・保存

- **各段階において車体整備作業の料金に係る情報を記録し、一定期間保存する**

＜記録すべき車体整備作業の料金に係る情報＞

① 作業開始前
- 予定している車体整備の内容及びその料金
- 交換する部品名及びその料金
- 使用する塗料の名称及びその料金
- 以上をまとめた概算見積りの料金

② 作業実施後
- 実施した車体整備の内容及びその料金
- 交換した部品名及びその料金
- 使用した塗料の名称及びその料金

＜その他＞
- 上記情報を適切な媒体に記録する
  （例．事前見積書、清算見積書、納品請求書）
- 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する

12

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」
～実施することが求められる取組み（４）～

国土交通省

（４）車体整備に係る情報の関連付け

- (1)の作業に係る画像、(2)の具体的な作業内容・方法、(3)の料金に係る情報について、**対象となる車両ごとに関連付けをし、一定期間保存**する

＜保存方法（一例）＞
- (1)の作業に係る画像、(2)の具体的な内容・方法、(3)の料金に係る情報の電磁的記録を、同一のPCやクラウド等に保存する
- (1)～(3)に係る情報を関連付けるシステムを活用して電磁的に保存する
  （例．業界団体が推奨する車体整備記録簿システム、民間企業が開発・販売するシステム）
- 車体整備に併せて点検整備を実施する場合は、(1)～(3)に係る情報の電磁的記録に加え、点検整備記録簿の電磁的記録を併せて保存する

＜その他＞
- 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存する

13

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」
～実施することが求められる取組み（５）～

国土交通省

（５）消費者等への適切な説明と消費者等の了承

- 消費者等の要望を踏まえ、(1)の作業に係る画像、(2)の具体的な作業内容・方法、(3)の料金に係る**情報等を活用して整備サービスに関し適切に説明し、消費者等から書面等にて了承を得る**こと

＜各段階において説明すべき内容等＞

① 作業開始前（入庫前も含む）
- 整備サービスの内容（要する時間、整備が必要となる具体的箇所やその必要性、費用）等について、(1)～(3)に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明する
- 上記説明後、消費者等から、提供する整備サービスに関し書面などにて了承を得る

② 作業実施中
- 整備サービスの提供開始前に説明した作業内容・方法や概算見積りと実際が異なる場合においては、その理由について消費者等に適切に説明し、了承を得る

③ 作業実施後
- (1)～(3)に係る情報等を活用して、消費者等に整備サービスの内容を適切に説明する
- 上記説明後、消費者等から、書面などにて了承を得る

④ 車両引き渡し後
- 提供した整備サービスに係る問合せなどについて、必要かつ適切な説明を行う

＜その他＞
- 事後的な検証を可能とするに足りる期間において電磁的に保存する

(注)「消費者等」とは、消費者（自動車ユーザー）の他、自動車損害保険金の支払いに関係する者を含めた者を指す。

14

「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」
～実施することが望ましい取組み（１）、（２）～

国土交通省

（１）車体整備作業の見える化

- 車体整備作業を実施している際においても、**車体整備作業の見える化に係る取組みを行う**ことが望ましい

＜見える化の取組み（一例）＞
- 工場内のレイアウトの工夫し、車体整備作業の状況を目視で確認できるようにする
- 工場内にカメラを設置し、車体整備作業の状況を映像で確認できるようにする

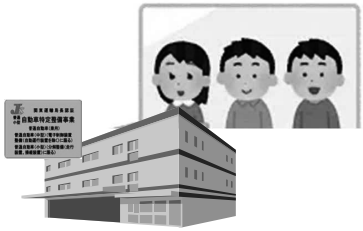

（２）消費者に対する積極的な情報発信

- 自社のWebサイト、SNS又は情報誌などを活用し、**提供する車体整備サービスに係る情報を積極的に発信**することが望ましい

＜積極的に発信する情報（一例）＞
- 車体整備サービスの内容
- 車体整備サービスに係る標準料金
- 道路運送車両法に基づく認証（分解整備、電子制御装置整備）や優良認定（車体整備作業（一種又は二種）に係る情報
- 業界団体が推奨する自主認定に係る情報
  （例.「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」等）
- 自動車整備士資格の保有に係る情報
  （例. 一級整備士、特殊整備士（自動車車体整備士）等）

15

令和5年度　北陸信越運輸局管内における自動車整備事業者の処分概要

北陸信越運輸局　自動車技術安全部　整備・保安課

1. 自動車特定整備事業者に対する行政処分

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分等の内容	備考
1	専業	①特定整備記録簿の記載漏れ ②整備主任者法令研修未受講 ③点検整備料金の過剰請求	①特定整備記録簿の記載漏れがあった。 ②整備主任者法令研修を整備主任者に受講させなかった。 ③板金作業について整備料金を過剰請求した。	自動車特定整備事業の停止　15日	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
2	専業	①特定整備記録簿の備付け・記載違反 ②特定整備記録簿の保存義務違反 ③点検整備料金の過剰請求 ④整備主任者選任違反等	①特定整備記録簿について、虚偽記載および記載漏れがあった。 ③特定整備記録簿が保存されていなかった。 ④点検整備料金を過剰請求した。 ⑤特定整備記録簿の記載漏れ・記載誤りが多数にのぼり、特定整備事業者としての管理体制に不備があった。	自動車特定整備事業の停止　25日	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
3	専業	①特定整備記録簿の備付け・記載違反 ②特定整備記録簿の保存義務違反 ③設備・従業員の基準不適合 ④点検整備料金の過剰請求 ⑤整備主任者選任違反等	①特定整備記録簿の記載漏れがあった。 ②特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付していなかった。 ③事業場に必要な点検計器及び点検装置を備えていなかった。 ④点検整備料金を過剰請求した。 ⑤特定整備記録簿の記載漏れ・記載誤りが多数にのぼり、特定整備事業者としての管理体制に不備があった。	自動車特定整備事業の停止　20日	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
4	専業	①特定整備記録簿の備付け・記載違反 ②特定整備記録簿の交付義務違反 ③点検整備料金の過剰請求 ④整備主任者選任違反等 ⑤整備主任者の未届出、変更未届出	①特定整備記録簿の未作成、記載漏れがあった。 ②特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付していなかった。 ③点検整備料金を過剰請求した。 ④特定整備記録簿の記載漏れ・記載誤りが多数にのぼり、特定整備事業者としての管理体制に不備があった。 ⑤整備主任者の選任届出を実施していなかった。	自動車特定整備事業の停止　20日	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
5	専業	①特定整備記録簿の記載漏れ ②点検整備料金の過剰請求	①特定整備記録簿の記載漏れがあった。 ②板金作業について整備料金を過剰請求した。	自動車特定整備事業の停止　10日	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。

2. 指定自動車整備事業者に対する行政処分

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	専業	一時抹消された乗用車について、登録識別情報等通知書と同一性が相違するにもかかわらず保安基準適合証に証明、交付	一時抹消された乗用車について、登録識別情報等通知書と同一性が相違するにもかかわらず保安基準適合証に証明、交付した。	指定取消 自動車検査員解任命令	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
2	専業	故意以外により検査の一部未実施	故意以外により、検査の一部（CO・HCテスタの検査、排気騒音検査）を実施しなかった。	保安基準適合証等の交付停止　20日	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
3	専業	①検査の設備等が基準不適合 ②適合証等の不正交付（点検・整備・検査不適切） ③適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ④指定整備記録簿の備付・記載違反 ⑤検査員の不正証明行為 ⑥同一性違反	①事業場管理責任者が指定整備事業にかかる管理を実施しておらず、法令の規定を遵守する体制が確立されていなかった。 ②速度計の検査を適切に実施できていないことを認識していながら保安基準適合証等を交付した。 ③車両の長さ等が登録識別情報等通知書と相違しているにも関わらず保安基準適合証を交付した。 ④速度計の検査を適切に実施したかのように指定整備記録簿に虚偽の記載をした。 ⑤検査員は速度計の検査を実施できていないことを認識していながら保安基準適合証等に証明した。 ⑥検査員は車両の長さ等が登録識別情報等通知書と相違しているにもかかわらず保安基準適合証に証明した。	指定取消 自動車検査員解任命令	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
4	専業	①検査の設備等が基準不適合 ②適合証等の不正交付 ③指定整備記録簿の備付・記載違反 ④検査員の不正証明行為	①道路運送車両法又はこの省令の規定を遵守することができる体制を有していない。 ②故意により速度計検査を実施せずに適合証を交付した。 ③故意以外により一酸化炭素及び炭化水素の検査を実施せず適合証を交付した。 ④指定整備記録簿に検査結果を虚偽記載した。 ⑤指定整備記録簿の一部に記載漏れ又は記載誤りがあった。 ⑥自動車検査員は検査の一部を実施せずに適合証に証明した。	指定取消 自動車検査員解任命令	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
5	専業	検査の一部を実施せず保安基準適合証に証明、交付	速度計試験の検査を実施せずに適合証に証明し交付した。	指定取消 自動車検査員解任命令	－
6	専業	不正改造状態での保安基準適合証に証明、交付	ホイールクレーンの検査において、ホース・クランプが装着されたまま保安基準適合証に証明、交付し、後に車両火災を引き起こした。	保安基準適合証等の交付停止　25日 自動車検査員解任命令	－
7	専業	故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証に証明、交付	複数台の自動車における前照灯の検査において、明るさが保安基準に適合していないにもかかわらず保安基準適合証に証明、交付した。	保安基準適合証等の交付停止　30日 自動車検査員解任命令	－

3. 指定自動車整備事業者に対する文書警告（自動車検査員に対する文書警告含む。）

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	専業	検査用機械器具の能力を超えての検査実施	事業場に備え付けられている検査用機器の能力を超えているにもかかわらず、当該機器により測定した結果をもって保安基準適合証を交付した。	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	－
2	専業	①故意以外による検査一部未実施での適合証交付 ②検査一部未実施での適合証への証明	自動車検査証では「バン」であったが、実際の自動車は「キャブオーバー」であり同一性が相違していた。	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	－
3	専業	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査員の不正証明行為	①登録を受けたことがなく、自動車検査証又は登録識別情報通知書の交付を受けていない自動車に対して、保安基準適合証への証明及び交付を行った。 ②自動車検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証へ証明した。	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	－
4	ディーラ	①点検・整備・検査不適切 ②指定整備記録簿の備付・記載違反 ③検査員の不正証明行為	①故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付 ②指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した。	支局長文書警告	－
5	専業	①適合証等の不正交付 ②同一性違反	同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。	支局長文書警告	－
6	ディーラ	適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。	支局長文書警告	－
7	専業	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査の設備等が基準不適合 ③同一性違反	①同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ②同一性の確認を実施しないまま保安基準適合証を交付した管理組織について、法令の規定を遵守できる管理体制でなかった。 ③検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	支局長文書警告	－
8	専業	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②同一性違反	①同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。	支局長文書警告	－
9	専業	自賠責の確認をせず適合証交付	適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日のうち大部分の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。	文書警告または口頭注意	複数あり

4. 自動車特定整備事業者に対する文書警告

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	専業	①特定整備記録簿の備付け・記載義務違反 ②整備主任者選任違反等	①特定整備記録簿について、整備内容・交換部品の記載漏れ・記載誤りがあった。 ②特定整備記録簿の記載漏れ・記載誤りが多数にのぼり、特定整備事業者としての管理体制に不備があった。	局長文書警告	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。
2	専業	①特定整備記録簿の備付け・記載違反 ②特定整備記録簿の保存義務違反	①特定整備記録簿の一部記載漏れがあった。 ②特定整備記録簿を2年間保存していない。	局長文書警告	北陸信越運輸局行政処分審査委員会を開催し、違反点数を2倍した。

Ⅲ　統計資料

1　管内自動車保有車両数の推移（過去5年）

北陸信越運輸局

支局等		年度 / 車種	31	2	3	4	5
新潟	新潟	登録車	592,736	588,817	584,161	579,474	574,587
		小型二輪	17,669	18,115	18,725	19,254	19,490
		軽自動車	486,448	489,473	489,982	493,800	496,313
		計	1,096,853	1,096,405	1,092,868	1,092,528	1,090,390
		対前年比	99.8%	100.0%	99.7%	100.0%	99.8%
	長岡	登録車	364,036	360,961	357,329	354,495	352,198
		小型二輪	12,103	12,304	12,667	13,137	13,408
		軽自動車	340,109	340,538	341,280	343,139	343,330
		計	716,248	713,803	711,276	710,771	708,936
		対前年比	99.8%	99.7%	99.6%	99.9%	99.7%
	小計	登録車	956,772	949,778	941,490	933,969	926,785
		小型二輪	29,772	30,419	31,392	32,391	32,898
		軽自動車	826,557	830,011	831,262	836,939	839,643
		計	1,813,101	1,810,208	1,804,144	1,803,299	1,799,326
		対前年比	99.8%	99.8%	99.7%	100.0%	99.8%
長野	長野	登録車	471,573	470,411	468,272	467,200	466,301
		小型二輪	17,002	17,373	17,849	18,561	18,942
		軽自動車	435,480	438,922	440,405	444,941	446,747
		計	924,055	926,706	926,526	930,702	931,990
		対前年比	99.9%	100.3%	100.0%	100.5%	100.1%
	松本	登録車	487,784	485,511	482,308	480,311	478,785
		小型二輪	17,035	17,344	17,931	18,541	18,986
		軽自動車	443,139	446,417	449,219	453,494	456,443
		計	947,958	949,272	949,458	952,346	954,214
		対前年比	100.0%	100.1%	100.0%	100.3%	100.2%
	小計	登録車	959,357	955,922	950,580	947,511	945,086
		小型二輪	34,037	34,717	35,780	37,102	37,928
		軽自動車	878,619	885,339	889,624	898,435	903,190
		計	1,872,013	1,875,978	1,875,984	1,883,048	1,886,204
		対前年比	100.0%	100.2%	100.0%	100.4%	100.2%
富山		登録車	511,222	508,754	505,475	503,040	500,163
		小型二輪	12,398	12,819	13,315	13,864	14,238
		軽自動車	367,949	369,817	371,144	373,840	375,617
		計	891,569	891,390	889,934	890,744	890,018
		対前年比	99.9%	100.0%	99.8%	100.1%	99.9%
石川		登録車	537,535	536,175	534,658	533,477	531,572
		小型二輪	12,408	12,711	13,263	13,764	14,191
		軽自動車	356,581	358,064	359,622	362,712	365,271
		計	906,524	906,950	907,543	909,953	911,034
		対前年比	100.2%	100.0%	100.1%	100.3%	100.1%
管内合計		登録車	2,964,886	2,950,629	2,932,203	2,917,997	2,903,606
		小型二輪	88,615	90,666	93,750	97,121	99,255
		軽自動車	2,429,706	2,443,231	2,451,652	2,471,926	2,483,721
		計	5,483,207	5,484,526	5,477,605	5,487,044	5,486,582
		対前年比	99.9%	100.0%	99.9%	100.2%	100.0%

２　管内継続検査件数の推移（過去５年）

北陸信越運輸局

県		区分・年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新潟	新潟	持込件数	73.8	76.0	73.1	76.8	74.5
		指定整備	194.1	194.1	191.3	188.2	184.0
		新潟計	267.9	270.1	264.4	265.0	258.5
		対前年比	97.8	100.8	97.9	100.2	97.5
	長岡	持込件数	41.4	42.4	41.4	42.8	41.5
		指定整備	134.7	142.0	142.5	149.0	144.5
		長岡計	176.1	184.4	183.9	191.8	186.0
		対前年比	98.8	104.7	99.7	104.3	97.0
	県計	持込件数	115.2	118.4	114.5	119.6	116.0
		指定整備	328.8	336.1	333.8	337.2	328.5
		計	444.0	454.5	448.3	456.8	444.5
		対前年比	98.2	102.4	98.6	101.9	97.3
長野	長野	持込件数	56.3	58.0	56.1	58.7	58.8
		指定整備	156.7	160.1	157.4	162.9	157.4
		長野計	213.0	218.1	213.5	221.6	216.2
		対前年比	97.9	102.4	97.9	103.8	97.6
	松本	持込件数	46.5	48.7	48.5	50.6	49.8
		指定整備	167.9	172.4	168.5	172.9	166.6
		松本計	214.4	221.1	217.0	223.5	216.4
		対前年比	98.6	103.1	98.1	103.0	96.8
	県計	持込件数	102.8	106.7	104.6	109.3	108.6
		指定整備	324.6	332.5	325.9	335.8	324.0
		計	427.4	439.2	430.5	445.1	432.6
		対前年比	98.3	102.8	98.0	103.4	97.2
富山		持込件数	42.4	44.6	42.8	43.6	42.0
		指定整備	189.6	194.0	191.8	196.7	191.9
		富山計	232.0	238.6	234.6	240.3	233.9
		対前年比	97.6	102.8	98.3	102.4	97.3
石川		持込件数	51.6	53.0	50.8	52.8	51.0
		指定整備	188.0	196.2	194.6	200.3	192.9
		石川計	239.6	249.2	245.4	253.1	243.9
		対前年比	97.9	104.0	98.5	103.1	96.4
合計		持込件数	312.0	322.7	312.7	325.3	317.6
		指定整備	1,031.0	1,058.8	1,046.1	1,070.0	1,037.3
		計	1,343.0	1,381.5	1,358.8	1,395.3	1,354.9
		対前年比	98.1	102.9	98.4	102.7	97.1

（注）　１．軽自動車を除く。
　　２．検査業務量の単位は千単位で示す。

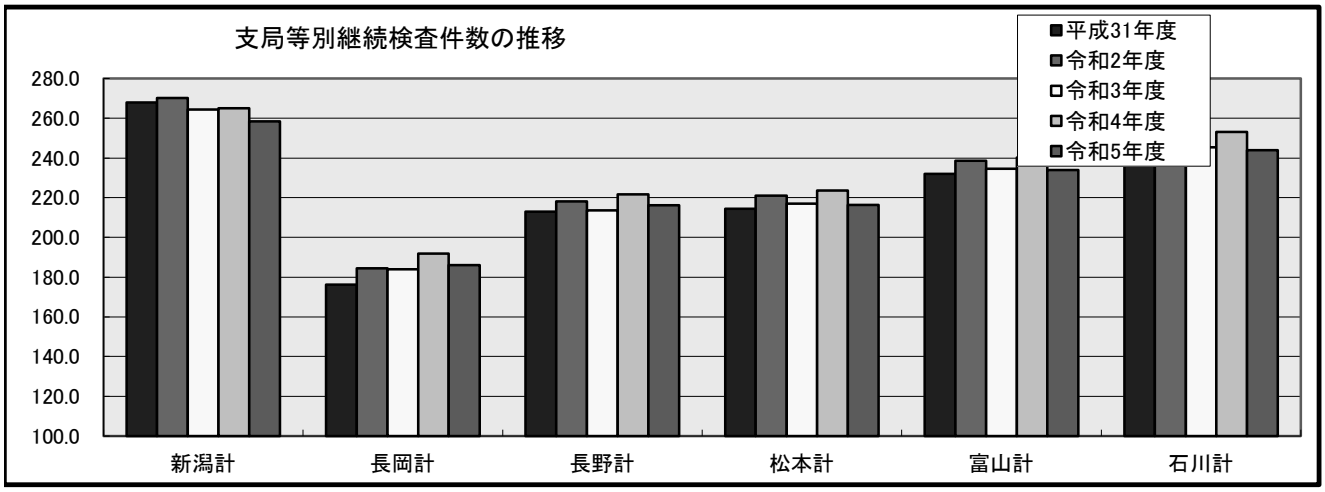

３ 管内ユーザー車検受検件数の推移（過去5年）

単位は百単位で示す。

支局等	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	（対前年比）
新 潟	128	135	130	135	137	101.5%
長 岡	44	46	42	44	45	102.3%
長 野	95	99	95	102	107	104.9%
松 本	120	122	116	118	120	101.7%
富 山	85	93	92	100	101	101.0%
石 川	91	96	91	97	100	103.1%
合 計	563	591	566	596	610	102.3%

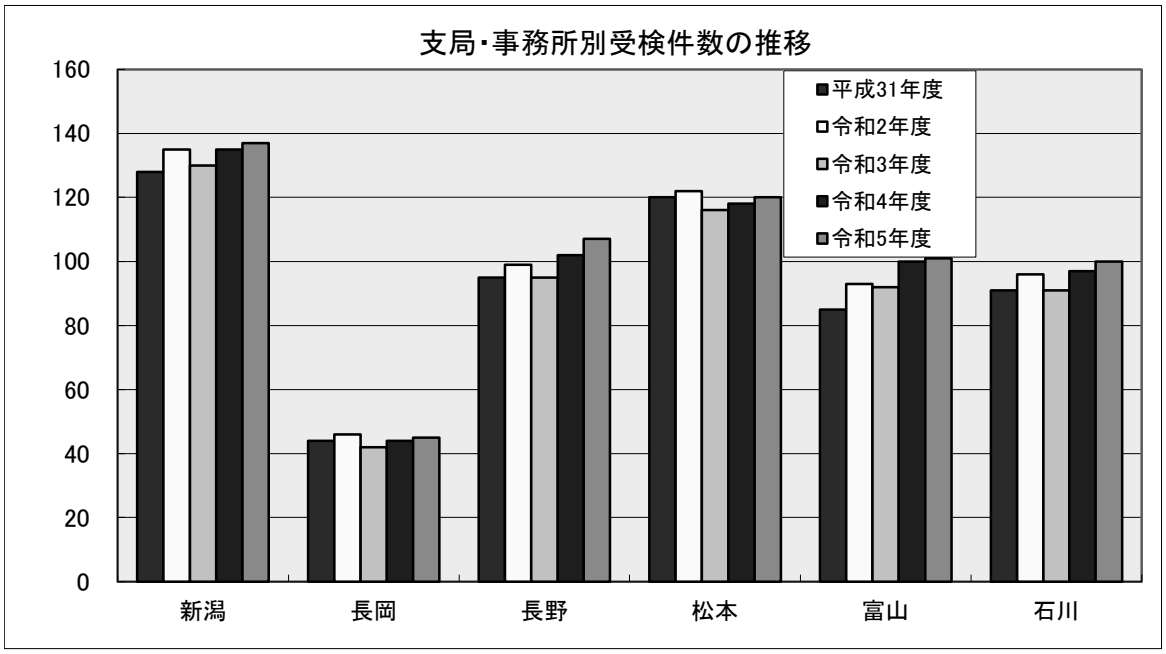

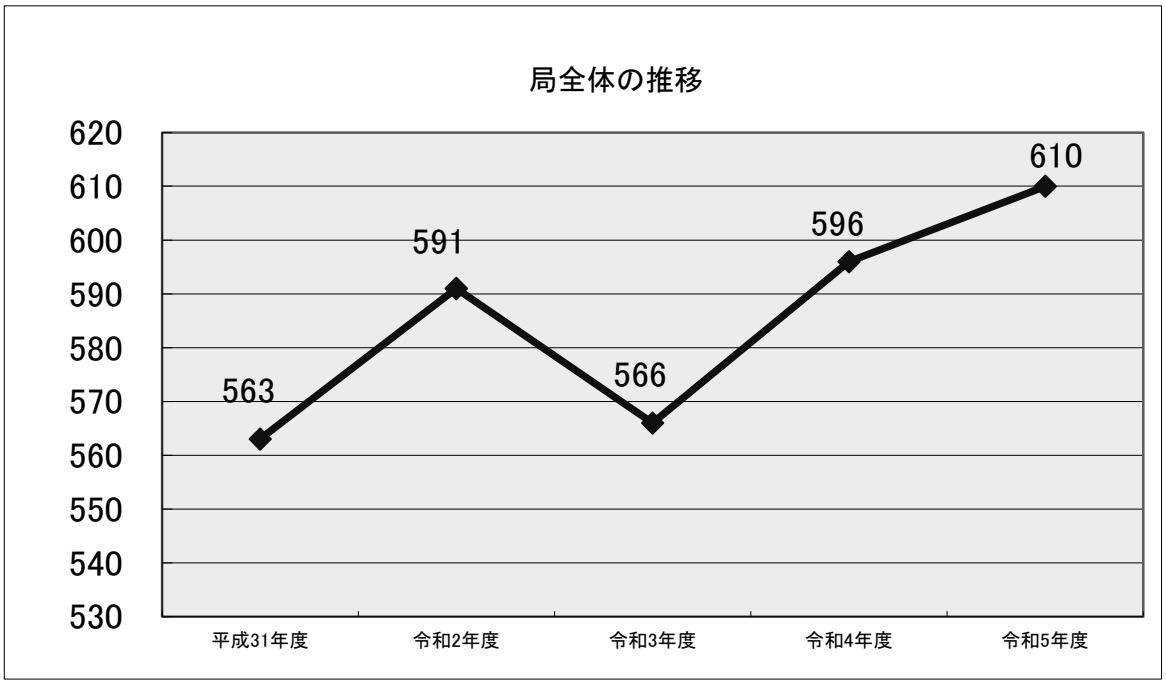

4　管内認証・指定工場数及び指定整備率（過去10年）

県 別	項目＼年度	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
新潟	認 証 工 場 数	2,098	2,108	2,115	2,107	2,095	2,085	2,072	2,088	2,087	2,088
	指 定 工 場 数	602	606	613	613	614	614	609	611	608	603
	指定整備率 （登）	73.3	73.3	73.8	73.8	73.9	74.0	74.1	73.9	73.8	73.9
	指定整備率 （軽）	67.9	68.8	69.8	70.3	70.3	70.9	71.0	71.1	71.5	71.1
長野	認 証 工 場 数	2,087	2,092	2,087	2,085	2,082	2,085	2,084	2,079	2,085	2,117
	指 定 工 場 数	529	532	538	552	553	554	551	542	545	544
	指定整備率 （登）	75.2	75.3	76.0	75.2	76.3	75.9	75.9	75.7	75.4	74.9
	指定整備率 （軽）	68.7	68.9	69.7	70.3	70.5	70.3	70.3	70.1	70.1	70.0
富山	認 証 工 場 数	1,015	1,017	1,019	1,023	1,019	1,018	1,003	1,019	1,026	1,027
	指 定 工 場 数	408	411	412	412	412	411	411	412	415	411
	指定整備率 （登）	80.6	80.7	81.6	81.7	81.4	81.6	81.7	81.3	81.9	82.0
	指定整備率 （軽）	73.2	73.6	75.3	75.8	75.9	75.8	75.8	76.4	77.2	77.4
石川	認 証 工 場 数	1,118	1,109	1,117	1,116	1,115	1,114	1,118	1,119	1,124	1,132
	指 定 工 場 数	390	397	399	405	406	410	409	403	407	407
	指定整備率 （登）	76.2	76.5	77.1	77.1	77.7	78.4	78.5	78.7	79.1	79.1
	指定整備率 （軽）	68.1	69.2	70.1	70.8	71.3	72.5	73.2	73.5	74.1	74.3
局 計	認 証 工 場 数	6,318	6,326	6,338	6,331	6,311	6,302	6,277	6,305	6,322	6,364
	指 定 工 場 数	1,929	1,946	1,962	1,982	1,985	1,989	1,980	1,968	1,975	1,965

（注）1．認証工場数には、指定工場を含んでいる。
　　2．指定整備率は、継続検査における指定整備取扱い件数の割合を示す。
　　3．指定整備率（登）は登録車の指定整備率を示し、指定整備率(軽）は軽自動車の指定整備率を示す。

5　管内認証・指定工場の実態（令和5年度末）

項目＼支局別	認証	整備主任者選任数	指定	検査員選任数	集約化（指定工場）		
	工場数		工場数		協業組合	協同組合	企業組合
新　　潟	2,088	5,379	603	2,107	17	0	0
長　　野	2,117	5,137	544	1,973	21	4	0
富　　山	1,027	2,733	411	1,365	2	0	0
石　　川	1,132	2,484	407	1,248	5	1	0
運 輸 局 計	6,364	15,733	1,965	6,693	45	5	0

Ⅳ　その他資料（連絡先等一覧）

１　北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所

名称及び所在地	郵便番号	部署名	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸信越運輸局自動車技術安全部 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	950-8537	管理課 整備・保安課 技術課 不正改造車・黒煙 110 番 自動車の検査・整備 110 番 （自動車の不具合情報の受付）	（共通） 025-285-9155 025-285-9165	025-285-9175
新潟運輸支局 新潟市中央区東出来島 14-26	950-0961	総務企画 輸送・監査 検査・登録 （テレホンサービス） 整備・保安	025-285-3123 025-285-3124 050-5540-2040 025-285-3125	025-285-0473
長岡自動車検査登録事務所 長岡市摂田屋町字外川 2643-1	940-1104	検査・登録 （テレホンサービス）	050-5540-2041	0258-22-3487
長野運輸支局 長野市西和田 1-35-4	381-8503	総務企画 輸送・監査 検査・登録 （テレホンサービス） 整備・保安	026-243-4384 026-243-4603 050-5540-2042 026-243-5525	026-259-4508
松本自動車検査登録事務所 松本市平田東 2-5-10	399-0014	検査・登録 （テレホンサービス）	050-5540-2043	0263-86-4751
富山運輸支局 富山市新庄町馬場 82	930-0992	総務企画 輸送・監査 検査・登録 （テレホンサービス） 整備・保安	076-423-0894 076-423-0893 050-5540-2044 076-423-0892	076-423-5509
石川運輸支局 金沢市直江東 1-1	920-8213	代表 検査・登録 （テレホンサービス）	076-208-6000 050-5540-2045	076-208-6002

２　独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所

名称	所在地	郵便番号	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸信越検査部	新潟市中央区東出来島 14-26	950-0961	025-282-2588	025-283-5558
長岡事務所	長岡市摂田屋町字外川 2643-1	940-1104	0258-22-3382	0258-22-3487
長野事務所	長野市西和田 1-35-4	381-0037	026-243-5542	026-244-1462
松本事務所	松本市平田東 2-5-10	399-0014	0263-58-0520	0263-86-4751
富山事務所	富山市新庄町馬場 82	930-0992	076-491-6637	076-423-5509
石川事務所	金沢市直江東 1-1	920-8213	076-290-7001	076-290-7010

３　軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所

名　　称	所　　在　　地	郵便番号	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟主管事務所	新潟市江南区亀田早通字川根2940	950-0145	050-3816-1850 （コールセンター）	025-288-1726
長岡支所	長岡市平島 1-3	940-1163	050-3816-1851 （コールセンター）	0258-86-6874
長野事務所	長野市西和田 1-38-1	381-0037	050-3816-1854 （コールセンター）	026-239-7074
松本支所	松本市平田東 2-1-11	399-0014	050-3816-1855 （コールセンター）	0263-85-3105
富山事務所	富山市新庄町字馬場 1-4	930-0992	050-3816-1852 （コールセンター）	076-423-8462
石川事務所	金沢市直江東 2-123-1	920-8213	050-3816-1853 （コールセンター）	076-208-5534

４　自動車整備振興会

名　　称	所　　在　　地	郵便番号	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟県自動車整備振興会	新潟市中央区東出来島12-6	950-0961	025-285-2301	025-285-2008
佐渡分室	佐渡市八幡 2075 の 1	952-1311	0259-52-3061	0259-67-7677
長岡支所	長岡市摂田屋町字外川2697	940-1104	0258-22-1112	0258-22-1111
上越分室	上越市三ツ屋町 45-4	942-0042	025-543-3224	0255-43-8985
長野県自動車整備振興会	長野市西和田 1-35-2	381-8510	026-243-4839	026-243-9810
松本分室	松本市平田東 2-4-1	399-0014	0263-58-3734	0263-86-5535
富山県自動車整備振興会	富山市新庄町馬場 24-2	930-0992	076-425-0882	076-424-6215
石川県自動車整備振興会	金沢市直江東 1-2	920-8213	076-239-4001	076-239-4004

５　管内出張検査場

検査場名	所　　在　　地	維持団体等	郵便番号	電話番号
佐　渡	佐渡市八幡 2075 の 1	新潟県自動車整備振興会	952-1311	0259-52-3061
村　上	村上市緑町 4-2-81	下越自動車整備事業協同組合	958-0033	0254-52-3773
上　越	上越市三ツ屋 45-4	新潟県自動車整備振興会	942-0042	0255-43-3224
佐　久	佐久市大字中込 3387-1	佐久自動車協会	385-0051	0267-67-4676
上　田	上田市大字住吉諏訪田 65	上田自動車協会	386-0002	0268-22-3310
伊　那	伊那市大字伊那部 6002-1	上伊那自動車検査場維持会	396-0011	0265-72-3511
飯　田	飯田市鼎切石 5122	飯田自動車協会	395-0807	0265-23-5896
七　尾	七尾市白馬町ヨ部 4-1	七鹿自動車整備組合	926-0828	0767-57-2110

MEMO

MEMO